

予算審査特別委員会会議録

[平成27年 3月 9日開催]

[平成27年 3月11日開催]

[平成27年 3月12日開催]

[平成27年 3月13日開催]

南あわじ市議会

予 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

日 時 平成27年 3月 9日
午前10時00分 開会
午後 4時05分 閉会
場 所 南あわじ市議会議場

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（16名）

委 員 長	原 口 育 大
副 委 員 長	柏 木 剛
委 員	阿 部 計 一
委 員	熊 田 司
委 員	長 船 吉 博
委 員	木 場 徹
委 員	蛭 子 智 彦
委 員	吉 田 良 子
委 員	小 島 一
委 員	森 上 祐 治
委 員	北 村 利 夫
委 員	印 部 久 信
委 員	川 上 命
委 員	登 里 伸 一
委 員	中 村 三 千 雄
委 員	谷 口 博 文
議 長	廣 内 孝 次

欠席委員（1名）

委 員	砂 田 杲 洋
-----	---------

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	小 坂 利 夫
課 長	垣 光 弘

書	記	船	本	有	美
書	記	齊	藤	浩	平

説明のために出席した者の職氏名

副	市	長	川	野	四	朗
副	市	長	矢	谷	浩	平
教	育	長	岡	田	昌	史
市	長	公	室	長	土	井
市	長	公	室	付	部	長
(総合	調整・新	庁	舎	建	設	担
当)兼	新	庁	舎	建	設	推
進	事	務	局	長	橋	本
総	務	部	長	兼	選	挙
管	理	委	員	会	書	記
長	財	務	部	長	神	代
周	年	記	念	市	民	生
活	部	長	高	木	勝	啓
健	康	福	祉	部	長	馬
産	業	振	興	部	長	兼
鳴	門	の	渦	潮	世	界
遺	産	登	録	推	進	室
長	農	業	振	興	部	長
兼	食	の	拠	点	事	業
推	進	室	長	神	田	拓
都	市	整	備	部	長	岩
下	水	道	部	長	原	口
教	育	部	長	太	田	孝
総	務	部	次	長	兼	総
務	課	長	佃	信	夫	夫
農	業	振	興	部	次	長
教	育	委	員	会	次	長
兼	教	育	総	務	課	長
会	計	管	理	者	兼	会
計	課	長	市	長	公	室
課	長	(大	学	応	援	プ
ロ	グ	ラ	ム	推	進	担
当)	総	務	部	防	災	課
長	総	務	部	情	報	課
長	三	原	総	合	窓	口
セ	ン	タ	ー	所	長	(地
域	防	災	・	振	興	担
当)	南	淡	総	合	窓	口
セ	ン	タ	ー	所	長	(地
域	防	災	・	振	興	担
当)	財	務	部	財	政	課
長	財	務	部	管	財	課
長	市	民	生	活	部	市
民	課	長	市	民	生	活
部	税	務	課	長	兼	収
税	課	長	山	崎	稔	弘

市民生活部生活環境課長 兼衛生センター所長	北	口	力
健康福祉部福祉課長 兼 少 子 対 策 課 長	田	村	愛 子
健康福祉部長寿福祉課長	大	谷	武 司
健康福祉部保険課長	川	本	眞 須 美
健康福祉部健康課長	小	西	正 文
産業振興部商工観光課長 (マーケティング戦略室長) 兼 企 業 誘 致 課 長	阿	部	員 久
産業振興部水産振興課長	榎	本	輝 夫
農業振興部農林振興課長 兼 農 業 共 済 課 長	宮	崎	須 次
農業振興部農地整備課長 兼 地 籍 調 査 課 長	和	田	昌 治
食の拠点事業推進室課長	喜	田	憲 和
都市整備部管理課長 兼 都 市 計 画 課 長	原	口	久 司
都市整備部建設課長	赤	松	啓 二
下水道部企業経営課長兼下水道課長	村	本	透
教育委員会学校教育課長 (学校教育指導主事)	廣	地	由 幸
教育委員会人権教育課長 兼生涯学習文化振興課長	福	原	敬 二
兼 玉 青 館 館 長 教育委員会生涯学習文化振興課付課長 (子ども映画祭・青少年育成センター事業担当)	川	上	洋 介
監査委員・固定資産評価 審査委員会事務局長	片	山	雅 弘
農業委員会事務局長	小	谷	雅 信
埋蔵文化財調査事務所長	山	見	嘉 啓

Ⅱ. 会議に付した事件

付託案件

1. 議案第80号 平成27年度南あわじ市一般会計予算

[歳入の部]

①債務負担行為、地方債及び款1. 市税～款20. 市債 (P. 9～P. 59) …………… 6

[歳出の部]

②款1. 議会費 (P. 60～P. 61) ～款2. 総務費 (P. 62～P. 91) …………… 80

Ⅲ. 会議録

予算審査特別委員会

平成27年 3月 9日 (月)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 4時05分)

○原口育大委員長 おはようございます。

本日より、予算特別委員会ということで4日間予定をしております。十分な審議時間がありますので、丁寧な審査を期待いたしております。

なお、議員各位、また執行部におきましては、簡潔かつ的確な質疑応答をよろしく願います。

本日、市長におきましては、体調不良で欠席をされております。

それでは、執行部、御挨拶をお願いします。

副市長。

○副市長 (川野四朗) おはようございます。

今、委員長さんのほうからもお話がありましたように、市長におかれましては、主治医のほうから静養するようというふうなことでございましたので、きょうもまた欠席をさせていただいておりますことをおわびを申し上げたいと思います。

日一日と春めいてまいりまして、きのうは本当に春を思わせるような陽気でもございました。そういう中、きょうから予算審査特別委員会が始まるわけでございます。我々も、この予算を組むに当たっては、いろいろと種々検討した上で集中と選択ということを基本にしながら、また、新しい施策を投入するというようなことで考えてまいりました。どうか皆さん方の御審議をよろしくお願い申し上げまして、冒頭の御挨拶にさせていただきます。

○原口育大委員長 それでは、ただいまから予算審査特別委員会を開催します。

第61回定例会において付託されました議案について審査を行います。

審査に入る前に確認をいたします。

本特別委員会での発言は、会議規則に基づき、挙手をして、委員長と発言して発言の許可を求め、委員長の許可後、委員の皆さんは自席で着席のまま、説明員は自席で起立をして答弁を行うようお願いをいたします。

傍聴は認めますが、傍聴される方は傍聴規則に準じ傍聴してくださるようお願いいたします。

また、ケーブルテレビが番組放送のため30分程度委員会審査の撮影に入っておりますので、よろしくお願いします。

審査の手順は、お手元に配付の次第のとおりといたします。

一般会計については、歳入・歳出に区分して審査を行います。

なお、歳入の審査終了後、歳出の審査を行いますが、歳出の審査時に関係する歳入の質疑を許可する場合があります。質疑は予算書の該当すべきページを先に発言し、質疑の内容に入ってくださいようお願いいたします。

資料提出要求は、委員会で決定後、委員長より行うことといたします。

お諮りします。

以上の確認事項について御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 異議がございませんので、ただいま申し上げました要領で審査を行います。

次に、提案理由の説明についてお諮りいたします。

各会計予算については、本会議において説明を受けておりますので、本委員会での再度の説明は省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 異議なしと認めます。

お諮りします。

平成27年度当初予算の審査に当たり、昨年も資料提出要求しておりますが、平成27年度の補助金一覧表を、本委員会で資料要求をすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 異議がありませんので、そのようにいたします。

よって、平成27年度の補助金一覧表の資料を要求いたします。

1. 議案第80号 平成27年度南あわじ市一般会計予算

[歳入の部]

①債務負担行為、地方債及び歳入(P.9～P.59)

○原口育大委員長 それでは、議案第80号、平成27年度南あわじ市一般会計予算を議題といたします。

なお、80ページ、款総務費、項総務管理費、防災行政無線工事費につきまして、執行

部より資料が配られております。あらかじめ机上配付しておりますので、確認をお願いいたします。

まず、債務負担行為、地方債及び歳入全般についての質疑を行います。

ページは、予算書9ページから59ページまでです。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

谷口委員。

○谷口博文委員 基本的なことで、これ、ページ13ページ、地方交付税についてお尋ねをするわけですが、これ見よつたら、昨年から1億5,000万ぐらい地方交付税が増額されとんねけんど、この辺の根拠と、それと、合併算定替えでなしに、何とかいうて、今から交付税が毎年1割や3割や5割や、あのあたりのちょっと説明についてお尋ねをいたします。

○原口育大委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 財政課の和田です。御質問の交付税の増減理由等について御説明させていただきます。

27年度の予算措置額につきましては、91億円ということで、全体的な交付税の中では、消費税の8%化に伴います基準財政収入額等の増加も見込んでおりますが、それによって減額されるわけですが、主な内容といたしまして、地財計画並びに地方交付税中の収入額につきましては増減という要因よりも、基準財政需要額のプラスマイナスによって、主に影響されているかと思っております。

特に交付税につきましては、例年ずっと申し上げておりましたように、本年27年度から合併算定替えに伴います5年間で減少を見込んでおります。5年間で約15億程度の交付税の減額ということで、算定替えに伴いまして、今91億ですけども、76億程度の交付税が32年度の予定として行われる予定です。

現実には、その程度の減額ですけども、実際、一般財源でその程度減りますと、相当な影響があるということで、財政的にはその時点で基金を取り崩さないような財政運営を目指しております。当然、財政計画等も組んでおりますけれども、本市の目標といたしまして、31年、32年に基金を取り崩さない予算計上、当初予算を組めるような形の運営を考えております。

合併算定替えにつきましては、御質問の中でどのような形というのが、今までずっと御説明させていただいたんですけども、本年度は全体の中の減額幅の1割、次年度が3割、10%、30%、50%、70%、90%という形で、5年後には100%減額幅1

5億の減額が予定されております。

本年、本来、減額幅1割ということで、1億5,000万程度の減額を見込んでおりますけれども、他の要因によりまして、交付税につきましては、前年より1億円程度の増額を見込んでおります。それぐらいです。よろしいですか。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 いや、合併算定替えによって、私も市長公室の室長にちょっと教えてもろってんけど。5年間続いて15億円ぐらいの減額になると。初年度は1割やさかい1億5,000万円ぐらいの減額なんやけん、この地方交付税の13ページのところを見よったら、前年より1億5,000万ぐらいふえとんねん。

私にしたら、地方交付税が減ると思うとんのに、今から順次減っていくと思うとんのに、この交付税が増額しよるさかいに、何か合併算定替えという制度が変わって、まだまだ行けんのかよ。そやさかい、減額される方向やいうように私は理解しとってんけど、今年度においては増額になつとるさかい、その辺、何ですかというのがまず素朴な。

○原口育大委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 少々細かいような説明になってくるんですが、確かに合併算定替えで1億5,000万程度の減額は見込んでおります。その中で、特に地財計画並びに交付税の国の方針といたしまして、地域の元気創造事業ということで、26年度まで措置されておりました分が1億5,000万程度減額になる、また、地域経済雇用対策ということで、それも約9,000万程度の減額になるということですが、それ以外に、まち・ひと・しごと創生事業ということで、新設による国の経済活性化に伴います財源措置が行われる予定となっております。その分で、約2億4,000万程度の増額ということで、全体をつく引くいたしますと、1億円程度の増額ということで見込んでおります。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ということは、今から1割、3割、5割、7割、9割というか、5年間で15億ぐらい減額されんねけん、今の説明だったら、その減額されとんねけん、それ以上、まち・ひと・しごとか何かいうていうやつで別メニューでされとるさかいに、前年は99億だったやつが100億5,000万に今回はなつとると、そういう理解でよろしいんですか。

○原口育大委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 27年度につきましては、そういう特異な形で、本来減るべきという予測がずっとされておった中で、増加要因が多いということで算定いたしております。

今の中で15億減るというのは、本来、合併算定替えでその経過措置がなければ、ことしも15億減ってるような財源になるんですけども、それを段階的に減さんことには、市町の負担が変化が大き過ぎて対応できらんということで、5年間で順次、最終目標の15億減という形に持っていかうとしているわけなんで、本来は、その経過措置がなければ、91億円の中で今年15億減額される予定というか、ことになってるかと思えます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 今回の説明聞いて、余計わからんさかい、これはまた、個人的にまた教えてもらいますわ。

○原口育大委員長 ほかに質疑ございませんか。
木場委員。

○木場 徹委員 固定資産税のことについてお伺いします。ページ数は16ページ、市税の固定資産税の現年分の課税のことについてお伺いします。

まず、土地の評価替えの下落による減少ということで、21億ですか、評価額が減っているんですけども、これ、地域的にどういう傾向がありますか。例えば、福良とか湊とか市とか、そういうところで、全般に下がっていると思うんですが、特に減少の激しいところというか、減額の激しいところ、何かわかったらちょっと説明をお願いします。

○原口育大委員長 税務課長。

○税務課長兼収税課長（山崎稔弘） おはようございます。税務課兼収税課長の山崎でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

今、御質問のありました地価の下落につきましては、市全体的にやはり下がっているのが現状でございます、その平均の下落率と申しますと、大体、四、五%ぐらいで、ここ何年間か推移しております。

それで、大きく下がっているところにつきましては、やっぱり福良のほうが若干大きく下がっているかと思えます。

以上でございます。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 市内で上がっているところなんかあるんですか。

○原口育大委員長 税務課長。

○税務課長兼収税課長（山崎稔弘） 上がっているところはほとんどないんですけども、唯一、土地の価値が今、出てますのが、晴海ヶ丘のほうがやはり人気がありまして、若干数字は上がっているかと思えます。それ以外は、上がっているところはないかと思われま

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 わかりました。

次、家屋についてお伺いします。家屋につきましても、3億6,000万程度評価額が下がっているんですが、これも、理由としては評価替えによる既存の評価額の減ということで、新築等がある中でこれだけ減るとるんですが、どのくらいの、平均、下がっているのかと、その辺ちょっとわかりやすく説明してください。

○原口育大委員長 税務課長。

○税務課長兼収税課長（山崎稔弘） 評価替えが27年度でございまして、基本的には土地も家屋も3年に1回の評価替えでございまして、土地につきましても、3年に1回ではなくて、毎年、評価額が下がっておりますので、時点修正ということで、毎年毎年、その5%ずつを下落分を見ているところがございまして、家屋につきましても、その3年間、時点修正というのはございませぬので、3年ごとに評価の価値が下がるというような計算を行います。

それで、木造とか非木造とかによりまして、耐用年数が全く異なってきますので、その下落率というのが、若干違いがあるんですが、耐用年数でいいますと、木造でしたら25年で大体、コンマ2まで下がると、コンマ2が底値でございまして、逆に、非木造でございましたら、鉄筋コンクリートでしたら60年の耐用年数がございまして、そこから開きはかなりあるんですけども、平均的なところで申し上げますと、大体1割ぐらいの3年間で下落があるということになります。

今回のこの下落率の幅が、木造ではおおむね5%でございますけども、1割落ちるのとその5%の差、その5%の差と申しますのは、家屋につきましては評価替えの段階で、物価上昇率というのを勘案して、例えば、建築当時の価格が1,000万円のものが、今建てた場合に何ぼかかるかというような計算を起こしまして、その物価上昇率が木造と非木造、それぞれ1.05、1.06というような、平成27年度につきましては、そういう物価上昇率が加味された中での下落率を掛け合わせますので、そのおおむね1割落ちる分と上がる分とで相殺された分がおおむね5%の下落率ということになります。

以上でございます。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 それなら次に、償却税のことで、ここに、説明のところには課税の免除額の減による課税額の増とありますが、これはどういうことですか。

○原口育大委員長 税務課長。

○税務課長兼収税課長（山崎稔弘） 償却資産につきましては、新規投資がなければ、その古くなった分だけが目減りするというような、通常であれば、新規投資がなければ償却資産の課税標準額は下がるということなんですけども、償却につきまして、課税免除等の制度がありまして、大きな大手業者が5年間の課税免除の適用を受けておりました。その業者が課税免除がこの27年で切れるということで、その額がかなり大きなウェートを占めておまして、その分を足し合わせますと、逆にプラスというような形になるということでございます。

以上でございます。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 償却の中で、例えば職種別に償却の額が、償却資産がふえているとか、この職業というか職種はそのまま、これは減ってるとか、そういう傾向はわかりますか。

○原口育大委員長 税務課長。

○税務課長兼収税課長（山崎稔弘） まことに申しわけございませんけども、職種別には、償却資産につきましては分類のほうはしておりません。先ほど申し上げました課税免除の分につきましては、企業誘致関係、企業団地のほうの大きな業者の分がかなり、個人

の償却金額といたしましたら、やはり金額的には割と低いんですけども、大手の投資されている償却資産の金額がほとんどのウェートを占めておりますので、そういう割合のほうは今のところは出しておりません。大きく動きましたのは、企業誘致の分でございます。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。
北村委員。

○北村利夫委員 9 ページ、債務負担行為、総合計画策定業務委託料なのですが、今の振興計画、ぼちぼち終わりやということで、次の10年間を見据えたまちの姿、どのようなコンセプトで委託されるのかお聞きします。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 市長公室の北川でございます。よろしくお願いいたします。

市の総合計画におきましては、市の最上位の計画でありまして、あらゆる人からの意見を反映する必要があると思います。今般、人口減少、それから少子化傾向、それから、地震災害等の発生もありまして、社会情勢が大きく変化しつつあります。その中で、市の責任も重要になってきますので、基本計画の審議委員会を結成いたしまして、産官学、それから民、金、言、労、あらゆる人たちの意見を参考にいたしまして、市の意見も交えながら、業者に委託をしてみたいと思います。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 何人ぐらい、それと、やっぱり委員なのですが、いろいろな人材を集めるということなのですが、一般公募等もあるんでしょうか。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 条例におきましては、審議委員が20名以内となっております。できるだけ年代層も幅広くそろえたいし、一般公募におきましても、できるだけやっていきたいと思っております。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 これ、債務負担行為で620万なんですが、総額幾らぐらいの予定なんですか。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 1,500万でございます。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 議案書3ページ、歳入全般的なことで少しお尋ねいたしますが、市民税については、本年度は、新年度21億5,400何がしということで、平成24年度から大体、市民税としては21億円前後というふうになっておるわけですが、南あわじ市が発足してから、市民税として予算ベースで一番多かった年が平成19年の23億4,800万何がしということであったかと思うんです。その点、ちょっと確認なんです。これ、予算書を拾っておるんで間違いはないと思うんですけども、それでよろしいですか。

○原口育大委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 市長公室長の土井本でございます。よろしく申し上げます。

当時、財政を担当しておりましたので、発言させていただきます。たしか、19年度は国の所得税と住民税の部分で、所得税が最低10%を5%にし、市県民税を10%の移行に変えたということで、平成19年度が市民税のピークになっているというふうに解釈しております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 同じく平成20年度が、これも22億7,100万ということで、2番目に高いのが平成20年度ということになっておるんですね。全般的に見て、21億前後であった、一番この低いのが22年度ですね。いろんな推移があるんですけども、若干増加傾向にはなってるけれども、やはり全体的には市民税としての収入というのが減っておる傾向にあるのかなというふうに総括をするわけですけども、その点いかがですか。

○原口育大委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） やはり、個人の所得というのは減少傾向にありまして、平成19年度に所得税から住民税に移行して、それ以降のやはり減ってきているというのが現状でございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そこをちょっと確認したかったんです。それと、これも幾つか見とっているいろいろ思ったことなんですが、使用料・手数料という項目がございますね。これを見たときに、新年度予算では4億7,500万余りというふうになっておるわけですね。これのピーク、南あわじ市、この10年ないし、振り返ったときの使用料・手数料で一番のピークが平成18年、8億9,000、ざっと9億円ぐらいの使用料・手数料というふうになっておると思うんです。

それから見ると、使用料・手数料というのは半額になっておると。ことしについては、新年度については保育料の減免ということもあります。平成18年以降、保育料第2子無料化というようなことの影響もかなりあるかと思うんですけれども、それ以外の要因というのは何なんでしょうか。

○原口育大委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 余り細かくは分析してないんですけども、大きな流れの中では、施設の指定管理の方向で使用料が減ってきたものと考えております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 その分析をいただきたいんですね。市民税で18億、21億の中にあって、使用料10億というのは、9億というのは非常に大きな部分ですね。市の財政力とでもいうのか、市が自分で財源を確保する力というのが市民税であったり、固定資産税もそうですけども、使用料・手数料と、こういったものが一つの、市の財政力の一つの柱になるんかなと思うんですよ。

そういう面で見たら、9億から4億7,000と、非常に半減をしないと、それを補うものは何かとかいろいろ考えていかないかん部分があるかと思うんですが、その分析ができてないというのはちょっといかんのじゃないですか。

○原口育大委員長 財務部長。

○財務部長（神代充広） 財務部長の神代でございます。よろしくお願いいたします。

今、財政課長が申しあげましたように、かなりの施設について指定管理をしております。指定管理については、利用料金制というようなことで、使用料をその施設の中で経費に充ててもらおうというようなことでやっておりますので、それによって使用料がかなり減っておるといふことでございます。

入は減っておりますけども、当然、歳出のほうもその分減っておりますので、使用料・手数料では、さほど大きな、当時からの増減はないというふうに思っております。

以上です。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 使用料と手数料トータルで見たときに、歳出も減っておるといふことですが、そうしますと、トータルの予算ベースで言えば、平成19年度で269億の予算ベースで、平成27年258億、総予算ということになっておるわけですね。この間には、民生費等々などの自然増というのも当然あると。

この使用料・手数料については、民間に委託をして指定管理をした場合に、例えば温浴施設なんかで非常に赤字体質になってきて、運営しておる事業者が破綻をしたり、いろいろそれに伴って未回収金、不良債権とでもいうのか、市内の業者が被害をこうむるといふケースもさまざまあったと思うんですよ。そういう使用料が減って、出るものも減ってるからええということではなくて、事業の継続性なり、指定管理をして使用料が減ったと喜んどの場合ではないといふか、その辺に伴ってさまざまな矛盾も出てきているという認識はお持ちですか。

○原口育大委員長 財務部長。

○財務部長（神代充広） おっしゃるとおり、何件かそういうような事態が起こっておりますので、委員おっしゃるような認識は持っております。

以上です。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。

熊田委員。

○熊田 司委員 23ページの使用料及び手数料で、市立保育所の保育料1億121万7,000円とありますけども、これ、年代、ゼロ歳児が何人分とか、そういうのは細か

く出てるんでしょうか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 福祉課兼少子対策課の田村でございます。よろしく願いいたします。

この市立の保育所の保育料の積算根拠につきまして申し上げます。

まず、市立の未満児を228人と算出しております。平均の保育料に1年分というふうな形で計算をしたものプラス、今回、3歳児以上無料化というところで、3歳児以上の児童につきまして、給食費につきまして360名の計算をしております、この総計が1億121万7,000円ということでございます。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしますと、この延長保育利用料とかいうのも、3歳児以上は無料になってくることになるんですか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） はい。給食費プラス延長保育料につきましては、新制度のもとでは、給食費は従来からいただいております経費ですけれども、延長料金につきましては有料ということでございます。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしますと、この一時保育利用料についてはどうなるんですか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 一時保育利用料につきましては、日額計算でございますので、3歳児以上であれば無料、未満児であれば日額の保育料によっていただくということになります。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 済みません、そうしますと確認ですが、一応、3歳児から5歳児までは給食費プラス延長保育利用料は利用料として入ってくると、こういうことでよろしいんですね。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） はい。そのとおりでございます。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。
長船委員。

○長船吉博委員 3ページ、市民税の中の入湯税4,000万、この根拠をお話しいますか。

○原口育大委員長 税務課長。

○税務課長兼収税課長（山崎稔弘） 入湯税の根拠ということでございますけども、入湯税を納めていただいております業者が、今、31社ございます。種別で言いますと、ホテルで7、民宿で15、旅館で9というようなことでございまして、この今年度の実績に近い数字でその予算を見積もらせていただいているというところでございます。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 今、課長、今年度の実績でというふうなことを言っておられますけども、今、この3月21日から花博15周年記念が始まって、この南あわじ市でも100万人の方が来られると予想しておるわけですよ。そうすると当然、宿泊者が前年から比べればかなりの数がふえるという、僕ら、思いがするわけです。ですから当然、入湯税も上がっていいのかなというんですけども、ここらはどう考えておるんでしょうか。

○原口育大委員長 税務課長。

○税務課長兼収税課長（山崎稔弘） 委員御指摘のとおりと思いますけども、観光誘致事業等に期待するところは非常に大きいところでございますけども、そのところの数字は税務課のほうでは未知数でございますので、現状の数字で上げさせていただいたというのが、予算で上げさせていただいた現状でございます。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 税務課としてはそれでええのかなという考えなんですけども、やはり行政、税務課だけでない、もっと横のつながりがあるって、これだけ兵庫県も大々的に宣伝していただけたらいい中であって、当然、ふえてくる。ふえるということは、市にとってもありがたいこと、ええことなんで、やっぱり予算やから、もっと正確な予算案を出していただきたいなど。全体ですけども、南あわじ市は、僕は思うんですよ。補正が余りにも多過ぎます。ですからやっぱり、大事な予算ですので、もう少し緻密にやっていただきたいという希望をして、終わっておきます。

○原口育大委員長 小島委員。

○小島 一委員 47ページの寄附金ですが、これ、一般寄附、それからふるさと南あわじ応援寄附金、ともに前年度に比べてかなり多目に計上されておるんですけども、その根拠と、ふるさとの応援寄附金については、地元産品等々のことも聞いておるんですけども、それをいかにPRというか周知するような手だてを考えているのかをお尋ねいたします。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 今、委員さんおっしゃったとおり、来年度から各自治体がふるさとの特産品のPRということで、産品を寄附金のお礼にということが多くなっております。南あわじ市におきましても、27年度からそのような方向を見出しております。

PRにおきましては、新年度に新しく寄附金の仕方のパンフレットの印刷を予定しております。それによりまして、今まで窓口納付、それから郵便振替等の納付でございましたが、インターネット上から寄附ができるような制度を設けることにしております。

寄附金は公金を納付してもらうのに、代行の会社に委託するような形になっておりまして、ふるさと特産品におきましては、それもプロポーザルにおきまして、業者にパンフレットを印刷してもらう予定にしております。ホームページ、広報等、PRをしたいと思っております。

○原口育大委員長 小島委員。

○小島 一委員 これは、市内の方も当然、寄附されるわけやけども、主な目的は、やはり市外、島外、県外の人に、南あわじ市の出身の人にできるだけふるさと納税をしてほしいというふうな趣旨やと思うんですけども。あなた頼みというか、非常に、見てもらわん限りは、見てもらって、納税してやろうというのは相手次第のようなもので、かなり、両方足したら3,000万というふうな、去年に比べたら計上されとるわけで、その辺、もうちょっとうまく、インターネットは当然ですけども、パンフレットにしたって、なかなかそない日本全国にばらまくわけにもいかんとは思うんで、何かそれ以外の方法というのは考えられないんですか。

○原口育大委員長 市長公室付部長。

○市長公室付部長（橋本浩嗣） 市長公室付部長の橋本です。よろしくお願ひしたいと思ひます。

当然、こういう大きな数字になっている根拠としましては、島外の方をターゲットのようにはしております。ちょっと今、こういう各自治体がどういふ返礼品をしてるかというサイトがございます。ちょっとサイトの名前ほど忘れしましたが。テレビなんかでも見ておられますと、ここの市を応援したいとかいふような感じじゃなしに、そのサイトを見て、こういう返礼品をいただけるなら、どこそこの市にといふようなことで、いずれにしましてもインターネットなんですけども、そこらの方、島外の方々で、そういう今、ふるさと寄附金をしてる方といふのは、そういうサイトをずっと見てるようでございます。それでふえてくるのかなど。島内の淡路市なんかでも、やはりそこらで載っておりますので、自動的に載っていきますので、これぐらひの金額は期待できるのかなといふふうに思ひます。

○原口育大委員長 小島委員。

○小島 一委員 それから、国のほうでも年々、各地方自治体の特産品といふかお土産が華美になってきておるといふことに非常に懸念といふか、そういう態度を示しておると思ひんですけども、今後これ、1万円の寄附をもらうのに5,000円の土産を渡したんでは、これ、何をしよるかわからんと思ひし。その辺について、どんなふうにお考えおられますか。

○原口育大委員長 市長公室付部長。

○市長公室付部長（橋本浩嗣） 南あわじ市についても、当初からずっとこの南あわじ市出身でいろいろ巣立って島外に出ておられる方々に、恩返しといふような意味で税金が

控除されるのであれば、寄附というようなことで随分、それで頑張ってきました。今、国が言っているような形でやってきたんですが、もう、他の自治体がこの返礼品で競争になっております。当然、南あわじ市も、最初に申しあげましたような精神は守りつつ、今は4割ぐらいかなというふうに考えております。

○原口育大委員長 印部委員。

○印部久信委員 このことについて私も聞きたかったんですが、ちょっと今、小島委員が聞いた以外に、私自身で聞きたいことがありますので、聞いていきたいと思います。

まず、私もいつか聞いたかもわかりませんが、一般寄附金とふるさと南あわじ応援寄附金とのこの違いですね。違いから言ってくれますか。

○原口育大委員長 税務課長。

○税務課長兼収税課長（山崎稔弘） 税金面での控除が全く違ってくるわけなんですけども、ふるさとの場合につきましては、寄附金の金額から2,000円を引いた部分が市民税の10%と、所得税でしたら累進課税ですけども、その税率の部分が、税額の分が控除になります。それが一般の寄附金ですけども、これに加えて、ふるさとのほうは、まだその残りの部分を特例控除という形で控除分が増額されるというところがございます。その人の寄附金の金額によりましては、2,000円を引いたところの残りの残額が全て税額から免除されるというようなところがございます。これが、寄附額がふえてまいりますと、全部が全部対象にならないというところがあるんですけども、ちょっとそのところで計算で細かいところがありますので、おおむねそういうところがございます。

○原口育大委員長 印部委員。

○印部久信委員 私はそういうことを聞いておると違うんですね。私が言いよるのは、一般寄附金をされる方は、市として一般寄附金をされる方は、このふるさと納税した場合の控除の上限は当然あるんですが、一般寄附金をされる方は、例えば100万円寄附される方は、その100万円をふるさと応援寄附金として取り扱ってあげて、いわゆる控除できる部分は控除してあげたほうがいいんじゃないかと思うんです。この一般寄附金も、これに特定に使ってくださいよというのなら、ふるさと納税でも指定した場合は、それにそのお金を使うことができるんですね。

ですから私は、この一般寄附金とふるさと応援寄附金を何で分けてあるんかがわからないんです。善意で寄附していただいとる方は、ふるさと納税として受け付けて、それなりの

控除をしてあげたほうがいいんじゃないかと思うんですが、何でそうしないかという理由を聞きたいんです。

○原口育大委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 一般寄附金とふるさとを含む特定目的の寄附金ということで、その違いにつきましては、一般寄附金につきましては、用途を特定されないような形で使ってくださいよという形で受け付ける寄附金です。特定目的の寄附金につきましては、この用途に使ってくださいよという形で申し出を受け付ける寄附金でございます。

ちょっとはっきりとはないんですけど、ふるさと納税の寄附金につきましては、所得の何%以内とかいうような形で上限が設定されとったやに記憶してます。ちょっと、間違いであれば申しわけございません。

○原口育大委員長 印部委員。

○印部久信委員 ですから、上限があるのはわかっとる。とにかく、例えば私が寄附した場合は、いわゆる市税が5万円までは減額されますよというのは、それはそれでええねん。この上の部分については、別に減額されてもらわんでも構わんのやけど、せっかく寄附してくれよる人に対しては、ふるさと応援寄附金の取り扱いにして、本人の所得に応じて控除できるだけ控除したたらええんと違うんですか。それで、今言ったように一般寄附金であろうがふるさと応援寄附金であろうが、ふるさと応援寄附金はいろいろあっても自由に使ってくださいよという欄もあるはずなんや、これ。

そやから、この一般寄附金というのは、市は良心的に応援寄附金にしたって、できるだけ、全部は控除でけへんのは当然決まってますけれども、控除できる金額だけ控除したてもろうたほうが、寄附をしてもらう人にとって、大した良心的なことになるのと違うんですか。

それとこれ、今度は何年か前に人形会館の特定の寄附金もあったように思うんですが、こういうのが皆かぶってくると思うんですがね。ここらはどういうような対応をするんですか。人形会館の寄附金も、あれも控除対象になるように思うんですが、そこら皆、二本立て、三本立てで行くんですか。もう、一本立てにしたほうがいいんと違うかと思うんですが、いかがですか。

○原口育大委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 前段の部分の、一般寄附した部分をふるさと納税したら

どうやと、そういう方も中にはおられると思います。ただ、ことしに入って、いわゆる相続するお金を市に寄附すると。ということは、相続税の部分から控除ができるんですね。これはふるさと納税にはできません。これはもう、きっちり決まっています。そうした部分があるんで、一概にふるさと納税だけを置いて、一般寄附をやめるというわけにはいかないんで、いろいろな会社から自由に使うてくれという寄附も、法人税の計算の中に取り入れられるんで、そうした寄附があります。

人形会館の話については、ちょっと内容がわからんわけなんですけど、人形会館建設のときにふるさと納税でしたんですけど、今おっしゃられてるのが、人形会館が独立法人というふうなことで、直接人形座のほうに寄附を受ければどうやと、こういう話かなという気はするんですけど。広域法人で資格をとったんやけども、国税は行けるけども、県民税と市民税については条例で制定せんと、その満額のふるさと納税用の寄附はできないと、こういうことではないんですか。

○原口育大委員長 印部委員。

○印部久信委員 それは違うな。私は今、あのときの条例を持ってませんので詳しくわかりませんが、人形座に寄附をした場合も控除対象になるということなんです。ですから、このふるさと納税も、いろんな区分があったと思うんです。これに寄附してくれ、自由に使ってくださいと、いろんな部分があって、このたびは若人の広場の点灯の燃料代にも使えるような特定の区分があったように思うんですね。

ですからこれ、人形座のほうに寄附をした場合に、そんなら、ふるさと納税の場合にはいろんなバックがありますよね、商品の。人形座の場合は、これはないと思うんですよ。こういうのも一つにして、せっかく寄附してくれる人には、人形座に使ってくださいよという区分をつくっておいて、そこでふるさと納税の商品の、今度、還元もしてやったほうがより集まりやすいと思うんですが、どうですか。

○原口育大委員長 市長公室付部長。

○市長公室付部長（橋本浩嗣） 人形会館については、もうでき上がっております。会館については、建物はでき上がっておりますので、今は人形の伝承というんですか、技術の伝承、そういう項目をつけております。それは、ふるさとの中に一項目ありますので、そういう人形の技術の伝承のことに応援してあげようという方には、ふるさと納税としての返礼品はございます。

○原口育大委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたら、何でわざわざ条例で人形座に対する寄附金控除の条例をつくっとるんですか。かぶっとると違うんですか。教育委員会か何か、担当者、わかりませんか。たしか、2年か3年前に、人形座に対するその制度をつくっとるはずですよ、条例で。

○原口育大委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 教育委員会の太田です。よろしくお願ひします。

1年ほど前でしたか、公益財団法人になったということで、それに対して寄附金控除が受けられるということになりました。これについては、国と市・県、全部でも49%程度しか寄附金控除がないという制度なんですけど、今、国のほう、そしてまた市のほうの条例化したということで控除ができるわけなんですけど、県のほうは、人形座に対するそうした寄附金、公益財団法人になったということで、寄附金控除の対象にはしてありません。

そうしたことから、最高で49%の寄附したうちの、金額は正確にはわかりませんが、国、県、市で49%までは控除できますよというのが、県が抜けているということで、なおそれよりも低い金額になろうかと思うんですが、ふるさと納税の中の後継者とか伝統芸能を伝承していくとか、そうした項目がありますので、そうした項目を使ったほうが有利でないかなというのが認識しているところであります。

○原口育大委員長 印部委員。

○印部久信委員 とにかく私自身、あの条例を見てますと、この人形会館への寄附の条例とこのふるさと応援寄附金のこれを見てますと、かぶっとるところがあるように思っちゃあないんですね。これもう一遍、私も今、条例持ってないんで、詳しくよう言わんですが、よう検討してもらうて、かぶっとるならかぶっとるで一つに統一してもらうて、ふるさと納税の場合は、した人に対してはそれなりの返礼をこのたびは27年度から充実したものを出すということなんで、同じ寄附をして同じようによそのお金が使われるんなら、ふるさと納税のほうに集約してもらったほうがいいんでないかと思っております。

○原口育大委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 人形協会のほうも、公益財団法人を取得すれば、市に寄附したと同じだけの控除が受けれるために、そうした取得を目指したんです。目指したんですが、南あわじ市は条例でしてます。そしたら、南あわじ市民の人がそこへ寄附すれば、

市民税は当然、控除の対象になります。県民税はなりません。洲本市の人が寄附すると、県民税も市民税も対象にならず、国だけになってしまうと。

ということは、例えば神戸市から、東京都のほうからとかいう部分になれば、非常に公益財団法人を取得してそういうふうに行こうとしたんやけども、今は人形協会のほうは、恐らく、市のほうへ寄附していただくような働きかけをしとると思うんです。そやから、公益財団法人をとられたというのは、それはそれでいいのかなとは思いますが、恐らく、人形の後継者の育成という部分から、市に行くような話になるんかなというふうに理解しております。

○原口育大委員長 印部委員。

○印部久信委員 そういうことになってきたら、その人形座に対する寄附、こういう条例というのは余り、無意味なものであるように思うんですね。わざわざあれ、議案提案されて条例制定しとんのに、今の公室長の話聞けば、あつて意味が余りないような条例であると思うんですね。まあ、それはそんでええ。

このふるさと応援寄附金の上限枠を広げるというようなことを国会で言うておりましたが、現実的には、それはどういうふうな流れになってますか。

○原口育大委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） 市民生活部の高木でございます。よろしく申し上げます。

今、その法案が審議されておる最中なんですけれども、寄附金額に上限はないんですけれども、まず、その所得に応じた有利な金額というのが計算上、出ております。

例えば、天引き前の給与所得が25万円でしたら、大体、手取りの収入は月20万円で、その方を対象にしますと、手取り収入が20万円ぐらいの給与所得者で单身の方ですと、まず、1万5,000円寄附します。そしたら、御負担は先ほど言いましたように2,000円。あと、1万3,000円は返ってくるというような、今の現行制度でございます。そして、その法案が通りますと、目安としてなんですけれども、先ほどの1万5,000円を2倍していただいて2,000円引いた金額がその方々の有利な寄附金額となっております。

例えば、40万円の天引き前の収入でしたら、3万円寄附したら、2,000円の御負担でその2万8,000円返ってくるという方につきましては、その2倍、つまり6万円から2,000円を引いていただいた5万8,000円分が返ってくると、そのような計算になっておりますので、その家族の構成であつたりで違うんですけれども、目安としてはそのような形で有利な寄附金額となっております。

○原口育大委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、南あわじ市の市民が市に寄附した場合も、所得税控除、市民税控除で2,000円を減額した分がほとんど今言うた上限があるわけですが、返還されるということになって、あと、市のほうに国からその部分に対して75%だったか70%の交付税算入があるということなんですかね。

ということは、南あわじ市の市民が市に寄附した場合に、市民税が結局は本来の市民税よりも25%市が減額されるということになるわけですかね。それが結局、うちから、南あわじ市から市外へ行った場合は、結局それも同じで、南あわじ市の市税が25%減ということですかね。例えば、南あわじ市の市民が大阪へ寄附した場合。そういうことで、南あわじ市から市外へ寄附されとる方は結構おるんですか。どれぐらいの数になるんですか。

特に東京都なんかは、もうこのふるさと納税には大反対してますね。何でもかといいますが、東京都の都民が全国に寄附した場合、市税の25%が交付税算入等があるといえども、それだけ東京都は減っていくわけですから、これ、大都市圏はもうふるさと納税には反対してますね。南あわじ市から市外へどれぐらいの人数の方が寄附されてますか。大枠でよろしいよ。

○原口育大委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） 申しわけないんですが、その数は寄附金控除を全部繰らないとわからないので、数は把握しておりません。

それと、先ほどの75%ということですが、先ほど私が言いました給与収入25万円の方が、例えば1万5,000円が有利ですよと申し上げました。その内訳は、所得税で700円、住民税で1万2,300円返ってくるわけなんですけども、その1万2,300円のうちの県と市の割合が60%、40%でございますので、市のほうの還付が1万2,300円の60%、その中での75%が交付税で返ってくるという計算になっております。

○原口育大委員長 印部委員。

○印部久信委員 いずれにしても、市税、県民税がどちらにしても25%少なく、おおむね25%少なくなるということですかね。これ、けど、恐らく南あわじ市からも出てると思うんですよ。市の広報を見ておられますと、南あわじ市に島内市外、島外という一覧

表で三つの段階に出してあるのをいつも毎月出るんですが、恐らく、島内市外、あるいは島外からあれだけの応援寄附金が来とるんですから、反対に南あわじ市からもどこかへ何ぼか行つとるはずなんですわね、当然、ゼロではないと思います。もう一遍、またそんなのも見ておいていただきたいと思います。

あと言いたいことがあったんですが、もう時間ですから、一遍休みます。

○原口育大委員長 暫時休憩します。

再開は、午前11時15分とします。

(休憩 午前11時05分)

(再開 午前11時15分)

○原口育大委員長 再開します。

市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） 先ほどのふるさと応援寄附金の件で、一つだけつけ加えさせていきたいと思います。

このたびの制度改正では、住民税の税額控除の仕組みの改正と、あともう一つ、ただいまのところ、確定申告が必要になっております。そして、その申告が要らないというような改正も加えておりますので、申告が要らないということは、そのデータがまたやりとりされるとお思いますので、先ほどの件数につきましては、注意深く見ていきたいと考えております。

○原口育大委員長 印部委員。

○印部久信委員 そういうことで、改正、今国会で今言いよるやつが、国会が通るといふことになると、より一層しやすくなると思うんですね。それで、南あわじ市も2,000円控除分に対していろんな品ぞろえをして、そういうものをお返しとして出すということになりますのでね。市から市のほうへ寄附したって、市税の75%は交付税算入で返ってくるのやから、こんなありがたい制度はないんでね。関係部局はこれを大いにPRしてもらって、課税されている方によく説明してもらって、納得してもらって、ふるさと納税してもらおうということは、大きな財源になるとお思いますので、一生懸命やっていただきたいと思うんです。

それと、最後に1点。市の広報でも、前にも言うたかもわからんですが、いつも書い

であるのが、ふるさと納税という縦書きの欄があって、横書きにふるさと応援寄附金と、二棟建てに書いてあるんですね。これ、法的にはどれが正しいんですか。私はもういつも言うんですが、応援寄附金になると議員はしにくいんですが、ふるさと納税であつたら議員はできるはずなんや。市の広報は両方書いてあるんですね。正式の法律名はどちらなんですか、これは。どないぞ、ふるさと納税にしたら私どももできるんですよ。応援寄附金はでけらんの。

○原口育大委員長 答弁できますか。

市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 南あわじ市の場合は、南あわじ応援寄附金でございます。

○原口育大委員長 印部委員。

○印部久信委員 そうしたら、何で広報に二棟建てで応援寄附金と、もう一つ横にふるさと納税という文言を入れて、いつも一覧表、出てますね、ふるさと納税の寄附金。上の欄はたしか応援寄附金やけど、この縦のほうは、ふるさと納税になつてるのでしょ。何で二つになつてるのかなといつも思うんですよ。お願いします。

○原口育大委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 先ほど課長が申したように、ふるさと応援寄附金が正式な形なんですけど、全国で言われておるのがふるさと納税制度ということで言われておりますので、よりわかりやすく二通りの文言を広報に記載しているということでございます。

○原口育大委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、今後もこの二棟建てで行くわけですか。

○原口育大委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 今、御指摘ございましたので、どちらのほうがいいか、再度、検討させていただきたいと思います。

○原口育大委員長 印部委員。

○印部久信委員 最後に。我々も寄附できるように文言を改めてもらったらありがたい
と思います。
終わります。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。
吉田委員。

○吉田良子委員 歳入の20ページの地方消費税交付金についてお伺いたします。こ
れは消費税が5%から8%に引き上げられて、その結果、市に対しても率として引き上げ
られ、その分がこういうふうにあつたと思いますが、前の説明では、平成27年度から平
準化していくということで、今後、この金額がこういうふうになってくるのかどうかにつ
いてお伺いたします。

○原口育大委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 御指摘の地方消費税交付金ですけれども、消費税の税率が改正
されたことに伴いまして、3%の上積みということで、従来分5%の案分とは違うんです
けれども、3%分について、結果的に26年度につきましては、全体として決算見込みで5
億4,000万という形で、採用されて半年でしたか、4月だったか、現実、県への納税
が2カ月から10カ月程度おくれますので、26年度についてはそういう算定をさせてい
ただいております。

27年度につきましては、もうその経過的なものがなくなりましたので、一般の分とい
たしまして5%分は通常の4億9,000万程度を見込みまして、3%の増額分の市への
配分の分につきまして増額させていただいて、全体として予算として8億3,300万と
いう経過になろうかと考えています。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 説明はわかりましたけれども、平成27年度は平準化するという話が
あって、今後、こういうふうな金額が南あわじ市で推移していくのかということですが
も。

○原口育大委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 当面、8%での段階では、こういう形で推移するとは思いますが。今後、予定されております10%につきましても、また変化が発生するものと思いません。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それで、この消費税交付金を社会保障の財源化というふうに言われております。附属資料の概要説明書の10ページに、この引き上げ分の地方消費税交付金社会保障財源分というのが南あわじ市で何に使われているかという一覧表が出ております。そこで、そのことについてお伺いするわけですが、この本資料については、平成26年度1月24日付で総務省がこういうふうに使いなさいというような表も示して、この表の中に当てはめていっている数字だというふうに思いますが、具体的に聞きますけれども、この老人医療医療費助成という事業がありますけれども、こういう、それと上の障害児の分がありますけれども、具体的にこれはどういうことに使われているわけでしょうか。

○原口育大委員長 歳出の質問のような気がしますけども、財源確保という観点での答弁でよろしいですか。
財政課長。

○財政課長（和田幸三） それぞれ、老人医療費等につきましても、一般財源から措置されて事業を執行しております。その分に充てておるということで、一応、記載はさせていただきます。ただちょっと、消費税、国のほうで考えております消費税の増額分を社会保障費に充てなさいということですが、消費譲与税の分を社会保障に充てるというシステムで、ここにはこういう形で総務省の指導によりましてどこに充てたかというようなものを記載しておりますけども、実際、例えば4億消費譲与税でふえましても、100%交付税で減額されますので、国の言うような形での財源確保は、市のほうではでき得ないということで、ふえた分をそのままストレートに100%引かれます。システム的にはそういうシステムになっております。
以上です。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 平成26年度1月24日の総務省通知では、この財源については事務

費並びに人件費に充ててはならないというふうに記載されておりますけれども、これを見れば、何か事務費に使われてるのかなというようなことになってると思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○原口育大委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 事務費という形、細かく分けて総務省のほうには報告させていただいておりますけれども、現実はまだどこに充てたかというのは、詳細に記載する必要もなく、これに充てたというような形の報告でも構わんとは思うんですけども、一応、医療費そのもの、扶助費に対するもので充てているという解釈をしております。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 この消費税の増税分ですけれども、平成26年度は生活保護の扶助費があったんですけども、そういうのもあるんですけども、実際消費税が上がって、1人当たり7万円、4人家族で24万円の負担がふえるというようなことになっておりますけれども、やはり市民には目に見える形で市としても社会保障の財源に充てていくところでは、下のほうの予防接種とかがん検診、こういうところの分を引き下げるというような社会保障として市は考えられなかったのかということについてお伺いいたします。

○原口育大委員長 ちょっと歳出に入っていると思いますので、そういう詳細な部分については歳出のときをお願いしたいと思います。

吉田委員。

○吉田良子委員 それはまたそういうことですので、消費税増税分はやはり市民に返すべきだということで、今後、歳出の中で質問させていただきます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今の御答弁の中で、消費税増税分があるけれども、その分、交付税から引かれるんでという、そのあたりの説明をもう少しいただけますか。

○原口育大委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） どう説明したらいいんでしょうかね。交付税の制度自体は、

基準財政需要額と基準財政収入額の差額が交付税として措置されるという形になってますので、その交付税の中へ、基準財政収入額の中へ消費税増税分が100%算入されますので、差額が小さくなるということは、交付税が少なくなるという理屈です。

ですから、5%分については75%、2割5分の、25%分は交付税がふえる要素があったんですけども、実際、3%分の増額があった分、1.7%だったか、地方への配分枠の分について、現実的に国の言うところと地方が受けてる財源措置は全く違うということです。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 基準財政需要額というのがあるわけで、これは地方財政についての考え方が示されて、その中で決まってくると。基本はもう決まってるんだけど、例えば基準財政需要額の中で、例えば高齢者がふえてきた場合、当然、社会保障費というのは自然増という部分が出てきますよね。その自然増というのは基準財政需要額の中ではどういうふうにかえられてるんですか。

○原口育大委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） ちょっと詳細に説明し始めますと、何か時間がかかるんですが、簡単に申し上げますと、消費税の基準財政需要額の算定に際しましては、老人人口なり、それぞれの人口係数、それに伴いまして、一応の基準がありまして、その基準に基づいての単位費用という形で、掛け合わせたものが市の老人福祉の、例えばある種部分の、自然増という形でなしに、それぞれ市町の老人人口なり等のやつを報告します。その係数に基づいて試算をして、基準の係数が出ますんで、その係数に基づく全国ベースの中の単価を定められておりますので、それに掛けた段階で老人福祉の基準財政需要額というのが算定されるようになっております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だから、高齢者の人数の割合によって点数化されてきて、自然増の分は基準財政需要額の中でふえると。ということは、市の財政規模もその分ではふえていくということになるんでしょう。そうならざるを得ないですね。基準財政需要額が減るとということは、市の予算としても財政としても、ふえざるを得ないでしょう。そうなるはずですよ。

○原口育大委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 単純に言えばそういう形になると思います。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 単純に聞いたかったんです。で、その部分も反映する中で、やはり予算の総額、特にこれは高齢者の自然増ということになれば、介護であったり医療費であったり年金であったりと、そういう部分が必ずふえてくると。そういうあたりを基本に押さえたかっただけなので、これで終わっておきます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 3ページと19ページのこの地方譲与税の地方揮発油譲与税8,600万円についてお尋ねをしたいのやけど、たばこ税だったら、市内でたばこを買うたら、この辺の8,600万円、この譲与税の基本的なことをまずお尋ねいたします。

○原口育大委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 譲与税につきましては、それぞれの基準を持ってまして、示されて、市の場合、揮発油税とか重量税とか消費譲与税とか等がございます。揮発油税につきましては、市の道路の部分の確か、延長、面積が基準となって全国案分された中で金額が決まっているように思っています。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 例えば、市内で油、給油したら、加算されてくるのか。たばこでもそうでしょう。たばこはたばこで、たばこ税というのは市内で消費した分、これ、3億6,000万ぐらいのお金が市税として入ってきよるので、この揮発油税というやつは、もうただ単に、市内で給油しようとしてどこで給油しようとか関係ないんですか。

○原口育大委員長 財務部長。

○財務部長（神代充広） 通常、ガソリンを買いますと、税金がついてくるんですけども、国税である揮発油税については、リッター当たり48.6円、税金がかかっています。

ここに上がってます地方揮発油税については、リッター当たり5.2円かかっておるということで、税金については合計しますと53.8円、税金がかかってます。

地方揮発油税については、国税とは別に、一旦、県のほうに全部入りまして、県から、先ほど財政課長が言いましたように、それぞれの市町の道路延長と面積に応じて配分がされております。県と市の取り分につきましては、市町のほうが5.2円のうち2.2円が市町のほうに配分される、県の取り分はリッター当たり3円というふうな仕組みになっております。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 なら、この8,600万円というのは、一般財源か特定財源かいうたらどっちの財源になるんですか。

○原口育大委員長 財務部長。

○財務部長（神代充広） 以前は、道路特定財源ということで、道路事業に使うべしということになっておったんですけども、法律が改正されまして、今は一般財源ということで、どんなものに使ってもいいというふうになっております。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 入湯税は目的でないけど、消防とか観光とかに使えるのやけど、この揮発油譲与税の8,600万は、道路の修復とかそういう財源にも使っても構わんけど、その他にも使っても構わんと、もう一般財源化しとると、そういうことでよろしいんですか。

○原口育大委員長 財務部長。

○財務部長（神代充広） そういう理解で結構でございます。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。
北村委員。

○北村利夫委員 10ページ、火葬場整備事業、いよいよこの事業が動き出すということなんですが、場所はどこですか。

○原口育大委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） 火葬場整備事業ということでございますけれども、この事業費につきまして御説明させていただきます。この事業費の内容は、市の基本計画の策定業務でございます。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 これたしか、この火葬場については、歳出のほうで測量費等が入ってたわけやから、もう場所は決まっとるわけでしょう。

○原口育大委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） 場所につきましては、まだ地元の理解が十分得られておりませんので、まずは人口動態とか、今の御使用になられてる件数とか、そういうのを精査いたしまして、その施設の規模をまず計画に上げます。それから、地元の調整を進めたところで、測量業務に入っていきたいと考えております。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 じゃあ、規模はどれぐらいなんですか。火葬場の規模、どれぐらいなんですか。

○原口育大委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） まず、これからの推定人口と申しますか、ただいまの利用者数と、あと二、三十年先を見込んでの利用件数で、まず火葬炉の数と、あとまたそのつくりの中で、待合室をどうだとか、ロビー、あるいはまたそれぞれの施設の規模を決めるのが基本計画となっております。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 その基本計画で、完成年度はいつにするんですか。

○原口育大委員長 生活環境課長。

○生活環境課長兼衛生センター所長（北口 力） 生活環境課長兼衛生センター所長の北口でございます。よろしく申し上げます。

基本計画につきましては、27年度基本計画ということで発注させていただいて、内容につきましては、スケジュールであったり、それと人口推計、今現在、火葬炉4炉ございます。その人口推計をもとにして、今おっしゃった規模なり決めていくこととなります。

今、歳入のほうで地方債、合併特例債を充てておるんですが、歳出のほうで基本計画と用地測量を歳出で予定しております。今、この歳入のほうで合併特例債に充てておるのは、用地測量のほうを充てさせていただいております。

以上でございます。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 その用地の測量をするわけですね。そやから、いわゆるどれぐらいを確保しようとしてるんですか、用地は。

○原口育大委員長 生活環境課長。

○生活環境課長兼衛生センター所長（北口 力） 今、高木部長が説明あったように、場所については地元と調整中ということでございます。用地につきましては、今、3万平米の試算で委託料として計上させていただいております。

○原口育大委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） 3万平米というのは、こちらのほうのまだ今、目安でございまして、例えば、やはり通りから見えないとか、その視野を遮るような、そういう手当ても必要だということで、先ほど申しあげました3万平米はあくまでも目安でございますので、御理解いただきたいと思っております。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いわゆる、これは合併特例債を使うという基本があると思うんですね。ということは、もう合併特例債を使う、いわゆる出口というのは決まっていますよね。ということは、完成年度もそれまでにせないかんという話になってくると思うんですが、

それでよろしいですか。

○原口育大委員長 生活環境課長。

○生活環境課長兼衛生センター所長（北口 力） 今おっしゃるとおりで、合併特例債が31年度までということになっておりますので、まず基本計画で大筋をシミュレーションといたしますか、大筋の枠組みを進めていきたいと思っております。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。
吉田委員。

○吉田良子委員 法人市民税についてお伺いたします。

歳入の16ページ、法人税については、法人市民税、平成26年10月1日に税率改正というのがあったと思います。市民税、市に入る法人税の割合が減ることになっておりますが、その影響額というのはどれぐらいあるかわかりますか。

○原口育大委員長 税務課長。

○税務課長兼収税課長（山崎稔弘） 法人税の改正につきましては、委員おっしゃられましたように、平成26年10月開始分分から改正ということになりまして、その申告がされ決算されるのが27年9月分分から新規になります。決算報告につきましては、決算した2カ月以内に報告ということになりますので、27年11月歳入分からその適用になろうかと思えます。

ですので、その対象が11、12、1、2、3、その5カ月分が対象になるわけなんですけども、今、決算ベースで見ますと、その企業の割合の数値で見ますと、全体の数字からおおむね10%弱ぐらいでございます。

それで、法人税率の改正が12.3%から9.7%に変わるというのを、これを割合に求めますと78%、22%の減額ということになります。22%の減額される企業が10分の1ということでございますので、全体から見た場合、大体2.1%の減額見込みでございます。

それで、今年度の予算見込みをその率で計算いたしますと、予算的には法人税の分が380万ぐらいの影響額ぐらいでおさまるであろうというような数字を試算しております。
以上でございます。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それで、今、割と低い金額でちょっと抑えられてるのかなという印象があったわけですがけれども、ここで見ますと、法人税がかなり税収がふえてるということで、企業では好成績なところもあるのかなと思うんですがけれども、周辺では建設業界でなかなか厳しくて、倒産とかいろいろあると思うんですがけれども、この景気回復による法人というのは、具体的にどういうところで今、南あわじ市で業種が伸びてるんでしょうか。

○原口育大委員長 税務課長。

○税務課長兼収税課長（山崎稔弘） 委員御指摘のありました一部の業者ではそういうところもございましたけれども、法人税の企業全体で見ますと、今の26年の数字から勘案いたしまして、おおむねどの企業もアベノミクス効果といいますか、徐々に出てきているのかなと。まだそこまではっきりと数字はあらわれておりませんが、今の推計で行きますと、今言われました建設業におきましても増の見込みでございます。また、製造業のほうも、これがまた増の見込みでございます。当然、円安効果もありますし、それに加えまして、今、原油安でございますので、製造業のほうも輸入単価が高いにもかかわらず原油安というようなことで、これからそちらの産業のほうも伸びてくるのではないかなと、そういうような予測を立てております。

以上でございます。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それと、個人市民税も給与所得及び農業所得の増加ということで伸びていってるわけですがけれども、その他の業種については書かれてないわけですが、その辺はどうなんでしょうか。

○原口育大委員長 税務課長。

○税務課長兼収税課長（山崎稔弘） 個人ですか。その他の業種の大きくとらえておりますのは、営業と農業、雑所得、給与というような形で分類をさせていただいておりますけれども、営業のほうも若干の伸びがございます。農業のほうは、去年につきましては、26年度は野菜の値段がよかったものですから、かなりの伸びを予測しております。

それで、年金所得者につきましては、これはちょっと減額見込みをさせていただいております。その理由としましては、年金の受給者が特例水準ということで、過去の物価スライドというとき、物価スライドで年金金額が下がらなければならないときに、それを据

え置きしましたので、その年金金額を調整するパーセントが2.5%でございます。

その調整が25年、26年、27年で1%、1%、0.5%というような調整やったかと思うんですが、その調整年度に当たりますので、年金の金額は下がってくるものと思われまますし、加えまして、年金の受給年齢が引き上げになることの、もらえる世代が幅が狭まったということで、年金の受給額が下がったものと考えております。

また、給与のほうも、若干の下がりを見ておりますが、こここのところの個人的に見た場合の給与はほぼ横ばいやと思うんですが、給与受給者の数が若干毎年減ってきておりますので、その受給者数の減を見込みまして、トータルで減を見込んでおります。

以上でございます。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今言われた給与所得者数は減ってきている、それで、給与所得はほぼ横ばいというような答弁だったかと思うんですけれども、この附属資料の3ページには、給与所得の伸びというふうに書かれているわけですが、少しちょっと答弁と書かれていることが違うのかなと思うんですけれど。

○原口育大委員長 税務課長。

○税務課長兼収税課長（山崎稔弘） 給与個人自体の伸びは、これから景気のほうも当然、都市部のほうで27年度のベアにつきましては、大企業が2%ぐらいのベースアップを見込んでおりますので、それにつれられるといたしますか、地方のほうにもそういう影響は出てこようかなとは、個人で見た場合には、その給与ベースは上がるのではないかなと。ただ、受給者数が減ることによって、トータル面からしましたら、その分は下がるんじゃないかなというようなことでございます。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今言われた大企業はそういうふうに割と好景気というのはありますけれども、周辺では給与がなかなか上がらないというのが、話をしている中での実感であります。ですから、南あわじ市の企業が業績がよくなって、給与所得が上がるという好循環に行ったらいいわけですが、この予算ではなかなかそういうところは反映できてないような数字になってるのではないかと思います、その点いかがでしょうか。

○原口育大委員長 税務課長。

○税務課長兼収税課長（山崎稔弘） おっしゃいますように、やはり地方のほうにその効果がおいてくるというのは、時間的なものもかかると思われますけども、このところのやっぱり、特に原油安とかというところの部分が幾らかは給与に反映してくるものではないかなと、そのように考えております。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっとそれにも関連するんですが、固定資産税の中の償却資産ですね。これも伸びると、税金としては伸びると、26年に比べて償却資産そのものが伸びるといような予算になっておるようですね。これは、今後も設備投資が順調にされていくということを見越しとるといことですよ。償却資産というのは、設備投資がふえないと年々減っていきますよね。

○原口育大委員長 税務課長。

○税務課長兼収税課長（山崎稔弘） 先ほど御説明をちょっとさせていただいたとは思いますが、償却資産は新しい設備が投資されないと、当然、目減りしていきます。その目減り分は、本年度につきましては、ある程度、目減り分を見込んでおまして、大体、自然増で4.5%目減りするであろうといような推測を立てております。これに加えて、新規投資も若干ありますけども、トータルしますと2%ぐらいは減るのではないかなといような推測を立てております。

何でふえたかと申し上げますと、先ほど、企業誘致の関係で、大手の課税免除というのがございました。その企業団地のほうで大手がございまして、その課税免除というのが5年間ございます。5年間のその固定資産税が免除されておった分が切れるということで、その金額がかなり大きいんです。そういうことで増額見込みでございます。

以上でございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっとごめんなさいね、それで、済みません、ちょっと聞き漏らしました。今、実際に減ることなんですけども、これまで倒産をしたり経営破綻になった場合、その取り扱いですね、資産の取り扱い。経営破綻をして、破産しますよね。そうすると、償却資産は残ると、固定資産もそうですけども、全部残ると。その場合の滞納

といいますか、その破綻した企業からは税金は取れないですよ。償却資産のその分だけが滞納として残っていくことになりますよね。

○原口育大委員長 税務課長。

○税務課長兼収税課長（山崎稔弘） 会社自体がなくなれば、当然、相手方がなくなりますので、それはもうその段階で不納欠損という形になります。翌年度に不納欠損という形になります。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうすると、その分は全て償却資産の減収として見るということではないんですけども、事業廃止をしても、その償却資産だけが残ってるというケースはないですか。ただ除却をすとかいう届けを必ずしないと、これは償却資産としては残っていきますよね。そういうケースというのはないですか。

○原口育大委員長 税務課長。

○税務課長兼収税課長（山崎稔弘） そこまでちょっと把握はしておりませんが、会社が存続するかどうかというところで判断をさせていただいておまして、会社が消滅しておれば、当然、固定資産のほうはかからないと。物は売却されとるかというところまでは、ちょっと把握はしておりません。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 個人の瓦業者などで、結局、釜を廃止、事業は、用途は廃止しとって、処理するのに結構お金がかかるということで、そのままになってる場合もあるんですよ。そういうケースというのはないですか。

○原口育大委員長 税務課長。

○税務課長兼収税課長（山崎稔弘） 当然、事業を廃止されて、その資産自体が残っているのは残っているかと思いますが、ただ、事業自体を行っていないということは、資産が残っておっても事業用の資産でないということでございますので、課税対象から外れると考えております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、そういう部分は当然、この中には入ってこない。手続としても償却資産の申請のときに除却ということだけで済むわけですね。そうでないと残っていきますよね。そんなような手続はどうなるんですか。

○原口育大委員長 税務課長。

○税務課長兼収税課長（山崎稔弘） うちのほうでは、廃業届をいただきまして、償却資産が課税台帳にございますけども、廃業ということでございましたら、課税台帳から消しております。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。
北村委員。

○北村利夫委員 37ページ、児童福祉費の補助金のひょうご多子世帯、いわゆる保育料軽減事業なんですけども、この多子というのは、基本的には3人以上なんですか、子供。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） はい。3人以上でございます。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 このたび、保育料、第1子から3歳児以上は無料になりますけども、これについてはゼロ歳から2歳が対象ですか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 保育料無料化につきましては、3歳、4歳、5歳児を対象としております。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 これは、保育料軽減事業ですよ。ということは、3歳以上が無料になるから、この対象になるのは、ゼロ歳から2歳ですか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 申しわけございません。3人以上ですので、その中にはゼロ歳から2歳の未満児の方も含まれるというところでございます。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いや、含まれるというのはわかるんよね。ただ、これはあくまでも保育料なんで、ゼロ歳から2歳が対象になるんかなと。というのは、兵庫県の場合はそれをしてないんですけども、これ、南あわじ市は、3、4、5と無料化になるということで、3人子供がおって、ずっと年子やって、3、4、5やったら、逆に言うたら、この補助の対象にならないんかなと思ったりするんですけども。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） このひょうご多子世帯といいますのは、保育料を納めていただいている世帯に対して5,500円を控除して、その算出によって保育料をいただくというようところでございますので。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 それはわかるとるんよ、これ見たら。そやから、ただ、南あわじ市の場合は、3歳児以上が無料化になってるということなんで、ゼロ歳から2歳までの人が、いわゆる保育園に行かないと対象にならないんですかということなんです。5,500円の補助がもらえないんかということ。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 済みません、そうです。保育所へ通所されている児童を対象としての軽減でございます。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いわゆる 3 歳児未満で保育所に行ってる、いわゆる 3 歳以上の兄弟が
 いる家庭というのはどれぐらいあるんですか。これは対象 3 5 人なんですけども。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 年齢は各世帯によってばらばらでござい
 ますが、この軽減の対象者となるのは 3 5 人ということで、これぐらいの世帯というふうな解
 釈でお願いします。

○原口育大委員長 ほかにございますか。
 そしたら、質疑の途中ですけども、暫時休憩します。
 再開は午後 1 時とします。

（休憩 午後 0 時 0 0 分）

（再開 午後 1 時 0 0 分）

○原口育大委員長 再開します。
 9 ページから 5 9 ページまでにつきまして、ほかにございせんか。
 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 先ほどの県からの支出金での多子の 3 人目以上の子供の保育料の減額
 の話だったんですけれども、ちょっとその関連で聞かせていただきますが、聞くところ
 によりますと、ゼロ歳から 2 歳児までのほうは保育料をとるので、県からの助成があると。
 しかし、3 歳から 5 歳児までは市のほうで全額を無料化するので、県からの助成金はない
 ということになっているようですけれども、3 歳から 5 歳児までの第 3 子以降の子供を持
 つ親、あるいはその子供の数というのはどのようになっていますか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 済みません、今、平成 2 6 年度の 8 月ごろの
 人数で、一応、保育料の関係の今回の無料化について、市負担額を算出しておまして、
 その表から申し上げますと、3 歳から 5 歳までの第 3 子というのはゼロでござい
 ます。ゼロ、1、2 歳では 9 名というような形で算出のほうはさせていただいております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、ここの予算として出ておるのは、これから出産が期待されるというような意味になるのでしょうか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 9名で26年は参考数値としてありますけれども、今後、その出産を期待して、第3子以降がふえることを予想しての数字と捉まえていただければありがたいかなと思います。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。
谷口委員。

○谷口博文委員 56ページの防災行政無線整備事業、市債の関連でお尋ねするわけですが、この10億380万円の中の下のこの計算式で、掛ける100%とか、どういう補助事業のメニューを使ってこの市債をやられとるんですか。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） 情報課の土肥です。どうぞよろしくお願いします。

防災行政無線の整備事業ということで、8億3,870万のこの部分については、緊急防災減災事業ということで、充当率が100%でございます。その下の部分が、1億5,050万ということで、これの95%というのが合併特例債事業ということでございます。その下が、6,490万掛ける充当率が100%ということで、これが辺地対策事業債の部分でございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ということは、これはもう辺地対策とか合併特例債とか防災減災のそういう補助事業なんで、この事業に関しては、市の持ち出しとか一般財源の持ち出しというのは、この5,000万ぐらいでやれるというような理解でよろしいんですか。

○原口育大委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 予算上、5,000万の一般財源につきましては、当該年度の必要な一般財源でございます。合併特例債なり緊急防災なり、それぞれ交付税の算入率が違っております。特に、緊急防災の100%充当の部分につきましては、算入率が70%、合併特例債につきましては、充当率は95%の算入率その分の70%、辺地対策事業債につきましては、充当率100%の交付税算入率が80%ということでございます。おおむね起債の発行額の70%程度が、今後、30%が交付税算入外ですので、その分については償還時に一般財源が必要となってこようと思っております。

以上でございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これ、先般の部長のあれだったら、トータルで19億ぐらいの事業というようなことは、次年度も市債でないけど、それぐらいの財源の確保はされるんですか。これ、聞いたらいかんのけ。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 総務部長の細川でございます。よろしく申し上げます。

来年度、27年度、28年度を通じまして、そのような充当率、それから財源ということでございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これは、私は当然、後でまた、出で聞かせてもらうのやけど、あくまでもきょうのこの資料配付していただいたら、ただ市民に対する情報伝達手段だけで、総額19億の金というのは、費用対効果で言うたら、すごい予算をかけてそういうふうな情報伝達手段するだけに、これはまあ、東南海地震を踏まえて、地震のときのやっぱり避難の呼びかけ等に対する備えとしてしよる事業というように私は理解でけんのやけど、そういう地震時において、震度7やというような想定されとる中で、これは、体感で感じられんようなやつは、何ぼ逃げえいうたって逃げへんと私は思うのやけど、この辺の費用対効果というのは、この事業の目的というのは、どういう目的なんですか。先ほど言うた情報伝達するだけのやつで19億の予算を投じるわけですか。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） 今、整備する理由といたしましては、現在、防災行政無線を整備するに当たり、非常に有利な財源として、緊急防災減災事業を利用できる期限が平成28年度までと言われております。これを逃しますと、市の一般財源負担額が大幅に増加するおそれがあります。ですから、早急に整備するものでございます。このシステムのうち、特に西淡・三原エリアに配置されているシステムについては、構築後15年が経過しておりまして、老朽化や保守部品が枯渇して、安定的な運用が難しくなってきたような状態でございます。

また、エリア拡張時に整備した、主に緑・南淡エリアに設置されている告知放送システムについても、更新時期を超えて運用しており、更新が必要となっております。現行の音声告知システムは、有線伝送のため、津波や土砂災害による伝送路断絶のおそれがあります。実際、平成23年度に発生いたしました台風15号の土砂災害では、丸山・灘の一部で伝送路が断絶しまして、情報伝達手段が喪失したこともございます。また、近い将来発生が予想されます南海地震や温暖化による大型化する台風時にも安定した情報伝達ができるよう、今回、このような防災行政無線の構築を急いでいるようなものでございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 有利な起債事業というのは、私も理解して、これは当然、あればええにこしたことはないねけど、この事業の、言うたら先ほど見せてもろうたやつ、これ見たら、ただ単に情報伝達だけでなしに、カメラとか電話設備とか気象観測設備とかいうようなやつもこの設備のスケジュールに入っとるのやけど、このあたりの説明もしてほしいのやけど。ここだったらあかんか。

○原口育大委員長 歳出のときに。

○谷口博文委員 そうしようか。わかりました。ほんなら、十分聞かせてもらうやさかい。

○原口育大委員長 ほかにございせんか。
吉田委員。

○吉田良子委員 48ページの基金繰入についてお伺いいたします。水道事業調整基金繰入金というのが3,500万円程度ありますけれども、この基金は今現在、どれぐらいあるのでしょうか。

○原口育大委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） ちょっとお待ちください。済みません、予算の概要書のほうでも御説明しておりますけども、26年度末の現在高で8億2,652万6,000円となっております。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 これまで、この基金の取り崩しというのはあったんでしょうか。

○原口育大委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 取り崩しにつきましては、今まではやってなかったと聞いております。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうすると、今回、この取り崩しをする理由というのはどういうことなんでしょうか。

○原口育大委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 今回のこの基金の取り崩しにつきましては、広域水道に対する高料金の補助金が1億7,000万程度ふえるということで、そのうち5割が普通交付税、3割が特交で措置されますが、市の持ち出し分として2割程度必要となってくるということで、その2割程度につきましては、変動要素もありますので、基金で対応しておくということで、取り崩しております。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 これまで、高料金対策というのは、水道の場合、統合しておりますけれども、旧町ごとの水道会計で高料金が幾らになるかという計算をされて、その分を統合後の企業団に払うというような仕組みだったというふうに思っておりますけれども、今の説明ですと、それ以外にこれから市の持ち出し分がふえてくるということなんでしょうか。

○原口育大委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 水道もしくは下水道事業の中で、平成24年度に資本費の、資本制度の見直しがありました。淡路広域水道企業団については、25年度に整備をして、その資本の部分について、みなし償却という制度をしとったんですが、そのみなし償却というのは、補助金を除外した中での償却の資本の計算をしとったんですけども、平成24年度からは、その資本の部分、補助金の部分も対象にして計算してよろしいよということで、25年度、26年度に全国でみなし償却をしているところについては、計算をし直しするということで、全国で25年度にそうした切りかえをしたところはわずかであったということから、全国平均の資本単価については、ほぼ変わらないだろうと。

淡路広域水道企業団でそうした資本費の計算の仕方を変えた場合に、かなりの資本費が高くなるので、その差額に対して、先ほど財政課長が申した差額の資本の50%が普通交付税、30%は特別交付税で措置されるということで、かなり淡路広域水道企業団の高料金については、南あわじ市もふえておりますが、淡路市の負担がかなり多くなっております。当然、洲本市の負担もそうした制度の改正によって多くなると。その多くなっている部分について、なかなか財源措置として水道調整基金を積み立てしているので、そのふえた部分について充当して、基金を取り崩して今回は措置するというところですので、その全国平均の部分がどれだけになるかというのは、今のところわかりません。全国平均の資本単価、高料金制度に対する資本単価がどのぐらいになるかというのはわかりませんので、そうした部分を補うために、今回初めて、水道調整基金を崩して、その分に充当するという手法を用いたので、今後、どのような形にしていくのか、今回は特殊な事例が、特殊な要因があったので、そうした形をとらせていただいているということでございます。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今の答弁ですと、これは単年度の措置であるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○原口育大委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 先ほど申したように、今年度は特殊要因があったので、そうした基金を活用させていただいたと。今後、どのような形の推移をしていくのかわからないので、それはその時々検討して、どうするかというのを決めていくということで

御理解をいただきたいと思います。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今言われた50%、30%、20%、20%が市の持ち出しですよという話でありましたけれども、これは淡路市、洲本市も同じようなことになってるんでしょうか。

○原口育大委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 当然、同じ淡路広域水道企業団での会計処理、資本費の計算の処理は一つの特別地方公共団体でやられておるので、同じと。南あわじ市のふえよりも、淡路市のふえのほうが大きいということでございます。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 この水道事業の基金というのは、統合時のときに積み立てるといふか別枠で置かれたものでありますけれども、こういうふうには、これまでなかった制度で補完していかなければならないところを補充するというような今回の対応ですけれども、これからは、この基金のあり方というのはどういうふうには考えられているんでしょうか。

○原口育大委員長 財務部長。

○財務部長（神代充広） 今回、今、市長公室長が申しましたように、特殊な要因があったがために基金を取り崩したというようなことであるわけなんですけれども、今後も28年度以降のことは全くわかりません。同様に補助金がふえたままになるのか、とすれば、やはり今年度、27年度と同じように使っていくことになるでしょうし、さらに高料金についてはふえる可能性もありますので、それはその時々に応じて、基金の取り崩しも考えていきたいというふうに思います。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 これは水道、ここを取り崩して企業団にということでありましてけれども、8億というのは大きな数字でありますけれども、今後、水道料金の見直しというのは歳出のほうになるんかと思うんですけれども、この基金の取り扱いというのは、やはり慎重

にして、市民の軽減に充てるべきだというふうに思いますが、そこら辺いかがでしょうか。

○原口育大委員長 財務部長。

○財務部長（神代充広） 当然、統合する前に市民の方からいただいた使用料をもとに造成した基金でございますので、水道事業に充てる、慎重に取り扱いはしていきたいというふうに思います。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。
木場委員。

○木場 徹委員 34ページの総務費県補助金の中で、バス運行対策補助金、淡路交通長田都志線分で381万4,000円があるんですが、このことについて説明をお願いします。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） バスの運行対策費の補助金でございます。淡路交通で走っております都志線、長田線、鳥飼線に対する県の補助金が入ってまいります。この入におきましては、各バス会社の路線のうちで、過去の実績をもとに計算しております。国庫協調につきましては、過去3年間、23年、24年、25年度分の実績を見て、それをもとに27年度分を予想しております。県の補助金におきましては、過去3年間、23、24、25年度分の平均をもって計算しております。あと、市の分担金につきましては、実績をもとにしております。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 これ、いろいろ路線、淡路交通の路線もあると思うんですけど、この長田線、都志線に限定されとるのは、何か条件があって、この分が上げられとるんですか。それとも、ほかの路線についてはそういう対象にならないということなんでしょうか。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 今、委員おっしゃられたように、ある基準があります。長田線におきましては、国庫補助がありますけれども、都志線、鳥飼線につきましては、

国庫補助の対象になっておりません。それで、県の補助金につきましては、長田線と都志線が27年度対象でございますが、27年度は、鳥飼線が県の補助対象にもなっておらない状態でございます。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 これも南あわじ市に入ってきて、これに上乘せして地方路線で支出の補助金を出していると思うんですけども、これ、要は運行バスの補助金なんですけども、運行の例えばダイヤとか、そういうことには南あわじ市は意見は言えないんですか。それとも、お金を出すだけで、淡路交通の考え方で、ダイヤなんかは、時間の変更とかはできないんですか。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 県の補助とか国の補助があるんですけども、補助対象額におきましては、自社経費というか、自社の努力分、それを引いた分を補助対象にしております。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 そういう経営的な面は今、よくわかるんですけども、要は、運営とかそういうことに市民を代表して淡路交通に意見を具申するというようなことは可能なんですか。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） それは、なかなか難しいことかと思えます。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 というのは、このたび、コミュニティバスもダイヤ改正でされて、利便性の向上を図られるということで、いろいろと計画をされとるんですけども、この長田線については、湊方面、西淡方面から洲本方面に行く唯一の路線やと思うんですけども、どうも乗り継ぎが悪いということで、コミュニティバスのほうでいろいろ努力されて、考えたんですけども、どうしても乗り継ぎのときに朝、早朝、30分以上、40分近く待た

なければならないというふうなことで、それだったら、淡路交通のほうに意見を言っていたら、ダイヤの調整をしてほしいということなんですが、そういうことはできるんですか。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 先ほど申しましたように、淡路交通のほうへは難しいかと思いますので、できるだけらん・らんバスのほうの時間帯をもちまして、乗り継ぎをうまく行かせるようにしたいと思っております。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 要は、らん・らんバスのほうはやってもろうてんけども、2分程度しか短縮でけへんわけ。それで、今、このことを聞いておるわけで。金だけ出して、意見は言わないというのは、何か不合理なような気がすんねけども。金も出したら、やっぱり市民の意見も吸い上げてもらって、そのことを相手側に言うと、お金も出すけども口も出すと、そういう態度でやってほしいんですけど、どうですか。

○原口育大委員長 市長公室付部長。

○市長公室付部長（橋本浩嗣） 基本的には、先ほど課長が申しましたように、なかなか難しい面がございます。ただ、公共交通につきましても、淡路交通も含めまして、県土木と3市で話し合いをしております。その中で、そういった市民からの御要望があると、特に通学、そういうような関係かなと思うんで、そういうようなお話はつないでいっても別に支障はないんですが、ただ、強制権とか、その辺がございません。赤字路線でございますので、当然、淡路交通のほうでやめると言われた場合には、非常に洲本市と南あわじ市で、それをコミバスとかで負担することになりますので、非常に大きくなりますので、補助金を出して、別に淡路交通の機嫌を伺っているわけじゃないんですが、このぐらいの金額でできるだけ走っていただきたい。

ただ、話し合いの機会がありますので、そこでは十二分にこういう要望がありますよというようなことはお伝えしていきたいというふうに思います。

○原口育大委員長 ほかに。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 54ページ、雑入ですね。サンライズ淡路施設使用料1,596万3,000円、サイクリングターミナル施設使用料1,011万6,000円ということで、これは事業活動、営業活動に応じて、その利益に応じて市に指定管理料として支払われるお金というふうに理解しておりますけれども、それでよろしいですか。

○原口育大委員長 商工観光課長。

○商工観光課長兼企業誘致課長（阿部員久） 商工観光課長兼企業誘致課長の阿部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほどの指定管理の施設使用料の件につきましては、基礎収入というのがございまして、この収入のパーセント、サンライズにおきましては13%、サイクリングにおきましては15%というパーセンテージで施設使用料をいただいております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 その上でございます、うずのくにの南あわじ市施設使用料、これも指定管理に伴う使用料収入ということですね。こういったお金、使用料として入ってきたお金は、どのように会計処理をされていくのでしょうか。

○原口育大委員長 商工観光課長。

○商工観光課長兼企業誘致課長（阿部員久） 指定管理の施設使用料ということですが、雑入という形で歳入をさせていただいております。特に、このサンライズ、サイクリングにつきましては、その目的は定めておりませんが、うずのくに、これに関しましては、27年度からこの額を基金に積み立て、将来の改修等の費用に充てるというふうにさせていただいております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今の農業公園、淡路ファームパーク施設使用料についても、これも基金に積み上げるということになっておると思うんですね。このサンライズとサイクリングが基金として積み上げるということになっておらないという、その違いは何なんでしょうか。

○原口育大委員長 商工観光課長。

○商工観光課長兼企業誘致課長（阿部員久） 違いというのか、特に違いという形ではないんですけど、サンライズ、サイクリングに関しましては、今現在、老朽化しております、非常に修繕等についております。これ以上の費用が市のほうから出ておりますが、特に基金というような目的は定めておりません。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 同等な施設ということから言えば、使用料として入ってきたものは一旦、基金に積み上げて、そして施設改修に充てていくということがわかりやすいと思うんですね。お金の出入りがわかりやすい。ところが、雑入として入ってきたものを一般会計の財政、歳入ということで取り扱っていくと、その施設の利用目的やら照らしたときに、やはり施設使用料というのは、施設の維持費であったり修繕費であったりに充てていくという考え方が基本にあるとすれば、それぞれについて基金を設けるべきでないのかというふうに思っておるわけですが、その点いかがお考えですか。

○原口育大委員長 商工観光課長。

○商工観光課長兼企業誘致課長（阿部員久） 委員おっしゃるとおり、こういうものにつきましては、そこへ還元するというのも一つの施策かと思えます。将来、基金に積み立てて、その目的を果たすというふうなことも検討していきたいというように考えております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 将来ということではなくて、次期の会計からそうするべきであると思うんですね。このサンライズも指定管理をしてからもう何年にもなる。その間、確かに利益を上げられるような状態ではなかったというのはわかるんですね。むしろ、施設改修費が高くついているというのはよくわかるんですけども、それにしても、一般会計に入れてしまうよりは、指定管理をしておくことによって、維持をしていこうとすることであれば、やはり基金は、入るか入らないかは別にして、明確にしておくこと、お金の動きは明確にしておくということは、どうしても必要だと思うんですよ。その点、改善を今後お願いしたいというふうに思います。これは、そこまでにしておきますけれども、これはしっかりやっておいていただきたいと思います。

それに関連して、もう1点あるんですが、ここにはちょっと出てこない、以前も、前回

の臨時議会のときにちょっと質問をさせていただいた件なんですが、灘地区の集会所施設だったですか、ここの建設維持に対して、寄附金があつて、それを主に充てているという説明があつたかに思うんですけども、そういうことも同じようなことかなと思うんですけども、そうした基金の取り扱いに対して、財源があるというふうにおっしゃつたんですが、あの財源というのはどこにあるんですか。この間、土井本室長が説明して、私の頭の中にあるというふう聞いておつたんですけど、頭の中にあるだけではわからないんでね。

○原口育大委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 御指摘の点につきまして、私もちょっと知らなかつたんですけども、いろいろ調べてみますと、過去南淡町で、建設時に篤志家の方から3,000万円をいただいているという形で、旧町の段階での保管の仕方は財政調整基金に積み立てたということですので、その分につきまして、新市に引き継いでおります財調の中に含まれていると解釈しています。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それは、やはり特定の目的を持って出された寄附であると。先ほどの議論でもありました応援寄附ということで、市のために使ってくださいということであれば、一般会計にということになるかと思うんですけども、人形にしてもそうだし、特定の目的を持ったものについては、やっぱり基金、ファンドをつくっておくということが筋ではないのかなと。

それが減ってきて、もうその運用益も出てこない、出ていくばかりであるということであつたとしても、どのように使われたかということは明確になる。年間の維持経費の中でどんなに使ってどんなに足らなかつたのか、一般会計からの補填は何ぼあつたのか、こういうことをやっぱりわかるようにしておくということが、寄附をされたときの目的を明確にする上でも大事なのかなというように思うんですよ。そういうお考えはないんですか。

○原口育大委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 黒岩の施設の件なんですが、当時は私、財政部、そんな担当してなかつたんですけども、聞くところによりますと、5,000万寄附して、2,000万は論鶴羽神社のおみこしか何かに使うと。30万の部分については、そうした黒岩の集会所を建てていただきたいということで、以前、灘の医師だった人が寄附をされたと。

そこで、当時の南淡町の幹部の人と地域の人と話をし、そうした集会所については、より有利な財源を使って建てたほうがいいんでないかというところから、辺地債を使って建てたように思います。

ですから、今おっしゃられている3,000万については、ちょっとあやふやなところがあります。3,000万で建ててくれという部分は、もう建てとるんです。建てておるんやけども、町と本人と灘地域の方との話し合いで、より有利な財源を使いながら、そうしたものを建てたと。そうした部分があるんで、財政調整基金にその残りの分を置いておいて、果実相当分ぐらいを維持管理経費に充てたらどうやということの経緯があったんで、そうした寄附に対して基金を置いたということではなかったということで、御理解賜りたいと思います。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは、今後のことになるかと思うんで、これも以前、ちょっとそのときの話の中で、歳出、お金をどう使うのかという話にもかかわってくることなんですけれども、できれば、その過疎地にあって、今後もそうした集会施設を維持していく上で、特別努力が要ると、そういうことがあった場合に備えておくという意味からしても、灘や黒岩集会施設基金でもつくっておけば、そこからのお金も出しやすいと。

そんな意味もあって、今後の将来性の、将来に対しての備えという意味もあって、明確にしたほうがいいのではないかと。一般会計財政調整基金に入っていくと、やっぱり紛れてしまうという、それであれば、少し趣旨が生かされないのかなというようなこともありますのでね。その点、一回これは経緯を踏まえて、もう一度考えを深めていただければなというふうに思っておるんですよ。これは、将来の備えという意味でね。そういうふうな考え方なんですけど、いかがでしょうか。

○原口育大委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 少し前までは、果実分がかなりありましたので、その分で行けたんですけども、今後、一般財源でするところで、一応、建てた部分については相殺はできとるんで、その部分については、今までずっと財調で財政担当部局のほうで使った部分を整理しとるんですけども、それを基金に積んで、その集会所の維持経費に充てるということまでもせんでもいいんでないかなと。

委員おっしゃられるそうした明確にすべきものについては、おっしゃられるとおりがなというふうには思いますが、この件については、そうしたことは今後も一定の今、出してるのは50万程度やと思うんですが、そうした経費を出すというところでいいんでないか

なというふうに思います。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっと戻るんですが、28ページの民生費国庫補助、これが昨年度に比べまして臨時福祉給付金、これがかなり減額になっておるということで、国庫からの補助金が1億2,500万ほど減つとることなんですけども、その中で、例えばセーフティネットの関係などの予算もかなり減っているように思うんですね。これは国の考え方ということになるかと思うんですけども、生活困窮者に対する、あるいは生活保護受給者に対するセーフティネットの予算削減というふうに理解をしいいんでしょうか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 今おっしゃられました臨時福祉給付金の関係も、平成26年度に引き続き、平成27年度も実施されるということですが、支給額につきましては減額されたというところでございます。当初1万円が、今度は6,000円ということで、金額が減っております。

それから、先ほどの生保関係のセーフティネット事業なんですけども、これも生活困窮者の自立支援事業関係の事業とちょっと関係があるんですけども、国の補助率がかなり減ったということかと思えます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 国の補助率が減ったということなんですけども、セーフティネットの対象者というのはどうなってるんでしょうか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） セーフティネットの対象者は南あわじ市民全体です。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 セーフティネット、そのセーフティネットとして救済というのか、市

民全般というようなことなんでしょうけども、金額が減るということもありますけども、実際の事業としてどうなんですか。これは例えば、就労支援をしたりとか、具体的な項目があったと思うんですよ。なかったんですか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） これ当初、セーフティネットですが、平成27年度からは生活困窮者自立支援事業の中に含まれるということなんですが、この中には基本事業としまして、今言われました相談事業でありますとか、生活支援というような形で、事業はさまざまにあるわけなんですけど、これは社会福祉協議会のほうに委託をして、地域福祉のために活用していただくというような経費でございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 答えを聞きたいのは、例えば、セーフティネット、市民全体とはいうんですけども、実際に考えられるのは、やっぱり生活保護を受けている方がそれ以上、生活保護からどう離脱するのかとか、生活保護を受けるか受けへんかぎりぎりの人たちに対してどうするのかとか、そういうメニューというか、あったと思うんですよね。生活保護世帯もこれ、ふえてるんじゃないんですか。減ってるんですか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 委員さん、何かもう全て、セーフティネット事業関係でもたくさんありまして、何か一つを絞っていただければありがたいなと思うんですが。あくまでも、このセーフティネットというのは、市民全体ですが、生保の世帯を見れば、南あわじ市内では二百数十人といったところなんですけど、生活困窮者自立支援事業、これに関しても、生活保護に至らない、それまでの支援というか、生活困窮者を支援する形で、なるべく最後のセーフティネットの生活保護に至らないようなフォロー、また就労支援等も含めまして、そういう支援を行う事業として、新たにこの事業が平成27年度から始まるというところでございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうした事業の内容については、また歳出のほうでお伺いしますけれども、先ほどもありました個人市民税がかなり減ったりとか、市税の関係でも、法人事業

税もふえとるように見えるけども、やっぱり厳しいんだらうとか、市民生活そのものがなかなかまだまだ厳しさがあるという中で、こうした生活困窮者に対する制度の枠組みが、補助の枠がなくなるということは、結局、総額でもなくなるし、下がるし、対象者がふえているかもしれないのにそれが減らされるということは、大変厳しい話かなど。そのあたり、ちょっと議論したかったんですけども、これはまた後ほどにさせていただきます。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 29ページの働く世代女性支援のためのがん検診推進事業というのがあります。平成26年度では1,031万8,000円で2分の1補助だったのが、今回、大幅に削減されておりますけれども、これはなぜこういうふうになっているのでしょうか。

○原口育大委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 健康課の小西といたします。どうぞよろしく申し上げます。

この事業につきましては、以前は女性特有のがん検診ということで、子宮がん、乳がんの無料クーポン券を配っておりました。これにつきましては、節目の人が対象でありまして、それが1回目やっていったわけですけども、さらに今度、受けられていない方を中心として、働く世代の女性支援という新たな無料クーポン券を発行するような形になっております。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうすると、対象人数が減ったということなんですか。

○原口育大委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 人数につきましては、無料クーポン券で受けられていない方が中心でありましたので、ですから、26年度ですけども、21年度から24年度までに配布しました無料クーポン券を使用しなかった方が対象になっております。27年度につきましては、25年度に無料クーポン券を使わなかった方という形で上げさせていただきます。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員　　これはそしたら、これまで無料クーポン券を配ってたけども、それを利用して検診を受けていない方を今回対象にするという説明だったかと思います。そしたら、これまで実施してきた無料クーポン券は引き続き実施するということになるんでしょうか。

○原口育大委員長　　健康課長。

○健康課長（小西正文）　　今、27年度事業につきましても、国のほうで要綱がはっきり定まっておられません。それで、4月以降になると思いますが、その要綱を踏まえた中で検討させていただきたいと思います。

それで、最初の質問ですけども、国庫補助金、国の補助金ですが、がん検診推進事業につきましても、27年度からですが、交付税算入が3割あるというような形でありまして、その分を差し引くという意味もありまして、個人負担金の半分の補助という形での予算で補助金を置いております。

○原口育大委員長　　吉田委員。

○吉田良子委員　　そしたら、今の説明ですと、この国庫補助金としては少ないけれども、交付税算入があるので前年度と大して予算的には変わらないというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○原口育大委員長　　健康課長。

○健康課長（小西正文）　　先ほども言いましたとおり、無料クーポン券を利用していない方で、さらに5年間がん検診を受けていない方という縛りが入ってきております。具体的には、まだ国のほうから要綱が示されておられません。

○原口育大委員長　　吉田委員。

○吉田良子委員　　聞いているのは、今回のこの国庫補助金として金額が上がっているのは少ないけれども、交付税算入があるので、前年度とは変わらない金額になっているのかということ、ちょっと確認したいわけですけど。

○原口育大委員長　　健康課長。

○健康課長（小西正文） 一応、国のほうの要綱に沿ったような形で、今年度事業につきましては検討させていただきたいと考えております。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ちょっと質問と答弁が違うように思うんですけど。

○原口育大委員長 入ってくる分と出ていく分との質問じゃないんですか。

○吉田良子委員 いえ、説明では、今回は金額は少ないけれども、交付税で入ってくるからという説明があったと思うんですよ。そしたら、交付税で入ってきてる分をこちらのほうに回すということで、制度的にはこれまでと同じというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○原口育大委員長 財源として変化があったのかという質問やと思うんですけど。この事業費として、規模のことを聞いておるんですけど。
健康課長。

○健康課長（小西正文） 財源としては同じ国の補助金が特定財源という形でございます。あと、無料クーポン券ということですので、一般財源を使うような形になってきます。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、無料クーポン券を、入ってきた地方交付税の中から今後も活用して、利用者に配布するというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○原口育大委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） そのような形で進めてはいきたいと考えておりますけども、今、具体的には国のほうの指針を見ながら、補助要綱等を見ながら検討させていただきたいと思います。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 国はどのようなふうな考え方はちょっとわからないんですけども、これまでやっぱり実施してきたやつは、後退させないという立場が必要ではないかと思いますが、どうなんでしょうか。

○原口育大委員長 出るほうは、また出るほうでお願いします。財源としては今の答えで。
登里委員。

○登里伸一委員 51ページの雑入に、一番最後の説明のところに、太陽光発電売電代とあります。それで、55ページの下から3行目にも同じく、同じ名称があります。まず、この違い、それからお聞きします。

○原口育大委員長 管財課長。

○管財課長（富永文博） 管財課長の富永と申します。よろしくお申し上げます。
まず、51ページの太陽光発電売電代5万7,000円でございますけれども、この分につきましては、緑庁舎太陽光発電の売電代が入っております。
以上でございます。

○原口育大委員長 教育総務課長。

○教育委員会次長兼教育総務課長（藤岡崇文） 私は、教育委員会次長兼教育総務課長の藤岡でございます。よろしくお願いたします。

ただいま御質問のございました51ページのほうの太陽光発電の売電代でございますけれども、私の教育委員会のほうで把握してます数字は、このうち5万6,000円につきましては、小中学校の屋上等に設置しております太陽光発電による売電代、それと、55ページに計上しております太陽光発電の売電代1万4,500円につきましては、今までは倭文の防災センターの屋上ということで売電代の経費を上げておりましたんですが、平成27年度につきましては、市民交流センターとか公民館とか、位置づけが変わってまいりましたので、予算計上のほうは教委のほうで1万4,500円という形で計上しております。

以上でございます。

○原口育大委員長 登里委員。

○登里伸一委員 この二つの箇所、市の全ての太陽光発電の売電代が入っているんで
しょうか。まだほかにありますか。

○原口育大委員長 管財課長。

○管財課長（富永文博） この二つの項目で全てであると思います。

○原口育大委員長 登里委員。

○登里伸一委員 今、全てが入っておるんでしたら、この全ての設置費用とは幾らにな
っておるんでしょうか。今でなくて結構ですけども。

○原口育大委員長 管財課長。

○管財課長（富永文博） 申しわけございません。緑庁舎の分につきましては、今ちょ
っと資料を持ち合わせておりませんので、また後刻、報告をさせていただければと思いま
す。

○原口育大委員長 登里委員。

○登里伸一委員 もう一つ、再生エネルギーに関しましては、風力発電があると思うん
ですが、これはどこに載っておるんでしょうか。

（発言する者あり）

○登里伸一委員 わかりました、もう答えはこっちで言ってくれとりますので、結構で
す。費用対効果的なものでもないんですけども、一応、お聞きしておきます。判断に関係
ないんですけども、お願いします。

○原口育大委員長 教育総務課長。

○教育委員会次長兼教育総務課長（藤岡崇文） 学校のほうに設置をさせていただきました
当時の工事費でございますが、7校で1億3,200万程度でございます。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 37ページの放課後児童健全育成事業補助金国庫補助事業のこの制度の仕組みについて、説明をいただけますか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 放課後児童健全育成事業、いわゆる通称学童保育と言っている事業でございます。これにつきましては、国と県と市が3分の1ずつの運営費を持つというような形で、今現在10カ所ですが、次年度からは11カ所というところで算出した補助金でございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それはわかるんです。この4カ所、6カ所、1カ所と、補助金の金額が違いますよね。これの説明をしてほしかったんです。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） これは、児童の各クラブの人数によって、国の運営費が異なります。一番上の121万7,000円、これは10人から20人、213万7,000円については、20人から35人だったかと思います。済みません、一番上は、10人から19人です。213万7,000円については、20人から35人です。342万7,000円については1カ所、これは広田になるんですけども、36人から45人、こういうふうな運営費の国の基準によって算出をしております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 新しい子ども・子育ての関係で行けば、10人以下でも開設ができるというふうに理解しとったわけですけども、9人以下ですか、その場合の補助基準というのは、これはないからこうなるとるんですか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） この予算の時点ではなかったんですが、27

年度からは1人からの運営の基準も設けられておりますので、またそれについては算出によって入るということでございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この間も聞いていたら、アンケートをとったよりも来る人数が少ない、10人以下のところもあるというようなこともあったんだけど、この予算上では、そういうの、少人数のところは認めてないのかなと思ひまして、心配になってちょっと質問させてもろうたんですが。そういうことができるということであれば、それはそれで結構です。

○原口育大委員長 暫時休憩します。

再開は、2時15分とします。

(休憩 午後 2時01分)

(再開 午後 2時15分)

○原口育大委員長 再開します。

管財課長。

○管財課長(富永文博) 先ほど、登里委員から御質問のありました緑庁舎の発電設備についての御説明を申し上げます。

建設につきましては、平成11年でございますけれども、その当時の建設費用としまして、7,000万円を要しておりました。

以上でございます。

○原口育大委員長 印部委員。

○印部久信委員 ページ54ページの浮体式多目的公園施設について聞きたいと思ひます。このメガフロートですね、これ、今後予想される震災等において、このメガフロートが福良湾にあるがゆえに危険があるということで、これを処置するかどうかというようなことを言っていたように思ひますが、その後、それについてはどういふようになっておりますか。

○原口育大委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫） 水産振興課の榎本と申します。どうぞよろしくお願いたします。

メガフロートの件につきましては、25年度の末やったと思いますけれども、津波、それから地震対策ということで調査をいたしまして、四つの場に分けて、それぞれの影響について調査しております。

その中で、最終的には予算的なこともございますので、一番費用対効果のある、予算的にも安くつくということで、撤去というふうなことで、我々サイドのほうでは決めております。

○原口育大委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、課長の話では、最終的に、先ほど言うたように、湾内にこういう設備があることによって、津波の場合に危険が増幅されるので、撤去ということを行いましたけど、これをつくった経緯、これはやっぱり、今これ、福良漁業組合に指定管理を出しておると思うんですね。これ、見ておりますと、使用料が200万余り入ってきとるということは、たしか、この使用料は売り上げに対する10%であったと思うんです。ですからこれ、売り上げが2,000万余りあるのかなと思うんですね。

これも一つは、福良の漁業組合の指定管理を受けて運営をするがゆえに、漁業組合の収入源にもなっておるというふうに思うんですね。それと、もっと言えば、これを、釣りを利用して楽しんでおる人もおるわけですね。これ、年間会費、5万円か6万円ぐらいであったと思うんですが、年間通し券を買ってこれを利用しとる方、どれぐらいおられますか。

○原口育大委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫） 済みません、きょうちょっとその資料を持ち合わせておりませんので、後ほどまたお知らせしたいと思います。

○原口育大委員長 印部委員。

○印部久信委員 それでね、課長。これ、津波防災の観点から言うたら、これがあるがゆえに危険だから撤去するというのは、それはそれでええと思うんですよ。ただし、これを利用して釣りを楽しんでおると、利用者がやっぱり何百人かおるはずなんですね。これをつくったときの経緯は、やっぱりそういう人のためにもということであつておるんで

す。

撤去するなら撤去するでええと思うんですが、この利用者に、利用者を今後、こういう準ずるような施設をつくって、その人らに対応するのか、もうこういう釣りをするというのは完全に市としては撤去してしまうのか。近所に釣り堀公園というのがありますよね、民間で。これを、メガフロートの場合は、施設、場所を借りてお金を払ってそこで釣りをするというので、釣り堀とこのメガフロートとちょっとシステムが違うわけですね。

そやから、撤去するのは撤去するんでええんですが、漁業組合の方と、あるいは利用者の方とのそこらの調整もしとかんと、危険やから撤去する、それでやってしまうというのはいささか利用者にもいかなのでないかとも思うんですね。そこら、どんな考えを持っていますか。

○原口育大委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫） 福良の漁業組合につきましては、撤去の方針であるというふうなところを打診はさせていただいております。ただ、今、委員さんもおっしゃられましたとおりに、収益を上げておる施設でございます。漁協さんのほうも、その辺はかなり当てにされておるようなところもございまして、以前はいわゆる譲与していただけないかというふうなお話もございました。

しかしながら、なかなか危険施設というか、津波が来た場合、湾央というか、民家というか住宅のほうを向いて流れてくるというふうな結果が出ておりますので、もし仮に地震が起きまして、津波が来た場合には、もうどうしようもなくなると。自行能力がございませんので、流れるに任せるようなことになってしまいます。

そういった施設をそのままにしておくというふうなところは、大変、将来的にも危ない施設でございますので、その辺は、最終的にはいずれにしても撤去しなければ、これを補強してとめるというふうなことも考えられますけれども、それは非常に考えにくいというふうなところがございます。まだ、福良漁協さんとは最終的な同意はいただいておりますけれども、そういうふうなところでお話は進めさせていただきたいと思っております。

それから、釣り人の方々につきましても、これが、この話が本決まりになりましたら、そういうふうなところを広報させていただきたいというふうに考えております。

○原口育大委員長 印部委員。

○印部久信委員 こんなことはもう言わんでもわかっと思うんですが、メガフロートというのは、ある意味では水産振興の魚礁にもなっておるわけですね。ですから、もう今、課長の言われたように、これはもう危険な、地震・津波が来たときにはもうこれは危

険なもの、これはもう間違いない。これを撤去するなら撤去するでええと思うんですが、やっぱり関係者と十分話をして、やっぱりそれにかわるべきものが必要なら、やっぱりそれも考えていかんといかんと思うんですね。

そういうことで、終わっておきます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 私からは、松くい虫の関係で、歳入44ページ、それから、もう一つ前の41ページ。41ページのほうは、林業補助金ということで、これは補助事業と、それから、44ページは委託金になってますね。この補助事業というのと委託事業というのは、どないに違うんですか。

○原口育大委員長 農林振興課長。

○農林振興課長兼農業共済課長（宮崎須次） 農林振興課長兼農業共済課長の宮崎です。どうぞよろしくお願いたします。

補助金につきましては、県2分の1となっております、委託金につきましては、県の知事命令ということで、県から全額をもらってやっている事業でございます。

以上です。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっと、補助と委託の使い分けがちょっとわかりにくいんですけども、いずれにしても、補助事業、それから委託事業そのものが26年度に比べまして、約半額になっておるといことなんですね。この理由は何でしょうか。

○原口育大委員長 農林振興課長。

○農林振興課長兼農業共済課長（宮崎須次） これにつきましては、当初、阿那賀地区を入れてあったわけなんですけども、それが減ったのと、また、全体面積もかなりそういう松の関係が減ったということも原因となっているということでございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それは、被害が減ってるということなんですか、それとも、松くい虫

の被害が拡大をして、松がなくなったから減ったということなんですか。どちらですか。

○原口育大委員長 農林振興課長。

○農林振興課長兼農業共済課長（宮崎須次） 松自体が枯れたりして、またなくなるといふこともあろうかと思えますけども、松自体がそういう形で、全体的に減ったといふことになります。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 慶野松原を見ましても、いわゆる大径木と言われている文化財的価値があるもの、あるいは防風林として役立っているものが裸状態になってきている。考えようによれば、もう放っておけば、枯れてなくなって、松くい虫防除対策をしなくてもよいと、文化財は守らなあかんけれども、防風林ぐらいなくなっても構わん、あるいは、林業として松がなくなっても構わんというような印象も受けるんですね。こうした対策費が減っていくということは、そういう、何か放っておかれているような感じもするんですよ。その点はどのようにお考えですか。

○原口育大委員長 農林振興課長。

○農林振興課長兼農業共済課長（宮崎須次） 御存じのように、教育委員会のほうでの松くいの関係の散布、それと農林振興課のほうの散布というような形で分かれてはくるわけなんですけども、それにつきましても、私の農林振興課のほうでも地上散布のほうを十分、こちらのほうも実施しているように考えております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この松が結局、対象面積が減っておるといふことは、そこから松がなくなっているということではないんですか。つまり、これまでの防除効果がなくて、松が枯れてなくなったと、幾らお金をやっても枯れてしまったと。結局、そのやり方なり、方法なりに問題があって、目的が達成できずに松がなくなったということになってるんじゃないんですか。

○原口育大委員長 農林振興課長。

○農林振興課長兼農業共済課長（宮崎須次） 御存じのように、航空防除なり地上散布なりを実施しているわけなんでございますけれども、こちらのほうとしては、何もやらないということになれば、その松も枯れていくということで、その松を守るためにも、この事業にのっとなってやっているわけでございます。

それで、枯れてなくなっているというような形で、伐倒して、そういう木がなくなっているということも事実でございます。これからもそういう枯れてるのはそういう形で伐倒していくわけなんですけども、守るといような形の中で、これからも進めてまいりたいと思います。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 お金を減らすのは簡単なことなんですよね。ないから、見に来たら、そこに松がないのに、それだけの対象面積の予算はつけられませんよというのは、これは県の言い分でしょう。だったら、そのものを再生するとか、あるいは小さい松に対して防除をするとか、そういう予算というのはつけられないんですか。養生して、小さい松であっても植樹をした松が育っていくように消毒をする、あるいは植樹に対して支援をする、再生をする、そういうことも大事だろうと思うし、防除の方法も、地上散布、空中散布、樹幹注入、そういうものをもっと複合的に組み立てをして予算を確保するということが大事なんじゃないんですか。どのようにお考えですか。

○原口育大委員長 農林振興課長。

○農林振興課長兼農業共済課長（宮崎須次） 今、委員おっしゃられるとおり、こちらのほうも樹幹注入なり、その辺は予算で獲得して実施しているところでございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ですから、予算が減ると、対象面積が減ってるということになれば、損失しとるわけですよ。大きな損失をしてると。そのことについて、どのように考えておられるのか、また、再生をしていくということについてはどのようにお考えになっておられるのか。そういう点も必要なんじゃないんですか。

○原口育大委員長 それは、財源の確保の話ですか。

○蛭子智彦委員 財源の確保ですよ。減ってるということは、確認しよるんですね、今。

何で減ってるんかということを確認しとるんです。そしたら、阿那賀でもなくなつとるとかなんとかおっしゃってましたよ。ということは、山の中に防除すべき松がなくなつてるといふことを説明されているように聞こえたんですよ。そのあたり、もう少し説明いただけますか。

○原口育大委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 農業振興部の神田です。よろしくお願いいたします。

委員さん、昨年度に比べて大分航空防除から伐倒駆除、減つとるんじゃないですかと、予算も減っておるんじゃないですかと、事実そうなんです。会派のときの松くい対策について、私のほうから概要を説明させていただきましたけども、県が松くい航空防除する地区は、防災区域に指定されます。防災区域はどういうものかと、防災区域といったら、多目的機能が持てて、被害の防止をする重要な地域を防災地域にしております。市の防災区域もあります。市の防災区域には、マツタケ山とか、収益が上がるところを中心に防災区域を設定しています。

それに向かって、航空防除を例にとりますと、621ヘクタール、去年までしておりました。その地区というのは、兵庫県で今、7市町が実施しとるんですけども、一番、兵庫県でナンバーワン、621というのは一番多い面積でございます。市としても、この地域を守らなあかんということで頑張ってきました。このたび、地区の見直しということで、県の職員並びに県の森林組合の関係の方も現地に入られまして、確認をしたと。御存じのとおり、二、三年前から猛暑がありまして、松が大分枯れてしまっておるということで、防災区域の見直しをされました。現に今、面積が621ヘクタール、松くいの散布をしておったんですけども、今現在が385ヘクタールまで減っております。

当然、そうなれば防除区域も減ってきますので、面積が減ってきますと。ただし、市としてはそのままでは行きませんので、今後、委員さん言われるように、沼島とか吹上とか慶野松原、防風林とか保安林、この辺を重点的にとにかく守っていかんかということで、この間も伐倒駆除、112本、慶野松原を例にとりましたら、112本を伐倒駆除しております。次にうつらないように。教育委員会の慶野松原のほうに、伐倒駆除を何ぼしたんですかと言うたら、400本したということで、512本、慶野松原付近で刈っております。それについても、民地の枯れた松を、なかなか行政が刈ることはできません。県にお願いして、県単で支援いただいて、地権者の了解をもうて、お互いに、地権者で、刈れるところは刈ってくれと、大木でどうしても民間のほうで刈れない場合は、県単の事業を使うて、クレーンもやって刈って行って、とにかく飛散せんように努力はさせていただきます。

それと、慶野松原を美しくする会ですか、元気松、このたび500本植えております。

こんな運動を、植樹したり、この辺の運動の輪を広げていながら、松を守っていききたいなというふうに考えております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 要は、財源の確保の話なんですよ。いろんなやり方がある、実際に慶野の根上がり隊とかいって、若い女性が頑張ってるから、ボランティアが100人ほど集まって、子供も含めて100本植樹をやった、そういうようなことをやると、近くの自治会も、うちもやろうということで、これも1本150円の松を100本買って植えると、いろいろ努力はしとるんですね。

先ほどおっしゃったように、民有地の松を伐倒するというのは大変なんだと、最終的に県単ということで思い切ったことをやっていただいたんですけども、その民有地についても、枯れ始めてるぞということを所有者の方に、仮にこれは、もう大きな会社のことだったんでね、大きな会社だったんで、すぐにやってくれるかと思っただら、やってくれなかった。3年くらい放置していましたよね。最終的に、8割くらい枯れてきてから、もう県に泣きついたらと違いますか。

そういう大きな会社でもそうなんです。慶野で言えば、慶野ばかり言うて申しわけないんですけども、枯れた松がやっぱり立っておるわけですよ、いまだにまだ。それは、民有地というても、やっぱりそれだけの経済力がなかったり、共有地だったりしてなかなかやりにくいというようなことがあったりして残っておるわけなんですけども、伐倒駆除をする、航空防除をする、植樹をする、樹幹注入をやる、小さな松を大きく育てるための施策をとるということを総合的に進めていかないと、この松は保全もされないし、再生もされないと、そういう角度から、県の事業費をもっととってほしいと。県も、井戸知事にももっと言うてほしいと。もっとやってほしいということをちょっと言うてみるわけなんです。市も努力しとるわけでしょう。昨年でも、教育委員会も、市単で随分やってると思うんですよ。県がばっさり切って、松を切らんと予算を切るというような感じでやってきたもんで、かなり市としても負担していると思うんですよ。

だから、そういう努力もしとるということで、これだけのばっさり切ってくるということは、やっぱりこれは、市の予算を認めないという話じゃなくて、県の予算を認めないというぐらいの話なんだけど、そういうことをもっとやっぱり提言し、予算をとってほしいと。これは、農業振興部長もやっと思ってると思うんですけどね。

副市長、聞いてもろうてますか。

○原口育大委員長 矢谷副市長。

○副市長（矢谷浩平） 副市長の矢谷でございます。委員、今御指摘の点につきましては、松ですね。この間、ちょっと調べたんですけれども、全国的には昭和50年代ぐらいが一番松枯れの被害の大きかった時期で、随分、全国的に見ても、あるいは兵庫県内で見ても、かなり減ってきております。

さはさりながら、被害が減ってきているというのは、先ほど、担当課長のほうから答弁させていただきましてとおり、松自体がもうなくなってきたんじゃないのど。そうやってまいりますと、やはり残された松はしっかり守る、それから、新しい松を育てていく。当然、莫大な予算がかかってまいりますので、機会あるごとに、県民局長あるいは県の本庁のほうに、機会があるごとにその点については要望していきたいと考えております。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。
川上委員。

○川上 命委員 35ページ、この老人クラブと単位老人クラブのことについてお尋ねしますが、老人クラブのほうは、今回、南あわじ市が統一したと、一本化ということで、補助金はすっきりしとるわけですが、この単位クラブの、要は203ですか、これは私の調べたときは200だったんですが、もう早や203にこのたびなとるんですけど、徐々にふえていくような感じもするわけです。

この単位老人クラブのふえていくのに対して、これはどういう規定があって補助金をおろしているのか、そして、ふえても無条件で補助金を出していくのか。最終的には県の補助に対して、上積みをした中で、南あわじ市のほうからかなりの額が出ております。そういったことを、ひとつ説明をお願いしたいと思います。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 長寿福祉課の大谷と申します。よろしくお願いたします。

老人クラブの補助金につきましては、昨年も同様ですが、27年度も同じように、月3,500円という額の12カ月というようなことで算定された額を補助させていただいているところでございます。

先ほど、単位クラブの分ということでございましたが、単位クラブにつきましては、年間9万円というふうな額になります。それで、あと、25年度から健康増進ということで、市単独で2万円を上乗せさせていただきまして、さらに健康に留意していただきたいというようなことで追加させていただき、トータル11万円が単位クラブのほうに当たっているというようなことでございます。

○原口育大委員長 川上委員。

○川上 命委員 いやいや、その規定はよくわかるんですけど、十二、三万ということで、クラブ。しかしながら、ふえていますよね。これは無制限で、これはふえればふえるほど、クラブがふえても、もう無制限で補助金を出していくのかということを知っておるんです。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 申しわけありません。ただいま、200クラブということで、それが203クラブにふえているということなんですが、これにつきましては、単位クラブで50人規模以上についてクラブとして認めさせていただこうということが基礎にあります。そういうことで、昨年ですが、クラブを追加してもいいかというような御相談がございまして、それで、それを加味したところが203というようなところで、今回、203で算定のほうをさせていただいているというところでございます。

○原口育大委員長 川上委員。

○川上 命委員 いや、ちょっと答弁に。ということは、要は、これから25年にはやっぱり団塊の世代も高齢者になると。そういった中で、老人というのはかなりパーセントがふえていきよるわな。その中で、クラブが、その規定のとおりしてふやしていきよるわけやな。そのふやしていくのには、何ぼふやしても無限大の中で、要は補助金を出すかと言ひよるんです。それだけのことや。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 50人規模の部分がふえるということにつきましては、これはそのとおり、ふやさせていただくということになります。この203というところにつきましては、現在、マンモス化したクラブがございまして、そういうところが分かれていくというようなことを言われておりますので、そういうことから203というような数字を。人口規模に応じて、それなりにふえていく分は対応できると思うんですが、たくさんふえることによって、基準というものが変わってくると、全てふえただけ支払うというのは、これは困難になるのかなというふうに感じます。

○原口育大委員長 川上委員。

○川上 命委員 ちょっとわからん。僕が言いよるのは、要は、この老人の補助金もかなりいろいろとあるわな。そやさかい、その中で、クラブが何ぼふえてもこれから払うんか、制限があるんかと言いよること、簡単なことやで、これ。私の資料を集めたときは200やったんやから、それが203になつとる。これ、205になつても払うんかと言いよるわけや。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 県の基準のとおりで、205になつてもそのように補助金をとっていきたい、払うということでございます。

○原口育大委員長 川上委員。

○川上 命委員 それと、最終的に聞きますけど、クラブ単位で補助金をおろしよると。それと、南あわじ市一本で老人クラブに補助金をおろしよると。これは、南あわじ市として、結局、クラブそのものがそれぞれ小学校区単位の中で、伊加利なら伊加利を例にとりますと、三つあると。それを、三つ合わせた中で、伊加利の今度は支部というんですか、どないなるんですか、これは。単位クラブの次は、どういような組織になつとるんですか。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 今回、支部ということもなくすということで、旧町単位の組織については、一応、解散ということでさせていただきます。その部分のいわゆる活動費、市労連の補助金をもってしておったものにつきましては、小学校地区で活動していただけるというようなことが老人会のほうで協議されております。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。
木場委員。

○木場 徹委員 59ページの市債の学校教育債、辰美小学校教室増設事業が載つとるんですけど、この増設の理由は何ですか。

○原口育大委員長 教育委員会次長。

○教育委員会次長兼教育総務課長（藤岡崇文） 辰美小学校では、いわゆる少人数学級で授業を行うための教室が不足しているということで、今回、多目的教室の増設を27年度に計画をしているところでございます。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 これ、辰美小学校は、1学年ずつで6クラスやと思うんですけど、それ以下の教室というようなことになるんですか。

○原口育大委員長 教育委員会次長。

○教育委員会次長兼教育総務課長（藤岡崇文） 現在、授業にもよるんですけども、1クラスの授業を2クラスに分けて、少人数で授業を行うということを他の学校でもやっておりますけども、辰美小学校ではそういう教室がないということで、特別教室を使いながらやったりもすることもあったとは思んですけども、そういう目的の教室がなかったということで、今回、スペースを利用して多目的教室を増設させていただくということで計画をしております。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 何か、聞くところによると、あそこ、オープン教室というか、何か廊下と教室が一緒になったような建物で、勉強する子が何か、いつも寒いというか、風邪をひいておる子が多いというようなことで、そこを間仕切りするとか、そういう考えはないんですか。

○原口育大委員長 教育委員会次長。

○教育委員会次長兼教育総務課長（藤岡崇文） 現在のところ、教育委員会のほうではそういう計画は持っておりません。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 できたら一緒に、改造するんだったらもう、廊下と教室と間仕切りし

て、そういう従来のような設計にしてほしいと、これ、そういう声があるんですけども、要望しておきます。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。
北村委員。

○北村利夫委員 42ページ、避難所等井戸設置事業補助金というのが出てるんですけども、この避難所というのは、今、何カ所あるんですか。

○原口育大委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） 防災課の課長の藤本です。よろしくお願ひいたします。
避難所の拠点避難所については、21カ所でございます。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 これ、金額的には2分の1補助で20万ということなんで、これはもう何カ所分なのか、また、井戸を設置する場所が決まってるんか。そして、今現在、この21カ所の中に井戸のあるところとないところ、何カ所あるのか。

○原口育大委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） この井戸の設置のほうにつきましては、今現在、県のほうの補助の事業ということで、今回、出させていただけてます。これにつきましては、まだ県のほうもはっきりとした、きっちりとした要綱ができてないという部分もございまして、まず、掘ったとして、もし出なかった場合どうなるのかとか、いろいろ諸条件がまだまだ決まってない部分がございますので、今、現状でしている分については、阿万の小学校で1カ所ということで、要綱等が決まれば、またそこからいろいろその様子を見ながら進めていきたいなと思っております。今現在、1カ所の部分で上げさせていただいております。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 現1カ所でやっているんやということなんですけど、これ、この井戸をつくる目的は何なんですか。

○原口育大委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） 県の要綱のほうにつきましては、避難所のほうにおいて、かなりこれまでの震災の中でトイレの不便が、トイレの水の確保というのが非常に問題になってきたということで、その部分の対応ということで、簡易な形で井戸をつくればというようなことで聞いております。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 ということは、インフラの関係につながってくるというふうに思うんですが、21カ所あるということになって、今現在、この井戸があるところというのは何か所かあるんですか。

○原口育大委員長 わかりますか。

○北村利夫委員 またでもいいよ。別に、大きな問題違うねんから。

○原口育大委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） これはちょっとまだ、確実な数字をつかんでないので申しわけないです。また調べて、御報告をさせていただきます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 42ページ、防災ベッドですね。これは県の支出金、また、あと国も負担をすると。国がたしか2分の1で、県が4分の1、市が4分の1ということで10万円というようなことになってたかと思うんですが、この防災ベッドについては、10万円というようなことになっておるんですけども、10万円ぐらいであるんですかね。ちょっと調べたら、これでは足りないような感じもしとったんですが。この考え方について説明いただけますか。

○原口育大委員長 管理課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司） 管理課兼都市計画課長の原口でございます。よろしく申し上げます。

この防災ベッドの関係ですけれども、以前からわが家の耐震事業ということで、耐震工事等、いろいろ県のほうで施策で補助をしてみいました。ただ、この耐震化率がなかなか進まないというふうなこともありまして、26年度、昨年、市のほうから県のほうにこういう簡易な防災ベッドなり簡易シェルターの補助の設置ということで要望してみいました。

その結果、27年度から新規事業ということで、防災ベッド等ということで、簡易防災ベッド、それから、木質のシェルターの補助の制度を始めております。それで、以前からの耐震事業と同じように、旧耐震の昭和56年5月以前の住宅に係るもので、耐震性が無いというふうな家を対象にしまして、限度額が県のほうでは10万円。

それから、その負担割合ですけれども、先ほど委員おっしゃいましたように、国が2分の1、県が4分の1、市町4分の1ということでございますが、大体、本体と設置費、輸送費等を含めて30万円ぐらいかと思っております。入のほうでは、ですから、先ほど言ったように、こういう補助率というふうなことになっております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 何か、事業の概要の中で、これは歳出のほうにもかかわってくることで、なんですけれども、本体は補助ですと、設置したりするその移設費というのか輸送費というのか、それは負担していただくというような、そんな説明であったように思ってたんですけれども。そうじゃなくて、上限10万円で、30万かかるとしたら、残りの20万は個人負担という考え方ですね。

○原口育大委員長 管理課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司） 今申しましたのは、補助が10万円というふうなことで、国・県の補助が10万円ということで、市のほうからの上乗せは輸送費と設置費を除いた分の程度の補助率を考えております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、上乗せを市がすると、特別にやるということですか。それはよくわかりました。以前から、これは私も一般質問で取り上げてお願いしとった面もあったんで、そういうことであれば。実際的には大体、価格というのはわかりますか。大体。

○原口育大委員長 管理課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司） 大体、20万円程度とっております。輸送費と設置費をのけた分で20万円程度と考えております。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

〔歳出の部〕

②款1. 議会費（P. 60～P. 61）～款2. 総務費（P. 62～P. 91）

○原口育大委員長 質疑がないようですので、歳出に移りたいと思います。
款1. 議会費、款2. 総務費、ページは60ページから91ページまでです。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
木場委員。

○木場 徹委員 ページ78ページ、10目大学連携推進事業費の関係で、大学入学奨励金1,800万円出ておりますけども、まず、ことし、26年度の吉備大学について、入学者はどれぐらいありましたか。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 26年度におきましては、50人で行いました。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 あれ、定数はたしか60やったと思うたけど、50人だったんですか。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 定数は60名で、入学者は50人で行いました。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 昨年、オープンから3年目やと思うんですけども、オープン時も定数割れ、去年もたしか、一般質問で聞いたときには定数割れ、ことしは何とか60人に持っていくというようなことで、市長もかなり力を入れて、そういう方面でいろいろ支援というかするように聞いておったんですけども、具体的にことし、この中で新たに吉備大学の支援について、新たな施策というか、具体的に予算の中でどういう施策を考え、昨年と変わったような点はあるんですか。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 施策としましては、今言われたように、入学奨励金でございます。今現在のところ、あと、後期試験とセンター利用が残っておるんですけども、50人を下っていないような状態でおります。60人行ければなというふうな希望を持っております。

あと、支援でございますが、大学連携推進協議会というのをつくりまして、大学と協議会とで連携を図っております。それで、このたび開校3年目になりますので、学生がちょうど一般課程から、今度、3年生でありますので、専門課程のほうに移りまして、各ゼミであるとか、先生方の研究室に入ってくるようになります。そこで、それをきっかけにいたしまして、大学のほうで各専門研究会というのを八つほどつくりまして、そこで学生、先生との支援をしていく予定でございます。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 吉備大学につきましては、特に鳥獣害で、今、問題となっている野生動物の関係で、かなり今までの市としての取り組みとか、それとか、食肉といいますか、そういう関係で活躍というか、研究されておるんですけども、その辺についてもっと支援するような方策はないんですか。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 鳥獣害を研究されている先生もございます。去年は、これからどうしたらいいかということで、今までの実績から数字をまとめたところでございますので、来年あたりは、これらをどうしていったら鳥獣害が減るのかというところの部分にかかわってくるようでございます。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 聞くところによると、学生さんとか先生方でも、そういう狩猟免許をとって、今、深刻なこの鳥獣害に対してみずから行動で示そうという先生もおられますので、その辺を、行政として一番困っているところなので、大学の力を借りて、もう少し効果的な、これ、農林振興の話になると思うんですけども、施策を提案なり実現させていただいて、何とか大学の名前も上がるし、鳥獣害の対策にもなると。その辺を考えていただいて、今後、この1年間やってほしいと思うんですけども、どうですか。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 鳥獣害につきましては、モデル地区といたしまして、現在、馬廻地区のほうに入っております。それで、これからなんですけども、捕獲のおりだとか、狩猟免許、そういうふうな資格をとるのに少し補助ができていけばなというふうになっております。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 そうしたら、イノシシ、この間1匹持って帰って解体しとるというんですけども、どういう利用の仕方を、何か聞かれておりますか。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 捕獲をして、解体を学生と先生がしております。今、その解体したお肉を冷蔵庫に保管しております。それを何とか創作料理に生かせないものかなということで、研究もしております。まだ業者とか、連携につきましては、そこまで行っておりません。

○原口育大委員長 暫時休憩します。
再開は、3時15分とします。

(休憩 午後 3時04分)

(再開 午後 3時15分)

○原口育大委員長 再開します。
水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫） 済みません、先ほど印部委員さんからのお尋ねにありましたメガフロート、海釣り公園の25年度の入場者数でございますけれども、1万2,627名でございます。

○原口育大委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） 北村委員さんのほうの回答で、深井戸につきまして、現在、学校の部分につきましては、あるのが榎列小学校、市小学校、福良小学校、北阿万小学校、広田中学校、西淡中学校、三原中学校で、そのうち、今でも使っているという部分については、北阿万小学校、広田中学校、西淡中学校、三原中学校となっております。あと、避難所のほうの拠点という部分につきましては、福良小学校、広田中学校、西淡中学校の拠点3校になります。あとについては、広域拠点という形になっています。
以上です。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 拠点が7カ所ということだったんですか。

○原口育大委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） 拠点があるのが3カ所になります。福良小学校、広田中学校、西淡中学校の3校です。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 これ、避難所としては21カ所指定してるということなんですが、いわゆる水の必要性というのは、その拠点だけじゃなしに全部に必要なはずなんですよね。ただ今回、1カ所だけに予算がついてるということなんですが、これ、順次、その分は拡充していくというような予定はあるんですか。

○原口育大委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） この深井戸につきましては、当初、知事の深い思い入れがあったというところで、その中で公立の学校というような中で、学校が避難所になっているところが多いというような中で出てきたお話かなと思っております。

それで、私どもについては、公民館なり学校なり、公の施設が避難所になっているところが多いので、そこら辺につきましては、井戸の掘るということに関して、なかなか水という部分でいろいろ周辺とのいろいろなことがあろうかと思いますが、そこらについては現在あるところなり、状況を把握した中で、いろいろと考えていけたらなということで、したいと思います。

以上です。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 80ページの防災行政無線整備事業費についてお尋ねをするわけですが、この事業に関して、私の認識では、15年ぐらい前ごろには防災無線というか、住民に対して、言うたらさまざまな情報伝達手段として、防災行政無線を活用するか、南あわじ市、西淡町と三原町ととったように、ケーブルを普及することによって、日常的にもさまざまなケーブル、テレビの受信とかそういうことでやってきたという方向にあって、今回、なぜこの19億ものお金を使って、これ見とったら、災害時の気象予報、緊急通報、避難誘導放送、救援・救助、復旧活動のための連絡通話、気象情報の予告放送等というようなことに活用しますというようなことが載っておるわけですが、災害を想定していただければ当然、皆さん方御理解できるように、地震・津波災害においては当然、地震の揺れを感知すると。

当然、そういう人たちは自己覚知というか、地震が発生したら、ほんまに震度6強、7の地震の体感で揺れを感知する自己覚知というか、地震が発生したぞというような自己覚知ができると思うんよね。ほんなら、こういうふうな風水害、豪雨災害においては当然、さまざまな情報というのは、テレビであったりラジオであったり、ネットであったり、さまざまな今の情報伝達手段がある中において、そういうふうな異常豪雨災害等はわかるねん。そやけど、なぜ今回、このケーブルテレビでこういう情報伝達をしよるやつから、こないして防災行政無線というか、19億、これ非常に莫大な金をかけてこの事業を計画したか、まずその理由についてお尋ねをいたします。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） 西淡・三原の音声告知システムについては、既にメーカー側が開発や保守を終了しておりますし、更新できない状態になっております。それで、緑・

南淡のIP告知システムについては、後続システムが発売はされておりますけれども、システム自体の世代交代が早かったり、定期的に多額の費用を要する、それから、現行のシステム更新については、県や国の財政支援が乏しいと、そういうメニューが乏しいということで、この告知システムで更新していった場合、センター設備で9,000万円、それから、端末の交換などで6億円程度かかります。合計で7億円程度かかることが予想されております。それで、そのほとんどを一般財源で賄う必要があります。

それで、防災無線の場合については、事業費は約19億と大きい金額ですけれども、一般財源の所要額は6億円程度でございます。そういうことからして、次期システムについては、現行のシステム更新の選択をしていなかったような状態でございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これ、今あるケーブルテレビのそういうふうな老朽化というか、機器の改修に対して有利な起債でやるというのやけど、今のケーブルとこの防災無線のシステムのイメージ図ということでわかりやすいように説明していただきたいのやけど。ケーブルの加入率というのは減ってきてるんだ。ケーブルに加入してない人にもこういう、そういうふうな告知端末機というんか、これをやったってすんだ。その辺は無料で配布するのか、その辺、今のケーブルを併用した段階で、どういうふうにこのシステムを利用するか、もうちょっと具体的にわかりやすいように説明、ちょっとしてください。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） ケーブル加入者に配っております告知端末機については、今現在、1万5,000台でございます。それで、今回、防災行政無線で全市民に無料配布する部分については、2万1,000台を計画しておるようところでございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ケーブルはケーブルで残しておくんだ。今の現状のままで、で、通常のケーブルテレビとかネットとか、そういうような告知端末で、今、ケーブルというか電話も使えるようにしとって、このシステムで結局、何をするというたら、情報伝達だけしかするだけのシステムでないんけ。情報伝達以外、これは何か活用できるのですかと言いはるねん。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） 今回の防災行政無線の部分で、関連工事といたしまして、防災カメラ設備とか、それから、気象観測設備なども計画しております。気象観測の部分については、市役所の屋上に、それから緑庁舎の屋上、それから湊市民交流センター、それから福良市民交流センター、その部分に雨量計とか、あと、市役所のほうについては、雨量計と気温、湿度、それから風向、風速の設備をするものでございます。ですから、今回の事業については、このような部分も整備するようなものでございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 いや、違うねん。防災課長に聞きたいのやけんど、要は、今回のやつは、ケーブルが断線したって、そういうふうな市役所から避難情報の提供ができるようなシステムのやつでしょう。それ以外に今言った、今、ケーブルのあれから言うてもらったように、気象のやつとかカメラとか、これはええなと思うのやけんど。結局、情報伝達、ケーブルが断線したときでも情報伝達できるようなシステムでしょうと言いはるのやけんど、その辺はどうなんですか。

○原口育大委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） この件につきましては、情報課長がお話ししていますように、端末機がかえらんなんということで、その代替として、防災の行政無線の端末を入れるということで、今現状では有線につながっていると。防災無線にしても、有線で行ける部分、それが事業継続ということで、多重化ということで、もう一方で有線で使えるという二通りの使い方ができる形になってきます。

それで、あと、それとあわせて、市民の方々に端末のほうを無料で配布するというところで聞いております。あわせて、その事業にあわせまして、防災カメラについては一部、今あるところを移動したり、足らずのところを追加したりということではしております。それと、各庁舎に今、地震計がございまして。それについて、移動して、その地震計も情報収集の中で使いたいということで、今回の事業のほうへ入れております。

以上です。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 要は、今、ケーブルテレビで告知端末いうて放送しよるやつあんだ。あれも置いといて、またこの防災無線用のやつも置くんか、それとも、それを交換して、

その交換した機器が通常はケーブルをしながら、そこで告知放送もでけんのやけど、いざ非常時には、この無線でそういうふうな放送ができるんか、その確認。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） 今、委員に言っていただいた後者の部分で、今、告知端末機のほうをケーブル加入者に配布しておるやつを回収して、ケーブルに入っていない方についても、その防災行政無線の端末機を配布するものでございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ということは、いざケーブルが断線しても、そういう情報伝達ができると、そういうふうな防災行政無線をケーブル加入者以外にも全戸配布してあげるという理解でよろしいですか。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） そのとおりでございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そこで、この情報伝達する前に、防災課としては、何の情報伝達するかというたら、私は前々から言うところでしょう。情報収集というか、正しいさまざまな情報を収集した段階で、的確な情報伝達をする、この手段の前の機器の整備のほうが私は肝心やいうて、前々から言うところのたわけですわ。それは何やいうたら、カメラであったり地震計であったり、雨量計であったりとかいうようなやつ、結局、市内の地震の。

地震というのは、市民5万人おったら、地震が発生したら誰でも気がつくねん、これ。こんなん、情報伝達して逃げなさいやいうて、震度7も揺れとって、地震に気がつかないだいうたら、そんな人は死んでしまいますわ。そやから、これはもう早いこと逃げろいうことで、こんな情報伝達も何も関係ないと思うのよ。そやさかいに、この前のシステムのカメラの設置とか気象観測の設備というのは、これについて具体的にどういいうやつを設置しようと思うとんのですか。カメラ15台とか。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） 防災カメラについては、既設改修が7カ所と、それから新設8カ所を予定しております。これらの情報は全てケーブルテレビの光ファイバー網を利用して、さんさんネットサーバー室へ集約し、庁舎内LANで職員が閲覧できるようにするほか、ウェブサイトで住民に公開する予定でございます。カメラについては、津井などの監視が必要な場所については、赤外線投光器を設置しまして、夜間の視認性を確保したり、また、防災カメラの映像を市民にケーブルテレビで見ただけのような映像を連携する装置を導入する予定でございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 すばらしいと思うねん。そこで、やはり災害というか、地震のときは今のやつで、沼島とか福良とかずっとあるわな。やっぱり風水害よ。台風、水害災害にやっぱり日ごろから被害のおうとるところに対して、しっかりとこのカメラを、この15台や言わんと、もうほんまにさまざまな、やはり日常から、日常茶飯的にやはり道路の冠水であったり河川の決壊であったり、河川の増水、そこらをしっかりと把握した段階で、今、ケーブルの課長が言うように、市民にその映像を見ていただくと。

避難のやっぱり避難準備の段階から、的確に避難準備情報と避難勧告、避難指示、そのあたりをしっかりとできるように。安全な時間帯にやっていただこうや思うたら、地震のときのこんな情報伝達やいうのは、私は必要ないと思うねん。台風というか風水害、そういうときのやつのために活用してもらうためには、このカメラというのは、やはり低地対策なり高潮被害にあうようなところへ重点的にまずやっていただきたいと思うのやけど、この辺のカメラの設置場所についてはどのように見解をお持ちですか。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） 担当部署と協議した結果、既設の部分については、御存じのとおりオニオンタワーのところに2カ所と、それから御原橋、それから阿那賀漁協、それから灘出張所、沼島支所、それからみさき荘というところでございます。それで、新設する部分については、新庁舎の屋上、それから倭文の集会所、それから松帆・櫛田のどんぐりの里の周辺、それから志知鉦の交差点付近、それから津井浄化槽、そして、四季の丘団地、それから伊毘のほうと、最後に、福良の刈藻のところに新設をする予定としております。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 その辺の場所の選定が、とにかく灘にしたって土生から向こうというたら、いつも高潮が来たら道路というか、県のほうやったって道路規制しよるところあんだ。津井の登立にしたって、いつも土砂が崩れて通行どめにするような場所があんだ。そういうふうな、今まで過去、やっぱりそういうふうな土砂災害であったり、やはり通行どめ規制せんなんようなところを優先してカメラを設置して、このここで遠隔操作でボタンをボンと押したら、一々警備会社の人に来て、ほんなところにバリケード持って行って、危険な台風の最中にそういう警戒をさせるんじやなしに、カメラで情報収集したら、そこへもう通行どめ規制の看板を何かぱっと出てグルッとするぐらいの、そういうふうなシステム、19億も入れるんやさかいに、それぐらいのシステムもやってほしいのやけんど。

今の場所だったら、ほんならうちの西路の孫太というか、西路の冠水するところ、ほんなら、江尻、北浜、古津路、湊地区、津井の登立地区であったり、阿那賀港であったり丸山港の高潮、そこら、カバーしてないと思うのやけんど、どうですか。福良とか灘は特にそうやで。灘でも、灘の海岸沿いというたら、台風が来たらいつも県が、ある程度、一定雨量したら、土砂災害の警戒と、それとやっぱり高潮でやられたらいかんということで、車の通行規制しよるのでえか。こんなところに設置せんと、そういうところに設置する計画は今聞いたらなかったと思うのやけんど、どうですか。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） このイメージ図の真ん中のところにございますように、防災情報の管理システムということで、災害時に職員が収集した情報とか、それから観測機器が自動で収集した情報とか、それから、県や国が観測し、公開している情報とか、それから、市民から寄せられた情報、これらを時系列に入力、または自動取り込みし、情報を一元化するシステムがここの部分のシステムでございます。

その部分について、情報は地図上に一致情報を持たせて登録することができますし、被害エリア、対応状況などを視覚的に把握するような、こういうシステムでございます。こういうふうな部分で情報を一元化するというような形で、その防災カメラにつきましても今後、担当課とより協議して、適切妥当なところに設置していきたいと思っております。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これはそうよ、適切妥当なところよ。そこら、行政のあなた方が今まで過去の災害、風水害において危険な家屋、危険な河川、危険なため池、危険な道路、これは把握しとるはずですわね。都市整備にしたって。毎年、台風が来たらここが土砂災害で通行どめ規制しよる、ここは高潮で車の通行どめしよる、あなた方が一番情報をようけ

持っって、今言った定点カメラでないけど、この設置場所というのは、そんなら誰が選定したんか。あなた方、横の連絡はとられてないんですか。

要は、危険な場所というのは行政が一番よう知っとんでしょう。助けてくれやいうて、住民が言うてきよる場所、そこら、あなた方が一番よう知っとするはずですわ。そんなら、そこにカメラ設置せえ言いよんねん。そんだけの話よ。

そいで、そのカメラ、情報伝達するだけでなしに、情報収集するやつが私は一番肝心や言いよるねん、常々。情報収集して、正しい情報を市民に情報伝達してやるのが一番肝心や。ただ単に、こんな、ケーブルが切れたさかいいうて、無線で情報伝達する、逃げなさいやいうて、言われなくても逃げますわ、市民は。実際の話が。

そやけど、やはり危ない土砂災害の危険な場所になったら、やっぱり車の通行を規制するような、そういうところへカメラを設置するのに、やはり高潮とかさまざまな河川の決壊、道路の冠水しよる場所があつて、そんなところに行くさかい、バスが流れたりすのでねえか。わかっるところへ設置してないさかい、これ、横の連絡とっとするのか。それとも、ケーブルというか防災課だけで単独でこないして15カ所やいう計画をしとるのですか。

○原口育大委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） 災害につきましても、委員さんの言われるとおりに、その地域によりまして、冠水場所等々につきましても、十分把握しているところでございます。その部分について、今現状で、なかなか委員さんが言われておるような中で、なかなかハード面がちょっと追いついていないという部分については、否めないところかと思っております。その部分については、いろいろと協議を重ねながら進んでいきたいと思っております。

今回につきましては、そのケーブルのほうの端末というような部分もございまして、そういうような形になってきておりますが、その分について、十分把握をしながら、それから、部分ではあるんですが、あと、そういう形でなくても、またタブレットを使った形での情報収集とか、そこらの部分もこちらのほうは考えておりますので、そこらも含めて利用して情報収集に当たっていきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 御理解でけへんさかい、言いよんねん。カメラをもっとふやせよというだけの話なんよ。19億やで。これ、市に19億いうたら庁舎をもう一つ建てれるんやで。そんだけの金を使うのやさかいに、私としたら、せっかく、ただ単にケーブルの端末を変えるだけでなしに、しっかりとしたそういうようなカメラを、情報収集が一番肝心や

言いよるんだ。情報伝達いうたって、情報収集せなんだら、どない市民に情報を伝達したるんですか。そやさかい、正しい情報収集する手段のやつを強化してください言いよんのよ。それが8カ所やさかいに、納得してないだけの話で。

ほいで、結局、このケーブルテレビの告知端末というやつに対して、ケーブルテレビが断線したときに、無線で逃げなさいいうて言うだけのやつに19億円やで。19億円やいうたら、大事な、私は市の、体力があるのかないうて思うのと、厳しいいう人もおるし、20億円、3割やいうたら6億、7億の金かけらんなん、これ、実際の話がよ。どうですか、これ。言いよるようにこれ、カメラ、もっとふやしてもろうたら、これで私は納得すんねけんどよ。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 今言われております19億円の中には、防災無線以外にも一部、課長のほうからも御答弁いたしましたけれども、いろんなシステムのほうが網羅されております。従前からございます電話設備につきましても、もう既に十数年経過したところもございまして、その電話設備につきましても、その更新費用といたしまして、約4億円程度かかります。

カメラにつきましても、私、今、最終確認で、関係部署ともよく協議した上での箇所数かということを確認いたしました。そのときは、十分確認できているという返事で予算化もしたわけでございますけれども、今、先ほど委員、いろいろ御指摘のことも踏まえまして、カメラ、それは箇所数、多ければ多いほどいいわけですが、至るところにというようなわけにもいきませんので、必要なところにつきましても、十分吟味いたしまして、今後、関係課、関係部署とも協議いたしまして、場所の選定のほうに当たりたいというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 いや、わかっとなねん。ほんな、灘の連絡所から向こういうたら、毎年、台風が来たら通行どめにしよんだ。それは御存じですか。知らんのけ、知っとなのけ。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 存じております。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そんなら、津井の登立、通行どめしよるの知っとんの、知らんの。津井の港湾行きよるの、知っとんのけ。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） それにつきましても、把握しております。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これ、一々、部長とやりとりするのもあれなんやけど、そんなら、市内で冠水、どこの河川も決壊せんと冠水する場所、どこですか。車を通行規制せんなんよな場所はどこですか。知らんのか、そんなんも。

○原口育大委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） 櫛田等、松帆地区のほうになってます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そんだけしか知らんのけ。よう、防災課長、そんだけしか知らんて、どないなことよ、これ。

○原口育大委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） 阿万も冠水もしております。北阿万地域で、冠水場所についてはそれぞれ部分的にしているのは存じております。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 今度、危機管理部でできんのよの。もっとしっかりと市内の、やっぱり危険箇所、災害に弱いエリアというのはもっと把握してもらわな困ると思うねん。そこで、そういうふうなことをしっかりと把握して市民に情報伝達して、なおかつ活動部隊、消防団、警察に加盟するというのが、災害対策本部というか、やっぱり市の責任なんです

わね。そんな、自分のところの地域内でどこが弱点やいうて知らんと、カメラ8カ所だけ19億、こんなふざけた話は、私はないと思うで。危ない場所いうやつを把握して、市民が安全で安心して、そのやっぱり道路にしたって通行できるように。なおかつ、早いこと土砂災害したらカメラで発見したら、ボタンをボンとこないして。

デジタル化いうたらどういうことかわかってますか。デジタルいうたら、さまざまな情報を伝達できるんですわ。消防の救急車でも、車内から県病のほうへ心電図でもボンと、そのためにデジタル化無線しよんので。やから、これだけの金を使うとんのやさかい、もっとその費用対効果でないけど、しっかりとした費用対効果、我々が確認できるような説明をしてもらわなんだら。ただ単に、カメラ8台ふやしました、逃げなさい、逃げてくださいいうて言うだけで19億。ちょっと私は納得できらんですわ。そやさかい、そこらの納得できるような説明をしていただきたいと思うのやけんど、いかがですか。この危ない場所をしっかりと情報収集できるような、このカメラというやつなり。

そんなら、下のこの説明してくれませんか、この気象観測装置。この4カ所、ちょっと説明してください。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） 気象観測設備につきましては、先ほど申したとおりで、市役所の本館の屋上に雨量計、それから風向、風速、気温、湿度、気圧、それから、緑庁舎の屋上につきましては雨量計、それから、湊市民交流センターの部分に雨量計、それから、福良市民交流センターの部分についても雨量計ということの設置を考えております。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 それはもうあれけ、すぐに瞬時で、この市の新庁舎のところで、その把握はできるようなシステムにはしていただけるんですか。その4カ所の観測地点からの現在の雨量であったり風速であったりするやつが、この新庁舎の中で瞬時に把握はできるんですか。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） 観測所で収集した情報につきましては、市のイントラネットを經由しまして、市役所の本館に集約され、記憶されるようなシステムとなる予定でございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 今でも、県の雨量というか掃守とか論鶴羽とかその辺、県のそういう気象庁の雨量の観測のやつもそこで同時に把握できるような状況には、当然なってるわけやね。県も河川監視システムいうてあんねん。それもそないして県のそこを見たらばあつと、我々でもインターネットで情報見れるのよの。だからせめてそれぐらいは市民も、今言った15カ所設置したときには、当然、市のホームページの中で定点カメラいうてクリックしたら、今からふやすやつはネット上で全部そのカメラというのは見れるんじやの。19億もの金を使うのやさかい。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） 先ほどの部分につきましては、県や国からの部分の観測の部分については、そういうふうなものを中央庁舎のほうで自動的に取り込みはして、情報部分を一元管理するようなものでございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 今でも、県でも倭文川であったり、三原川であったり、大日川であったりというのは、県の河川管理システムいうやつでクリックしたら映像が見れて、我々でもその映像が見れるわけやな。こういうやつをこの15台、当然、市もカメラ設置したときには、市民が見れて、なおかつケーブルテレビでもそういうふうな情報発信できるようなシステムというのは、当然構築していただけるんですよ。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 県でありますとか、一般に公開している情報、それから、私どものほうに公開を許可していただける情報につきましては、昨年、少し一部ケーブルテレビでも流したことがあるんですけども、それを27年度中には自動化いたしまして、公開できる映像等につきましては、ケーブルテレビを通じて公開するというようなシステムを構築していきたいというように考えております。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これ、デジタル防災無線にしとって、このデジタルをいかに活用しよ

うと思うとんのですか。ただ単に無線で、ケーブルが切断して、逃げなさいというんだったら、通常のアナログでないけど、デジタル無線でなかったって、逃げなさいという無線で言うだけで。デジタルやったらさまざまな情報をもっとのせれるさかいにデジタルにすんねけどよ。これ、デジタルにしとんのやけど、これは何を告知端末に、どういうふうな情報を流したるんですか、これ。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） この告知端末の特徴については、ふだんは電子アダプターで稼働しておりますけれども、停電時には乾電池を入れておくことで、乾電池で停電時でもその放送を聞くことが可能となるようなものでございます。また、聴覚障害のために、また文字の表示ユニットなどをつけられる部分のオプションの接続も可能となっております。それから、戸別受信端末機は、親局とセットで動きますので、この部分については。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 何かデータは送れるんけ。音声だけ、音声で逃げなさいというて言うたり情報提供だけでなしに、データを。これ、デジタルにするとということは、何か紙ベースのデータでも送れるような、そういうふうなことやと思うとるのやけど。この告知端末やないけど、そんなデジタルにしとるやいうことは、ただ単に音声だけでなしに、さまざまなデータ、紙ベースのデータもそういうような端末機に送ってあげるんけど、そういうことを聞きよるのやけど。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 基本的には音声で伝達するものでございます。ただし、聴力の障がい者の方等につきましては、オプションになりますけれども、目で確認できるようなシステムもオプションでは可能でございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私も余りこんなのには詳しくないのやけど、消防でも何でデジタルにするかいうたら、救急車の中で心電図を張るんだ。電送したら、これ、デジタルにしといたら、県病のほうで心電図のモニターが出るわけよ、患者の。デジタル無線にするということは。今までのそんなん、でけへんのけど、デジタルにしたらそういうこともできる

さかいに、デジタルにしよんねん。これもデジタルにしとるさかい、そない言いよるのかなど。

ただ単に逃げなさいやていうだけやったら、何じゃ、今までの外部のスピーカーでしとるのと変われへんなと思うて聞きよるだけの話と、情報伝達やいうてただ単に音声で言うだけやったら、情報収集する方へもっと充実していただきたいと。そんで、市民もその情報を的確に見やすいような情報にしてほしいと言いよんねけんど。もう一度、納得するまで、カメラの場所だけ、これ、もっとふやしたりでけへんのけ。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 先ほども申し上げたと思いますけれども、関係部署と十分場所につきまして、場所選定につきましては協議していきたいと思います。

以上でございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 カメラをつけとる場所だけ、15カ所いう場所、まだちょっと説明受けたけんど、ちょっと一遍書いてくれ。ほんなら、また今度やるさかい。

○原口育大委員長 カメラの設置場所について、資料を用意してください。
阿部委員。

○阿部計一委員 一回も言うのとれへんで、一言だけ言います。簡単な質問やから。議会費の61ページ、政務活動費交付金270万、この根拠についてお願いします。

○原口育大委員長 議会事務局課長。

○議会事務局課長（垣 光弘） 議会事務局、垣です。よろしく申し上げます。
政務活動費は、1人当たりひと月1万2,500円掛ける12カ月分を18人分用意しております。
以上です。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 これ、やけど、予算書をこしらえるというのは、これは総務部、執行

部、議会ではこしらえてないと思うんよな。270万やいうことは、18人の金額か。27年度、我々は、誠道・無所属クラブは、そういう県会の変なことがあってから、住民からいろいろ、阿部さんは何ぼぐらいいいよんのでというようなことを聞いて、月1万2,500円、そんなこと言われへんし、私ら、もろうてませんよということ言うてあるはずや。それを、こんなふうなのに、何か、事務局と執行部ほうとの意思疎通がでけとらへんのか。これやったら、我々3人をのけた15人分とはっきりと書いて載せるべきと違うんか。議員としてのプライドがあんねん。執行部は聞いとらへんのけ、そなん。どうせ補正組まんなんだあな。

○原口育大委員長 議会事務局課長。

○議会事務局課長（垣 光弘） 議会事務局は、受け取らないとかいうふうな話はお聞きしていませんでしたので、1人月1万2,500円、年額15万円で予算は計上させていただいております。また、会派等で使われない場合においては、3月の補正等なりで減額しております。

以上です。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 ちゃんと言うてあんで。何を言いよるのよ。そんなこと言うなよ。ちゃんと3名、砂田議員、谷口議員、私とは、そういう県会の不祥事から、月1万2,500円ぐらいの金をもろうて、一々住民から不信感抱かれるのは嫌やということで、議会に言うてあんで。何のために議会事務局置くんや。

○原口育大委員長 議会事務局長。

○議会事務局長（小坂利夫） 議会事務局長の小坂でございます。

政務活動費について、この当初予算については、昨年11月に予算要求しております。それで、昨年12月の議会運営委員会等で説明させていただいたと思います。その段階での数字の確定ということでございます。そういう意味で18人分、予算要求いたしております。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 そやよって、自分ら議会事務局のチームワークがとれとらんよって、

私が言うてある、谷口副議長もそない言うねん、はっきりと27年度からはもういただきませんと言うてあることを、自分、知らんということは、そういうコミュニケーションがとれとれへんということやろうが、事務局で。どういうことよ、それ。ちゃんとせえや。

○原口育大委員長 局長。

○議会事務局長（小坂利夫） さっきも申し上げたように、この当初予算については、11月、12月で金額を固めております。昨年の議会運営委員会等でも御説明させていただいたと思いますが、27年度予算の要求額ということで説明させていただき、そこで了解をいただいたものですから、そのままこの当初予算になっております。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 そんなことやりとりしよったって、これはいつまでもけりがつかんけど、確かに言うてあんでねえか。言うてあったら、これは執行部が言うたら済んどることや。名前出せへんけど、言うてあんのや。名前出さんでもわかんのや。ここに見えへな。そこら、局長も課長も把握でけんというのはどういうことなん。現実、270万ということは、18人が全員、政務調査費をいただきよるということになっとんのや。そうだ。けど、その中にはいろいろな事情で辞退しとる会派もあると。であれば、45万下げた分をここに載せてきたらええねんか。どっちみちこれ、補正で45万というのが出てくるんねんから。違うけ。素直に認めえの。

○原口育大委員長 局長。

○議会事務局長（小坂利夫） その辺、連絡、意思疎通ができてなかったという部分については、ここでおわび申し上げます。最終、要らなかった、使わなかったということになれば、補正で減額ということで対応したいと思います。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 減額やということせんでも、きっちりチームワークがとれとったら、そんなことは耳に入ると思う。課長もあんたも入とらんということはおかしいやないか。わしは言わんこと、こんなこと言いよれへんで、公の場で。そうだな。もっと素直に、補正したら終いやと、そういう問題と違うだ。

○原口育大委員長 議会事務局長。

○議会事務局長（小坂利夫） そのきちんと連絡ができてなかったということについては、ここでおわび申し上げたいと思います。

○原口育大委員長 お諮りします。

本日の審査はこれまでとし、次の審査は3月11日午前10時より開催することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 異議なしと認めます。

よって、本日の審査はこれで終了いたします。お疲れさまでした。

（閉会 午後 4時05分）

予 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

日 時 平成27年 3月11日
午前10時00分 開会
午後 4時18分 閉会
場 所 南あわじ市議会議場

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（16名）

委 員 長	原 口 育 大
副 委 員 長	柏 木 剛
委 員	阿 部 計 一
委 員	熊 田 司
委 員	長 船 吉 博
委 員	木 場 徹
委 員	蛭 子 智 彦
委 員	吉 田 良 子
委 員	小 島 一
委 員	森 上 祐 治
委 員	北 村 利 夫
委 員	印 部 久 信
委 員	川 上 命
委 員	登 里 伸 一
委 員	中 村 三 千 雄
委 員	谷 口 博 文
議 長	廣 内 孝 次

欠席委員（1名）

委 員	砂 田 杲 洋
-----	---------

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	小 坂 利 夫
課 長	垣 光 弘

書	記	船	本	有	美
書	記	齊	藤	浩	平

説明のために出席した者の職氏名

副 市 長	川 野 四 朗
副 市 長	矢 谷 浩 平
教 育 長	岡 田 昌 史
市 長 公 室 長	土 井 本 環
市長公室付部長(総合調整・新庁舎建設担当)兼新庁舎建設推進事務局長	橋 本 浩 嗣
総務部長兼選挙管理委員会書記長	細 川 貴 弘
財 務 部 長	神 代 充 広
市 民 生 活 部 長	高 木 勝 啓
健 康 福 祉 部 長	馬 部 総 一 郎
産業振興部長兼鳴門の渦潮世界遺産登録推進室長	興 津 良 祐
農 業 振 興 部 長 兼 食の拠点事業推進室長	神 田 拓 治
都 市 整 備 部 長	岩 倉 正 典
下 水 道 部 長	原 口 幸 夫
教 育 部 長	太 田 孝 次
総務部次長兼総務課長	佃 信 夫
農 業 振 興 部 次 長	森 本 秀 利
教育委員会次長兼教育総務課長	藤 岡 崇 文
会計管理者兼会計課長	堤 省 司
市 長 公 室 課 長 (大学応援プログラム推進担当)	北 川 真 由 美
総 務 部 防 災 課 長	藤 本 和 宏
総 務 部 情 報 課 長	土 肥 一 二
三原総合窓口センター所長(地域防災・振興担当)	柏 木 浩 一
南淡総合窓口センター所長(地域防災・振興担当)	松 本 典 浩
財 務 部 財 政 課 長	和 田 幸 三
財 務 部 管 財 課 長	富 永 文 博
市 民 生 活 部 市 民 課 長	塔 下 佳 里
市 民 生 活 部 税 務 課 長 兼 収 税 課 長	山 崎 稔 弘

市民生活部生活環境課長 兼衛生センター所長	北	口	力
健康福祉部福祉課長 兼 少 子 対 策 課 長	田	村	愛 子
健康福祉部長寿福祉課長	大	谷	武 司
健康福祉部保険課長	川	本	眞 須 美
健康福祉部健康課長	小	西	正 文
産業振興部商工観光課長 (マーケティング戦略室長) 兼 企 業 誘 致 課 長	阿	部	員 久
産業振興部水産振興課長	榎	本	輝 夫
農業振興部農林振興課長 兼 農 業 共 済 課 長	宮	崎	須 次
農業振興部農地整備課長 兼 地 籍 調 査 課 長	和	田	昌 治
食の拠点事業推進室課長	喜	田	憲 和
都市整備部管理課長 兼 都 市 計 画 課 長	原	口	久 司
都市整備部建設課長	赤	松	啓 二
下水道部企業経営課長兼下水道課長	村	本	透
教育委員会学校教育課長 (学校教育指導主事)	廣	地	由 幸
教育委員会人権教育課長 兼生涯学習文化振興課長	福	原	敬 二
兼 玉 青 館 館 長 教育委員会生涯学習文化振興課付課長 (子ども映画祭・青少年育成センター事業担当)	川	上	洋 介
監査委員・固定資産評価 審査委員会事務局長	片	山	雅 弘
農業委員会事務局長	小	谷	雅 信
埋蔵文化財調査事務所長	山	見	嘉 啓

Ⅱ. 会議に付した事件

付託案件

1. 議案第80号 平成27年度南あわじ市一般会計予算

〔歳出の部〕

②款 1. 議会費 (P. 60～P.61) ～款 2. 総務費 (P. 62～P. 91) …………… 1 0 5

③款 3. 民生費 (P. 91～P. 115) ～款 4. 衛生費 (P. 115～P. 129) …………… 1 7 2

Ⅲ. 会議録

予算審査特別委員会

平成27年 3月11日(水)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 4時18分)

○原口育大委員長 おはようございます。

一昨日に引き続きまして、審査を行います。

なお本日は、東日本大震災から4年目を迎え、犠牲となられた方々の御冥福をお祈りし、哀悼の誠をささげたいと思いますので、午後2時46分に1分間の黙祷を行いたいと思います。その時刻になりましたらお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

本日、砂田委員より欠席の届けが出ております。また市長におきましては、今週いっぱい体調不良により欠席の申し出がありますので、御了解をお願いいたします。また、岩倉部長、赤松課長につきましては、午後1時から職員のお母様の御葬儀がありまして、1時間程度途中退席をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1. 議案第80号 平成27年度南あわじ市一般会計予算

[歳出の部]

②款1. 議会費(P.60~P.61)~款2. 総務費(P.62~P.91)

○原口育大委員長 それでは、議案第80号、平成27年度南あわじ市一般会計予算、歳出について。

款1、議会費、款2、総務費。ページは、60ページから91ページまでの審査を行います。

一昨日、谷口委員より請求のありました資料につきましては、机上配付しておりますので、よろしくお願いいたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

谷口委員。

○谷口博文委員 おはようございます。

大変ひつこいようやけど、予算規模が大きなので、しっかりと慎重審議をしたいと思うので、真摯な答弁をお願いしたいなと思うんやけど、まず配付していただいた防災監視カメラ装置の設置場所の位置やけど、大体アバウトで結構なんやけど、この監視カメラの設置、1基当たりの大体費用の概算はどの程度でしょうか。

○原口育大委員長 一昨日の質疑応答を聞いてますと、なかなか質問の趣旨を理解せず

に答弁されて、曖昧な答弁が結構あったと見受けましたので、もしそういうふうな感じでしたら、質問の趣旨を確認されてからで、的確な答弁できるように確認をされてからお願いしたいと思います。

総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 金額につきましては、停電防止装置とか、それから夜間でもある程度見えるような確保が必要でございますので、1台約数百億円といいますが、500万円から600万円程度の金額になります。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 設置場所なんやけど、市は当然市民に対してハザードマップというか、やっぱりそういう災害時に弱いエリアというのを把握しとんねんけど、この15カ所に関しては、どのような選択をして、この15カ所に決定されたんですか。市民に対して、やはりハザードマップというのは、市のほうで市内のそういう災害に弱い地区に対して、それなりに市民に対してハザードマップの配布されとると思うねんけど、この15カ所の設置に関しては、それを参考にした上で設置していただいとるんでしょうか。

○原口育大委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） おはようございます。よろしく申し上げます。

今、配付させていただきました設置箇所につきまして、御説明をさせていただきます。概略的には、今15基、14カ所、15基という形で位置をさせていただいております。黒丸につきましては既設の部分、それから二重丸が新設の部分ということで表記をさせていただいております。新設の部分につきましては、これまでの中で、水害等で道路冠水等がある部分ということで、図面の上のほうになりますけれど、松帆櫛田、どんぐりの里のほうの下のところと、それから倭文集会所周辺、それから津井浄化センター、それから志知鉦交差点、マルナカの交差点のところですが、それから本庁舎が新設になりますので、新庁舎のほうで河川の管理ということで。それから、あと海岸線の関係で伊毘漁港内、それから刈藻ということで、あと阿万のほうで、塩屋川の周辺なり百軒堀等の冠水がよくございますので、その部分について今回設置をさせていただいております。

また、これにつきましては、いろいろそれ以外の箇所でも道路冠水等ございます。それで、これにつきましては、現状把握の中で、優先順位といえますか、それについてまだまだこれによって全部が網羅できてるということについてはまだまだ思っていないので、今後については、この上にまた協議を重ねながら、順次整備のほうはしていきたいなと思

っております。

以上です。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そこらは、今後やはり都市整備の岩倉部長や赤松課長らと、それぞれのエリアというか、やはり道路冠水地点等も配慮した上で、増設の方向でいていただきたいという思いがあるねんけど、その辺再度、もう一度答弁してください。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 先ほど御説明させていただきましたように、かなり1台の金額については高価なものでございます。何台も何台もという増設は難しいんですけれども、先日来の谷口委員の御意見も参考にさせていただきますして、必要箇所を関係部署ともよく協議いたしまして、私も当然入らせていただき、設計につきましてはほとんど最終局面に入っておりますけれども、それらを加味した中で反映していきたいと考えております。また県に対しても、今後県での必要箇所増を要請していきたいというように考えております。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 災害というか、防災に対しては本当によくを言えばキリがないねんけど、その辺の費用対効果というか、そこらあたりがまあ。災害の備えというのは、本当に究極というか、保険と一緒にやればやるほど予算というのはいってくるわけやけど、それなりの費用対効果というか、そこらを見据えた上で適当なところでやめなんたら、今回でも19億円というたらかなり大きな財源ですわね。この財源に対して、過日のやつではケーブルテレビの子機というか、告知端末の更新するのには幾らというような話で、この場合は有利な起債というか、補助事業メニューにのっとって70%ぐらいが充当率で、3割ぐらいの負担でいくというような話があったと思うねんけど、その辺私が納得できるようなこの財源よ、要は有利な補助事業メニューにのっとった大体一般財源がこれぐらいやと、ただ単に老朽化したケーブルの子機の更新だったら、大体アバウトで結構なんやけど、そこらちょっと、再度説明していただけますか。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 今までの経緯もございますので、若干説明が長くなりますけ

ども、御了承いただきたいと思ます。

先日も少し説明させていただきましたけれども、現在ケーブルテレビの加入者宅で使用しております音声告知システムにつきましては、センター設備とも耐用年数を過ぎておまして、また合併前に整備いたしました設備につきましては、既にメーカーも保守を終了しておまして、修理も更新もできないような事態となっている機器もございます。そこで、まずそれらを更新する際、一般財源を極力使わずに、いかに国等の有利な財源を活用するかの課題につきまして検討を重ねてまいりました。選択肢は大きく3つに絞りました。現行の後継機種、それからFM告知システム、それからこのたび提案させていただいておりますデジタル防災行政無線、この3つのシステムにつきまして検討を重ねてまいりました。

まず、現行の後継機種に当たるものを使用するのが一番安易な方法でございますが、この一番大きなデメリットといたしまして、現行システムの更新については、国等の財政支援メニューがないに等しく、音声告知機にかかる費用のみでも約7億円程度。大きな内訳といたしましては、センター設備が1億円、端末の機器の交換が6億円程度の7億円でございます。そのほとんどを一般財源で賄う必要がございます。

2番目に、FM告知機という選択肢もあったわけですが、これはセンター設備と中継設備は緊急防災減災事業債の対象となりますけれども、各家庭の端末機器は対象になりません。そこで、選択肢の中で一番最適と考えましたのが、防災行政無線でございました。音声告知機は、1台数万円でございます、一般的に起債対象は20万円未満のものは対象にはなりませんけれども、デジタル防災行政無線システムをセンター設備、中継設備、告知端末、これを一体的なシステムとみなしていただいた場合、緊急防災減災事業債を活用することが可能になります。そのようないきさつで、このたび予算計上させていただく運びとなりました。

防災行政無線の場合、御承知のように、事業費につきましては2カ年で約19億円と大きくなりますが、その中にはケーブルテレビ未加入者への端末機の無償配付も含めまして、南海トラフ巨大地震や台風時にも、安定した情報伝達を確保することができます。その一般財源の所要額は、現在見積もっておる中で約6億円程度でございます。そのことに加えまして、合わせて幾つかのシステムもその中には含まれております。危機管理部につきましては、防災情報管理システムを導入いたします。このシステムは、災害時に消防団や職員が収集した情報、また観測機器が自動で収集した情報、県や国が観測し公開している情報、市民から寄せられた情報などを一元管理するシステムでございます、情報はデジタルマップに位置情報を持たせて登録することができ、被害エリア対応状況などを、災害対策本部や庁舎内パソコンで視覚的に把握、情報共有もすることができるようになります。

そのほか、地域内電話システムのセンター設備の更新、それから市内4カ所の気象観測設備、新庁舎には風向・風速・気温・湿度・気圧・雨量、その観測設備になります。あと

の3カ所につきましては、雨量でございます。その気象観測設備の充実。それから、屋外拡声機やサイレンの無線化ほかの改修。先ほどから御説明させていただいております、防災カメラの改修、新設等も盛り込まれております。

以上でございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 要は、部長簡単に言うたら、そういう有利な起債をしたら、言うたら24億円の30%で6億円弱のやつでできると。ただ、今、老朽化した更新するだけでも7億円ぐらいかかるさかいに、そういう有利な方を採択したという理解でよろしいんでしょう。そうですね。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） そのとおりでございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 わかりました、その点はそれで終わります。

次にね、やはり情報収集、情報伝達いうたら、やっぱり災害の初動活動やと思う。初動活動いうたら、当然市内においては、消防団がそういうふうな災害時の初動活動に従事していただく任務を担うと思うわな。そういう消防団に対する情報伝達手段というのは、今回のこのシステムの中で活用できるんですか、できないんですか。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 危機管理部に、防災情報管理システムの御説明させていただきました。それで、災害情報につきましては、それで一元管理するというところでございまして、それらの情報をいかに消防団に伝達するかということにつきると思います。御承知のように、新庁舎の危機管理部を設置するわけでございますが、危機管理部横には消防団の本部待機室を設けておりまして、災害が予想される際や災害発生初動時には、消防団幹部に待機していただくことになっております。市の災害対策本部も同フロアにございまして、災害対策本部と消防団と連携を密にし、消防団の幹部からは、各市民交流センター等に詰めることとしております専任分団長と被害情報等を共有して、災害対応にあたることを予定しております。

それで、このシステムとはまた別になるんですけども、消防団の安全装備品の充実ということ、これはかなり以前から委員も御指摘もあったことをごさいます。これにつきまして、消防団の安全装備品を今年度の3月補正、この3月補正に2,000万円、それから27年度当初予算に1,600万円、合わせて2カ年で3,600万円を計上させていただいておまして、その中には消防団幹部相互の情報伝達手段として、IP無線機33台の整備を計画いたしております。それで、消防団の情報を共有していきたいと、指示もそれでしていくことになるというように考えております。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 先般、淡路広域消防のほうで、7億3,300万円ぐらいの予算で119番通報のやつと、それと8カ所の基地局と移動局、25台から30台ぐらいの車両に対して、119番入ったら、その辺移動の車両、例えば救急車のこのデジタルにすることによって救急車に指令ぼんと出したら、救急車のほうでもナビで受信して、救急の要請現場へ誘導してくれるようなシステムを入れても7億3,300万円ぐらいでできとんねん。その辺と、私は要はやっぱり大規模災害においては、こういう防災行政無線というのは、それはあればよしよ。先ほど聞いたとったら、財源的にもケーブルの老朽化した更新するのに有利な起債したほうがスムーズに行くということで、これはもうこれで納得するねんけど、要はもうちょっとやっぱり消防団の、先ほど機能というかそういう資機材充実、強化してくれるというような答弁があったんで、これで私もこの件に関しては、まあまあ結果良好かなというような思いがするねんけど、再度言うように、あくまでも情報伝達手段の前に正しい情報を収集するというような、こういう監視カメラであったり、こういうやつもやっぱり今後充実・強化をハザードマップに基づいて、要は都市整備部長等々連絡を密にさせていただいて、しっかりとしたそういう情報収集手段の機器の充実をしていただくことを要望するねんけど、もうそれだけしてくれる言うたらもうこれで私も納得するねんけど、どうですか。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 先ほど、冒頭谷口委員のほうからも費用対効果という言葉もございました。そればかりでは割り切れないんでございますが、情報につきましては、情報の共有それから情報の伝達につきましては、私どもも非常に重要なものというのは十分認識いたしております。このシステムだけで満足することなく、今後優秀なシステムがあれば、また財源も考えながら検討を重ねていきたいということで、危機管理部長にもその旨引き継ぎをしたいというように考えております。

○原口育大委員長 ほかに。
 長船委員。

○長船吉博委員 関連で。やっぱりこれ19億円、かなりのお金を使用してするんですけども、一昨日課長の答弁等を聞いておると非常に心もとない。これ物すごい専門知識がかなりいりますよね。一般行政職の方にはちょっと無理ですよ。ですから、これ指導はどこで指導していただいとるのでしょうか。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） この件につきまして、今、委員御指摘がありましたとおり、少し心もとない部分もあったとは思いますが。これにつきまして、一番情報課のほうで、このシステムメインで、かなり情報機器等にも精通したというのはちょっと言い過ぎかもわかりませんが、かなり詳しい者がその担当に当たっておりまして、私もいろいろ気になる点につきましては、逐次その職員に報告を求めたりまた指導したりしながら、当然これ設計を委託しているところにも、その旨十分伝わるような形で今まで進めてきたつもりでございます。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 このCATVの告知端末が、非常に新品でもふぐあいが出てきたというふうなこともあって、今見せてもうとるんですけども、親局から中継基地局6カ所。CATV未加入者においては、電波で受信でやるというふうなことなんやけども、非常にこれ6カ所で、本当に伊弉とか灘とか丸山、阿那賀、あの辺が全戸行き渡るのか、これちょっと心配なんやけども、そこら一応研究というか、これ直接波なんで、障害物があるといかんのよね。そこらどうなんでしょうか。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） この防災無線の告知端末器自体につきましては、かなり以前から実績もあるシステムでございまして、今使っておりますIP告知、かなりふぐあいもあったわけですけれども、実績といたしましては、非常に安定した機器であるというように聞いております。また、委員先ほどおっしゃいました、電波なので電波が届くかどうか不安だということにつきましては、この中継ポイントにつきましては、昨年9月補正予

算を可決いただきまして、委託業者に設計を委託しておりまして、その中で電波の試験等も行っております。ただ、今現在ずっと総務省のほうと電波の使用につきまして協議しておるわけでございますけれども、電波も区域外にできるだけ漏れないような形で、非常に厳しい制約も指導されております。そうはいいながらも、できるだけ強い電波を区域内に届けるような形で、今、設計のほうを進めさせていただいております。それで、かなり不安な場所につきましては、念のため屋外にアンテナをつけるというような形もなっておりますけれども、できるだけそういう件数といいますのは少ないような形で、設計のほうはしていきたいというように考えております。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 屋外にアンテナを立てれば、十分キャッチできるとは思いますが、いかんせん専門的な知識、それとこれだけの高額なお金、やはりこんな言うたらなんやけども、積算の時にでもなかなか専門的な知識がなければ、入札時メーカーの言いなりのような形もあり得る可能性もあるんで、やはりしっかりとしたそういう入札業者じゃない、そういう専門的な知識を持った人のアドバイスなり、そういう指導を受けるべきではないかなという思いがするんですけども、そこらどうでしょうか。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 今、設計を委託しておりますのは、以前シス協って通常呼ばれてましたシステム協会、現在はESSという会社になっておるわけですが、かなりケーブルテレビであったり、防災行政無線にも精通した実績のあるところでございます。そういうことで、当然その設計業者にも細かな点までいろいろ聞き、それからまた市場調査といいますか、この関連取り扱い企業につきましても、いろいろ情報収集につきまして今まであたってきているところでございます。そういうことで、設計金額につきましては、十分精査した中でやっていけるというように考えております。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 最後に、この無線の出力、どのぐらいの出力なんですか。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 済みません、今ちょっと出力につきまして細かな資料を持っ

ておりません。また後ほど報告させていただきたいと思います。周波数につきましても、そのとき報告させていただきます。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 アマチュア無線は10ワットぐらいなんですよ。免許なしであったら、出力3ワットぐらいまでしか免許なしで使えるのはそれぐらいかなと思うんで、10ワット近くの出力があればかなり飛ぶんやけども、その出力によって電波の波性が全然違うてくるんで、そこらまたお願いします。終わるときです。

○原口育大委員長 ほかに。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 このデジタル防災行政無線というのは、説明でありましたように、一昨年だったか台風でケーブル断線ということがあって、そのときにやはりせめて情報伝達は確実に、そういう災害の起こってるところで、避難誘導なり指示なりということができるといことは大事だということで、当初ループ化ということを中心に強く求めとったわけですが、ループ化にするとコストがさらに高くなると。その中でデジタル化という、無線化というような話で進んでるということですので、これはこれで一歩前進してるというふうには評価をしたいと思ってるんです。ただ、この1つ気になるは、双方向性というのか伝えると、伝えたものが本当に伝わってるのか、また実際の現場でどうなってるのかというようなことの反応というのか、返しですね。そういうのが、このシステムの中ではちょっとないのかなという印象もあるんですけども、その点いかがですか。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 今、考えておりますのは、その図にもありますように、一般的に防災行政無線につきましては無線だけでございます。ただ、この私どもが採用しようとしておりますのは、ハイブリッド方式といいまして、これは加入者宅だけになるんですけども、ケーブルテレビの線とそれと無線と併用した形で、できるだけ電波のほうは確保したい、確保といいますか通信のほうは確保するような形になっております。それで、線が通っておりますところにつきましては、当然双方向性につきましても確保できるわけでございます。ただ、その線が断線したときのこともございます。そういうことで、かなり以前雪で徳島県の中の一部の山間部のところが電話も通じないような状態になりました。ただ、この私どもの設備につきましては、全ての家庭というわけにはいかないんですけど

も、屋外拡声機約120カ所程度あります。そのような拠点でありますとか、中継地点等につきまして、電話の双方向について確保できるようにというようなことも今現在考えているところでございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 山間部、山合いですね。こういったところで孤立化する、土砂災害などが、これまでは孤立化するというのは余りなかったんですけども、丸山、阿那賀で一応そういうことが起こったということもあって、そのときに所在確認がなかなかできないと、高齢者の方の所在確認できない、電話がつながらないと、おるのかおらへんのかわからんということで非常に一瞬緊張したんですけども、後ほどあらかじめ避難しておったということでわかって、ケーブル電話がつながらない電話つながらないということで、本当に安否確認できない高齢者の方おられたんですね。災害のときにね。だから、その安否確認をするために、出動したものがまた災害に巻き込まれるというようなことも心配されるんですね。そういった面で、断線をした場合でも、双方向性なりが確保できるということが一つ大事かなということをおもいますので、確かに防災カメラなどの必要性も当然あるとは思いますが、やはり孤立化する、あるいは連絡がとれない、安否確認に走り回らなきゃいけない、二次災害に巻き込まれる、そういうことがないようなシステム化ということについて、また深めていただければなというふうに思います。終わっときます。

○原口育大委員長 ほかにございませつか。
木場委員。

○木場 徹委員 1点だけ。気象観測施設4カ所ですけども、ちょっと聞き漏らしたんですけども、この設置場所はどこですか。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） 気象観測の設置場所ですけども、場所は市役所の新庁舎本館の屋上と、それから緑庁舎の屋上、それから湊市民交流センター、それと福良市民交流センターの4カ所でございます。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 これ、結局雨量計なんかで、すぐに局所的な集中豪雨なんかに対応す

るような観測設備やと思うんですけども、3年ほど前に先ほどの委員の話があったんですが、阿那賀の西路いうところで、土砂災害が風力発電の敷地内からあって、ケーブルが断切して加工場が土砂で埋まったり、県道が遮断されて、海岸までの推定5万立米というような土砂が出た災害があって、そのときもいろいろ話が出たんですが、局地的な集中豪雨でどれぐらいの雨量があるかちょっと確認ができなくて、後手後手に回った経験があるんですけども、そのときも市民の方は、こういう危険箇所のあるところには雨量計をぜひ設置してほしいというような話があったんですが、これ市長公室からも総務部のほうにいったと思うんですけど、その辺についての配慮はないように思うんですけども、考え方でそういう庁舎内の話し合いといいますか、そういったところから市長公室から総務部にはそういう話は伝わってなかったんですか。

○原口育大委員長 市長公室付部長。

○市長公室付部長（橋本浩嗣） この全体のシステム、これケーブルテレビの更新も含めてというようなことでしたので、全体のシステムの中では市長公室も入っていましたが、気象観測の施設については入っていませんでした。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 結局、ああいうような大災害のあったような実績のあるところに、当然つくるべきやと思うんです。庁舎に何ぼつけても、ちょっと離れたらまた雨の量も違いますし、一概にいかんと思うんで、その辺に設置の方向で検討はないんですか。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 現時点では、そのようなことにはなっておりません。ただ、昨年の台風であったかちょっと忘れたんですけども、確か台風のときだと思いますけれども、淡路市でありますとか洲本市のほうに豪雨が集中したこともございます。その際につきましては、洲本市と隣接している旧緑町の一部が非常に豪雨でありました。ゲリラ豪雨というのは、地形的なことだけじゃなくて、いつどのような発生の仕方をするかもわかりません。委員、今、おっしゃっているのは、ゲリラ豪雨のことではないと思うんですけども、そのように場所につきましては、最近は余りゲリラ豪雨等もされますので、雨量計のシステムの設置場所につきましては、かなり設置場所の選定には難しいと思います。ただ、現在この4カ所でございますけれども、今後雨量計等につきましては、関係部署とも検討はさせていただきたいというように思います。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 市長公室長、どないですか。総務部のほうに、その辺で内部で話はできますか。

○原口育大委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 今その場所については、業者と市長公室で雨量の部分について逐次入るような形をとっております。そうしたことを継続していくのと、今後可能であれば土砂災害の危険区域というのは市内かなりあります。そういうところ全てにはそういう雨量計が必要なのかどうか、あればそれはいいとは思うんですけども。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 市長公室長、危険があると予想される場所はいっぱいあります。私が言っとるのは実績があったんです。ですからこういうことを言っとんです、全く話が違います。

○原口育大委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 今、業者と常に雨量の部分については連絡をとってやっております。今後そういう災害があった場所ということで、防災の関係部署とも検討を重ねていきたいと思えます。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 よろしく申し上げます。終わっときます。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。
吉田委員。

○吉田良子委員 総務管理費の73ページの、ちょっとコミュニティバスのほうに移ってもよろしいでしょうか。

コミュニティバスの運營業務委託料というのが、昨年比べて大幅にふえております。

その要因についてお伺いいたします。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 今回27年度4月運行に向けまして、コミュニティバスの拡充を検討いたしました。1月23日の公共交通検討委員会です承を得まして、現在業者から陸運局へ申請中でございます。それに伴う増でございます。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 コミュニティバスは、市民の方々が大変関心の強い課題であります。今の話でありますと、もうおおむねルート、時間設定というのはできてると思うんですけども、市民にはいつ広報で知らせるのでしょうか。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 4月からの運行でありますので、3月末には新聞折り込み、広報等でお知らせしたいと考えております。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 おおむねルートなり時間が、今の話ですとできてるようですので、できたらこの委員会に資料として提出をお願いしたいと思うんですけど。

○原口育大委員長 資料用意できますか。
市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 先ほど言いましたように、地域交通公共会議での資料でありましたらお配りはできます。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、それを見て少しまたお話もさせていただきたいんですけども、基本的なところで、これまで新庁舎ができたなら、周辺部も含めて新庁舎へ来られるルートを確保するという話がありましたけれども、乗り継ぎなしに来られるようなルート設

定になってるんでしょうか。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） そのルートもございますけれども、ほとんどは各ルートからの乗り継ぎ拠点を設けまして、乗り継ぎをしていただきまして、中央庁舎のほうに来るような路線でございます。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ルートなり時間なり、資料配付してからまた質問したいと思います。

○原口育大委員長 資料配付につきまして、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 ではよろしく、資料のほうお願いいたします。
ほかにございませんか。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 73ページから74ページに、マイナンバー関係のいろんな予算が書かれているんですが、まずこのマイナンバーは、来年28年の1月から実施という形になりますので、まずそこら辺のタイムスケジュール今後の、その点をお聞きしたいと思います。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） マイナンバーの部分については、平成27年の10月に住民のほうに付番・通知をいたしまして、平成28年1月から個人番号の利用と、希望者には個人番号カードの交付が開始される予定となっております。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 このマイナンバーを使うことによりまして、市のほうの行政として、

どのような今までと違いが出てくるのかお聞きしたいと思います。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） この部分については、年金部分とか福祉、医療などの社会保障分野、それから所得確認などの税分野、あと教育委員会の学齢簿などに関する事務に利用することができるようになってございます。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 それで、今回費用を見てますと、国庫支出金が3,971万円、それに対して市の一般財源も3,110万円の支出に伴っているんですが、今回のこういう大きな改訂については、国費のほうで100%の対応かなと思ったのが、市がこれだけ支出しなければならない理由というのはどういうことがあるんでしょうか。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） 国からの補助金については、ベース的には10分の10。例えば、住民基本台帳システムだったら補助率が100%ということでございます。それから、補助がかからない部分といたしまして、住宅の使用システムなんかは、100%市が出さなければならないような部分もございます。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） ちょっと補足説明をさせていただきます。今回、その経費にかかる委託料だけでも約6,500万円程度かかるわけですが、その補助率につきましては、先ほど委員おっしゃいましたように、100%補助であったり、3分の2補助であったり、全額市の負担というようなものもございます。それで、100%補助につきましては、先ほど課長のほうからも申し上げましたように、住基システムでありましたり、団体なりの統合利用番号連携システム、これは総務省系にかかるものでございます。それから、その100%補助にかかるものとして、この中では厚生労働省関係の国民年金システムがございます。

それ以外に、3分の2の補助率につきましては、今回ですと国民健康保険でありますとか介護保険、それから後期高齢者等の厚労省関係のシステム、それから総務省関係では、3分の2補助につきましては、地方税務システムでございます。そのように、補助率につ

きましては、100%補助と3分の2補助、それから全額市の負担というものに分かれておりますけれども、市の負担につきましては、基本的に市独自のシステムにかかるものでございまして、3分の1の負担分につきましては、社会保障システムの地方負担分3分の1につきましては、普通交付税と特別交付税措置があるということでございます。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 大変勉強不足で申しわけないんですが、このマイナンバーと住基カード、これが非常に個人的には混同してしまうんですが、この大きな違いというのは、どういところが違うんですか。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） まずマイナンバーですけれども、大きな違いといいますと、住基カードにつきましては、仮に南あわじ市で交付を受けますと、転出した際それはもう使えなくなります。次の自治体で再度交付を受けるようなことがございます。ただ住基カードにつきましては、生まれたての赤ちゃんから全ての日本国民に対して住基カードのほうで交付されまして、それはその方がお亡くなりになるまで同じ番号、12けたの同じ番号を継続して使用することになります。そういうことで、今まで住基カードにつきましては、非常に利用につきましては、住民基本台帳の関係の一部証明に使いましたり、年金での住民の所在地の確認でありましたり、非常に利用されるところが限定的でございましたが、今回通称マイナンバーと言われますけれども、このものにつきましては、ずっと第1段階、第2段階、第3段階というように、大きくタイムスケジュールのほうで組まれております。利用されるのは、社会保障でありますとか、税金、災害対策の分野等に限定されるわけでございますが、まず第2段階、これは平成28年度から第2段階に移るわけですが、この段階になりますと、企業には給与、退職金の源泉徴収票への記載義務、今は申告等を受けましても、その方が私ども住民のどの方に該当するのかというのが、住民票と突合するようなことが必要なわけですが、マイナンバーになりますと、日本全国全ての国民が特定されますので、市での確認業務というのはいらなくなります。それから金融機関には、利子や株式配当への支払調書への記載義務も生じます。それから保険会社には、生命保険の一時金の支払調書への記載義務も生じます。それから、予防接種やメタボ健診など、一部医療情報についてもそれが用いられます。それからNISA口座、非課税のNISA口座、毎年100万円の非課税部分がありますけど、その申請書時、今現在住民票が添付が必要となりますけども、それらも平成28年度からはなくなります。それから平成30年、第2段階といたしまして、これ法案最近通ったと思うんですけど

も、金融機関は預金口座への記載が必要となります。

それで、第3段階につきましては、いろいろ、今、議論されておるので、方向性はまだできてないんですけども、医療分野に平成30年ぐらいから活用されるというようなスケジュールが組まれております。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 これは日本国籍のある方だけですか、外国人の方がこちらのほうに住むようになったということで、こういうマイナンバーというのは発行されないんですか。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） このカードについては、ことし10月以降に住民票を有する国民の皆様一人一人に、12けたのマイナンバーが通知されるわけなんですけれども、あと中長期滞在者とか、それとか特別永住者の外国人も対象となります。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 これから、大変その個人情報をしっかりと守っていかなければならないというのも、市のほうでの責務になってくると思いますので、そういった対応についてはどのように考えられてるのかお聞きして、最後の質問にしたいと思います。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 委員おっしゃいますように、非常にセキュリティー対策につきましては重要です。住基カードも導入される際、その中の情報の中身といたしましては、4情報という非常に限定的な情報でありましたけども、非常にそのセキュリティー面につきましては論議されたところでございます。その件につきまして、国のほうでもそのためのセキュリティー面の法制もとられているところでございます。それで、マイナンバーを含む情報が漏えいした場合、漏えいした人に最高で4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金が科される等の、その処罰と申しますか、非常にその罪のほうも重くなっております。そういうふうに、法制面ではそのような整備もされていってるわけなんですけども、私ども市におきまして、情報の漏えいがありますとかにつきましては、現在もセキュリティーポリシーというものを定めておりまして、年に一度は職員のほうにも徹底しているところでございます。それらセキュリティーポリシーを、この導入に際しましてもう一度

見直しを図りまして、職員のほうには十分徹底していきたいと、その担当部門につきましては、特に徹底を図っていきたいというように考えております。

○原口育大委員長 質疑の途中ですが、暫時休憩します。
再開は午前11時5分とします。

(休憩 午前10時55分)

(再開 午前11時05分)

○原口育大委員長 再開します。
ほかに質疑ございませんか。
阿部委員。

○阿部計一委員 62ページ、勤勉手当4,132万3,000円ですか、この根拠と内訳をお尋ねいたします。

○原口育大委員長 総務部次長。

○総務部次長(佃 信夫) 総務部次長兼総務課長の佃でございます。どうかよろしく
お願い申し上げます。

まず、勤勉手当のこの根拠でございますけれども、今回この一般管理費の職員給与がございます。これの0.75%と0.75%の利率を掛けまして、算定されたのがこの4,132万3,000円ということでございます。この支給根拠につきましては、勤勉手当は地方公務員法第204条第2条に規定されてた諸手当の1つでございます。条例でこれを定めて支給することができるとなっております。地方公務員法第24条第3項の地方公共団体の職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員、並びに民間事業の従事者の給料その他の事情を考慮して定めなければならないという規定により、準拠しております。国の基準では、勤勉手当につきましては、精勤に対する報酬として支給される能力給としての性格を有するとなっております。ちょっと長くなりますけれども、当市の給与条例の第35条第2項第1項の規定によりまして、今回計上させていただいてるわけ
でございます。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 それはようわかってます。ただ、この勤勉手当については、それなりの根拠があると思うんですよね。それで、南あわじ市も人事評価システムというのを立ち上げて、もうかなり一般職員にもそれを適用して評価をしていると思うんですよ。それで、この、今、次長が説明されたこれは何ですか、その管理職以外は必ずつけらんなんということなんですか。これは各自治体によって、首長また議会の判断によって、勤勉手当を全員に必ず出さんなんということはないと思うんですけども、これは何ですか、全国各自治体全部がもう勤勉手当を全職員に出すことが、そういう自治法で決まってるんですか。それを各自治体によって、そういう対応の仕方が違うところもあると思うんですよ。それと、今言うたように、前も1回言うたことありますが、そういうきっちりとした評価をした上での勤勉手当を出す。出さなんだら、これは違法になるというような判例もあるんですよ。その点どうですか、これ全国自治体全部が、できの悪い職員もええ職員も同じように出さんなんもんなのか、その辺を聞きよんねん。

○原口育大委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） この勤勉手当につきましては、支給することができるという規定でございまして、ただし先ほど御指摘ありましたように、全国の地方自治体のほうでは、勤勉手当につきましては、いわゆるボーナスということで、期末勤勉という形で支給されているのが実態でございます。ただし、この勤勉手当は、先ほども申し上げましたけども、能力給という能力によって支払われるという性格がございまして、成績率ということで支給をされてる自治体もございまして、先ほども言われたように、当市も人事評価をやっております、人事評価によりましておおむね良好というようなこととございまして、この勤勉手当につきましては、全員支給ということになってございます。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 肝心なことやな、今そういう自治法で決められておるといっても、各自治体の首長、そして議会の議決があれば、この勤勉手当というのは必ず出さんなんということはないんでしょ。その点聞きよるねん。

○原口育大委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 条例で、支給することができるという規定でございまして、義務ではございませんが、支給をしております。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 それで、その、今、人事評価システムにのっとして、評価できるということできずと出しておると。これ、南あわじ市の財政見てますと、その自主財源というのは、大体これ市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税、それで約27年度、25年度の決算ですとこれだけの56億円ですか、約27年度は、なかったと思うんよな。それで、25年度では約40億円まで行ってませんが、人件費に39億何ぼかの決算してあったと思う。これね、企業のこの会計システムから見たら、これもう完全に倒産ですわね。これ、やっぱり地方交付税とかそこら県贈与税、いろいろなそういう国・県の手当によって市が行政運営ができておると。これは非常に厳しい状況やと思うんです。それで、この人事評価システムをやったんは、大きなアドバルーンばっと上げたんはいいんですけどね、果たしてそういう具体的な例が我々には一つも見えてけえへん。それは、今、課長答弁されて、おおむね良好に皆評価できるということを言われたけども、いろいろなことがこれまでありましたけども、そういう評価をした、何か普通やったらこれ課長やめて降格人事でもしたらええんかというようなことでもそのままいきよるし、何かはっきり言うて、きょうは市長は出席されてへんけど、何か組合となれ合いみたいなやり方やととの違うかと。やっぱり評価するんであれば、できる職員とでけひん職員の差というものをつけて、これやっぱり行政は人なりと言われるぐらいやから、その辺どうなんですか。我々に見えてけえへんでないか、その人事評価システムをやってもう何年になるで。

○原口育大委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 人事評価制度につきましては、平成20年に試行が始まりまして、ことしで6年目でございます。管理職につきましては、2年以下の試行を経て、平成22年度から本格実施ということでございます。一般職員につきましては、平成25年度から本格実施ということでございますが、その本格実施の対象につきましては、御指摘の例えば勤勉手当の反映とかじゃなしに、人材育成並びに人事評価、人事異動の参考にするということでの本格実施ということでございます。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 そういう大きなアドバルーンを上げてやっておるんですから、やはりそういうことが議会や市民にも見えるような評価の仕方というのは大事やと思うんです。それは、そんなふうに言われたらこちら反論の仕方ないんですけどね、おおむね良好にいつてるということでやられた。けれども今の財政の状況を見たら、やっぱりそういう、私

言いたいのは、できる方にはできるような報酬をあげる、これはやっぱり公務員といえども一般企業といえども、やっぱりそういうシステムにするために人事評価というのを取り入れていると思うんです。ですから、そういうことを「ああ、あんなことがあったんでこの職員はこんなふうになったのかな」とか、やはりそういうような動きがあって初めてそういう評価システムが機能しとると言えると思うんですよ。そういう評価システムを導入されてから、はっきり言って我々には何にも見えてこないということは、全然評価システムが機能していないと思うんで、私はそない思うんですよ。ですから、そういうことをやっぱりきっちりと表面に出るような評価をしていただきたいと。勤勉手当、そういう職員の皆さんには厳しいこと言うようやけど、やっぱり評価システムをこしらえた以上は、その評価を表に出るような形でしてもらわなったら、それは職員、組合の中で執行部の中でうにやうにやと、私はやりよるん違うかなと思とんですよ。そういうことのないように、今後やっぱりきっちりといいものはいい、悪いものは悪いで評価をしていくという形をとっていただきたいと思います。これは答弁結構です。終わります。

○原口育大委員長 ほかに。
川上委員。

○川上 命委員 78ページの、地域おこし協力隊推進費1,500万円と書かれておりますが、これと80ページの地域づくり事業交付金、この2つについて御説明をお願いいたします。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 地域おこし協力隊におきましては、今現在沼島のほうで4名従事しております。それで、平成27年度におきましては、新しく4名の地域おこし協力隊を募集するつもりでおります。それに要する経費でございます。

○原口育大委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 地域づくり交付金については、21カ所の市民交流センターへ配分する交付金でございます。

○原口育大委員長 川上委員。

○川上 命委員 先ほど課長答弁された、4名という新たに予算おいたわけですが、こ

れを4名どこへ派遣するんですか。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） ことしまでは、沼島とか灘地区とか、いろいろ地区ごとに募集をしておったのですけれども、27年度は南あわじ市全体を地域として、4名簿集する予定でございます。

○原口育大委員長 川上委員。

○川上 命委員 南あわじ市全体ということになれば、集中的な地域協力隊の指導はできないと思うんですけど、我々辰美校区も非常に民宿とか瓦、農業、非常に厳しいということで、私も伊加利地域で、協力隊の順番次ですよと言われとったんですが、いつの間にや立ち消えてしまったんですが、こういったことは誰が決定しとるんですか。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 南あわじ市全体ということですので、拠点を市役所のほうに置きます。市役所のほうに朝出勤していただきまして、農業に関することとか、観光、産業に関することとか、あるいは地域のコミュニティ活動に参加するとか、各イベントの実施の計画であるとか、そういったことに従事してもらうように予定をしております。

○原口育大委員長 川上委員。

○川上 命委員 予定をしておりますって、そういった計画を立てた中でやっとするんですか、それとも地域そのものから地域交流センター事業ということ、今、先ほど室長のほうから説明があったわけですが、そういったとこと連携した中で、問題点を掘り起こした中で指導しに行くんですか。どういう活動ですか、ちょっと先が見えてこんけど。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） まずは市のほうから、こういうことをしてくださいよということで指導します。4月からは、交流センターの地域づくり協議会各地区でありますので、地元でこういうことを手伝ってほしいとか、活動してほしいとかいうことで、地

元の意味、団結というか、あればそちらのほうにも積極的に協力していきたいと思っております。

○原口育大委員長 川上委員。

○川上 命委員 ということは、今まで申し込んだ、次順番ですよというやつはもう立ち消えてしまったということですね。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） なかなか、地区で受け入れるということは、その地区の方針とかそういうのが定まらないとなかなか受け入れができません。それから、地域の方々が受け入れできるような状態が整っていなければ、なかなか難しいことかと思われまますので、まずは市全体で受け入れをしまして、それから交流センターなり地域づくり推進協議会、各交流センターにございますので、そういったところで協議していただきまして、受け入れが可能な状態になりましたら、また募集等もこちらのほうでさせていただきたく思っております。

○原口育大委員長 川上委員。

○川上 命委員 ちょっと今の答弁では、ちょっと御立腹しとんねんけどな。準備が整わへんさかい、伊加利へ派遣せえへんという、来るや来んやわからもん準備もでけへんやないか。そういうことですよ。勝手に決めてやな、おまはんなら準備ができたらへんさかいいうて、そらちょっと勝手過ぎるの違いますか。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） そうとらわれましたら、すいません。準備ができてないということではございませんけれども、今年度25年度に募集を行ったところ、協力隊の募集がなかったもんですから、そういうことになっております。比較的、市全体でしたら、住むところに関しましても、市の中央のほうとかで確保できましたりするんで、協力隊の方も来ていただきやすいのかなというような状態でございます。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 64ページの宿直業務委託料、296万3,000円と、62ページの職員手当等の宿日直手当、182万5,000円についてちょっと質問させていただきます。

この64ページの、宿日直業務委託料というのは、従来シルバー人材センターに宿直をお願いしとった分が、合併して新庁舎ができて、一つの新庁舎だけの人員分ということで理解してよろしいんですか。

○原口育大委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 新庁舎統合後は、シルバー1名と職員1名体制での手当と委託料でございます。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 ということは、私去年の予算書ちょっと比べて、よう調べてないんで申しわけないんですけども、基本的には5庁舎分シルバーの人に宿直していただいているのに、今度は本庁舎だけになると。大体シルバーの方には、5分の1の支払いという勘定でよろしいんですかね。予算措置は。

○原口育大委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 宿直業務はですね、5庁舎のうち中央を除く4庁舎で行っておいりましたので、4分の1でございます。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 その分庁舎のほうでなくなった分にかわって、今度新しく久しぶりに見たんですが、62ページに職員の手当182万5,000円が宿日直手当として、職員手当ということで出てます。ということは、これは職員が宿直するというので、私も1月の委員会でもちょっと質問させていただいたんですけども、この積算の根拠というのは、これ365日で単純に割ったら5,000円と、一晩泊まったら5,000円という解釈でよろしいんですか。

○原口育大委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） この根拠につきましては、ただいま申しただいたとおりでございますけども、ただし日直業務の分がこのときにはまだ検討中でございます、日直業務を今度管理職で行うということでございますので、これは宿直業務だけですので、宿日直業務ということでございますので、日直業務の管理職が休日行う手当については、また補正をさせていただきたいと思っております。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 これは新庁舎ができて、新庁舎にはシルバーの方に加えて、職員も一緒に宿直されるということなんですよ。これは、市民の側から見たら、これサービス向上したなど、10年ぐらいの間は職員の宿直がなかった状態で、新たに南あわじ市の職員は宿直するようになったと、これはよう頑張るとるなという評価をしてくれると私は思うんですが、ただ全国的な傾向からしたら、いわゆる公共施設の宿直というのは、例えば学校現場ではもう半世紀前、50年以上前に全国的に全部廃止してますよね。宿直はなくなった。それから市役所のほうも、例えば淡路3市見てましたら、洲本市、淡路市これともにもう警備保障とかでやってる、南あわじ市はシルバーにお願いしとるという大きな流れがあります。こういう流れの中で、南あわじ市は今回また職員に宿直してもらおうと。こういう全国的な流れに逆行しとるのが私悪いと言ってるんじゃないんですよ。これは市民から見たら、南あわじ市は危機管理という観点から、来るべきいつ来るかもわからない南海トラフの大地震に備えて、危機管理的な動きをやとるというような見方もできるんですが、そこまでするんであれば、市民にもっと訴えるんであれば、例えばここにいらっしゃる管理職も一緒に泊まったらどうですか。これ職員だけじゃないんですか、と私は聞いてるんですが。この辺どうですか。

○原口育大委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 新庁舎の移転に伴う宿日直体制につきましては、宿直は先ほど申されたように、シルバーの派遣職員1名と、それと管理職以外の一般職員1名の体制でございます。ただし、管理職は日直業務を行って、昼夜を問わず危機管理体制をより強化を図っていくというようなことでございます。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 今まで職員の側からしたら、やってないこと順番に回ってきてと。私は事実を聞いたんでは、大体3回程度1年間で回ってくると、これ男子の職員ですよ。

管理職も入ってくれたら2回ぐらいでいけるんやけどというようなことで、それだったらやっぱり市民に対するインパクトの強いアピールするんでも、やっぱり職員も管理職も一般の職員も分け隔てなく泊まって、日直もやっとなるわ宿直もやっとなると、そういう姿勢を示すのも一つの方法ではないかと思うんですが、次長、その辺の考えはどうなんですかね。

○原口育大委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 現状では、そういうやり方もあると思いますけども、現在組合とも十分協議を重ねておりますので、今の申したような体制でいく方針でございます。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 私が聞いたのは、組合は必ずしもすんなりと納得してるようには思っていないんですけども、市長のたつての願いであるというようなことを執行部おっしゃってるということで、職員のほうもほんならというような、渋々今のところ受け入れてるというようなことを私はちらっと間接的にお聞きしたんですけどね。そういうことを踏まえて、例えばこの一晚泊まったら5,000円と、これも条例ではもうだけになってるんで、洲本市とか淡路市に比べたら安いでしょう。その辺のことも見よったら、やっぱり配慮した必要があるんじゃないかなと、せっかくやるんだったらね。と思いますが、どうですか。

○原口育大委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） この手当につきましては、現行は4,800円でございます。200円でございますけども、上げまして5,000円ということでございますが、この根拠につきましては、労働基準監督署にもまいりまして、民間の例えば労基法適応する民間で行われてる宿直手当につきましては、通常業務の3分の1程度でいいと、それ以上ということでございますけども、当市につきましては、公務員はその分野につきましては労基対象外でございますが、それを準拠して試算しましたところ、平均的な一般職の1日の給与が大体1万4,800円程度でございましたので、その3分の1の5,000円を今回手当として計上させていただいてるわけでございます。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 最初申し上げたように、全国的な常識的な動きからして、大体市役所等の施設の宿直はなくなってきているという日本の現状であります。これは南あわじ市

はやるんだったら、市長がやろうというんだったら私は別に反対しないんですが、大体いつまでぐらい続く予定なんですかね、こういう制度は。

○原口育大委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 当面の間ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 次長としたら、その辺よう答えにくいと思うんですが、当分の間と、これは非常に行政用語で意味深長な言葉ですね。市長がたつてのお願いということで、職員にお願いしとる以上は、この当分の間は当分の間かなというような感じがいたします。こういう全国的な動きに逆行して、南あわじ市の職員は宿直して、市民の安全を守ろうとしているというようなことを、いろいろなところでやっぱり広報もしていただいて、職員も頑張つとるんやということを、よろしく広報もお願ひしたいということで、質問を終わります。

○原口育大委員長 ほかに。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 79ページの、先ほども地域おこし協力隊推進費の関連なんですけれども、企業を興すということで、起業支援補助金100万円というのがついとるわけですが、新年度で推進隊の卒業というような格好で、それに備えて定住化をするための支援というような説明があったかに思うんですが、その内容をもう少し詳しく説明いただけますか。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 今、委員言われましたように、3年間を経まして、今度定住促進のために、定住していただくための支援といたしまして、総務省が特別交付税ということで、100万円を用意してくれているものでございます。これにつきましては、卒業年度または次年度に使用するものでございまして、新しく就職するために、例えば事務所を借り上げる登記費用だとか、あと家賃、それから備品類、そういったものに使える交付税でございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは、そしたら1年限りの属人的なものということになるわけですね。沼島の地域おこし協力隊、今現在4名。5名おったものが4名になったということで、それぞれ定住のための努力をしておると。なかなか、その3年間の間で難しいということで、4年目に100万円ということになっとるんかと思うんですが、この協力隊の方々が他地域で、先ほどの地域で受け入れ体制というようなお話もあったわけですが、沼島には笑顔のたえないというNPO法人を立ち上げて、全般的な地域おこしをやろうと。そして、その中に地域おこし協力隊の方々の活動を位置づけようというような議論があったかに思うんですけども、それとの関連はどうなるんでしょうか。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 今回3年目を迎える方につきましては、NPO法人とは関係なく、新たに就職を予定してるようでございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それで立派に定住をできたら結構なんですけれども、NPO法人の事業の活動やありよう、目的、内容というのはちょっとまだ詳細がわからないので、詳しいことはちょっとここでは言えないんですけども、いろいろ沼島での活動を見ておると、やはり個人の努力ではなかなかできない部分が多い、地域との関係プレーなどもとっていかないと、個人で事業を興したとしても、周りとの連携なり協力関係なりがつかれないと定着もしない、反って孤立化するというような心配もあるんですね。ですから、そういうせっかくの特別交付金としてつくものですから、本当に安定的に定着を図っていただくために、方向性としてはやはりそうしたNPO法人などと協力をしながら、個人の努力だけではなくて地域全体で支えるというシステム、仕組みが肝心かなというふうに思っておるんですけども、これは本人がどうしてもこの100万円使って私はこういうことやりたいということになれば、そういうことにはなかなかないと思うんですけども、そのあたりの調整というのは可能なんじゃないでしょうか。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） そのとおりだと思います。それで、月1回地域おこし協力隊と沼島の推進協議会のメンバー、主だったメンバーですけども、いつも打ち合わ

せというか、協議会を会議をしております。その中で、今月はどういったことをしよう、それから今年度はどういったことをしようといったふうに、いろんな協議を毎月最低1回重ねております。それで、今回3年目を迎える協力隊員さんにおきましては、やはり定住していただくということになりますと、地域の方々の協力がやっぱり不可欠になってまいりますと思います。先ほど言いましたように、NPO法人のメンバーのほとんどの方がその協議会のメンバーに入っておりますので、そちらのほうも連携してやっていけるかと思っております。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 この73ページの、新規事業の古民家再生というやつでちょっと聞きたいんですけど、その前に先ほどの森上委員の質問に関連して、その前に教えてほしいんですけど、地方公務員法に職務上上司の命令に従う義務という条文があると思うんですね。市長がですよ、庁舎において、職員において宿直しなさい言うて、その命令に従われへんのは、懲戒処分に私は対象になると思うんですけど、その辺はそれなりの労働対価を払うんだったら、市長が命令したら職務上の命令に従う義務というのは、公務員たる立場たる者はあると私は理解しとんねんけど、その辺まずどうですか。

○原口育大委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 申されたように、地方公務員法上ですね、職務専念義務とかその命令に従う義務がございます。今回の宿直業務につきましては、その業務という中に入るか入らないというのがちょっと議論になっておりまして、我々サイドは業務の一環やということがございますが、職員組合のほうはその業務外、通常の業務外というような解釈もしておるところでございます。十分協議を重ねた結果、先ほども森上委員からも御指摘あったように、協議の末きちんとした合意は得られてないものの、承諾を得た上で、今回新庁舎に移った際には、職員も宿直業務をするという方向で今現在進んでおります。やる以上は、やっぱりきちんとやっていただきたいということで、我々サイドもその業務内容もきっちり決めた上で、指示をさせていただきたいと思っております。その宿直業務につきましては、これはできないできないというようなこともございましたので、これも労働局のほうに確認をしましたら、極論を申し上げますと、市長が許可をしたらできるということでございますので、我々サイドはそういう根拠のもと、今後業務をやっていただくつもりでございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員　　いや、我々市民からしたら、問い合わせなり危機管理上、しっかりとした専任の公務員たる立場の人間が宿直していただくというのは、これは当たり前業務や思うんですわな。そんな、市長がそういう業務に対して命令を下した段階で、公務員たる身分たる者が、その市長の命令に逆らうような職員があつては私はならんと思うんで、これはその辺しっかりと、職員たる公務員たる立場の自覚をしっかりと持つようにやっていただきたいと、それは申しておきます。

それで、肝心の質問やけど、これ新規事業で古民家再生推進333万円というて出とんねんけど、この事業の概要をちょっとまず教えてください。

○原口育大委員長　　市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美）　　県が実施しております、古民家再生促進支援事業ということでございまして、築50年以上の木造の古民家を、地域活動の拠点施設等で公共的なものに再生するために要する改修工事費の補助金でございまして、対象工事費が1,000万円以上のものに限られまして、定額333万円の補助がございまして、事業の負担割合におきましては、国が3分の1、県が6分の1、市が6分の1、事業者が3分の1でございまして、市の6分の1の随伴補助が条件となっております。補助の必要条件といたしまして、最低10年間はその地域の活動の拠点等として使ってくださいよという条件がございまして、

○原口育大委員長　　谷口委員。

○谷口博文委員　　実際、今年度でこういうふうな古民家再生して、実際やる地区というのはもう決まっとるんですか。

○原口育大委員長　　市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美）　　この事業につきましては、県の審査が必要になってまいります。26年度に県のほうから審査員が来まして、再生に関してアドバイス等をいただいております。それで、もうこれでいいですよということで、認可をいただいております。27年度に改築をするんですけれども、それは灘地区でございまして、灘出張所のちょうど山側ぐらいいあたります。

○原口育大委員長　　谷口委員。

○谷口博文委員 そこでね、これが地域の交流拠点というのは、市民交流センターみたいな役もあるんだけど、この古民家を使ってその交流拠点にするというのは、そこでお茶飲んだり地域の人が寄ってきて、そういうふうな拠点という意味合いでええんけ。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） この施設につきましては、NPO法人灘水仙の里というのをごさいますて、そのNPO法人の活動でございませけれども、交流ハウスだとか観光交流、それから高齢者の支援助け合い事業等を行っておりまして、買い物難民じゃないですけど、買い物に困ってる方々の助け合いをしたり、それから介護予防の指導をしたりとか、そういったことをごさいます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 要は、公共の福祉に伴うような施設やさかい、こういう事業を受けられるということやな。そういうことやね。わかりました、ありがとうございます。

○原口育大委員長 ほかにごさいますせんか。
登里委員。

○登里伸一委員 68ページの財産管理の関係で、委託料で私有財産調査及び管理計画策定業務というのがありますが、これはどういうふうな内容でやられるのかお聞きします。もう1つ、それから、同じところに実施設計委託料と、ページ変わって工事監理委託料、それから工事費のところ緑庁舎の解体及び回収とありますが、これと関係してるのかどうか。もし関係してるのでしたら、非常に高額だなと思うんですが、それをお聞きします。もう1つは、71ページのコミュニティ助成事業、これはどういうことで、どこでどういうことをするのかをお聞きします。

○原口育大委員長 管財課長。

○管財課長（富永文博） まず68ページの、私有財産調査及び管理計画策定業務委託料1,000万円の件でございませけれども、このことにつきましては、今、国のほうで、地方の公会計化ということで進めることを推進しております。それで内容的には、いわゆる複式簿記の導入、あるいは固定資産台帳の整備というものを行うものでございませ。ま

た公共施設の総合管理計画と申しますのは、その固定資産台帳の整備等に伴いまして、公共施設等の今後の利用に関して更新、あるいは統合、あるいは長寿命化、そういうものを行うための総合的な方針を定める計画となっております。この分につきましては、債務負担をおいておりますので、全体の事業額としては1,800万円を予定しております。

それから、次の実施設計委託料850万円でございますけれども、これにつきましては、27年4月に各現在の分庁舎につきましては、一部空き状態になるものがございます。そのもの各庁舎につきましては、今後解体を予定しております、その解体の工事の設計委託業務を予定しております。その分の経費でございます。三原庁舎、南淡庁舎、西淡庁舎を対象としております。

それから、69ページの一番上にあります工事監理委託料でございますけれども、これにつきましては、緑庁舎につきましては、27年度におきまして、旧館の分につきましては解体・撤去。それから、後ろの新館の分につきましては、改築をして事務所等に改築をするということで進めております。その工事に関する管理委託料でございます。

それから、69ページの工事請負費、緑庁舎解体及び改築工事という部分であったと思いますけれども、これにつきましては、申し上げました緑庁舎の解体・撤去及び改築工事にかかる工事費を計上させていただいております。

以上でございます。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 71ページの、コミュニティ助成事業補助金でございます。これは、財団法人総合センターからの助成を財源に、宝くじの社会貢献事業として、地域のコミュニティの健全な発展と社会福祉を図ることを目的にしている補助金でございます。端的に言いますと、各自治会のだんじりを修復しているような補助金でございます。

○原口育大委員長 登里委員。

○登里伸一委員 もう1つだけ聞かせていただきたいと思います。75ページに、市民生活応急措置費があります、これ交通対策費としてはどういうことをなさるのでしょうか。その下のほうには、交通安全施設や防犯灯、安全施設の材料といろいろありますので、この100万円に関してどういうことをなさってるのかをお聞きしております。

○原口育大委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（北口 力） これは、平成26年度ではいなりこ予算ということで、生活環境課の部署ではカーブミラーを主に支出して、修繕とかいうことで支出しておった部分で、主にカーブミラーを計上しております。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 81ページの、防犯カメラ設置補助金についてお聞きしたいと思います。昨今の防犯カメラいろいろなところに設置されとるんですが、南あわじ市もいち早く学校現場にも設置されてると思うんですけども、その辺はどういう状況になっておりますか。

○原口育大委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 学校教育課長の廣地でございます。

学校教育現場における、学校現場の防犯カメラの設置状況ですけれども、小学校の場合は、沼島小学校を除く全小学校に防犯カメラを設置しております。中学校におきましては、三原中学校、南淡中学校に防犯カメラがそれぞれ設置されている状況でございます。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 防犯カメラというのは、いろんな使い方というか、用途があろうと思うんですが、定点で決まったところで動きをキャッチするというので、学校現場なんかだったら防犯という、犯罪を防ぐという形で、常時見ている必要があると思うんですが、私が昔勤めとった間は防犯カメラ全くありませんで、ちょっとピンとこないんですが、学校現場として常時そういう形で見られるんかなという心配もするんですが、どんなところに置いとんのですかね。

○原口育大委員長 森上委員、学校現場での防犯カメラの質問だとしたら、教育費のほうで。

○森上祐治委員 わかりました、また後でしますわ。

それに関連して、この80万円の、ことしは書いてあるのを見てたらですね、いわゆる地域の安全のまちづくり活動を防犯面から支援していくんやと、地域の見守り力の向上を目指したということで、これは各町内会とか地域の見回り隊のほうで、ここに付けてくださいと申請をしてきたら8万円の補助を出すということなんですか。

○原口育大委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（北口 力） この防犯カメラ設置事業の概要ですが、兵庫県では8万円を限度に定額補助をしております。それに伴いまして、市のほうも随伴補助という形で、8万円を限度に支出するものでございます。今回、80万円予算計上させていただいておりますが、8万円掛ける10基を予定しております。今、委員おっしゃった防犯グループ、自治会とか防犯グループを対象に、補助金を出すというようなことになっております。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 ということは、もうことし80万円おいてあるということは、10カ所大体決まっとんのですか。

○原口育大委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（北口 力） これにつきましては、毎年兵庫県が制度化しておりまして、5月の中旬から7月の中旬にかけて募集があります。来年度決まっておるかという御質問ですが、その5月の募集した段階で申請いただいて、県のほうへ提出して審査しまして決定するというような流れになっております。ちなみに、これ新規事業ですが、この県の補助・実績ですが、平成24年度に1件、平成25年度に1件、平成26年度に2件というようなことで、県の補助を受けて自治会等が設置している実績がございます。以上でございます。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 ちなみに、その補助が8万円ということなんですが、1台設置しようと思ったら経費はどのぐらいかかるのですか。

○原口育大委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（北口 力） 以前の委員会でもちょっとお話がありましたが、南あわじ市で実績あった部分では、安い金額で8万何がし。それから、福良でも26年度設置しておるんですが30数万円かかったと。それで、県のほうへ照会かけましたら、平均が約24万円程度ということでお伺いしております。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 ということは、3分の1の補助ということで、残りは地元のほうで負担ということなんですか。

○原口育大委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（北口 力） おっしゃるとおりで、補助率としますと、平均でいきますと、8万円が県で8万円が市、残りが地元と。ただ、16万円でしたら地元負担がなしというような形になります。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 そういう形で、これは防犯カメラ設置するということは、これは安全に対するええことだと思うんですが、市としたら県がそういう動きでメニュー組んでやると、具体的に南あわじ市ではどういうところにそういう設置していったらいいという、何かそういう計画とか考えはお持ちですか。

○原口育大委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（北口 力） これも、撮影場所とか要件がございます。道路・公園等で、不特定多数の者が利用する場所の画像の面積がおおむね2分の1であるというようなことで、したがって、例えば公民館でしたら公民館だけを撮影するという事になれば、審査の段階で採択にならないと、あくまで道路等のこの不特定多数の者が利用する画像が、おおむね2分の1以上を有するというような要件になっております。

○原口育大委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） 最初に申し上げましたとおり、これは県の事業の随伴ということでございまして、設置基準、設置要綱は県に倣うものでございます。県に申請を出していただいて、その認可に基づいて市も随伴していこうということです。そして金額については、わかりやすく言いますと、10万円で済んだとします、県が8万円、市は2万円足していきますので、16万円までは地元の負担がいらぬということです。先ほど2分の1といたしましたのは、公の部分を2分の1、その防犯対策にかかる分の視野を2分

の1というようなことでございまして、この設置基準につきましては県に倣うものでございます。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 一昨日の洲本市でも、びっくりするような事件がございました。あれ見よっても、洲本市の中でも非常に周辺部、田舎のほうですんで、多分防犯カメラもなかったらうけれども、パトロールは再三されてると、9回を超える警察のほうに相談があって、しょっちゅう警察の方が行ってパトロールしてきたにもかかわらず、ああいう事件が起こったという。ああいう動き見てて、私も防犯カメラの効力というか、ちょっと心配になってきたところもあるんやけれども、やはり学校現場でも今やってると。地域で、ちょっとその人通り心配なところは設置して行って、見回り隊も頑張ってやっていただいでることでありますし、一つでも多くそういう危ないところには防犯カメラも設置するように、また啓蒙のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。質問を終わります。

○原口育大委員長 ほかにございますか。

それでは、暫時休憩します。

再開は午後1時5分とします。

(休憩 午後 0時02分)

(再開 午後 1時05分)

○原口育大委員長 再開します。

先ほど資料要求のありましたものにつきまして、机上配付しておりますので、参考にしてください。

質疑ございませんか。

阿部委員。

○阿部計一委員 先ほどの職員の宿直の件について、1つ気にかかったことがあるので質問したいと思います。

先ほど、森上委員それから谷口委員の質問に対して、次長が答弁をされておりました。そういう中で、森上委員からの最後に職員組合のほうで了解をしたということの質問があったわけですが、それはそれとして、谷口委員がまた質問した中で、その答弁がその内容が聞いておりますと、本当に渋々そういう了解をしたと。仮にも選挙で選ばれた首

長に対して、それは組合は組合の権利もあると思います。ただ私気になるのは、そういう危機管理の大切な宿直に対して、職員が聞いてたら渋々という形で妥協したと、これは聞き捨てならんと思うねん。そんな態度で宿直していただいて、それで宿直費も出して、私はそこまで宿直するのは当然やと思うですよ。その中で、渋々やいうことはどういうことなんよ、そんな職員が泊まって危機管理できますか。どない考えとんのよ、はっきり言うて。そんだけ組合の権利は権利として、あなたの言うた答弁は渋々ということは、その辺はちゃんと言うてよ。そんな渋々やいうて泊まってもうたら、それはもう迷惑するわ、市民が。どない考えとんのや、組合というのは。

○原口育大委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 私は、誤解のないように申し上げますけども、渋々とは申し上げておりません。渋々了解したんじゃないかということだったので、納得した上で合意はいただいてないんですけども、やっていくような形での承諾はいただいているということで、御答弁申し上げた次第でございます。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 そやから、次長とそういうやりとり聞いて、次長の答弁聞きよったらいろいろあって、それは渋々というのは、こっちの内容を聞いて渋々受けたんやなということ言いよるわけや。そやないか、それ、はっきりと。いろいろ内部で反対する者だあって、市長といろいろやりとりがあって、それでなかったらそんな発言が出てくるはずないがな。森上委員が渋々やいう発言をすることには、内部からそういう情報が漏れとんのだあな、はっきり言うて。違うんけ。慎重な森上委員がそんな渋々やいう表現使わへんわ。

○原口育大委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 組合側の意見というか、言い分がございまして、やはり宿日直業務については、民間では正規の業務外というような捉まえ方をされております。組合側もですね、その辺のことに準拠して、合併以前からその宿日直業務については職員ではなくて、例えばシルバーに委託とかいうことできた経緯がございまして。合併した当時は、宿直についてはシルバーなんですけども、日直業務については廃止を前提に継続協議ということになってございまして、それで組合とも十分協議した中で、より業務を効率的に行うという観点から、現在は職員2人制、管理職と管理職以外の職員で2人制でやっております。合併後については、繰り返しますけれども、宿直業務についてはシルバー1名と管理

職以外の職員1名と、日直については管理職があたるということで方針を立てた中で、先ほど申し上げました、やるからにはしっかりとやってまいりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 私は何も、やめとかやれとかそういうことを言いよんの違うねん。これ、合併するまではシルバーで、雇用面でも削減するような形になっとるねん。それは別に、そういう一つの序舎にして、少しでも経費を何するというで職員にお願いしたんだと思うねんけども、そういう中で組合でそういう話がかかなりあったから、そういう委員の発言にもつながってきとんのやないか。違うけ、そんな話をすんなりときとったら、そんな問題出てくるはずないだあな。それが内部から、そういう組合員の中から、何というか、そういう無理やりに妥協したような話があったから、こういう質問が出たんと違うけ。

○原口育大委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 組合側の言い分を職員の意見ということで、委員のほうで取り上げていただいたことと思っております。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 それはもう次長、偉い人やけんど、日本国憲法の憲法第15条第2項にはどない書いてあるのよ。

○原口育大委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 公務員については、全体の奉仕者、公僕ということかと思えます。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 であれば、そんな市長の命令が出たら、それに組合がぐずぐず言うて、そういう無理やり何か引きずったみたいな話が、議会で出てくるというのがおかしいということをお願いよんのや。そういう情報が漏れとるからこういうことが、醜いこと私も言わない仕方ないようになっとるねん。そんな、今でも危機管理体制については、いろいろ我々

も不安持つとる中で、そんながたがたもめた中で、嫌々みたいな形で泊まってもうて、住民がえらい迷惑するやないかそんなん、はっきり言うて。それやったらシルバーにやってもうたらええねや。気持ちようにやれるんやよって。それこそ、庁舎を捨て交流センターをやって、南あわじを一つにどころやいう中で、組合でそういう揉め事があるやいうこと自体がおかしいと思う。本当に何か自分ら、我々もそうやけど、どこで給料もうて生活しよんよ、お互いに。そんなことを不満や言うことはおかしいと思うで、はっきり言うて。課長とそんなやりとりしたって、次長と仕方ないわ。副市長はもう10年もやりよるよって、副市長、本当にそんな組合でがたがたがたがたして、わし聞きよったら無理やり妥協して、そんでそれを嫌々やると。そんなことされて、副市長どない思いますか。

○原口育大委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗） 組合も、宿直業務・日直業務については意見は持っておられました。そういうことで、なかなか総務と話をしたんですけど折り合いがつかないので、市長と私とに直談判をしたいということで、組合の役員さん来られました。そのときは、先ほど来お話のように、南あわじ市としては危機管理体制が非常に重要なんだと、そやからお願いをしたいということで、そのときは納得していただいたと私たちは、市長も含めて思っておったんですけど、そういう御意見のあるというのは、ちょっと遺憾に思っております。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 話聞きよったら、もうこれ以上は言えへんけども、やはりそういう問題が外部へ漏れよるということよ。漏れなんたらこんな、私もこんなこと言うこともないし、そういうことはがたがたしたことが漏れとんのでないか、はっきり言うて。そやから、今後それは組合は組合の権利あれしてやるのはええけども、我々に聞こえんように、その内部調整をちゃんとやってもらうということを、これきっちり総務部長答弁してください。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 職員組合から、そういう情報が漏れたかどうかというところまでは確認はできないわけですけども、そういうことがもしあれば、いけないことでございます。職員につきましては、情報の管理につきまして、十分徹底をいたしたいというように考えております。

○原口育大委員長 ほかに。
 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この総務費の関係で、全般的なことで、需用費というのを少し拾らったんですけれども、26年度の総務関連の需用費が1億986万円、27年度が9,691万円ということで、1,295万円ほどの需用費の減額になっとるわけですね。これらの理由について、少しを説明いただけますか。

○原口育大委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 詳細な部分については、ちょっと集計してみないとわからん部分もあるんですけども、需用費の増減といたしまして、全体として3,000万円程度の増額となっております。その中で、総務費については、こちらで把握してるのは1,400万円程度のマイナスということで、内容はちょっと詳細はわからんですけど、総合窓口センター分として480万円程度。それと、選挙費で230万円程度の減額で、あとちょっと細かい部分は把握しておりません。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 細かい点はいろいろあるかと思うんですけども、総務費関連で1,300万円ぐらいかなと。全体では、先ほどおっしゃられましたように、需用費の総額では3,000万円ふえてると。これは総括的なことになるんですけども、その中であって、例えば養護老人ホームのさくら苑、これはもう全部ゼロになってますから、これ大体1,600万円ぐらいの、ざっと2,000万円かな、ざっと2,000万円ほどの需要費の減額ということになっとる。このさくら苑が、もし無償譲渡でなくて、市の管理物件ということでいきますと、6億5,000万円ぐらいの需用費の支出になるということで、約5,000万円ほどのものになると。ちょっと、あと電気代なんかが、関電の関係で値上げということもありますので、それも拾って見たんですが、電気代についてはトータルで1,540万円ほどの増額になっとるということで、率にすると大体5%ぐらいの増額になってるかなという感じだったんですね。結局何を言いたいかという、新庁舎発足するにあたって、いろんな管理費経費として、もっと減額になるのかなと思っただんですが、あにはからんや、養護老人ホームがもしこれそのままいくと、新庁舎発足ということでいろんな経費カットしていくというようなことであった割には、需用費が5,000万円ふえてるといのが何かちょっと違和感があるんですよ。もしさくら苑が残っとれば

の話なんだけれども、さくら苑の分を除いたとしても3,000万円ほどふえてると。需用費というのは、大体その維持管理の経費コストというような印象があるんですね、全般的にね。電気代が5ポイントほどふえてるということであっても、それで大体半分ぐらいふえてるといような格好になるんですけれども、削減効果というのは見えないというか、庁舎発足にあたっての削減効果が見えない、このことだけを見れば見えないというふうにちょっと思うわけなんですね。その点いかがですか。

○原口育大委員長 管財課長。

○管財課長（富永文博） 庁舎管理に関連して申し上げます。庁舎管理の関係につきましては、予算上で27年度額といたしまして、6,483万3,000円の計上がございます。この中で、いわゆる新庁舎と中央庁舎の分でございますけれども、その部分のみの集計をいたしますと5,203万6,000円でございます。これ以外の、いわゆる本来の庁舎以外の経費といたしまして、各庁舎でございますけれども、その分の経費も27年度においては必要となってまいります。合計といたしましては、1,121万6,000円でございます。

それで、その中で緑庁舎につきましては、庁舎機能も残るのでございますけれども、各公共的団体に使っていただくということがございまして、この部分で727万円の計上でございます。

あと、三原庁舎、南淡庁舎につきましては、先ほど申し上げた公共的団体が、いずれ集約されて緑庁舎のほうに移られるのですけれども、そこの工事の関係で、約半年間それぞれの三原、南淡庁舎で残っていただくというか、事務所を使っていただくという形になります。その分の経費について、基本的な光熱水費、それから警備保障費用、そういうもののみの計上でございますけれども、今申し上げたような数字が計上されることとなってしまいました。ということで、28年度以降につきましては、その部分の経費は、緑庁舎を除いては削除されていくものと考えております。

以上でございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 結論として言いたいことは、確か平成22年の6月14日、当時田村市長公室長が、この新庁舎ができると人員の削減効果、それからさまざまなコストカットということで、1年間に2億円程度効果があるという答弁されてるんですよ。毎年拾っとるわけじゃないんだけれども、この2億円の削減効果というのが、新年度予算の中にどのように出てくるんかということがちょっとよくわからなかったもので聞かせてもらったん

ですね。人件費は当然カットされてるということであるんですけども、そうしたものが福祉施設、教育施策とか行革によって市民に還元できると、2億円のもの活用できるという説明であったんですけども、このあたりの関連を少し説明いただけますか。

○原口育大委員長 市長公室付部長。

○市長公室付部長（橋本浩嗣） 平成22年度の答弁につきましては、直接聞いてるわけじゃないんですが、引き継ぎの中で書類等を見ますと、まず2億円というオーダーの数字に近いものとしましては、今の分庁舎を全て建てかえると。それで、建てかえるのと新庁舎と中央庁舎で比較した場合に、どれぐらいの差がありますかというような質問に対する答弁だったと思います。それは、22年度の庁舎建設特別委員会にはまだ私は入ってませんのであれなんですけど、その当時庁舎建設特別委員会の委員長のほうから、新庁舎を建てずに分庁舎を建てかえたときと比較した数字を出してくれというふうに言われて、そして前提条件として職員はこうなります、それから公用車の台数はこうなります、それから職員が分庁舎間を移動しますんでそういったような経費、そういった前提条件をいろいろして、その当時は2億6,000円というような数字が出ていたと思います。私が市長公室へ来て、庁舎建設特別委員会でも、1回そういうような数字は出した記憶がございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これ、生の会議録をちょっと印刷してきたんですけども、このように書いてあるんですね。分庁舎のままでいきますと、耐震改修をするのか建てかえるのか、これ雑駁な計算になるわけなんですけれども、平成60年度とエンドレスの区切りとして計算しますと、17億円余りの経費が出てくるというようなことで、分庁舎の建てかえの経費を除きましても、1年間に2億円程度の額が、それなりの福祉施策とか教育施策とか、行革によって出た額を市民に還元できるかなと、このように思っておりますと、つまり分庁舎の建てかえの経費を除きましても、1年間に2億円程度の額が出てくるかなと、今、橋本さんおっしゃってたこととちょっとニュアンスが違うんですよね。そのあたりどうですか。

○原口育大委員長 市長公室付部長。

○市長公室付部長（橋本浩嗣） そのときの資料がございます。分庁舎建てかえて、それを割り戻した数字が5,000万円程度でございます。先ほど私が2億6,000万円と言

いましたんで、6,000万円ニアリーイコール5,000円で2億円という表現を、その当時されたんかなというふうに思います。ですので、私の言ってることと、その当時の言ってることは表現が違いましたが、見ている資料は一緒なので、一緒かなというふうに思います。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 すると、この維持管理費がまず削減できるということも計算の中に入ってますね。今、維持管理費、その中に例えば庁舎間の時間ロス、あるいは公用車も利用しとるということで、これを経費におきかえると1,480万円ほど出ると。そういうことで、人件費のカットで1億7,700万円出ると、こういうふうになつとるんですね。これが500人体制のことを指しとるんかと思うんだけど、つまり1億7,700万円プラスさまざまな経費を足して2,300万円足すと、2億円ほどの経費がカットができるという説明と読むんですよ。経費は2,300万円カットできてるかというのと、今、需用費を見ますと、ざっと5,000万円ぐらい、この新庁舎に伴う関係だけを考えてみますと、カットできてないむしろふえてるというふうに見えるんですね、数字上で見るとね。そのあたりの説明をということをちょっと申し上げたつもりなんですけど。

○原口育大委員長 市長公室付部長。

○市長公室付部長（橋本浩嗣） 私とちょっと管財課長の合わせ技のような答弁でない、なかなかこの辺は難しいんかなというふうに思います。需用費というのは、消耗品であつたり食糧費であつたり、いろんなものがありますんで、維持管理に伴うところで言いますと、やっぱり光熱水費が、大きく一番5分庁舎から一つの庁舎になることによって影響が出てくるのかなというふうに思います。そういう維持管理費については、2,900万円ぐらいその当時は下がるんかなというふうに試算をしてたと思います。ただ、その後随分とその4分庁舎の節電対策、関電から随分と応援依頼がございまして、かなりのペースで節電やってきました。中央庁舎も、私が来て目標が幾らに対して15%達成したとかということで、普通では考えられないぐらい節電はしてきました。そこらでいきますと、その対前年比で比較しますと、なかなか22年に答弁した数値とは合わないのかなと。だから比較するんであれば、22年の当時の予算もしくは決算、それと27年度の、今でしたら予算を比較しないと、その答弁が前提が狂ってきますんで、対前年比であればもう既にかなり下げてきてますんで、効果が委員がおっしゃるような数字になるんかなというふうに思います。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 つまり、分庁舎を残しておっても、コストカットはできてたということになりませんか、今の答弁でいけばね。分庁舎を残しとつても、それなりのコストカットはできてきたと、努力をしてきたと。トータルで見ますと、光熱水費で26年から27年のこの支出全体を見ますと、2,900万円ほどふえてるんですよ。ふえてるの。これは教育の関係が4,375万円とふえてるんで、これは恐らくエアコンとかそんな関係か、何かなと思うんだけど、それだけじゃないと思うんですけどね、いろいろあるんだけど、教育の関係は4,300万円ふえてますわ。この分は、その教育施策に回したというふうにもできると思う。だから、いずれにしても庁舎の中でのコストカットは十分達成できたと、この分庁舎の体制の中でもね。そういうことは言えるんじゃないかなということ言いたかったんです。

もう1つ突っ込んで言えば、分庁舎の規模縮小してでもね、一定のサービス機能を維持するだけのコストカットはできてきたんじゃないかなということ言いたかったんです。そのあたりのことなんですけどね。

○原口育大委員長 市長公室付部長。

○市長公室付部長（橋本浩嗣） 2番目のほうの質問が、もう一つははっきり取り切れてないんですが、分庁舎があつて節電してきたというのは事実です。ただ、分庁舎で今までのようなやり方でいくとなると、建てかえが必要になってくると。もう昭和30年代のものなんで、だからそのままではいけないんで、確かに分庁舎での光熱水費は抑えてきた事実はございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは市民交流センターのそれぞれの拠点的なものがあつて、例えば西淡であれば中央公民館が市民交流センターになりますわね。一定の事務スペースはあると。あるいは、南淡であれば南淡公民館、これも一定の事務スペースがあると。緑でもかなり広い事務スペースはとれると。そこら耐震必要なところは耐震もしたらいいし、しなくてもいけるところはそのままいけると。全部の機能を残すことはなくても、かなり縮小してもそんなにコストかけずにやれるんでないのかなと、こういう達成状況を見れば、十分にそういうことをやれるだけの財源は整ってるんじゃないのかなと。同じ規模でやれということ言ってるんじゃないんですね。多少縮小しても、やれる部分がふえるんじゃないのかなと、そういうことを今ちょっと言いたかったんです。その点どうですか。

○原口育大委員長 市長公室付部長。

○市長公室付部長（橋本浩嗣） 分庁舎の機能全部100%じゃなくても、もう少しと
いうようなお話ですが、そうなりますとまたそこに職員が、市民交流センターで死亡届が
受けられないという説明もさせてもらいましたが、やはりある一定の人数が、今言われた
西淡であるとか、福良であるとか、広田であるとか必要になってきますんで、先ほど委員
の言われる2億円、私の言う2億6,000万円、それは職員も削減してきてますので、
そのあれが実現できなくなるというようなことですので、なかなか難しいのかなというふ
うに思います。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 全般的なことになるんですけどもね、既に500人体制が実現できて
ると。26年末でほぼ500人体制できてるんだから、そないにそこだけ気張ってふやさ
んでも、全体的な効率化、合理化も図ってくる中で、庁舎統一をしてその分の効率化も図
ってきたと、分庁舎に20人も30人もおけというわけじゃない。そんだけいらん、市民
交流センターにも人数がおるんですから、プラス何人かでやれば十分にできる部分がある
ように思えるんで質問したんです。終わっときます。

○原口育大委員長 ほかに。
吉田委員。

○吉田良子委員 先ほどお願いした、らん・らんバスのルートの案が出されております
けれども、これを見ますと、市民要望というのは、先ほど話が出てたように限りなく多い
と思います。だけど、今回は大幅な改正ということに、新庁舎ができてなってると思いま
す。それで、このうずしお号という南循環線は、新庁舎まで来ないようなルート設定にな
ってると思うんですけども、これはなぜこういうふうになったのか、これまでの説明で
先ほどあったように、市民交流センターでは受付はできるけども届け出という類のものは
なかなか難しいということで、らん・らんバスを使って新庁舎にという話もたびたびあり
ましたけれども、そういうことからいえば、南循環線うずしお号も中林病院まで来てるん
ですけれども、新庁舎までというところに至らなかったようなんですけど、その点いかが
でしょうか。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美）　　うずしお号もそうですけど、せい太君号にしてもしかりです。直接その新庁舎まで来られるような時間帯にしておけばいいんですけども、そうしますと一つのルートに時間がかかりまして、また便数が減るということになってまいります。そこで、今までさんちゃん号なんですけれども、三原地域の生活圏と、あと循環する機能を一緒にやってみましたけれども、それらはなかなか乗り継ぎ等うまくいきませんので、今回さんちゃん号を三原地域の生活圏と、東循環線とって新しいルートをつくりまして、乗り継ぎを便利にするような方向にしております。それで、うずしお号、せい太君号、各路線から乗り継ぎの拠点をも大きくこしらえておりまして、うずしお号でありますと、中林病院前で乗り継ぎをしていただきまして新庁舎へ来ていただく。すいせん号におきましては、イオン南淡前から乗り継ぎまして新庁舎へ。それから、東循環線さんちゃん号におきましては、南あわじ市役所前、循環ですので直接来られます。それからせい太君号におきましては、陸の港で乗り継ぎをします。それから北循環線におきましては、南あわじ市役所前まで来られるというような設定にしております、中央循環線をなるべく乗り継ぎをよくして、新庁舎へ来るというような拡充をいたしております。

○原口育大委員長　　吉田委員。

○吉田良子委員　　見ますと、さんちゃん号は割と時間が短い中で、ルート設定というのも短いような時間で一周するような形になって、さんちゃん号を利用してほかのルートの方々が乗り継いで中央庁舎へ来てくださいよというような案というか、ルート設定になってると思うんですけども、やはり周辺部の方々が、これまでの市役所の説明で先ほど申し上げたように、直接新庁舎へ来ていろんな手続きができるというところでは、乗り継ぎというと不便な形になってるので、そこら辺は改善が必要だったのかなというふうにちょっと思うんですけども、それと合わせて今回これを発表すれば、これまで乗れてた方が乗れない、新しく乗れる方もふえると思うんですけども、これまでも改正というのが何年かに1度行われてきましたけれども、このルートというのは今後どういうふうな経緯で、見直しもある一定考えられた中での設定なんでしょうか。

○原口育大委員長　　市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美）　　27年の4月から行いますルートにつきましては、地域の皆さんからの要望を聞いた上で拡充をしておるつもりでございます。ほとんどの場合、要望が聞けてるような時間設定、ルートにしております。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 もう意見を網羅した中でのルート設定という話がありましたけれども、乗れてなかった人が乗れるというのはすごくいい部分ですけど、乗れてたけどもルート設定の中で乗れないという方もある程度は出てくると思うんですけど、いろんな意見を聞けばなかなか難しい話ですけど、今後意見も聞いた中での見直しというのは考えられていくんですか。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） まずは、4月からこのような設定でいきたいと思っております。その上で、また要望等あれば、お聞きしていきたいと思っております。

○原口育大委員長 ほかに。
印部委員。

○印部久信委員 まず最初に聞きたいんですが、この入のときにもお聞きしたんですが、正式名がふるさと応援寄附金であるというふうに言われたんですが、ここにこう見ますと、またこのふるさと納税という文言が出とるんですね。これは、何のためにこない使い分けをしとるんですか。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） ふるさと納税というのは、国の制度でございまして、国はふるさと納税という制度を設けております。ふるさと応援寄附金というのは、南あわじ市の条例でおきました名称でございまして。

○原口育大委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、正式の法律はふるさと納税ですか。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 国のほうは、ふるさと納税ということになっておりません。

○原口育大委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、けど課長、条例つくったときの同じ意味のやつを、まずこれ何でこういうふうと呼称、名称を変えとるんですか。何かこれ意味がわからんのですけど。何か、先ほど言いましたように、市の広報でもいったでしょ、一億何千万円入っとるにも、応援寄附金とふるさと納税と2つ書いてある、これ何のために紛らわしいことにしてあるのかな。意味がわからんねん、まず。

○原口育大委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） ふるさと納税という制度はございません。納税というのは、税を納めるということとはございません。国のほうが、以前はそういうふうなことを考えておったんですけど反対があって、なかなか大都市圏の方々の税を地方に配分するというふうなことも考えておったようなんですが、それはだめになって、ふるさとの自治体に寄附をした場合に、その寄附に対する控除を設けますよというような制度になって、これはいわゆるふるさと納税ということで、今ちょっと忘れたんですけど、正式な名前は税の寄附金控除のところにそれが入ってくるんです。それが、いわゆるふるさと納税という通っておるわけですが、それで我々のほうもふるさと応援寄附金、受けるほうも寄附金としてるんです。税であれば、受けることは当然に入ってくるものでございますから、何も寄附金でそこにためてというようなこともないわけなんで、ちょっとまた、これ私も一遍調べてみますんで、国のほうの制度の正式名称、一遍調べさせていただきたいと思えます。ふるさと納税という納税の制度はございませんので。

○原口育大委員長 印部委員。

○印部久信委員 ですから、そうなりますと、応援寄附金というのが正しいんならば、この70ページも応援寄附金の特産品、応援寄附金をしていただいた方の特産品の贈答ということになってくるわけでしょ。ここにきとるのがふるさと納税が書いてあるさかい、このことがイコールになってけえへんわけやな、これ読みよったら。こんなこととやかか言いたくないねんけど、市長の公式の公文書でこんなことが、どっちもとれるとかこんな文言で、これ果たしてええんかなと思ったりするんですね。これは調べてもうたらええ。こんなこと聞きたいん違うねん。

それで、これ応援寄附金2,500万円を見込んでおって、いわゆる特産品をその方々に贈答するというので、1,000万円の贈答品及び管理委託料あるわけですが、これ

は市としてまず何件くらいのふるさと応援寄附金が、件数ですよ、金額は2,500万円見込んでんけど、件数どれくらいを見込んでるんですか。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 600件ほどをみております。

○原口育大委員長 印部委員。

○印部久信委員 600件ということなんですが、これは課長、いわゆる控除は2,000円ですね。今のところ控除が2,000円ですね。大体我々の考えだったら、控除分を特産品として返すというような考えがあったんですが、今、新聞とかいろいろ諸諸を読んでみますと、それ以上の結構大きい金額を返しておるわけですね。これ、人件費もいろいろ含まれとると思うんですが、仮に600件で1,000万円の予算をついとるということは、人件費引いても1件当たり1万円ぐらいのものを贈答品として返すのかなという感じを受けるわけですね。まずそれから聞きたいんですが、金額は大体どれぐらいの金額でものを返そうとしとるんですか。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 約4割程度までという、40%分を返そうとしています。

○原口育大委員長 印部委員。

○印部久信委員 40%分を特産品で返すということになりますと、寄附した金額によって、それぞれがみんな変わっていくというように捉えていいんですか。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） そのとおりでございます。

○原口育大委員長 印部委員。

○印部久信委員 そうしますと、品数としてどれぐらいの品数を考えておるんですか。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） それは今からなんですけれども、高額で寄附をしてくれた場合、100万円とすれば40%なんで、40万円ぐらいの贈答品をすることになりますけれども、ポイント制をしきまして、1つの品物で4,000円ぐらいだったら、100個まで品物を選べるというような方法でやっていきたいと思います。

○原口育大委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、課長、例えば高額で100万円の寄附された方は、40万円程度のを返すというようなこと言うてましたけど、40万円の品物やいうて、どんなものを考えられるんですか。

○原口育大委員長 市長公室付部長。

○市長公室付部長（橋本浩嗣） まだ細かい制度については、検討していかないとなかなかあれなんですけど、まずそういう返礼の事務も含めて、4割ぐらいを返していくと。その中で、例えば他所の市であれば、何万円から何万円がこの品物と決まってるところもございまして、先ほど課長が言いましたポイント制でやってるところもございまして。例えば4万ポイントあれば、それを1万ポイントずつ分けて、この品とこの品とこの品で4万ポイントになるというようなやり方をやってるところもございまして。なかなか40万円の品物で考えたときに、高額な割に選択肢が少なかったりしたら、また興味が半減するということもございまして、そういったポイント制も採用するのも一つの方法かなというふうに考えております。

○原口育大委員長 印部委員。

○印部久信委員 私、今聞いてびっくりするんですが、寄附した金額に対して、4割特産品の贈答品として返すということなんですけど、それはもうそれだけ返してくれるということ、仮に市民の皆さん方にそんなこと公表できるもんかどうか分かりませんが、そんなこと言うてくれたら、市内の人が市に応援寄附金してくれる人が多数できてると思いますよ。それは結構なことやと思うんです。

それと、これと関連して一番上の欄に、これもふるさと納税高額寄附者記念品と書いてあるんですね。これもイコールの事業やと思うんですが、これをわざわざ分けてある意味は何ですか。今100万円までという高額という方には、4割のことを返すやというよう

なことと言ってましたけど、この上もふるさと納税と同じ事業ですわね。高額寄附者記念品と書いてある、これはどういう意味ですか。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 今言われましたように、高額に寄附をしてくれた場合、今まで100万円以上寄附してくれた人に対しまして、お礼として記念品を贈呈しております。

○原口育大委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたらね、これちょっと何か整合性がないように思うねんけど。応援寄附金として100万円した人には、4割の40万円程度の贈答品を何らかの形で返す。上のほうの説明を聞きますと、高額の100万円以上の寄附された方にはそれなりの記念品を返すというけど、予算措置は3万7,000円やで、これ書いてあるの。これ、全然上と下と合わへんの違う。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 今までも、先ほど言いましたようにやっておりますけれども、100万円以上高額に寄附してくれた人に対しまして、お礼として干支瓦を贈呈しておるんですけれども、大体年間10人までということでございます。それで、27年度におきましても、100万円してくれた方につきましては、4割程度の返送品の上に、この記念品も贈答したいと考えております。

○原口育大委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、その高額寄附という、高額というのは、金額はどの辺を高額というふうに決めておるんですか。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 100万円以上ということにしております。

○原口育大委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、ちょっと整理するつもりで言うんですが、ふるさと応援寄附金を100万円しました、100万円しましたということは、4割程度の品物もいただける、その上にプラス、今言うものがいただけるというふうな理解でよろしいか。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） そのとおりでございます。

○原口育大委員長 印部委員。

○印部久信委員 わかりました。ちょっと大きな金額で、40%のものを返すというのは大変なことだと思うんですが、今言われたことを、私もできるだけそういうことを市がやるということをPRしたいと思いますんで、やっていただきたいと思います。

○原口育大委員長 市長公室付部長。

○市長公室付部長（橋本浩嗣） 今まで、そういう返礼品がなくっても、そういう100万円以上の寄附の方ございました。本当に、見ていると、応援寄附金の趣旨にのっとったような方々でございます。歳入のところでも言いましたように、全国の自治体がこういう形になってきてますんであれなんですけど、その高額寄附者の方につきましては、その干支瓦をもって、私も大阪とかほかのところにも行ってきましたが、持って行って、心からやっぱり御礼を言いたい。そのときに、何か持ってないといかんし、南あわじ市の特産品である干支瓦を持って、心から御礼をさせていただくと。そういう方々が、課長、今、言いましたように10人まででしょう。ほかのところは、ことしから始めるやつで寄附金をふやしていきたいということでございます。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。
北村委員。

○北村利夫委員 69ページ。公用車購入費なんですけど、来年度は何台、この600万円というのは、の予定ですか。

○原口育大委員長 管財課長。

○管財課長（富永文博） 7台を予定しております。
以上でございます。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 この車の買いかえというのは、基準はあるんでしょうね。

○原口育大委員長 管財課長。

○管財課長（富永文博） 10年、あるいは10万キロメートルのどちらかで判断させていただきます。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 これは、いわゆる市有の台数、今現在何台ありますか。

○原口育大委員長 管財課長。

○管財課長（富永文博） 27年の2月25日までの分でございますけれども、特別会計も含めまして、174台となっております。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 これは、管財で一括管理されてるんですか。

○原口育大委員長 管財課長。

○管財課長（富永文博） 管理につきましては、各担当課に配車しておりますので、その課ごとに管理をいたしております。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いわゆる分庁舎があって、庁舎が一つになるということで、先ほど車行き来、人の行き来等で、いわゆる一括管理することによって台数も減らせるんじゃないかなというような趣旨であったと思うんですが、実際はどうなんですか。

○原口育大委員長 管財課長。

○管財課長（富永文博） 差し当たりまして、新庁舎の開庁時におきましては、特別会計分、これは出先分も含めてでございますけれども、160台を予定しております。したがって、先ほどの数字からいたしますと、14台を削減するという予定でございます。それで、今後のことですが、新庁舎での公用車の利用形態というのを確認いたしまして、さらなる削減も考えていきたいと思っております。

○原口育大委員長 審議の途中ですが、暫時休憩します。
再開は午後2時10分とします。

（休憩 午後 1時58分）

（再開 午後 2時10分）

○原口育大委員長 再開します。
質疑ございませんか。
北村委員。

○北村利夫委員 72ページ。友好市町姉妹都市派遣団補助金として50万円拳がってるんですけども、これ去年の実績。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 去年ということは、25年度でしょうか。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 ことしでいいですよ、26年。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） ことしはございませんでした。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 来年度も減額せんようにしてほしいんですけども、友好市町、もちろん最初の熱い思いが大分薄れてきているというのは確かやというふうに思うんです。これも節目節目におつき合いしようということになって、その後どういような動きになっているでしょうか。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 27年度は、市政10周年を迎えます。それを機に、10周年の記念する日の前日に、友好市町と交流するような計画もいたしております。それで、去年とおとし友好市町の派遣団がなかったわけなんですけど、1団体につきましては、行きたかったんですけども、向こうと日程が合わないということで、今年度ちょっとやめられました。来年度につきましては、今、希望団体が1つございます。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 今、課長のほうで記念式典の話も出たんで、ついでにそこへ、次のページなんでいかしてもらいたいんですけども、前のページになるのかな。71ページになるんですけども、ここに式典の予算としては800万円あるんですが、順番に区切られててなかなかわかりづらかったんですけども、ここでいわゆる友好市町の関係の市長さんであったり、議会で関係の人であったり、民間の人であったり呼ぶんでしようけども、そこの招待状出すにしても、これはもう全部向こうの自費になるんですか。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 今まで、うちの市が向こうの何周年記念とかいうので呼ばれましたときには、自費で行っておりますので、それはお互いということしております。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 ちょうど節目節目で、こういうときにこそ交流を深めるべきやということで、先ほども課長のほうから式典に呼ぶんやということなんで、それも交流の一つやというように思います。そして、ここでいわゆる講師謝礼として200万円挙がってるん

ですが、もう講師のめどはついておられるのかなと。それと、やっぱり200万円いうたら結構な金額になるんで、それ相応のネームバリューのある人かなと思ったりするんですが、いかがでしょうか。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） できるだけ、南あわじ市出身の方で呼べればと思っております。今現在、交渉というか、打診をしておる状態でございます。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 南あわじ市出身のいうことであるわけなんですけど、結局どういう分野になるんでしょうか。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 今、打診をしておる状態ですので、なかなかこの方ということでは言えないということでございます。

○原口育大委員長 ほかに。
吉田委員。

○吉田良子委員 74ページから75ページにかけての、交通対策費ですけれども、防犯灯は前年に比べてふえてますけれども、交通安全施設材料費というのは減っております。そこの詳しい点もあるんですけども、この新庁舎開庁して、交通の流れというのが大幅に変わってまいります。ちょっと委員会でも要望もさせていただいたんですけども、この新庁舎周辺の交通安全対策というのは、どのように考えられているんでしょうか。

○原口育大委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（北口 力） 新庁舎開庁のときと申しますと、信号機等々の話ですか。信号機につきましては、うずしおラインのコンビニ、ローソンありますよね。あそこの交差点に、今月信号機の要望を警察のほうへ出しております。

以上です。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうすると、善光寺橋の右岸ですか、そこの出たところなんで、新庁舎出たところは、前に部長はカーブミラーという話もありましたけれども、その点はどうなんでしょうか。

○原口育大委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） 南あわじ市警察署と、それと警察署の官舎の交差点のカーブミラーにつきましては、カーブミラーの設置を選定しておりましたけれども、点字ブロック等の工事が、交差点の歩道等の工事が重複しておりましたので、点字ブロックを置いてから、もう一度その場所に設置できるかどうかということを検討して、設置できる場所があれば速やかに設置したいと考えております。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それと、新庁舎から福良方面へ行く場合、いわゆる市の商店街を越して、電車道を通って行くようなルートもありますけれども、そこで国道からおりてくるところの、福永からおりてくるところの交差点が大変危ないんじゃないか、信号がいるんじゃないかというような話もあるんですけど、新庁舎ができて職員なり市民が通行するにあたって、そういう意見もあるんですけど、そのところの信号設置というのはどうなんでしょうか。

○原口育大委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（北口 力） 今、その話初めてお聞きしましたので、信号機については公安委員会の管轄になりますんで、また改めて公安委員会のほうと調整といいますか、要望なりしていきたいと思えます。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 三原中学校の子供たちの通学路というところもありますんで、早く対応していただかないと、なかなか安全対策という点では不十分なところも出てくるかと思えますので、ぜひお願いしておきたいと思えます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 この、70ページの明石海峡航路新船建造負担金やけど、これ播但汽船のことかと思うねんけど、この負担割合というか、3市なり明石市の負担割合わかれば教えてください。

○原口育大委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） この事業については、基幹事業と効果促進事業というのがございます。淡路市のほうが、効果促進事業を用いて新造船を作成するというので、その経費の部分については、淡路島3市が幾分か負担せんと、国の効果促進事業の補助の対象にならないということで、一昨年の春から約2年近く協議を重ねてきたところでございます。それで、全体費用としては4億8,310万円。それのおおむね半分、2億4,150万円は国の効果促進事業の交付金できます。残りの部分について、淡路市が合併特例債を活用しますので、残りのおおむね3分の1、2億4,000万円余りの大体3分の1程度が一般財源になります。その金額については、それから淡路市のほうはがんばる地方交付金を6,798万1,000円充当して、残りのおおむね1,300万円を淡路市が4分の3、洲本市、南あわじ市が8分の1ずつ持つということで、現在負担割合を決めております。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これは違う。事業というのは、これ播但汽船のことを言うか、明石と岩屋のことを聞いとんねんけど、これ運営いうたら民間なんで、これは公共なんか、そこらちょっと教えてください。

○原口育大委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 淡路市が新造船を作成して、それを民間に委託するというので、裸用船言うんですか、何か難しい法律があるみたいですが、船舶だけをつくって、その部分を指定管理という制度で、今走ってるジェノバの播但汽船の部分に走らすと。うち、洲本市が負担する理由としては、災害時、一昨年だったと思うんですが、去年の2月ぐらいですか、市長も東京へ出張して神戸泊まりになって、雪が積もって通行どめになったという場合も、そうした船で利用できると。

もう1つは、125cc以下の二輪車については通行できませんので、その新造船の部分

について、バイク8台、自転車20台のスペースを設けて、作成してるというところがございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 結果、その負担3市でやるねんけど、ほな島民の利益というのは、今言いよったように、災害時のときにそれを活用してできるという、橋が通行できないときのそういうだけのメリット、島民に対するメリットがあるのかないのか、これ以外に。

それともう1点、今からのその会社に対する管理運営というか、まだまだ南あわじ市としたら、今回だけでなしに、その辺の運営経費の負担というのは今度とも必要なんか、その2点についてお尋ねします。

○原口育大委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） うちも交渉するにあたって、そういうところが一番気になりました。それと、負担についても、たこフェリーの清算が180万円弱、平成24年度の決算で179万2,857円配分をいただいておりますので、せめても幸い出してもその範囲内やなというところで、かなり交渉もしてきました。そういうことですので、島民のメリットというのは二輪車で明石へ行くとか、そういうケースは少ないと思うんですが、効率がやはり少ないんで、負担の割合も少なくしてもうてるというところがございます。今、案として3市で協議してつくっておるんですが、3市の議会の予算の議決をいただいたのち、新年度に入って協定書を結ぶ予定にしております。一切、今後例えばドック、それから船がもう古くなって買いかえるやいうたときには、一切もう淡路市の負担でやってくださいよという形の協定書を結ぶような予定にしております。

○原口育大委員長 ほかに。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 先ほど分庁舎の関係もあったんですけども、69ページですね。緑庁舎解体ということになっておりますが、これについては、その跡地利用というのも決まってるんですか。

○原口育大委員長 管財課長。

○管財課長（富永文博） 緑庁舎の跡地利用につきましては、地元の緑庁舎跡地利用検

討委員会のほうから、平成25年2月21日に提案書をいただきまして、その中での基本的な考え方として、公共あるいは公共的施設としての庁舎跡地を有効的に利活用するという御提案でございました。それに対しまして、市のほうでいろいろと検討する中で、平成26年度、今年度の9月ごろだったと思うんですけれども、緑庁舎の跡地利用の方向性として、地域団体の活動交流拠点として活用していくということで御回答申し上げて、御了解を得ましたので、緑庁舎については公共的団体の事務所等で利活用するというところで進めております。

以上でございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 かなり広いスペースになってくると。入れ物としては、残った部分で社会福祉協議会なりシルバー人材センターなりが活用するというのは聞いとるんですけれども、それでも相当広い部分ができるのかなど。その有効活用ということでいくと、駐車場としての活用だけで有効活用というふうになるのかなど。もう少し何か検討課題はあるのかなどというふうに思ったりするんですけれども。

○原口育大委員長 管財課長。

○管財課長（富永文博） 先ほども申し上げましたように、旧館の部分につきましては、取り壊し・撤去を行います。それで、新館と旧館の通路部分につきましては、新館の玄関ということで改装いたします。その取り壊した分については、駐車場としての利用というふうにご考えてございます。ですから、その敷地としては少し広がったような形になるわけでございますけれども、周辺にはいろいろな公共的施設もございますので、その施設の駐車場としての一体的な利用ということで考えてございますので、今の時点ではそういう方向で進めさせていただきたいと思っております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ほかにも公共的施設として要望なりあれば、十分使えるようなところもあるかな。例えば、保育所などもこれから必要になってくるんかなと思ったりするんですけれどね。そういった要望というのは出てないですか。

○原口育大委員長 管財課長。

○管財課長（富永文博） 申しわけございません、私自身は直接そういうことはお聞きしておりませんが、面積的にはそういうふうなことも考えることはできるかと思えます。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 済みません、72ページ、淡路島未来島構想重点地区推進事業の補助金150万円、この構想自体は、何年のスパンでやる構想だったのでしょうか。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 重点地区としては、5年間ということで、28年度まででございます。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 今回のこの150万円ですが、今までいろいろと補助金を出してきたと思うんですが、実績、この南あわじ市にとってどれだけの効果があったのかというのは、ある程度算出できてるものでしょうか。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） この、未来島構想の補助金でございますけれども、これは沼島地区の環境未来島推進協議会へ補助しているものでございまして、地域おこし協力隊とともに、沼島の観光であったりとか、農漁業の振興であったりとか、あと漁船によるクルーズの振興であったりとか、そういったような事業に補助金を出しております。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 それで、どれだけの効果があったかみたいなのは、数値的に把握されておりますか。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 観光面におきましては、観光交流人口でございますけ

れども、24年度から25年度分でございますけれども、観光人口が24年度12万5,510人だったのが、25年度には13万3,986人と、8,000人ぐらい観光人口が多くなっております。

それから、沼島の人口におきまして、25年度まではだんだん減り続けておったわけでございますけれども、26年の3月末でございますけれども、若干ですけれど2名の増加を見ております。

それから、大変おのころクルーズって周遊船が好評なんですけれども、それに関しましても、たくさんの乗船客を見ております。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そのたくさんのという言葉が、どれだけをたくさんと言われてるのかわからないので、数字的にはどれぐらいの人数が利用されてるんですか。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 25年度におきましては、運行回数が、こちらで把握してる分ですと、年間25回で122人の利用者数がありました。収益に関しては、24万4,000円ということでございますけれども、これは観光事務所吉甚のほうに申し込みがあった数でございますして、船の航海している方に直接申し込んでやってることもあるかと思っております。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 これ27年度の予算なんで、これ以上先のことを聞いていいかわかりませんが、これが一応28年度で終了するようになってくると、その後については、もう全くそういったことについては補助金は出さないというような形になってくるんでしょうか。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 県の事業でございますので、補助金のほうが続くかどうかというのとはわかりませんが、せっかくこういった事業をしてきましたので、沼島のほうでは推進協議会もありますし、NPO法人も立ち上げもしておりますので、それらを引き継いでやっていただければということでございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 75ページの、防犯灯の維持管理補助金322万7,000円。この数字の積み上げの根拠といたしますか、この説明いただけますか。

○原口育大委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（北口 力） 数字の根拠ですが、蛍光管で2,770灯掛ける年間1,100円ということで、304万7,000円見込んでおります。それと、LEDにつきましては、300灯年間600円ということで18万円。合計322万7,000円を見込んでおります。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この防犯灯、蛍光管が2,770灯ですけれども、この旧町単位での数分けですね、これはわかりますか。

○原口育大委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（北口 力） 旧町単位での防犯灯の数ですが、まず蛍光管から申し上げます。緑が315灯、西淡が850灯、三原が153灯、南淡が1,480灯。それとLEDですが、緑が20灯、西淡が17灯、三原も同じく17灯、南淡が54灯でございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 三原が極端に少ないんですけど、防犯灯ないんですか。

○原口育大委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（北口 力） 極端に三原が少ないんですが、これは平成17年の行政合併のときに、ほとんどが町管理ということで、市管理になっております。したがって、地元管理が極端に少ない数字となっております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 市管理の防犯灯、何個あるんですか。その旧町単位での数、わかりますか。

○原口育大委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（北口 力） 市管理の防犯灯につきましては、現在1,729灯ほどございます。その内訳につきましては、ちょっと、今、手元に持っておりません。

○原口育大委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） 済みません。補助金で支払っております地元管理の分につきましては、各申請をいただいておりますので、しっかり資料がございます。ただ、市の管理の防犯灯につきましては、一切合切の請求書が大体4口か5口で来ますので、旧町単位の本数については、ただいまのところ見分けがついておりません。と申しますのは、電柱番号等でありますので、それをもう一度台帳によって拾い上げて見らんなんこととなりますので、しばらく時間をいただきたいと思います。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この間から、いろいろ地区の会議に出ておられますと、防犯灯の維持管理費が大変やということで、どういうことかなと思って聞いとると、補助金は全体の金額の3分の1ぐらい、電気代の3分の1ぐらいやろうと。地区によっては、年間40万円とか50万円とか支出しとるとのことだったんですけども、市管理になるとこの維持管理費というのは市がみてるわけですね。自治会管理でいくと、自治会が負担でなあかんと。同じような防犯灯の役割があつて、地元の自治会の負担が極端に大きいということであれば、ちょっとこの差というのを少し是正していただかないと、ちょっと不満が出るんじゃないかと思つとるんですけどね、その点いかがですか。

○原口育大委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（北口 力） 防犯灯の補助率につきましては、各自治体さまざまでございます。今、委員おっしゃったように、今の現行の電気料金から推理しますと、補助率はLEDで35%程度、それと蛍光管で33%程度の補助率となっております。今申され

た電気料金、確かに数年前から上がっております。また、関電のほうも低力分ということで申請中でございます。それで、いろいろ私も調べたんですが、蛍光管につきまして、平成17年度1,300円補助金を出しておりました。それで、平成17年度18年度で1,300円、それから2年かけて減額した経緯がございます。平成19年度には100円減額しまして1,200円と。それから、平成20年度に現行の1,100円となったということでございます。これらにつきましても、南あわじ市につきましては、定額補助ということで今行っておりますので、他の自治体を見ますと、3分の2補助あるいは2分の1補助、3分の1補助であったり、極端に言いますと補助金ないところもございます。これは、当然行政としましては、補助金出すべきということで考えておりますが、防犯灯も毎年1000件程度設置している状況なので、また補助金の見直しにつきましては、今後検討したいというように考えております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 先ほどの、市管理のものは1,792灯あると、人口割合的に見ると、三原がこれだけ自治会管理が153灯ですか、実質的には防犯灯の数1,000灯を超えてると思うんですね、恐らくは。この人口的な数字から見ますとね。西淡と南淡がほぼ、この比率からいくと三原も1,000灯をちょっと超えておるぐらいでないと、バランスがちょっとないように思うんですよ。つまり、1,000灯ぐらいは市管理になつとるのかなと。その分の負担感というのは非常に大きいので、三原からとれということじゃなくて、なくてですよ、今さらそんなことできない。やっぱり、その他の地区でそういう差がないように、一遍にいつでも大したことないと思うんですけどね、金額的には。

それと、区長をしようと、とにかく球が切れたという、もうそれに振り回されると、去年なんか本当に球が切れた球が切れた言うて、電気屋さんになつとったというような区長さんもおられますよね。それも、結局地元管理ということで、そういう蛍光灯の器具の交換であったりとかいうこともほぼ地元がやると。実際にこの間も防犯カメラの話もありますし、いろんな事件もあると。ということから見ると、やはりこの防犯灯の持つてる役割というのは大きいと思うんですよね。それを、地元もやはり必要性に迫られて、随分負担をしようと。やっぱりここは、合併のときに本来であれば直しとかなあかんものが残されとるわけですから、この際もう10年もたったんだから、記念式典をやってもらうのも結構なんだけども、こうしたものも、細かい点なんですけどね、こういうのは知れば知るほどおかしいと必ずなりますよ。今までこういう角度から聞いたことなかったんですけども、知れば知るほどおかしいということに必ずなると思う。そういう点でも、やはり早急な訂正、是正を図っていただきたいということを申し上げて、終わります。

○原口育大委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） まず、本当に合併のときに相当苦勞したというのが確か
でございまして、その地元管理の補助金にしても、そういう補助金制度を設けてない旧町
もございました。それとあと、いろんな財源の有利な事業を活用して、多くつけた年度も
ございますから、今後につきましては、相対的に見直していかないかんとは思っております。
と申しますのは、先ほど申しましたように、補助金の率というようなことは、これ電
気料金がだんだん上がってきて30%に落ちております。当初から定額の補助でありまし
たときには、防犯灯におけるLEDの補助金を600円と定めたときには、さほど値上が
りしてなかったものなんです。ということで、2、3年前と随分状況が変わってきました
ので、その辺も検討してまいりたいと思います。

○原口育大委員長 審査の途中ですが、間もなく黙祷の時刻となります。

東日本大震災から4年目を迎え、犠牲となられた方々の御冥福を祈り、哀悼の誠をささ
げるため、1分間の黙祷をお願いしたいと思います。御起立をお願いいたします。

黙祷。

（「黙 祷」）

○原口育大委員長 お直りください。ありがとうございました。

それでは、審査を続けます。

谷口委員。

○谷口博文委員 関連でちょっとお尋ねがある。子供らの通学道路だけは、せめて市の
管理でやったってくれへんだ。市の管理で。もうそれ以上のことは言いません。小学校の
子供らの通学道路だけは、防犯灯を市の管理でやっていただきたいという思いがあるの
ですが、どうですか。

○原口育大委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（北口 力） 今の防犯灯の設置要綱では、中学生の通学路は市で管理
ということはおたっておりませんが、今、委員おっしゃった小学校の通学路につきましては、
要綱の中では定めておりませんが現状でございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 このごろ日が日没というか、冬場私もようおられへんねん。小学校の子の帰りのときに、もう暗くなってきて、帰ってきよんねんけど、おじいちゃんおばあちゃんが迎えにいかんだら危ないと。そういうとこへ防犯灯つけてくれいって言われるねんけど、あんた方はこの地区からの要望上げてやへちまやいうて、そんなことばかり言うて実行してくれへんよ。そやから、せめて子供たちの通学路だけ、本当に安全対策して、市の管理でぜひやっていただきたい。部長どうですか。

○原口育大委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） まず、本当に地元から要望を上げていただきたいのが一つなんですけど、やはり交通事故の発生の可能性というのは通学路は高いと、これは認識しております。それで、市の要綱等を基準にいたしまして、やはりこちらで判断しておるところでございませけれども、例えば防犯灯と防犯灯の間隔が100メートルというのは、これはあくまでも目安でございませ。本当に危険だというようなところがあれば、私ども現場へ行って、必要なところは市管理ということで判断をさせていただいておるのが現実ですので、また現場に行って、必要であれば判断をさせていただきたいということで御理解いただきたいと思ひます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 中学校の通学路はつけて、小学校はつけへん理由は何なんよ。

○原口育大委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（北口 力） これはちょっと定かではないんですが、私は要綱を純粹にちょっと説明させていただきました。定かでないんですが、やはり中学生につきましては、クラブ活動であったり、帰りが遅いということで、当時の要綱では中学生という位置づけをしたんでないかと推測されます。なお、要綱の第5条では、県道、市道1級及び中学生の通学路ということであらうとております。先ほど申しましたように、柔軟には対応したいと考えておりますので、御理解をお願いします。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

③款 3. 民生費 (P. 91 ~ P. 115) ~ 款 4. 衛生費 (P. 115 ~ P. 129)

○原口育大委員長 質疑がないようですので、次に款 3、民生費、款 4、衛生費、ページは 91 ページから 129 ページまでを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 106 ページの保育所費について、お伺いいたします。

特に職員の関係ですけれども、今回一般職という形で、職員が 58 人ということになってます。平成 26 年度の当初予算は 64 人ということになって、6 人減ってるというようなこの予算書になってるんですけども、現実こういうふうな対応で、4 月から出発するということになるんでしょうか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長 (田村愛子) 平成 27 年度におきましては、正職員が 52 名の予定でございます。嘱託が 65 名ということでございます。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしますと、この一般職という 58 名の中に、保育士以外に職員という形が含まれてるというふうになってるんでしょうか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長 (田村愛子) すいませんもう一度、ちょっと聞こえにくかったので、もう一度お願いします。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 106 ページのところに、一般職ということで職員 58 名になってます。今の課長の説明では保育士は 52 名、嘱託は 62 名ということの説明だったわけですけども、この 58 名の中に、いわゆる保育所の事務を扱ってる一般職員が含まれてると

いうふうに理解してよろしいのでしょうか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） ここは、すいません、保育所の一般職の58名いうところですね。予算の時点では58名ということでしたが、現実退職者も含めまして計算しましたら、若干減ったということでございます。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうすると、今52名と言われたのは、正規保育士が52名ということではないですか。いわゆる調理師の正規職員の方もいるのかなと思ったりするんですけど、そこら辺のちょっと52名の内訳をお願いします。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 52名につきましては、所長プラス正規の保育士の合計が一応52名でスタートするという予定でございます。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、もう正規保育士の方が52名ということで、予算の段階では58名だったということなんでしょうか、予算編成の時点では。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 調理師が正規1名ございますので、トータルでは53名としてスタートするわけなんですけど、当初予算の段階では58名ということで、それが育児休暇を取っております正職員がおりますが、復帰を見込んでの人数でございましたが、再度出産の予定があるというところで若干減ってございます。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それで、正規保育士が52名で4月から出発するということでありませけれども、いわゆる正規職員以外で、クラス担任を持つという職員は何人いるんでしょ

うか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） ちょっと、それはまた後で報告させていただきます。ちょっと資料持ち合わせておりません。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それで、62名というのは、今、嘱託と言われましたけれども、嘱託等臨時という形の形態もあると思うんですけれども、これは62名は臨時・嘱託含めての人数でしょうか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 65名は、嘱託職員が65名でございます。臨時は46名の予定でございます。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 嘱託は65名で、臨時の方が46名。それで保育所の運営を賄ってるということでよろしいのでしょうか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 今の人数にプラス、調理が34名の。すいません、調理の分の数字をお伝えし忘れましたので、再度調理のほうの嘱託が20名、そして臨時が15名。調理師のほうは、トータルで35名でございます。

○原口育大委員長 質疑の途中ですが、暫時休憩します。
再開は午後3時10分とします。

（休憩 午後 2時59分）

（再開 午後 3時10分）

○原口育大委員長 再開します。
福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 回答がまとまってなくて、申しわけございません。

では、今から改めて報告をさせていただきます。まず一般職のほうですが、正規が52名、嘱託が65名、臨時が46名、トータル163名でスタートしたいと思っております。調理員につきましては、正規が1名、嘱託が20名、臨時が14名、トータル35名でございます。それから、嘱託職員で担任をしている人数というふうなことでございましたが、確認をしましたら、現在21名ということでございます。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 この嘱託職員で担任を持っている方は、何か5,000円の手当がプラスアルファつくというような話がありました。そこで、やめられる方と新規採用の関係について、人数をお願いします。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 今回、退職による職員19人、全て臨時・嘱託含めて19名。それと児童増加による職員、すいません、トータルで申し上げますと24名の減なんですが、正規職員の採用を3名と、新規、臨時職員と嘱託も含めまして21名ということで、それで補いをつける予定でございます。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今、正規で新しく入られる方が3名ということですが、正規でやめられる方は何人でしょうか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 今のところ、9名予定しております。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 3分の1の採用というようになってると思いますが、それで嘱託・臨時の確保というのはできてるのでしょうか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） やはり、潜在保育士の発掘というのは、現状本当に難しい状況でございますが、今、保育所長をはじめ職員の協力を得ながら、発掘作業をしております。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 4月からスタート始まるんですけども、まだその人数は確保できてないということなんですか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） この3月中には何名か面接をして、採用予定もございまして、全部確保に向けては努力はするつもりでございます。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今働いてる方々がいろんなつてを伝えて、今言われた潜在的な保育士に声をかけると。ある人については、2人も3人も電話がかかってきたというような話もありました。ですから、その臨時・嘱託の確保というのは大変難しい話で、4月からまだスタート始まるのにも確保できてないというような話でありました。これでクラス編制、担任なり補助なりが十分できるというふうなことになるのでしょうか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 担任の数につきましては、現場のほうで何とか依頼をしながら、嘱託職員でも担任希望される方については、できるだけお願いしてるという状況でございます。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員　　今私が言ったのは、その4月から、きっちり今言われた人数が確保できるのかということなんですけども。

○原口育大委員長　　福祉課長。

○福祉課長（田村愛子）　　ここで、なかなか確保できずと確約みたいなことはできませんが、努力はさせていただきます。

○原口育大委員長　　吉田委員。

○吉田良子委員　　今回3名採用ということですけども、応募人数は何人いたんでしょうか。職員の。

○原口育大委員長　　総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫）　　失礼しました。正規職員の採用の状況につきまして、御報告申し上げたいと思います。まず、保育士公募ということで、これは2種類ございまして、現在嘱託で来られてる職員対象と、それとそうでないそれ以外というか、一般の募集も2種類の募集をしておりますけども、その一般のほうの分につきましては、11名の応募がございました。それと嘱託、これは、今、嘱託で働いてる方々については14名の応募がございまして、それで11名中3名の方が合格、また14名中1名合格ということで、4名の保育士と、幼稚園教諭の資格を持った方を採用したわけですが、そのうち3名につきまして、保育所のほうに配属する予定となっております。

○原口育大委員長　　吉田委員。

○吉田良子委員　　課長の話も含めてですけれども、やはり若い方で学校を卒業して保育士の資格を持つ、幼稚園教諭の資格を持つ、そういう人たちが南あわじ市で働きたい。しかしこれまででも採用が1人であったとか、そういうところで諦めてる方の話も伺いました。今の話では、なかなか嘱託・臨時ということになりますと、同じような仕事をしてても、給料面とかいろんなところで違うということで、やはり正規で採用枠をふやしてほしい。今の話ですと、3分の1しか採用しないと。十分保育機能が保たれていくのかどうかという中身の問題で、今の課長の説明を聞くと、大変不安な面があるわけですけども、ここらはやはり採用枠をもっとふやして、若い人たちの雇用を確保する。預けてるほうも、安心して保育が受けられるというような環境整備が必要ではないかと思いますが、副市長

いかがでしょうか。

○原口育大委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗） 特に保育所・幼稚園の話につきましては、以前合併当初から、そのときはですよ、そのときは子供の数も減ってくるというふうなことで、それから保育所のあり方も検討していかなければならんというような、民営化の問題等々がありまして控えておったことは事実でございます。今後も、保育所のあり方検討委員会でも言われておりますように、やはり民営化もしかるべき時期にはやらないかんということもあります。先ほど言いましたように、これは何も市でなければやれないということでもございませんで、今もう民間でもやっていただいておりますので、その民間のウエイトをふやしていければ、我々のほうが少し減少してくるということもございますので、今までそういうふうにしておりました。ただ今回のように、9名の保育士がやめられるということもございますから、それに見合ったような対応もいたしました。今後、新庁舎ができて職員の数が固まってまいりますと、以前にも吉田委員の質問にもお答えをさせていただいたように、もう少し採用枠をふやせる可能性としても出てくるのではないかなというふうなお話もさせていただきました。今回そういうことがありましたので、思い切って保育士・幼稚園の枠を4名、一般職は3名しか雇わないというような逆転現象まで来たわけでございますので、今後も保育所のあり方検討委員会が答申をいただいて、私どものほうで保育所の整備計画というのもつくっておりますので、それに見合ったような形で、職員確保というものは今後も続けていきたいと思っております。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今、思い切った採用だというふうなことを言われましたけれども、9名をやめて3名で3分の1というのが、思い切った採用とは私は思いません。今、現実にいる子供たちに、そのことによって保育が十分受けられないというか、ある一定のサービスが十分でない部分も出てくる可能性も含まれております。ですから、先ほど民営化すればというような話がありましたけれども、先日も言いましたけれども、保護者の中にはなかなか民営化を望んでるというようなアンケート結果もない状態なので、市が先行してそういうところに突き進むというのは、いかがなものかというふうには思っております。ですから、やはり保育士さんも誇りを持って働いていると思いますので、民間に負けない、お互いに切磋琢磨しながら、今、保育運営というのは、民間と公立とが頑張ってるわけで、全部が民間になれば、そういう切磋琢磨という部分も減ってくるわけでありますので、やはり公立の持つよさをもっと誇りを持っていただきたいと思うんですけど、副市長いかが

でしょうか。

○原口育大委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗） 公立には公立のよさもあると思いますが、私立にもやっぱりよさがあって、保育所あり方検討委員会で資料も私も見せていただきましたが、南あわじのアンケートかどうか知りませんが、アンケートをとれば、民間の運営方法もいいよというようなパーセンテージが非常に高かったものも私も見せていただきました。それは、いろいろ多用なサービスを民間はやっておられるということでございまして、公立はある程度決まった形のみというようなことでもございますので、やはり民間にもいいところはありますというようなことも、十分に今後市民の皆さん方にもお伝えをして、やはり今後は民営化も早いうちに視野に入れなければいけないということでもございます。先ほど来の、正規の職員と非正規の人のバランスの話でございしますが、これはまだ、洲本市よりも南あわじ市のほうがまし。ほかの地域へいけば、3分の1ぐらいが正規であるとは非正規というところも、京阪神のところに行ってもあるのは事実でもございます。私どもは、何とかバランスはもう少しとりたいなというふうに思っておるわけなんですけど、これもやはり民営化をしていけば、ある程度のバランスがとれていくだろうというふうなことも考えられるわけでもございますので、いろいろな点を模索しながら、今後の保育所のあり方については検討してまいりたいと思っております。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 最後になりますが、私は民間そのものを全否定してるわけではありません。先ほど副市長が言われたように、民間は民間のよさもあるところもあると思いますが、全部民営化になれば、切磋琢磨するというのが欠けて、民間主導になっていくというところは、都市部でもそういう傾向があらわれておりますので、そういう点を指摘したいというふうに思いますし、現時点で今通っている子供たちが、正規保育士が少なくなって、嘱託職員でクラス担任を持つというようないびつな形は、一日も早く改善していただきたいということをお願いしておきます。

○原口育大委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗） 私は、全部民間にお願いするということを言うておりませんので、やはり民間は採算ベースに乗らない少数の施設ですと、なかなか民間は参入はしていただけないので、やはり安定的な入所者が望めるというふうなところは、やっぱり民間

にはやっていただきたい。ただそうでない、余り採算ベースに乗らないようなところについては、しっかりと公立が守っていくということにはなろうかと思えます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっと関連することで、保育所の今回改修工事費というのが出ておるわけですが、これが108ページですね。具体的にどこをどうされるのか、説明いただけますか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 保育所改修工事費200万円の内訳でございます。まず倭文保育園のプールが老朽化しておりますので、その改修で90万円予定をしております。それから、緊急通報システム3園分ということで、これは3園分ですが、6台分として32万4,000円。それから、神代保育所の空調として、事務所のほうの空調はちょっと壊れてるところで77万6,000円、トータル200万円を計上させていただいております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 済みません、その上の保育所整備基本設計委託料ということで、先ほど副市長が触れられておったあり方検討委員会でも、保育所の整備、拡充ということは課題になつるということであつたわけですけども、この保育所整備基本設計というのは、どのような観点で考えておられるのでしょうか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） これはですね、場所につきましては市保育所の周辺の用地の関係もございしますが、この用地の関係について整備計画等を作成する委託料として、一応この100万円を計上しております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは市保育所ということだけですが、聞くところによりますと、定員オーバーしてる保育園が何カ所かあると、実際のところですね。今、何カ所ありますか、

それぞれの園を説明いただけますか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 広田、それから市ですね、榎列、3カ所でございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 八木保育所は定員内ですか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 八木は120名のところ、118名でございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そういうことなんですが、先日は八木保育所のほうに移りたいということをお申し込みをしたら、定員を超えておって、受け入れられないというようなお話があったということで聞いておるんですけども、これはどういうことですか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 具体的な内容については伺っておりませんが、保護者の方の理由もあったかとは思いますが、担当者とお話をして、御理解はいただけたというふうなところは聞いております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 御理解をいただいたというのは、入れないから仕方ないから違うところへ行ったということですよ。御理解というのはそういう御理解ですよ。定員オーバーしておって入れないというふうにご説明を聞いたんで、御理解をしたんですよ。入れるのに入れないと言ったんですか。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 健康福祉部長の馬部でございます、どうぞよろしくお願いたします。

私も極詳細にとまではちょっとわからない部分もございますが、私が聞いておりますのは、八木保育所の全体の定員ではなくて、5歳児ですね、年長の5歳児の要は定員といたしますか、面積ですね、部屋の面積も含めた中でのことやというふうに聞いております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしますと、3歳から5歳児までの保育料無料化を今進めておるといことになってきますと、例えば5歳児を希望しても入れないところが出てくるということになるんですか。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 状況によっては、そういう場合も出てくる可能性があるということでございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 やっぱり、この保育所無料化、保育料無料化ということの政策の裏づけとして、希望する方には入れると、希望する場所に入れるという裏づけが必要なんではないんでしょうか。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） すぐにそういう裏づけができればいいんですが、そうすぐというわけにもまいりません。その年々によって人数が増減する場合もございます。全体的には子供の数は減っていったるわけですが、この保育所、この保育所についてはふえる傾向にあるとか、いろいろございます。そこら辺も含めた中で、今後の整備の計画というものはつくっていきたいということでございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしますと、保育所のあり方基本検討会の答申というのが、これが出されたのいつでしたか、何年でしたか。25年だったかな。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 平成26年の5月でございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしますと、その答申に基づいて整備計画をつくる、また今回保育所無料化、今後もさらにこの事業が拡大をすると子供たちもふえてくる、転居を希望したり、新たに保育の必要な方を保育所に迎えるというような制度設計もされていくということになると、いろんな角度から見たときに、施設そのものがやっぱり不足をしていくということは十分考えられると思うんですね。この整備計画については、どのような考え方で今後臨んでいくのか、基本計画をどうしていくのか、いろんな考え方があろうかと思うんですけれども、民営化ということばかり考えとると、保育所の施設拡充ということは後回しになっていくんじゃないんですか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 保育所のあり方検討委員会での答申の中には、3つの基本的な考え方というものがございます。まず保育所の老朽化による整備、ハード整備。それから保育所の保育サービス。それから効率的な運営といった、3つの考え方があるわけなんです。それに沿って再編計画を立てて行く中で、やはりハード整備に至るまでに、やはり市内の保育所の小規模から大きな150名の定員の大きな保育所、規模も偏在しておりますので、またあり方検討委員会の中には、1小学校区1園というふうな考え方も示されております。それに基づいて、また統廃合等も含めた形で進めていきたいと思っております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 保育所整備基本設計ということで、これが市しかないということで、今言っとるわけなんですね。広田についても、榎列についても、場合によって八木あるいは神代、こういった、今、子供たちがふえておるところですね。またこれもふやしていくわけでしょ。保育所に入る子供たちをふやしていくというのが基本にあるわけで、そうすると現状でも定員に対してオーバーしてるところがあるのであれば、それぞれについて整備計画をやっぱり早急に立てる必要があると。それから、八木保育所については、その年齢

によっては場所が狭くなってきて対応しきれないという課題があれば、それも今後は恐らくはこれふえていく方向に政策的には進めていっとるわけですからね、その裏づけがいるんじゃないかということをやっとるんですよ。裏づけが。それが、今後じっくりとゆったりと考えるというようなことじゃなくて、もう打ち出したんだから、たちまち4月1日からの話に必ずなってきます。28年度にはもっと逼迫した話も出てくるかもしれない、そういうことに対しての、アドバルーン上げるのはいいんだけれども、それを裏づけるものがないということになると、ちょっと無責任という言い過ぎかも知れないけれども、やっぱりそれは政策として落ち度があると言わざるを得ないと思うんですけどもね、その点いかがですか。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） おっしゃることもよくわかります。ただ、施設だけのことはございませんで、これは保育士さんも伴わないとやっていけないというようなこともございます。したがって、施設の整備、一部ですが遊戯室を保育室として利用してるところもございます。そういったものも、できるだけそういうことでなくて、保育室を使っていけるようにということは、当然考えていかなければならないというふうには考えております。今おっしゃいましたようなことも含めまして、当然今後どういうふうにしていくかというのは検討してまいります。ただ、すぐというのなかなか難しい面もございます。その辺は御理解をいただきたいと思えます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 本来、これはもう市長に聞かなあかん話なんだけれども、副市長、聞くのはちょっとやめておきます、ここはね。やっぱり市長に聞かんと、これはいかんと思うので。

もう1点、民間との関係なんですけれども、保育施設そのものの耐震性というのは随分確保されてる、公立の場合は全部確保されてるということでもいいんですかね。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 耐震のほうは、もう全ての保育所で終了しております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 民間のほうはどうなってるかわかりますか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 民間の詳細まではわかりません。松帆につきましては、まだ新しい築年数でございますので、福良と沼島のほうにつきましては、ちょっとまだ確認はとれておりません。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今、課長、松帆は新しいと言ってますけど、松帆には2つあるんですよ。北と南があるんですよ、どちらも新しいんですか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 北のほうはまだ、築年数はちょっと確認しないとわかりませんけれども、すいません、北と南一緒に答弁してしまいました。一応、また確認します。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 確認してほしいんですね。民営化したら、何かよくなるというようなお話もあったわけなんですけれども、採算性というようなことから考えて、松帆の場合民間でやって、北と南というのはかなり差がありますわ。非常に差がある。これは経営方針だろうと思うんだけど、しかしそれを見とると、民間のよさよりもそこはちょっと悪さを感じるんでね。耐震性なり、あるいはいろんな保育環境なり、民営化進めていくにあたっては、やっぱり園によっての格差が生まれる可能性がある。公立の場合は、もう格差が生まれてはいけない、同質のものというのは必ず求められてきますけれども、民間にあると、格差がいろいろ園によって生まれるということもあるかと思うんですけども、その耐震性なりの確認を一回とってもらえたらというふうに思いますね。終わります。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 今現在と申しますと、ひょっとしたら違うかもわかりませんが、26年の4月現在では、福良とそれから沼島、それから松帆の北については、耐震補強はできてなかったと思います。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 100ページの、この萬松園の管理委託料についてお尋ねする。これは、委託先はどこですか。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 委託先については、まだ決定はしておりませんが、シルバーのほうにお願いしようということでは考えております。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 萬松園の管理委託料85万6,000円、委託先はまだ決まっとらへんの。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） はい、まだ決まっております。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 このここの萬松園が、ちょっと解体とか撤去するとか、建物自身は解体撤去せないかんやというような話があるねんけど、これは事実なんですか。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） この萬松園につきましては、合併前から国有地に建っているということで、文化庁のほうから撤去の指導がございます。そういうことで、この27年度をもって撤去するというので、今、計画を進めております。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 国の国有地に対して、そういうふうな旧町のと時から建物建てとって、それで国から返還というか、その建物を撤去しなさいというような、国からの指示なり命

令なりがもう来とるわけですか。

○原口育大委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） これは、昭和55年に、慶野松原の保存策定書第1回目を西淡町のときに策定しました。そのときからの懸案事項でありまして、慶野松原の国有地の内に違法建築物、それは民間を含めて建っているということを御指摘をいただいております。その中に、町がそのとき建てておりました萬松園、老人福祉センターが公立にもかかわらず建ってるという指示をずっと受けたまま、社会福祉協議会の中で運営をしてきたということです。昨年度なんですけども、慶野松原のふとんかごの策定等、それから慶野松原の保存事業等につきまして協議をしてるときに、当然向こうから指摘がありまして、早急に撤去をするようにという指示がございました。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ということは、もう確認申請も何もなしに、勝手に西淡町のときに国有地にそういう建物を建てて、社会福祉協議会というか、そんなようなでたらめな今までの運営をずっと継続してやってきとったという理解でよろしいんですか。

○原口育大委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 恐れ入ります。建設当時のことは私どもわかりませんが、一応番地につきましては、横にある市道ですか、その番地を利用して建てたようでございます。その経緯につきましては、私どもについてはちょっとわかりません。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 要は、違法性のある施設に対して、今回もこういうふうな予算を計上するというのは、そしたら明らかにおかしいと私は思うねんけど、良識ある行政の方々は、そういうふうな違反性がある施設に対して、こういうふうな管理委託料の85万6,000円、どこのどなたはんはまだ委託するやわからんようなところに対して、そういうふうな委託料の計上を上げとるというのは、私の良識ある頭では理解できらんねんけど、この辺はどのようなお考えでこういうふうな予算計上されとるんですか。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） この委託につきましては、基本的にはもう利用のほうについては閉めさせていただいて、いわゆる保安の管理をお願いしていくというようなことで、とりあえずこの委託料をおいたものでございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 委託料をおいとんねんけど、これ明らかに違法性のある施設でしょ。不法占拠いうか、勝手に建物建てて、ほんで早く撤去せえいうて指示出されて、この27年度に撤去すんだ。27年度にそういうふうな解体撤去して、国にそういうふうな上の構造物を撤去した上で、もとどおり国に返しなさいということで返す施設に対して、そんな違法性のある施設に対して、こんな管理委託料の支出やいうのは、行政としてこれはいかなもんかなという思いがあんねんけど、この辺は全く、こんな委託料おいても構わんのけ、これ。ここら、副市長なりなんなり、こんな構わんのけ。通常、一般常識的なことで考えたら、勝手に他所のどこへ建って、それでなおかつ国が出て行け言いよんに、私がそこへ委託料でおまえ管理しとけやいうて、そんな支出というのは構わんのけ。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） もともとの話が、先ほど説明があったようなことですので、それはええことはないんですが、これまでそういうふうにしてやってきたということも事実でございまして、国のほうに対しましては、27年度中に撤去をするということでの報告かな、それはさせていただくとということでございますので、この部分については、壊すまでの分の管理の分ということでおかせていただいとということでございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 要は、占有権というか、そういう施設を今までずっと占有権ということでやってきてしとんのだろうけど、そやけれどもこれ委託先がほんならその管理委託というかこの委託先、私はまた社協にでも管理委託して、しばらく撤去するまでは社会福祉協議会がこのここでさまざまなこと事業してくれるのかなと思いつつながら、国との中でしとんねんけど、この委託先が決まってないやいう自身がおかしいなと思うねんけど、再度この委託先決まってないという、納得できらんねん。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） この萬松園につきましては、安全面といたしますか、いわゆる誰もいない状態になりますと、いろんな犯罪とかそういうことが発生することも考えられることから、その見守りといたしますか、その関係の委託をお願いするという事で、予算化させていただきたいというようなことでございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ということは、セコムとか機械警備というか、そういうふうな施設の管理委託に対して、機械警備というか警備会社等に委託をして、その物件の管理を委託するという意味合いの趣旨の管理委託料ですか。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 施設の利用じゃなくって、守りということによろしいですか。今、社会福祉協議会とシルバーが萬松園に入っております。シルバーでなければということではないんですが、その施設に無断に入られないような、そういうふうなことの管理をお願いするというふうに考えております。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 施設の利用の制限をした上で、その物件の管理だけだったら、例えば警備会社に機械警備というかそういうことをして、防犯とかさまざまな観点から、不法侵入防止のために機械警備みたいなやつこの委託の86万円なんか。ここは機械警備ついとんのか、一晩にその建物にシルバーなりにずっとこの建物の維持管理を管理するための委託料なんか、今の話じゃわからんねん。要は、私はここで社協がさまざまなそういうふうなことで、配食サービスとかしてくれよった施設やさかいに、その委託料かいなと思ったりしながら、これなくなったら西淡町としたら困るなど。そんなら国から払い下げでもしてもうて、この施設を継続して利用してもらえたら私はええなと思ひよんねんけど、そこらの話が、もう勝手に確認もとらんと不法に建築して、国からあれやからもう撤去して早く戻してください言われたさかい解体しよる。ほんで、そんな不法占拠して建物勝手に建ったとこ、占有権だけでこないして委託料の支出を86万何がし挙げとる、こんなんでも構わんのけという、こんなていたらくでも構わんのけという話だけの話やけど、これはまた答弁ももう難しいさかい、これはもうおかしいさかいに、納得するまでまた担当課と話させてもらわ。

○原口育大委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 合併当時、平成17年1月11日に合併しました。その当時、私福祉課長をしてまして、引き継ぎで、その当時の福祉担当の人が今ここにいないんで申しておきますが、あの当時平成17年3月末で文化庁の許可10年間が切れるという話でございました。当時、長江収入役が文化庁のほうへ行って交渉してくるというところで、もう10年ということで、もう10年が来たんで撤去してくださいよというような、国のほうも当然のことを申しとんのかなというふうに思います。国有地の払い下げについては、それ相当分の部分を近隣で探せば可能やということも聞いてますが、なかなかそういうことは周辺で確保できないというところで、今日に至ってるということでございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ということは、もう南あわじ市としては、あの萬松園というのはもう今後将来的には使用せえへんと。そやさかいに、もう壊してしもて戻してしまうんやとそういう考え方になって、なおかつもう一回頼みに行って、もう10年ほど継続して使わせてくれというような要望でなしに、もう南あわじ市としたら、あの萬松園というのはこんなようなややこしい物件やし、もう戻してくれ言いよるさかいに戻そかと。そのかわり、今まで使いよった用途をどこかへ持って行ってやろかと、そういうふうを選択したということですか。

○原口育大委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 平成17年の3月末で撤去しなさいよという、強い国からの指示があったんです。それを何とかというところで、10年延長してもうたというところで、もう今回は無理だろうという判断してます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 結局、その契約更新がもう無理やという話よの。その施設の利用の更新はもう無理やという判断した、それはそれでええねん。その代替施設というか、私にしたらこの西淡町で萬松園というのは、地域の方々が憩いの場であったり、あれ配食サービス、社協のやつあり憩いの場で、あの辺でお年寄りが楽しんどの施設やいう理解、萬松園あんまり知らんねんけど、もう古いさかいもうええんか。ほな、戻さんなんやつに、土

井本室長よ、86万5,000円というやつは、この委託料というのはこれどないで。本当あんたの考えで、ちょっと合法か違法か適正な執行なんか、それだけ言うてもうたら納得するわ。

○原口育大委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 当然、10年間の延長を許可いただいております市の施設でありますので、管理の方法については、担当部のほうでどうした管理をするかというのは考えるかと思いますが、合法やというふうに思います。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。
 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 老朽化もしてるし、その期限も来てるから返すということなんですけども、これ更地にして戻すんですよ。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） はい、その予定でございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それでね、今いろいろあそこの石碑って、まず健康が大事やったか命が大事やったか、あんなものがあったりね。非常に歴史のある、そういう西淡町の時代からやってきたものもあるし、一方では松枯れで大きな松が県道にはみ出して枯れとるといようなこともあったりして、ちょっと幾つか手を入れたり残すべきものは残すようなことがあったり、また更地にして戻すんですけども、更地にしたのを放っておくと、荒地地になっていくということから見たら、何らかの事業を要望するとか、そういうような考えはないんですか。

○原口育大委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 文化庁のほうの考えは、更地にしてそこに松を植える、要するに慶野松原の原形をとどめていくというのが最善の方法。もしくは、慶野松原に関する資料館等を設置するのであればオーケーというふうに聞いとるんですけども、

私どもとしましては、松を植えて原状に戻すというので、現在お話をしている最中でございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 一番いいのはそういう形であるということなんですけども、一部で、今、課長おっしゃったように、その慶野松原の資料館的なものも大事なものだなど。文化財ですからね、慶野松原というのは国の文化財として指定されておるのに、その文化財を残していくような資料館、記録というものがほとんどないと。文化財というのであれば、それに見合うようなものも一定必要な部分があるのではないかと。それも市が単独で持つのか、国の文化財の指定ですから、国の事業としてもやってもらおうとか、こういう価値観を高めていくということも一つの選択肢にはあるかと思うんですね。そうしたことも今後、市としての考え方は松を植えるということだけではなくて、そういう文化財としての価値観を高めていくという、いろんな古い写真とか図面とか、いろいろ考え方はあるかと思うんですけどね。この慶野松原再生をしていくプロセスを残していくということも必要なかなと、こんなふうに思うんですけどね、そういった考えぜひ持っていただきたいというふうに思いますし、また検討もしていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○原口育大委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 先ほど言いましたとおり、文化庁と現在交渉ごとにお話をしている最中です。協議も、この先どうなるかわかりませんが、とりあえず先ほどから話がありますとおり、来年度中に、3月31日をもって更地にするというのが条件で出ておりますので、それに向けて長寿福祉のほうと調整をしていきたいというふうに思っております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 言っておるのは、考え方のことを言ってるんです。市として、あるいは生涯学習文化振興の観点から見たときに、そういうことも思いとして持っていただきたいということを言っとるんですよ。

○原口育大委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 文化庁のほうと相談させていただきたいと思
います。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 108ページと109ページにまたがるんですが、松帆南こども園と、
あと北こども園、これは認定こども園ですね。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） はい、来年度から認定こども園としてなります。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 認定こども園いうたら、どういう施設になるんですか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 幼稚園と保育所のよさをあわせ持つ、特徴をあわせ持つ施設
ということでございます。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 この施設を利用した場合は、どんな手続が必要になりますか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 認定こども園も保育所と同じ手続で、10月の入所申し込み
をさせていただいております。新制度ですので、認定1号、2号、3号の認定手続が加わ
ったというところでございます。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 この入園の選考というのは、誰がするんですか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 4月から認定こども園ということで、事業所が行います。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 ということは、直接契約ということになるんですか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 直接契約でございます。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 直接契約になると、いわゆる入園料というのは施設が決めるんですか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 施設が決める権利があるということでございますが、市内に公立保育所を設置している関係で、やはりその認定こども園になるには県の認可が必要ですが、確認事務が市として行うようなことになっておりますので、保育料につきましても、公立と差分なく設定するような指導事務を市の業務としてございます。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 先ほど私立、いわゆる私立の幼稚園は4つ言うたんかな、沼島と福良と、あと潮美台にあるやつは、あれは私立保育園とは認定してないんですか。市は。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 福良と沼島につきましては保育園、潮美台のさゆりはさゆり幼稚園で、幼稚園になります。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 認定こども園は、いわゆる保育の必要な人、もう必要でない人も入れますよね。そこら。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 今回の新制度では、1号、2号、3号、これは1号につきましては、3歳以上で保育を必要としない幼児を認定は1号ですね。2号につきましては、3歳以上で保育を必要とする児童。そして3号につきましては、3歳未満で保育を必要とする児童という、この3つの認定に分かれております。認定こども園につきましては、1号、2号、3号が入所できます。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 普通保育園になりますと、保育を必要とする人が入所条件ですよ。この場合は、両方ともいけるということですか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） はい、認定こども園は1号、2号、3号が通所できます。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 そうしますと、必要とする人が入れない場合もありますね。定員の関係で。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 小学校区ですと、入る地区というのが限られるわけなんです。が、保育園に関しては、市内を1区としておりますので、今は全体的には定員を下回っておりますので、若干まだ余裕はございます。ですから、入れない場合というのは、先ほどもちょっと一つの事例としてあった、面積に対してなかなか弾力的な定員も上回っている場合には、違う保育所のあっせんということもあり得るということかと思えます。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 先ほど、認定こども園は保育と幼稚園の両方いいところをとった施設やということなんですが、今、南あわじ市で3歳以上は無料化ということなんで、ここに入る人は全て無料になるんですか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 認定こども園に入る人ということですか。はい、そうです。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 ということは、保育を必要とする、いわゆる共稼ぎでなくても、専業主婦の子供さんでもそこに入れるということですね。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 新しく新制度のもとでは、今まで保育に欠けるという要件が緩和されまして、そういう方も入所できます。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 そういう人たちも、この3歳児以上は無料やということですか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） はい、そうでございます。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いわゆる専業主婦の家庭でも入って、幼稚園と保育、要するに幼稚園の機能、教育をする施設と保育をする施設が一緒になってやっていくということで、どちらも3歳児はただやということになったら、先ほど民間の幼稚園という話でしたけども、さゆり幼稚園、これについては無料にならないんですよ。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子）　　これ、ちょっと幼稚園の関連なんですけど、保育を必要とする事由として、専業主婦というふうな今例を挙げられておりましたけれども、今回は必要とする事由として、緩和された条件の中に給食活動、また虐待やDVの恐れがあること、または育児休業取得時にもう既に保育をしている子供さんがいて継続利用の必要性があること等、そういう理由がありまして、今回その新制度のもとでは、その就業時間によって、標準時間、短時間認定というふうな、そういう認定も重ねてございますので、単純に専業主婦という形で、パートとか行かれてる方につきましては、入所要件の中には入るのかと思います。

○原口育大委員長　　さゆり幼稚園が無料にならない理由のことを聞いてるんですけど。

○福祉課長（田村愛子）　　さゆり幼稚園につきましては、幼稚園と保育所、保育の内容には幼児教育も保育所でやっておりますので、幼稚園につきましては、その事業所が保育料を定めておりますので、市の保育料とはまた別の金額というところで、少し差分が出るのかなとは思っています。

○原口育大委員長　　北村委員。

○北村利夫委員　　そうしますと、今まで松帆南・北、これは南あわじ市が保育料決めておったんですか。

○原口育大委員長　　幼稚園の保育料、松帆北・南の幼稚園の授業料のことを聞いてますけど。

福祉課長。

○福祉課長（田村愛子）　　松帆北と南の保育園は、26年度までは市の委託というふうな形で、保育料につきましては、市の保育料を採用しております。

○原口育大委員長　　北村委員。

○北村利夫委員　　そこで言うたら、いわゆる応能応益という話になってくるんですけども、この応益というのはどういうことなんですか。

○原口育大委員長　　福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 応益はもう一律ですね。所得に関係なく一律の金額。保育所は応能負担ということです。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 というのは、今このたびのやつは応能やけども、応能いうのはもう有名無実になってますよね。というのは、今回の無料化は所得制限を設けないわけですよ。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 基本的には、保育徴収金額というのはございます。それは応能負担で、徴収額もあります。設けないというふうなのは、ちょっと違うかなとは思いますが、基本的には徴収額はございます。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いや、あっても実際は無料化するねんから、関係ないん違いますの。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 無料化に関しては、その3歳以上のその徴収額は無料にいたしますというところでございます。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 そういことですよ。そういうことは、いわゆる先ほど専業主婦いう話でしたけども、専業主婦でもこれ見ますとね、育児不安の大きな専業主婦、これについてなかなかわかりづらいですよね、線引きするのが。そやから、いわゆる専業主婦で「うち子供ほかにもおって、ちょっと育児に不安あるんです」言われたら、もうどうしても入れないと仕方ないいう話になってきますよね。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 必要とする方につきましては、入所の権利はございます。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 権利があっても、いわゆるそれではねられたら嫌でも私立へ行かな仕方ないわけですね。ほなそこで費用が発生する、どうも矛盾せえへんかなと思って。さゆり幼稚園は無料化にならないというのがね。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 幼稚園のことですので、教育部のほうでお願いいたします。

○原口育大委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） さゆり幼稚園の無料化に関して、今、前の議会等でも答弁させていただきましたが、現在南あわじ市は、幼稚園の場合応能割に27年度から変更しました。そういった関係で、さゆり幼稚園のほうは一定額、応益割の金額を徴収をするということで、私立幼稚園というのは、やはりその特異性というか、PRするところがあるかと思えます。そうしたことから、わざわざ私立幼稚園に通うという人もおられますので、そうしたことも合わせて一定額、平成26年度今年度、この前も言いましたが、1段階から5段階までの一番多い3段階の1万1,300円を、27年度も引き続き減免をしていくということで、免除していくということで御理解をいただきたいということで答弁をさせていただきました。南あわじ市のように、応能割でその条例に合うような制度であれば、そのとおりの免除になるわけなんですけど、あくまでも応益割、一定額の額ということで、今26年度に、第2子以降の免除と同じような形態をとって免除していくということで御理解いただきたいと、そのように思います。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 112ページ、在宅子育て応援事業。これあるんですが、この事業どういう事業ですか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 在宅子育て応援事業は、保育所、幼稚園等に入所せずに、在宅のほうで3歳以上のお子さんを保育している保護者について、月5,000円、年額6万円なんですけど、支給をしております。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 前年度はこの倍の120万円、いわゆる26年度。27年度はその半額ということは、3歳以上で在宅で子供をみてはる家庭が少ないということなんやと思うし、無料化になって、これやったらもう通わすほうがええわと。それと、入所の条件が緩和されたというのもあろうかと思うんですが、ただ少数にしても、今回無料化するのと在宅とでは余りにも支援の差が大き過ぎるというふうに思うんですが、いかがですか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 保育料に比べれば、在宅の子育ての手当は少な過ぎるかなとは思いますが。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 大体1人で20万円強かかるという話なんで、そこからいきますとこれだけの差が出てくる。やっぱり何らかの形で、もう少し水準を上げる必要あるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 今回もその無料化に関して協議をする中で、そういうことも検討の中に入れておりましたが、今年度はこのままというふうな形になったということで、御理解いただきたいと思えます。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 うちはおらへんよって、構わんようなもんやけども、ただやっぱり家でみるということは、その家の家庭環境もあろうかとは思いますが、それなりの支援策というのは考えるべきやというように思います。そやから、これは早急に、来年度や言わんとことしの予算で補正でも組んで、やっぱりわずかな話やと思うんです。20万円と5,000円、何倍違うんですこれ。ほんで、いわゆる親の負担いうたら相当なもんやというふうに思いますんで、やっぱり考えていただきたいということを言うて、終わるときです。

○原口育大委員長 お諮りします。

本日の審査はこれまでとし、次の審査はあす、3月12日午前10時より開催すること
にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 異議なしと認めます。

よって、本日の審査はこれで終了いたします。

なお、あすは一般会計を終了したいなと思ってますので、よろしく願いをいたします。

本日は、長時間にわたりお疲れさまでした。

(閉会 午後 4時18分)

予 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

日 時 平成27年 3月12日
午前10時00分 開会
午後 5時48分 閉会
場 所 南あわじ市議会議場

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（15名）

委 員 長	原 口 育 大
副 委 員 長	柏 木 剛
委 員	阿 部 計 一
委 員	熊 田 司
委 員	長 船 吉 博
委 員	木 場 徹
委 員	蛭 子 智 彦
委 員	吉 田 良 子
委 員	小 島 一
委 員	森 上 祐 治
委 員	印 部 久 信
委 員	川 上 命
委 員	登 里 伸 一
委 員	中 村 三 千 雄
委 員	谷 口 博 文
議 長	廣 内 孝 次

欠席委員（2名）

委 員	砂 田 杲 洋
委 員	北 村 利 夫

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	小 坂 利 夫
課 長	垣 光 弘

書	記	船	本	有	美
書	記	齊	藤	浩	平

説明のために出席した者の職氏名

副 市 長	川 野 四 朗
副 市 長	矢 谷 浩 平
教 育 長	岡 田 昌 史
市 長 公 室 長	土 井 本 環
市長公室付部長(総合調整・新庁舎建設担当)兼新庁舎建設推進事務局長	橋 本 浩 嗣
総務部長兼選挙管理委員会書記長	細 川 貴 弘
財 務 部 長	神 代 充 広
市 民 生 活 部 長	高 木 勝 啓
健 康 福 祉 部 長	馬 部 総 一 郎
産業振興部長兼鳴門の渦潮世界遺産登録推進室長	興 津 良 祐
農 業 振 興 部 長 兼 食の拠点事業推進室長	神 田 拓 治
都 市 整 備 部 長	岩 倉 正 典
下 水 道 部 長	原 口 幸 夫
教 育 部 長	太 田 孝 次
総務部次長兼総務課長	佃 信 夫
農 業 振 興 部 次 長	森 本 秀 利
教育委員会次長兼教育総務課長	藤 岡 崇 文
会計管理者兼会計課長	堤 省 司
市 長 公 室 課 長 (大学応援プログラム推進担当)	北 川 真 由 美
総 務 部 防 災 課 長	藤 本 和 宏
総 務 部 情 報 課 長	土 肥 一 二
三原総合窓口センター所長(地域防災・振興担当)	柏 木 浩 一
南淡総合窓口センター所長(地域防災・振興担当)	松 本 典 浩
財 務 部 財 政 課 長	和 田 幸 三
財 務 部 管 財 課 長	富 永 文 博
市民生活部市民課長	塔 下 佳 里
市民生活部税務課長兼収税課長	山 崎 稔 弘

市民生活部生活環境課長 兼衛生センター所長	北	口	力
健康福祉部福祉課長 兼 少 子 対 策 課 長	田	村	愛 子
健康福祉部長寿福祉課長	大	谷	武 司
健康福祉部保険課長	川	本	眞 須 美
健康福祉部健康課長	小	西	正 文
産業振興部商工観光課長 (マーケティング戦略室長) 兼 企 業 誘 致 課 長	阿	部	員 久
産業振興部水産振興課長	榎	本	輝 夫
農業振興部農林振興課長 兼 農 業 共 済 課 長	宮	崎	須 次
農業振興部農地整備課長 兼 地 籍 調 査 課 長	和	田	昌 治
食の拠点事業推進室課長	喜	田	憲 和
都市整備部管理課長 兼 都 市 計 画 課 長	原	口	久 司
都市整備部建設課長	赤	松	啓 二
下水道部企業経営課長兼下水道課長	村	本	透
教育委員会学校教育課長 (学校教育指導主事)	廣	地	由 幸
教育委員会人権教育課長 兼生涯学習文化振興課長	福	原	敬 二
兼 玉 青 館 館 長 教育委員会生涯学習文化振興課付課長 (子ども映画祭・青少年育成センター事業担当)	川	上	洋 介
監査委員・固定資産評価 審査委員会事務局長	片	山	雅 弘
農業委員会事務局長	小	谷	雅 信
埋蔵文化財調査事務所長	山	見	嘉 啓

Ⅱ. 会議に付した事件

付託案件

1. 議案第80号 平成27年度南あわじ市一般会計予算

〔歳出の部〕

③款3. 民生費 (P. 91～P. 115) ～款4. 衛生費 (P. 115～P. 129) …………… 207

④款5. 労働費 (P. 129～P. 131) ～款6. 農林水産業費 (P. 131～P. 152) ～款7. 商工
費 (P. 152～P. 159) …………… 267

⑤款8. 土木費 (P. 160～P. 172) ～款9. 消防費 (P. 172～P. 178) …………… 324

Ⅲ. 会議録

予算審査特別委員会

平成27年 3月12日(木)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 5時48分)

○原口育大委員長 おはようございます。

ただいまから、予算審査特別委員会を開催いたします。

なお本日は延長も視野に入れまして、一般会計審査を終わらせたいと考えております。

③款3. 民生費(P.91～P.115)～款4. 衛生費(P.115～P.129)

○原口育大委員長 それでは昨日に引き続き、款3、民生費、款4、衛生費、ページは91ページから129ページまでを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

熊田委員。

○熊田 司委員 ページ数が93ページの臨時福祉給付金についてお聞きをいたします。

昨年度から、26年度からこういう給付金が始まりましたけども、26年度、どれだけこの給付金の受け取り、受け取らなかった人、資格はあるんだけども、受け取りに来なかった人というのはあったんでしょうか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長(田村愛子) おはようございます。ただいまの臨時福祉給付金の件で、平成26年度の申請状況として御報告をさせていただきます。

対象は7,575件で、申請済みが6,806件ということで、給付させていただきました約90%以上が申請済みということで、それとこれは非課税世帯ということがまず一つの条件になります。その対象であろう方には税務課のほうから申請勧奨による通知をさせていただきました。その中で申請に来られなかった方というのは、少しは残っているかと思いますが、その中にはもう要らないとか、もう不要という方も数人いらっしゃったようでございます。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 おおむね90%ということと、それで要らないという方もいらっしゃ

るかもわかりませんが、その26年度のそういう状況見で改善すべき点というのは何かありませんか。やはりまだこれだけの件数の方が受け取りに来られてないというのは、何かそういう事務的などところでの、こちらのほうがもう少し気をつけてあげれば対応ができたという例があるかもわからないので、その点のちょっと状況をお聞かせ願いたいと思います。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） この申請につきましては、当初7月1日からの申請が開始されたわけなんですけど、広報並びにケーブルテレビ、告知放送、いろいろチラシも含めまして再三の申請勧奨は行ってきたつもりです。最終、3カ月から最初の6カ月期間というのも設けまして、申請勧奨は本当にしつこいほどといいますか、させていただきましたが、なかなかこれも申請主義というところから、まだ申請に至っていないという方も中にはあったかと思えます。

今後、これまた27年度継続して実施されるということで、さらに手厚い申請勧奨というふうなところをまた検討していきたいと思えます。

しかし、庁舎がまた一本化されたということで、これから申請の方法も来年度とは多少異なった形での申請の方法になるかと思えます。その手法につきまして、今、課内でも検討中ですが、できるだけ多くの方が申請していただけるような環境のもとに検討していきたいと思っています。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしますと、先ほど申請の仕方についても今いろいろと工夫をしているということだったんですが、市民交流センターで受け付けるとか、そういったことも考えられているんでしょうか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 今のところはそこまで決まっておきません。ただ、申請に当たっては、住基登録の確認であったり、非課税の確認であったり、個人情報に関連してきますので、なかなか全ての交流センターでの受付というところはなかなか難しいかなと今のところでは感じております。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 前お聞きしたときは、要するに住民税非課税というところへ申請書を送るということだったと思うんですが、それからなおかつまだそういう非課税かどうかというのを確認する作業というのが必要になってくるんですか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） その対象となる世帯、非課税世帯ということですが、それは今ちょうど申告時期ですけれども、この申告が終わって平成27年度課税というところですので、なかなか確定に至る時期というのが難しく、ですから前は7月1日スタートとさせていただいたところですが、まだその非課税世帯の確定がなかなか全て確定して申請勧奨したわけではございません。今回もできるだけ同じような時期を見ながら申請勧奨は行っていきたいとは思いますが、その時期というのはまた今後税務関係の担当の部局と相談しながらスタートしていきたいと思います。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 この対象になられる方にその通知を出す、その通知の文面というのが、僕自体は見てないんですが、わかりやすい文面ですか。何か内容がね、もうたけどこれ何やさっぱりわからないというような内容だったら、なかなかこんな右から左へ置いといてという方もいらっしゃるかもわからないんですが、そういう文面の内容とかも確認チェックとかはされておりますか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 当然、税務関係部局と文面、並びに申請書類は全国統一したような形の申請方式になっておりましたけど、文章につきましては当市で税務部局と相談しながら内容については記述したつもりではございますが、なかなか26年度のこの給付金に関してはかなり複雑でして、本当多分文章読んでもわかりづらいところはあったかとは思いますが。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうでしたら、この27年度の実施に向けては、何かそういうわかりやすい文章にさせていただいて、それを受け取った方が申請しやすいような状況というの

をもう一度関係部局といろいろと協議していただいて、受け取れる方は受け取れるような体制をこれから組んでいただきたいと思います。以上です。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。
印部委員。

○印部久信委員 同じく93ページの社会福祉協議会補助金が1,450万ということ
なんですが、前年度と比べて1,000万円余りこれ減額されておると思うんですね。ま
ずこの理由から聞かせていただけますか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） これは、今、93ページの社会福祉協議会補助金の金額のお
話ですけれども、92ページの委託料の一番下の段ですけれども、安心生活基盤構築事業
委託料というのがございます。これが2,000万。それとちょっと関連がございます。
といいますのは、この安心生活基盤構築事業、これは国庫補助金の10分の10というふ
うな形の事業でございました、平成26年度までは。しかし平成27年度から、その国庫
事業が生活困窮者自立支援法の関連もございますが、任意事業ということで国庫補助が2
分の1に削減されました。そこで、市の負担であります社会福祉協議会の補助金、マッ
クス2,450万でございましたが、国の補助金を最大限活用するために、そのうちの1,0
00万円をこの安心生活基盤構築事業のほうに充当して予算を組み立てたというところで
ございます。

○原口育大委員長 印部委員。

○印部久信委員 それはわかりますけど、この社協の決算書を見ておりますと、市から
の補助金の2,400万円余りのお金はほとんど職員の人件費部分に充当されていたよう
に今まで思うんですね。ですから、そうなった場合に今課長の説明あったお金を職員の人
件費部分に充当することは、これ可能なんですか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 社会福祉協議会には、社会福祉法人の事業としては公益事業
と収益事業というふうな2種類に分かれるかと思います。この社会福祉協議会の補助金に
つきましては、そういった人件費に充てられるというふうな、公益事業に対しての人件費

ということで支出をしております。あわせてこの安心生活基盤構築事業におきましても、これも地域づくりの基盤ということで、これも人件費相当に値するような補助金でございましたので、これは充当は可能だと判断しての割り振りでございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今の説明をお伺いしておって、この安心生活基盤構築事業委託料に1,000万円を回したというような説明であったんですけども、それでいいんですか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 回したと言われれば、そうかもわかりませんが、市の補助金を有効活用したというところで御理解いただけけたらと思います。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この安心生活基盤構築事業について、もう一度説明を、どんなような内容のものかということの説明いただけますか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 安心生活基盤構築事業、この事業の目的なんですが、住民生活による地域づくりを通じて、誰もが安心して生活できる地域基盤を構築していくというふうな、そういう事業でございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 誰もが安心して暮らせるということは、障害を持っておっても、低所得であっても、生きていけるような事業メニューがあると。具体的にはどのようなメニューがあるんでしょうか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） この事業の中には、いわゆる基本事業と、それと選択事業というふうなところがございます。基本事業が1,000万円をマックスです。そして選択

事業が1,000万というところで、その基本事業の中には生活の実態把握事業、それから生活課題、そういうようなものを検討する事業、それから地域支援の活性化事業、それから住民参加型まちづくり普及啓発事業というふうな事業がございます。

選択事業の中には権利擁護の推進センター事業というふうなことを選択して、26年度は事業を行っていただいたところでございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 具体的なちょっと内容がよくわからないんですけども、この2,000万というのは、もう枠が2,000万と決められているというのは、マックス1,000万、1,000万ということで説明があったわけですけども、1,000万という枠が決められている根拠は、理由は何なんですか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） その1,000万のマックスの理由はわかりませんが、国の補助メニューとしてそういうふうな形でありましたので、それを有効活用したというところでございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっとお伺いしたいのは、26年度も2,000万で事業費計上されてますね。26年度予算でも、2,000万の事業費の計上があったと。今回、社会福祉協議会の分が1,000万減った部分をそこに行くということになると、この2,000万プラス1,000万で3,000万円ということが社会福祉協議会との事業の連携の中でトータル的に予算は確保されたというふうに理解したら一番素直に理解できるんですけども、1,450万と2,000万で3,450万、去年の場合は2つ足すと4,450万。1,000万減ってるということで間違いないと思うんですよ。先ほど印部委員が質問しておった中身でいくと、1,000万回したということであれば、ここは当然3,000万なるのが筋でないかと思うんですけども、事実上1,000万減額されてるということになりませんか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） その前にちょっと済みません、先ほどの1,000万の理由

なんですけれども、済みません、人口規模から算出されたというところで、基本事業については人口10万人未満の市町村に対して1,000万が限度額というところでございます。

それから、今の1,000万減額というところで、26年度から見ますと、国の10分の10が2分の1に補助率が下がったというところの1,000万は減額というようところでございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 社会福祉協議会が主に担ってる事業という理解をするわけなんですけれども、そうすると社会福祉協議会の活動がその分だけ縮小されるか、あるいは別のところで何かの負担をしていって、昨年と同様の事業量を確保しないといけないと。社会福祉協議会の事業量が1,000万円分だけ減るという印象を持つわけなんですけれども、いかがですか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 数字だけを見れば、やはり社協に対しては減額というふうな解釈になるかと思えます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 やはりその点が問題であろうかと。安心生活が確保すべき社会福祉協議会の事業量として、大ざっぱに見てですけども、減っておるということはやはり問題でないかというふうに思います。まあ、終わるときです。

○原口育大委員長 ほかに。
登里委員。

○登里伸一委員 老人福祉費の97ページです。委託料のところ用地測量業務委託料というのがありますが、これはどこをどのようにしようとしてるんでしょうか。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 申しわけないです。もう一度ちょっと。

○原口育大委員長 登里委員。

○登里伸一委員 97ページの老人福祉費で、13節の委託料で用地測量業務委託料と
いうのがありますが、これの内容をお願いします。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 申しわけありません。おはようございます。

用地測量につきましては、先般からずっと論議されております旧津井小学校の跡地の境界の確定に伴う委託料でございます。

○原口育大委員長 登里委員。

○登里伸一委員 続きまして98ページ、敬老会事業補助金ということですが、
聞くところによりますと、ことは方法、やり方といいますか、を変えると聞きましたが、
そのようなことになっておるのでしょうか。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 敬老会の補助金につきましては、今まで4会場で直接開
催してきたわけなんです、この機構改革に伴い、地域の交流センターができるというこ
とで、参加者の増加を目標にした形で21カ所で開いていただきたいというようなことに
使っていただくように補助金を計上させていただいております。

○原口育大委員長 登里委員。

○登里伸一委員 趣旨はよくわかったんですが、なかなかこのお世話するのが、4会場
ですとほとんど職員の方々、特に女性の職員が随分やりましたから、老人会のほうでは
何か市が手を引いていってるんじゃないかというような印象も受けているところもありま
す。非常に現地のほうで受けても、婦人会というのがこのごろ余り機能がありませんので、
お世話する人が大変だろうなと思うんですけども、趣旨はわかりましたので終わります。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 126ページの不燃ごみステーション整備補助金についてお尋ねですけど、その前に昨日のあの萬松園の解体撤去を27年度で実施するという答弁があったんですけど、これちょっと予算書のどこに解体の費用が出ておるか、まず先に教えていただけますか。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 解体の費用につきましては、まだ計上しておりません。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 いやいや、福原課長は27年で解体してしまうという答弁を昨日したと思うけど、ほなこれ、うそか。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 解体にかかる経費を見積もるために、解体設計の費用を置かせていただいております。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ほな、どこに置いてあるて。何ページかちょっと教えてもうたら、それでええさかい。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 100ページの委託料の一番下の欄で、実施設計委託料という、150万というのが予算でございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 150万で実施設計して、27年度に要は解体せえへんという理解でほんだらええんよ。それでそのために八十何万何がして委託料をのせておると。それであそこの施設を使いよるやつはどこ行くんよ、ほんだら。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 解体設計を出しまして、その設計費についてはまた先生方の理解を得ながら補正予算のほうで対応させていただきたいというふうに思っております。

中での利用につきましては、今、老人会のほうでカラオケとミニデイというようなことでしております、その部分につきましては老人会のほうに確認させていただきまして、ほとんど利用がないというようなことで、影響というのは少ないということで、今使っている部分については西淡の公民館であるとか、そういうところに移って活動を続けるというようなことを協議させていただきました。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 まあまあ、西淡公民館で、これはこれでもう終わります。

ほな、先ほど言うておった不燃ごみステーションのこの整備補助金、これ135万というの、これについてちょっとどういう概要をお願いします。

○原口育大委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（北口 力） 不燃ごみステーションにつきましては、ごみステーション施設整備費補助金交付要綱ということで、限度額が建築費、水道設備も含めて45万円となっております。今回、135万円を予算に計上させていただいておりますのは、3カ所予定ということで計上させていただいております。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 このごみの収集方法というのは、私もよう知らんのやけど、私は旧町の西淡町なんで、ごみステーションというのが集落ごとにあって、そこまで家庭のさまざまな不燃ごみであったり、生ごみであったりというのをここへ搬出しておるんやけど、こらで結構距離的なものもあって、聞いておったら三原とかだったら軒先収集というか、そういうやつもしていただけるようなことをちょっと知ったわけやけど、例えば新たに地区内のその地区の土地にこういうような近くにごみステーションを設置するというのは、別で地区で合意を得たら、そういうふうなことは可能でしょうか。

○原口育大委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（北口 力） 主に申請上がっているのは、既に、委員おっしゃるよう
に西淡地区については、ごみステーション100カ所ほどできております。ただ、今言わ
れた軒先収集とかいうところもありますので、ごみステーションを推進しまして、設置、
収集していきたいというようなことで制度化しております。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 例えば集落に2カ所のごみステーションがあって、もう1カ所ごみス
テーションをつくりたいと。それで地元が用地もしてつくるというのは別段可能なんでは
しょうか。集落に今2カ所ごみステーションがあるんやけど、もう1カ所ふやすというのは
可能なんですか。

○原口育大委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（北口 力） これも自治会からの申請になりますので、可能というこ
とでございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 このときに、例えば建屋つくらんなんでしょ。建屋というか、ごみス
テーションのそういう建物をつくらんなんでしょ。この辺の補助というのは幾らかあるん
ですか。

○原口育大委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（北口 力） したがいまして、建屋の部分につきましては限度額が3
5万、給水施設につきましては限度額5万、それと照明施設がいる場合につきましては限
度額5万ということで、アップが35万と5万、5万で45万となっております。

○原口育大委員長 ほかに。
阿部委員。

○阿部計一委員 社会福祉協議会のことでお聞きします。

これ、社会福祉協議会は公益法人か何か法人化されているということで、歴代の福祉部

長もいろいろこの問題については余り質問せんほうがええん違うかというようなことをお聞きしておったんですけども、これだけの補助金を出していくわけですから、そのチェック機能というのはやはりどういう形でされておられますか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 社会福祉協議会の事業につきましては、年に1度でございますけれども、事業の内容並びに経費については、監査まではいかない、別に監査委員がございしますが、その事業について審査というふうな形のチェックはさせていただいております。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 職員というと臨時職員を含めてどのぐらいおられるわけなんですか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 資料をいただいておりますのは26年9月末現在の職員数でございますけれども、常勤職員として27名、それから常勤の嘱託職員として9名、それからパートとして24名、採用人数というのは新たに採用された人数が3名、内訳はそういうふうなことでございます。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 理事長というのは、これは無報酬なんですか。手当もらってるんですか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 当初はボランティア的な形での役職だったようですけれども、最近そういう介護の出席等旅費等につきまして、また諸手当につきましても若干いただいているというふうな、口頭でのお話はいただいたことはございます。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 仮にもね、課長、これだけの補助金を出して、幾ら公益法人とはいえ、理事長、このいただいております金額もわからへんて、そんなことはない、そんなざっとしたことでもいいんですか。それこんだけの公金をつぎ込んでおいて幾らそういう法人化いうたって、それ理事長が何ぼもらいよるや、そんな、そんなチェックもできないんですか。

それがなぜか言うと、何かこれ、長期政権というか、すいせんホールというのは旧町時代からやっさもっさもひどい事件もありましたね。それでこれはもう長いことやると、これはひずみが出てくる。それで物すごい人事面でほんまに我田引水もええとこやというような評判が我々のところにわっさわっさ来るわけなんです。そういうことがあるんで、今回も何か緑町行くや、分庁かいやいうていろいろ言いよるけども、そういうことが我々相談を受けるんで、きょうもこう質問しとるんです。だからそれだけの補助金を出して、法人やから理事長は何ぼもらいよるやわからん。そんなことはちょっといかなもんかなと思うんですけど。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 私の知る範囲では、報酬としては、たしかないはずやと思います。ただ、出かけていく、要は旅費的なようなもんですが、そういう費用弁償的なものはあるというふうに聞いております。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 そんなええかげんなことで納得できへんと思うねんな。そんなん、課長は幾らかもらいよるっていうようなこと言う。まあ、商工会の会長さんなんかは一切もうてませんわね。出ていく費用、そういう当然当たり前の話ですけども、そういう給料というか、手当はもうてないと。それとそういうようなことの中で、これだけの職員を動かしてるわけや。それでそういう批判が出てるということをやはり市もその辺のやっぱりそういう会に出てると思うんで、やっぱりチェックしてもらわなったら、何か自分本位で全部やってるような、我々にはそない聞こえてくる。市が元入れしてないんだったら、我々こんなこと言う必要はないと思う。やはりそれだけの金額、投資していきよんやさかい、その辺のチェックというのはやっぱり厳しくやってもらわなったら、いかなもんかなと思うんですけど。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 現在、社会福祉協議会には、役員会と、理事会なんです。理事会というのと、それと評議員会というのがございます。その理事会のほうには一応市のほうからは福祉課長が入っております。評議員会のほうには社会福祉協議会の担当者が一応入っております。その中でこれまでもその中で市の職員としてその役割を果たしてきたというふうに思っておりますが、これまで以上に、その辺については十分中身を確認をしていきたいというふうに思います。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 それと、私も気安い方から今回も基本的には緑のほうへ一本化するというような話も電話ありました。私はそれぞれ皆考え違うけども、当然それが基本、設計どおりに緑に行くん違いますかと。その方は何かもう今のまま分庁で、例えば南淡は南淡で置いてほしいというようなこと言うてましたけども、これは到底無理違いますかってそれはそういうふうに私は言うたんですけども、それよりも、そら、議会のほうも委員長なれば何かそういう役で、まあ言うたら充て職でいってますけども、ほとんどそういう詳しい、何か充て職でいってるというだけであって、そんなこと言うたら言ってる人に失礼になるかわらんけども、もうほとんど無法状態になっておると。これはもうほんますごい批判ですよ、はっきり言って。そこらやっぱり部長、部長も余りこんな質問したら気分よくないかわらんけども、そういう電話がちよこちょこと入ってくるわけやな。この人事の採用についても、ほとんどワンマン的にやってると。そんなん聞いたらね、そらやっぱり聞き捨てならんもんな。議員は何をしよんのやと。その点、そういうことを非常に議会でも厳しく、阿部計が言いよつたと、はっきりと言うてください。そら本当の話ですよ。そんなんやと問題起きますよ、はっきり言うて。私もここで質問するということは、そういう事実関係を確認しとるから言いよるのであって、もっと市がやっぱりこれだけのお金を公費を投入してやるのであれば、幾ら社会法人といえども、もうちょっときちりと公平公正なそういう人事の採用もやってもらわなんたら、ぐあい悪いですよ。その点どうですか。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 人事の実態というのはちょっと私は承知いたしておりませんが、この前の一般質問でも社会福祉協議会のこといろいろと質問もされたわけですが、そういうこともあってですが、社会福祉協議会の主には話をしているのは局長でございますが、やはり私どもと社会福祉協議会は、やはり地域福祉を担っていくということでは、ある意味同じ目的に向かってやっていっておるわけでございますので、相互に当然

理解をしていかなければならないということと、それから社会福祉協議会は市に対していろいろな意見もあると思いますし、市は市として社会福祉協議会に対するいろいろな意見もございます。そういったことをお互いに出し合って、内容をもう少し明確にしていくとか、そういったことをやっていこうという話を今いたしております。

それで市のほうもいろいろな形で補助金も出してありますし、いろいろな形で委託をお願いして、お世話もいただいておりますが、社会福祉協議会そのものがもともと報酬をといますか、収入を生み出さないようなものと、それと収入を生み出しているものと両方ひつついた中で社会福祉協議会の事業がなされております。その辺がある意味不明確になっているようなところも実際事実ございます。

ただ、社会福祉協議会はいろいろな事業をやって収益を生み出しても、それを地域福祉、地域の住民の方々に還元をしなければならないというふうな、これは社会福祉協議会の大前提でございますので、ただ、市も補助金を出している、委託をして委託料を出しているということはやはりございますので、その辺を踏まえた中で内容についても十分これからお互い話し合った中で精査をしていって、おかしいところがもしありましたら、その辺については私どももはっきりと物申していきたいというふうに思っております。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 私もそういう歴代の福祉部長等のアドバイスもあって、こういう質問はせんほうがあえんと違うかなと。事実、ずっとこう経験上、余りそういう突っ込んだ話というのは今までなかったと思うんやな。それでもやはりこれだけ市民からのそういう批判というものがあって、我々相談を受けますと、これはやはりこっちも発言というか、議会で質問せんわけにもいかんわけよな。そういうことでやっと今、部長が答弁されたように、やっぱり長期政権になってくると、やっぱりひずみが出てきて、なあなあでなってくる。職員もそうやと思うけども、身内をかばうというかな、そういうような、交通事故にしてもそうでしょう。被害者の名前出して、それで当の職員の名前載せへん。これは議運のほうで、それなら議会のほうへは報告するということになっておるけども、我々常識と思うとることが、職員の皆さんは非常識というようなところが多分にあるんやな。だからやっぱりそこらを社会福祉協議会にもそれ相応に厳しくチェックをして、そういう声もありますよと。きっちりとした公平公正な運営、特に人事面ではそういうことが頻繁に耳に入ってくるんでね、厳しく注文してほしいと思います。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 御意見は御意見として承ります。ただ、一つ御理解い

ただきたいと思いますのは、社会福祉協議会については、社会福祉法の中で、その行政の者が入れるのが5分の1以下というふうに決められております。それは何で決められておりますかといいますと、社会福祉協議会の独自性を発揮するために行政が余り介入してはだめですよという部分も実際ございますので、私どもとしては、どこまでというのがなかなか難しいところでありまして、その辺についてはどこまでできるかということをも十分踏まえた中で対応していきたいというふうに思います。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 行政が介入したらいかんやいうて、そんな法律があるんですか。法律あんの。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 法律の中に介入したらいかんとか、そんなことは書いてありませんが、その役員として行政から出られるのは5分の1以下というようなことが出ております。何でそういうふうに設定をしているかといいますと、行政が余りそういうところの中へ入って、社会福祉協議会そのものは地域の住民の方々である意味役員さんも構成されておりますので、その自主性を生かすためにそういうふうになっているという解説を読んだことがございます。それでもってそういうお話をさせていただきました。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 要はそういう予算委員会で厳しくそういう追求をされたということをはっきりと。そういう役員会出てるんでしょう、部長も。出てないの。理事長側に、あっちのほうへははっきりと議会で厳しく、もっと公平公正にやってくれという意見があったということ伝えてほしいわけや。

それともう一点。それとこの、うちに電話あった話ししよったけども、基本的には緑庁舎へ一本化するということになっておるんやけど、これは印部委員さんは何かこれは分庁のほうがいいというような質問されてましたけど、これは基本的に今からまたそういう地域の社会福祉協議会の要望等を聞いて、またどっちなるやわからんというような考え方なんでしょうか。それともあくまでもそういう基本方針に沿って緑庁舎のほうへ一本化する。この辺についてお伺いしたいと思います。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 事務所は緑庁舎でということでございます。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 いや、事務所は緑庁舎で、ほな、今までどおり各分庁で今やってるような形でいって、事務所だけが緑庁舎へ行くということですか。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） いや、そうではございませんで、緑庁舎に集約するというところでございます。

○原口育大委員長 ほかに。
木場委員。

○木場 徹委員 110ページ、放課後児童健全育成事業についてお伺いします。
これは学童保育の関係やと思うんですが、昨年より200万円程度、主に賃金のところでふえておると思うんで、これは福良小学校区の開設に伴う増額やと思うんですけど、それでよろしいですか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） はい、そのとおりでございます。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 そこでお伺いしますけども、いよいよ学童保育の未実施のところも少なくなってきたおるんですが、先般の一般質問でもお聞きしたんですけども、今後アンケートをとって、その辺を実施に向けて行動を起こすというようなことを聞いておるんですが、実際アンケートをとって、その校区で何人以上の希望があれば実施の方向で考えていくとか、そういうことは内部でいろいろ検討されておるんですか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） アンケート調査も実施をさせていただいて、今、放課後児童、学童保育のお話なんです、今ちょうどその学童保育が未開設校区におきましては、放課後子供教室といったような、週1回でございますが、子供の放課後の居場所づくりということで教育部局のほうで開設をさせていただいております。その関連もあるんですけども、アンケート調査では、意外とその学童クラブと放課後子供教室の性格といいますか、その目的をよく理解していただくために解説もつけたんですが、なかなかそこら辺がやっぱり混同して理解しがたいところもあったのかなと思います。

学童保育は、放課後、家庭に保護者がいない留守家庭のお子さんをお預かりする施設でございますが、アンケートの中ではやはりそこら辺が御理解いただけなかったところもあって、ニーズ的には若干あるものの、家に保護者がいるにもかかわらず学童を希望するというふうな内容が多々ございました。

そんな関係もございまして、平成27年度からにおきましてはもう少しそこらを精査しまして、放課後子供教室も1日から2日へというふうな形の方向性も示されておりますので、そこらと一体的な取り組みとして今後進めていくというところで協議をしているところでございます。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 そうしたら協議はそれでええんですけども、それなりの需要があれば、どういうスケジュールになりますか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 平成27年度からは国のほうも1人から運営費としての補助対象になったというところで、幾ら少人数とはいえ開設する方向で国も推進しておりますので、場所またそういう環境が整えれば、できるだけ早い時期を目指しての開設に向けて取り組みたいというところはございます。しかしなかなかその条件がなかなか整わないというのが今現状ではございますが、今後未開設校区も数少なくなってきておりますので、その辺は努力なり、学校関係のほうにも御協力をいただきながら、開設に向けて取り組むというところでございます。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 課長の話お聞きしますと、国は1人からでもできるというようなことで今あったんですが、要はそうなる場所、場所ということになると小学校の敷地内とか周

辺とかであれば開設できるということで理解してよろしいですか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 過去には公民館とか老人福祉センター等を活用した学童保育がありました。今、市の方針としてやはり子供の安全確保の面から、小学校の校舎を活用した形での方向性を示しておりますので、できるだけ空き教室、いわゆる余裕教室がないという中でも何か工夫はできないかというところを今学校のほうにも少し問いかけをしながら取り組んでいるところがございますので、1人からというところで初年度からそう大きな場所を確保できなくても、できる場所というところで今後また学校側と協議をしていきたいと思っております。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 旧西淡の松帆小学校の校区では、校区外でやっていますね。ということは、校区外で学校の周辺ということはすぐ近くで、学童が歩いて行けるような距離であれば、場所も確保しやすいんじゃないかと思うんですけど、その辺はどうですか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） そうですね。まず、辰美校区から要望があったときには、幼稚園、またその近くの今老人会が使用されている建物、周辺等々全て見学をさせていただいて、まずはスタートは近くからできないかというところも考えていつてきたところなんですけど、そこもなかなか難しいというところもあって今に至っております。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 例えば辰美小学校ですと、グラウンドの近くに空き家というか、店舗の空き家もありますし、頼めば安く貸してくれると思うんですけども、その辺から当たってみてはどうですか。それと、それはちょっと今提案ですけども、そういう方法も現実的に手っ取り早いと思うんですけども。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） そんな御意見、参考にさせていただいて、またこれからの取

り組みに生かしていきたいと思います。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 それと賃金の部分なんですけども、臨時職員ということで3,637万円、短期で617万1,000円ということで上がっておるんですが、この辺について、これはどういう賃金体系というか、基準というか、何かあるんですか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 一番上のほうの指導員の賃金のほうなんですけど、今現在、学童保育の指導員は、幼稚園ないし保育所、また教員免許等を資格を持っている方を配置しております。そういう資格を持っている方につきましては時給900円からスタートいたします。年数によって加算があるわけなんですけど、それで算出しまして、今26名、松帆を除く賃金なんですけど、26名分を計上しての指導員賃金でございます。

それから下の短期指導員賃金でございますけど、これは常勤ではなくて、ヘルプという形、補助員ですね、そういう時間給によって補助していただく補助員の賃金を計上しております。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 この短期の人は資格は要るんですか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 短期につきましては、有資格者もあれば無資格者もおります。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 時間単価幾ら。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 短期職員につきましても、資格があれば900円から、資格がなければ870円だったかと、その辺からスタートします。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 これ、今の現状は、例えば公募、福良開設しておるんですけども、公募すればかなりの応募はあるんですか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） いえ、保育士と同じように、今、学童保育の指導員も不足しているのが現状です。年間を通じてこういう職員の保育士とか例えば学童保育の希望される方は総務課のほうに登録をしていただいて、そういう名簿をいただいた中からヘルプなり常勤なりをお願いしてるというところがございます。公募してもなかなか集まってはこないかと思います。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 もう一点。この節の13節の委託料で学童保育委託料554万6,000円あるんですけども、これは松帆と思うんですけども、この中身について、どういう委託料の業務委託ですか。いわゆる賃金にも人件費が主か、それともほかに場所の借り上げ、光熱水費、何かが入っておるんですか。その中の中身についてちょっと説明してください。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） この松帆南保育園への委託料につきましては、これはほとんど運営費でございますので、人件費相当分でございます。使用料につきましては、使用料、今学童保育は月5,000円、それから夏季休暇につきましては、夏季休暇つまり8月のみですけれども7,000円を利用料としていただいております。それは直接市のほうにいただいておりますので、その使用料を合わせて指導員の給与相当分ですね、一応3名分で計上させていただきます。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 ちょっと聞き漏らしたんですけど、松帆南の場合は指導員何人ですか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 松帆南につきましては、この指導員の数というのは預かる児童数に応じて補助員なりを配置したり増減はございますので、今松帆につきましては定員の数に応じて2名プラス定員以上に預かっているところもございますので3名というふうな形での計上でございます。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 3名で五百五十何万やったか、かなりこの上の臨時賃金よりもええよ
うな気もするんですけども、これは何か基準、これも基準でやっておるんですか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 1名当たりの10万8,000円掛ける1年分、掛ける3人
分というふうな形での指導員給与を算出しております。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 これ聞きますと、臨時賃金よりかなりよさそうに思うんですけども、
民間に委託してればこのぐらにかかるということで、比較すると臨時賃金のほうが安いと
いうようなことになると思うんですけども、その辺の臨時賃金の改善というか、そういう
ことは考えられとるんですか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 今のところは例年にわたり余り賃金の改善はしておりません。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 昨年、私たちも委員会で現地の勉強に行ったんですけども、そのとき
も指導員さんもなかなかこの賃金については低いようで不満を持っている人もおられたよ
うに思うんで、今後900円をもう少し改善してあげたらどうですかということを提案し
て終わっておきます。

○原口育大委員長 審議の途中ですが、暫時休憩します。
再開は11時10分とします。

(休憩 午前11時00分)

(再開 午前11時10分)

○原口育大委員長 再開します。
質疑ございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 先ほどの学童保育の臨時職員の賃金、短期雇用賃金というようなことがあったわけですが、それに関連してなんですけども、子供子育ての関係で、市としてこの学童保育の指導員に対しては常勤化を図っていくという方針があったかに思うんですね。国のほうでも常勤化をせよというような方針だったかというふうに聞いておるんですけども、そのあたりどのようにお考えでしょうか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 子育て支援法の中で補足でそのようなことがうたわれておりますが、市としては今臨時職員、嘱託職員という形での採用になっております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 すると法律上ではそういう方針が出されておるけれども、現実的にはその方針というのは絵に描いた餅というような格好なんですけども、先ほども少し指導員が集まりにくいというお話もあったわけなんですけども、やはりこの臨時雇用というようなことが集まりにくい一つの原因になっているのではないのでしょうか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 指導員の勤務時間が、南あわじ市では月曜日から金曜日までの間は午後1時から午後6時までといった5時間勤務でございますので、やはり収入的にもさほど多くはなく、また扶養としての立場上、そう多くは勤務できない方も実際いらっしゃいます。そんな中でなかなか給与と常勤、常勤というか正規雇用といったようなそこ

ら辺はちょっと今の勤務形態ではなかなか難しいところかとは思いますが。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 その国の方針はその点はどのように解決していこうというふうになっておるのでしょうか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 国の方針は1年間に450万でしたかね、収入を見込んで、そういうふうな目標を立てていらっしゃるけれども、なかなかそういう勤務形態もあり、そこまでは困難なところかとは思いますが。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それも考え方であって、労働時間というのは別に6時間が正規であっても別に構わないのではないですかね。職員の勤務形態等々あるんですけども、そういう雇用形態を認めれば、常勤化することは可能なんではないですか。そういう学童保育という職種上の特徴を捉えて常勤化を図っていくと。独特の勤務形態というような格好ですね。そういう形態をつくり上げることがそういう問題を解決していく上で一つの鍵になるのかなと。8時間勤務を学童保育の形態の中でそんな無理ということであるならば、学童保育の専門職としての勤務形態、指導員としての勤務形態をつくれればいいのではないかというような思いもあるんですけど、その点いかがですか。

○原口育大委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） おっしゃることもよくわかるんですけども、先ほど福祉課長が申したように、現在の本市の勤務実態からしますと、やはり非常勤職員というのが適切であろうということで考えておまして、またその方針につきまして十分検討もいたしますけども、現在、正規職員につきましては定員適正化計画に基づきまして、まだまだ削減する方向でございますので、当分の間は今の方針でまいりたいと考えております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 理論的には可能かどうかという点で、やっぱり理論的には可能である

ということでしょうか。

○原口育大委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） もちろんその現場での時間、またはその後の事務処理の時間も踏まえまして、それは常勤的な勤務も考えられると思いますので、それは理論的には可能だと考えております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 目標は450万ということであるんですけども、まず身分的な保証から考えていくというような手法もあるかと思えますし、学童保育の指導員が確保しにくいということであれば、これはその手だてを打つと。あるいは福祉の関係でいえば介護従事者、福祉従事者が非常に必要な人数が集まらないというようなことがあって、開設が難しいとかというような話も一方ではあるんですけども、そういった福祉業務というのはなかなか内容に伴って報酬が少ないということで、なかなか集まりにくいという現状も踏まえての今後の対応をぜひ期待したいというふうに思います。終わっておきます。

○原口育大委員長 ほかに。
吉田委員。

○吉田良子委員 118ページのちょっと歳入のときでも少し触れたんですけども、子宮がん検診委託料、乳がん検診委託料というのが26年度当初予算に比べて、乳がんは半分以下、子宮がんも230万が75万4,000円と大幅に減っておりますが、この要因についてお伺いいたします。

○原口育大委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 26年度のほうですが、26年度は子宮がん検診、乳がん検診は、21年から24年度にクーポン券を利用しなかった方という形になっておりまして、27年度につきましては25年度にクーポン券を利用しなかった方を対象としておりますので、その点で減ってきております。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしたら、この下に無料クーポン券作成業務委託料というのがありますけれども、それは今言われた5年間無料クーポン券を発行して受けなかった方に対して、さらに無料クーポン券を発行するという業務の手続のための経費ですか。

○原口育大委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） そのとおりでございます。これには大腸がんの無料クーポン券、これは従来どおりでございます。それと子宮頸がん、乳がん検診の20歳と40歳の新規の方、それから無料クーポン券を利用しなかった方については、一応は26年度ベースで入れてますので、25年度利用しなかった人数でクーポン券作成委託料を置いております。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 初め乳がん、子宮がん検診の無料クーポン券は一巡したという認識のもとでいると思うんですけれども、新年度予算では改めて対象年齢の方に無料クーポン券を発行するという考え方はどうなんでしょうか。

○原口育大委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 先日も歳入のところで質問がありましたが、国のほうの要綱が3月に入って、案という形で示されております。それで国の要綱を踏まえてまた検討させていただきたいと思えます。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それでちょっと歳入のときにも触れたんですけれども、地方消費税交付金の中に町ぐるみ検診、がん検診で640万なり60万の経費が上げられております。こういうことになりますと、そういう無料クーポン券も発行するというふうに読み取れるわけなんですけれども、今後の検討課題ということなんでしょうか。

○原口育大委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） このたびの働く世代の女性支援のためのがん検診ですけども、これにさらに特化した形で新たなステージに入ったがん検診推進事業というのがあります

けども、いずれにしても、この2つは受診されていない方のクーポン券についての国の要綱になっておりますので、その辺のことをちょっと国の要綱をよく精査した中で検討していきたいと思えます。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ぜひ引き続きの発行をお願いしたいのと、あわせてこの町ぐるみ検診全体で2,000万余りの市民からの検診料というのを徴収しているわけですが、先ほど言った、やはり消費税が上がって負担がふえる、しかしその消費税が市に還元されていってる、それをいかに市民にまた還元するかということが言われてるわけでありまして、国の消費税の使い方もいろいろ議論があるところなんですけれども、市としてもやはりこの身近な町ぐるみ検診のこういう受診の手数料というところに無料化というところに踏み出すべきにきてるのではないかと思います、その点いかがでしょうか。

○原口育大委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 一応、洲本市、淡路市もそれぞれ独自の政策の中で節目の人を無料にしたり等しておりますけれども、27年度につきましては消費税が上がったのですけれども、個人負担金については据え置きでいっておりますので、また必要に応じて検討させていただきたいと思えます。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 まだ町ぐるみ検診までは時間がありますので、そこら辺は検討していただくということで、いい回答があるというふうに期待してよろしいのでしょうか。

○原口育大委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） まだ6月26日から町ぐるみ検診のほうは始まるわけですが、この無料クーポン券も含めまして補正等ができるかどうか、福祉部のほうでまた相談させていただきたいと思えます。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ぜひ福祉部と財政とよく検討していただいて、踏み切っていただきたい

いということをお願いしておきます。終わります。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 簡単な質問なんやけど、この115ページの生活保護の医療扶助費3億円のことについてお尋ねをするわけですが、先般、新聞報道等々でそういう医療費の削減というかジェネリック医薬品を75%目標じゃどうじゃいうような数値が出ておったと思うんですが、当市においてそういう医療扶助費に対して、お薬のジェネリックの使用というのは大体どの程度やられておられますか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） ジェネリックの関係につきましては、今、生活保護係に医療費の適正化事務を図るための臨時職員を1名配置いたしまして、レセプト点検の中でジェネリック医薬品を使用した場合の差額というふうなことで一応算出いたしまして、使用促進に向けて被保護者に通知をしたり、医療機関に啓発したりして促進を図っているところでございます。

○原口育大委員長 実績を聞いてますけど、わかりますか。
福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 実績なんですけど、月ですね。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 いやいや、課長な、この間新聞出ておったんよ。ほな全国的にこういう医療扶助費の削減というか、医療費というか生活保護世帯が百六十何万世帯とかいうようなことになってきて、そういう生活保護の支給が非常に膨らんでいっとる中で、医療扶助費を削減するのに各自治体がジェネリックを推進しよると。それで大体平均75%ぐらいはジェネリック医薬品を使うような方針でと。ほな、兵庫県は63%とかなんとかいうて、都道府県別にそういう新聞報道がなされておったんで、私は南あわじ市において大体ジェネリックというのはどれぐらい使用されておるのかと。それとそういう生活保護者の方にお医者さんにかかったときにジェネリック使ってくれよというてどんなふうな指導をしよんのか、また医療関係機関に対してもどういふふうなことでそういうふうなジェネリックの推進を与えるのか、ここらだけ教えてほしいだけの話なんですよ。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） ジェネリックの医薬品のこの啓発をしましてから、使用率につきましては3%から6%上がったというふうなことは聞いております。

それと啓発なんです、今申し上げましたように、それぞれの被保護者のレセプト点検の中でジェネリック医薬品が使用できる薬品につきましては、算出をしまして、これだけの経費がジェネリック使用によって軽減されるというふうなところを被保護者に通知をして、その方が病院へ行って処方をしていただくときには、ジェネリックを使ってくださいというふうな窓口で本人からの申し出でやっていただいていることもありますし、薬局とか医療機関において使われていないところには、直接そういうふうなお願いの啓発もやっているところでございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私もちよっとこの辺ちよっとようわからんのやけど、疾病いうか、その病名によってジェネリックのあるお薬で、当然その治療というか、ジェネリックのない医薬品、疾病いうか病気によって違うと思うねけど、こんな人にはほんまはジェネリックでも構わんいうて同僚議員も今までずっと言いよる中で、できるだけこの医療扶助費の削減に向けてジェネリックを推進しようのかと思うたらそうでないの。あくまでも患者がジェネリックで結構ですいうて医療機関がそういうふうなお薬をその生活保護者に、生活保護者の人がお医者行って、私はジェネリックで構いませんというて、窓口で言うた人だけにジェネリックやりよんのけ。そういうことなんけ、今の課長の答弁やったら。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 直接この方の医薬品をジェネリックにというふうなことは、行政のほうからは申し上げにくいので、本人の希望によってその薬、ある病院とない病院とかもあるらしいんですけども、切りかえできる部分については本人から申し出ていただくような形で今は推進をしております。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ほなこれ3億円というのは、前年と比べてこの予算計上というのは、ふえておるんですか、減っておるんですか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 扶助費自体は医療扶助につきましては、前年度が2億9,400万ですね。今回計上されているのが3億というところで、全体的にはこの医療費が上がっておりますが、これにつきましては頻回受診であったり重複受診もありますし、長期入院というふうな、いろんな要件がございます。ジェネリックにつきましては月約10万ぐらいの削減を見込んで啓発をしているというところで、全てがその軽減につながっているかというとなかなか難しいところですが、ジェネリックについては啓発の効果は出ております。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 全国でも160万以上の世帯が生活保護受給といういか、それだけふえていっておると。それで高齢者の65歳以上が四十数%か、障がい者が何%かいうて出ておって、それでやはりその中で生活保護への中でも、これ当市のやつ見よったって、この生活扶助費が1億4,700万、これ見よったらやっぱり医療扶助費というのは非常に3億円、これ大きな、そら4分の1ぐらいの市の持ち出しかようわからんねけど、この辺の策、この医療扶助費を減す方向で指導員というんか、生活保護世帯に対しては指導員というんか、どないいうたらええの、見に来よる人おんのでしょ。

生活保護世帯の人に、1週間に1回か月に1回か知らんねんけど、生活環境確認とか行きよる人はいてるんでしょ。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） はい。今、被保護者世帯をケースワーカー3人で担当して、定期的にそれぞれ個々には回数は異なりますけれども、訪問をして、そのときもあわせてジェネリックの使用についてもお願いはしております。

○原口育大委員長 ほかに。
登里委員。

○登里伸一委員 93ページの社会福祉協議会のことで、先ほど阿部計一委員が申ししておりましたが、私もこの産業厚生常任委員長になったので、この委嘱状が来まして、まあ、充て職であります。この社会福祉協議会の評議員としての委嘱状で会に出ることになりま

すが、私自身は社会福祉協議会が緑のほうに行って、どこにあってどんなにか、ようわからなかったので、とにかく体があいたときにアポイントをとらんと行って、健康課長のところ行って、どこにあんのと聞いたのは覚えておられると思うんですけども、とにかくどういうところでどういうことをしてるのか、問題点とか課題があるのかということをお聞きしたいと思って行ったんですけど、二、三分で帰らないけない状況になりました。非常に暗いところで何か一人おって、多少忙しいことがあったんかと思いますが、ここは問題点が何やないんやなという判断をして私は帰りました。

社協に対してはボランティア的なところが多いので、非常にこちらから口出しするというのはいかんだらうというのが心の中にありますけども、もう少し人に対して、もう健康課行ったら皆だつと立ち上がって、何ですかとこういうように言うてきてくれるんですけども、向こう行ったら何やほんまに冷たい。そういうのからやっぱり直していかないかんということを申しまして、一応答弁は要りません。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 117ページ、健康づくり推進事業の中で、食生活改善推進報償費と食生活改善推進委託費があります。その食生活改善推進、この委託しておるといことは、この事業、何年ほどなるんでしょうか。

○原口育大委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 健康課には管理栄養士さんという方がおられまして、その方と雇い上げの栄養士さんがおられますが、と、いずみ会という組織もございます。その方々で食生活改善の事業等を行っております。

○原口育大委員長 何年になりますかということです。
健康課長。

○健康課長（小西正文） いずみ会につきましては40周年がありまして、40年前からやっていたと思われま。また栄養関係につきましては、食育関係が入ったことによりまして、それぞれ保健センターに栄養士が配置されたということで、ちょっといつからかはわからないんですけども、そんなに古くからではないということしかちょっと今のところわかりません。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 当然、日本人の食生活が戦後変わってきて、成人病がふえてきて、その観点でこういう事業がなされてきたと思われるんですね。今この食生活改善ということは、食育について勉強していきましようよという方向性に変わってきてると思うんですけども、いかがでしょう。

○原口育大委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） この点も食育推進計画第2次の策定を行いました。その中で当然市民全体に及ぼす食事について、知・体・徳というような形で非常に影響しているということでいろんな意見をいただいております。当然、栄養だけではありませんので、人を育てるとか、そういう面にも非常に寄与してるというように深く考えております。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 教育部長、一般質問の答弁の中に、本年、福良小学校において食育について兵庫県の大会があるというような報告をしておったと思うんですけど、確かですよ。

○原口育大委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 食育に関しましては、やはり学校教育の中でも大きく占めているかと思えます。そんな中で昨年度、榎列小学校で行ったと。そうしたことを福良小学校でも地魚とかそうしたことを活用して食育を推進するというようなことをこの前の議会で答弁させていただきました。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 それで、この教育のほうで小学校費のところ見てるんですけども、そうした事業の経費が上がってないように思うんですけども、これ、教育のほうで質問せなにかんのだろうけども、経費が上がってないのに質問できないんだよね。上がったんのかな。そこら確認して。

○原口育大委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次）　　ちょっと経費の面については、内容等、今の段階で承知しておりませんが、その食育に関しましては、やはり給食とか学校給食の関係で食育というテーマもございます。そんな中で福良小学校については、きょうは魚料理を使って地魚、地産地消、そういったことをしていくというようなことを聞いておりますので、その費用を学校教育の中で明示しておくかどうかということとはちょっと承知していませんが、学校給食の中でそうしたことをやっていくというようなことは聞いております。

○原口育大委員長　　長船委員、今の内容でしたら、学校教育のところで、もし予算書になくても質問できると思うんですが、それでよろしいですか。

長船委員。

○長船吉博委員　　それはそれでええんですけども、今後この成人病というのはまだまだ今後この日本の社会において、特に心筋梗塞、脳梗塞等々においての死亡者がどんどんどんふえてきてるといっても現状だし、やはりこれ大事な食生活改善というのが必要だと思うんです。ですから、この予算的に規模から見てもやっぱり少ないのかなという思いがするんですけども、今後どういうふう担当課ではこの推進事業を推進していくか。新たな考え方はないんでしょうか。

○原口育大委員長　　健康課長。

○健康課長（小西正文）　　食育につきましては、市役所内全般で関係部署等でも取り組んでいただいております、健康課は健康課で赤ちゃんから栄養サロンとかクッキングとかいろいろ事業等やらせていただきまして、生活習慣病の発生の予防と重症化を防ぐ等のことはやっております。それぞれの部署でやってもらうとともに、また市内の団体等あります。農協酪農等も含めてでございますが、地産地消とまた地元の食事を大切にするとか、朝御飯を食べるとかいうことで、いろんな面でそれぞれの部署でいろいろなことを実践していただいておりますので、非常に広い範囲にわたりますので、お願いという形ではいつも行っておるつもりでございます。

○原口育大委員長　　長船委員。

○長船吉博委員　　市の予算の中で医療費がかなりやはりウエートも占めておりますので、やはりこういう食育とか健康づくり、そういう観点においてやはり重要な部分は本当に重要なんです。ですから、今後その部分においても推進していただきたいなというふうに要望しておいて終わっておきます。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 94ページのきらら・ウインズ指定管理料1,985万というのが出ております。このいわゆる授産施設とでもいいですか、通所型の障がい者の自立を目指す施設ということで活動されてると思うんですけども、この施設での事業活動の概要、現状どのようになっているか、説明いただけますか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） きらら・ウインズの現状、どういうふうな中身で。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 一生懸命仕事をして収入を上げるということを目指す自立支援の一つの組織であると。で、そのきらら・ウインズでやっている事業ですね、障がい者が携わってやってる事業活動の概要。名刺をつくったりとか、クッキーやパンをつくったりとか、さまざまな事業活動をやってると思うんですね。その事業活動の概要、おおよその概要、どれぐらいの売り上げ、どれぐらいの利益上げているか、あるいはそこで従事をしている方の賃金、どのようになっているか等について、概略で結構ですので説明いただければというようなことを思っておるわけですが。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） じゃあ、ちょっとウインズのほうから申し上げたいと思います。ウインズの事業活動といたしまして、自立訓練ですね、それから生活介護、それから就労継続の支援B型というところで製パン、パンの製造でありますとか、農業、耕作放棄地を、近隣の農地を借りての農業もやっているそうでございます。それから紙すき、それからコパンじとほというところで販売、また製造もやっているようでございます。それからお菓子、それからにんにくの皮むき、マットづくりですね、靴下の材料を利用したようなマットづくり、それから清掃といったようなそういう多種にわたる事業活動がございます。

ごめんなさい。今のはきららでした。済みません。

そしたらウインズのほうなんですけど、ウインズの事業活動といたしまして日常生活支援

というところで、基本的な生活習慣の確立というところでそれぞれの障がい者の特性に応じた形で支援を行っているというところがございます。それから今言いましたような製造における作業なんです、各種多様にあるわけなんです、そういう作業支援も施設内でやっております。ウインズのほうは、そういう事業内容になっております。

それから売り上げとかそういうところはちょっと今そこまでの詳細な資料は持ち合わせておりませんが、障害者施設ということで例えば工賃、工賃の関係ではございますけれども、平均といたしまして月額6,500円程度は支給が行われているというところがございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 6,500円の工賃を得るために施設を利用するのにお金を払うという。負担金も徴収をしておるといふふうに思っておるわけですが、仕事をするために施設を利用するお金を払うという形態をとっているんですか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 通所という形での施設ですので、通所にかかるある程度の自己負担分というのは発生するかと思います。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そのあたりを概略で結構ですので説明をいただければということで、ある程度というちょっと曖昧でよくわからないので、また午後から少しまた続きをさせていただきたいと思いますので、ちょっとその件に関しては調べていただければと思うんですけど、よろしいですか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 通所されてる方の負担額、負担金という、概要ですね。はい。では後ほどということで御了解ください。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そしたらちょっと違う件で、障がい者の社会促進事業負担金というの

が94ページに出ておりますね。773万8,000円ですね。これも何をしようとするのかということ、具体的なことでちょっと説明いただけますか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 障がい者の社会参加促進事業負担金でございますが、これにつきましては、まずは島内3市で共同してやっている事業でございます。淡路地域における身体障がい者の自立と社会参加の促進を図るために、市町村地域の生活支援事業ということで実施をさせていただいております。

この中には、これはかなり事業活動としては多種にわたっておりますが、それもですか。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 わかる範囲で。

○福祉課長（田村愛子） 今ちょっと資料がすぐ出ませんが、例えば手話ですね、手話通訳者の派遣というの、これも3市の共同事業の中に入っております。それから身体障がい者の地域活動支援ということで、フローラすもとのグループホームのそういう関係の活動も同じく入っております。等々でございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしたら、その支出先みたいなもの、またあわせて。まだちょっとわかりにくいので、また調べていただいて。

あと、その上に外出支援サービス事業というのがございますね。これも中身を少しこれも説明いただけますか。いろいろこれもメニューがあるのかな。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） この外出支援サービス事業におきましては、例えば公共交通機関を利用することが困難な高齢者、また障がい者に対しまして、市が委託しているタクシー会社、また事業所の車両を使って、居宅いわゆる自宅と医療機関などの間を送迎しまして、利用者や家族の負担の軽減を図るといような事業でございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これ、医療機関限定ですか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） はい。今、市内では11社と委託契約をしております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 医療機関以外の利用は、できてるとは思うんですけども、できてないですか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 医療機関と居宅ということもあるんですが、例えばそれ以外につきましては、福祉関係団体の主催する行事なんかに参加する場合もこの事業を利用していただけられるものでございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これの制限というの、上限というのは決まっていたか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 1カ月で片道16回を原則として利用いただくような形になっております。しかし、16回を超えて利用する場合は、例えば通院でありますと医師の証明書を提出いただければ可能としております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 市内ということだったんですけど、市外への通院ということについてはどうなりますか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 通院ですので、市内には限らず、市内プラス洲本市ですけれども、洲本市でも五色のほうは除くというふうな形で要綱では定めております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 外出支援ということでタクシーを使うというケースもあると。それから例えば公共交通機関を使つての移動ということについては、これは使えないということですね。この利用できるのは、障がい者であれば何級から使えるんですか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 今申し上げましたように、対象者につきましては高齢者及び身体障がい者ということなのですが、高齢者でありますと介護保険制度の要介護認定が4または5に該当する方。それから障がい者におきましては視覚障がい者、聴覚障がい者、または肢体障がい者ということで、身体障害者手帳の第1種に該当する方、それから療育手帳をお持ちの方、また精神障害者保健手帳の1級または2級に該当する方というふうな形で御利用いただいております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 割と重度の方で、要支援程度の方であれば無理だと。実際には、そういうメニューがあればちょっと教えていただきたいんですけども、介助なく通院ができる、例えば県立淡路医療センター行くときに、介助なくいけない方、なかなかバスのステップが上がりにくいとか、バス停まで歩きにくいとか、さまざまな事情で個人的にタクシーを使って県立淡路医療センターへ月1回通ってるというような方もおられるんですね。そういう方への支援というのは何かあるんですか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 身体障がい者の方につきましては、今のところこれ以外には透析の関係プラスですね、それ以外には今のところはないかと思えます。高齢者につきましては長寿のほうでまた、はい、御回答いただきたいと。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 基本的には重度で介助、介助いうか、付き添いが要ると
いうことでもって、その方々の支援ということで、重度の方のみとしております。

公共交通機関につきましては、コミュニティーバスの半額援助、これは75歳以上です
が、そういうような形で利用いただくのみということでございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 なかなか難しい話なんですけれども、南あわじ市内特に西淡の方面、
緑の方面から県立淡路医療センター行くときに、タクシー利用してる方も結構このごろ多
いというふうに聞いておるんですね。これはできれば淡路市長会などでそういう市を超え
てのコミュニティーバス、あるいは地域公共交通機関の運営なりの検討みたいなことを今
後課題としてあるのかなというふうに思っておるんですけども、そのあたり、淡路市長会
のときに議論、できたらしていただけたらなというふうに思うんですけども。副市長、い
かがでしょうか。

○原口育大委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗） 市長会に諮る前に、よく担当部局で相談をした上である程度ま
とめたものを提案していただければ、我々としても検討はさせていただきます。

○原口育大委員長 質問の途中ですが、昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1
時といたします。

（休憩 午後 0時00分）

（再開 午後 1時00分）

○原口育大委員長 再開します。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 先ほど阿部委員さんの質問に対する答弁の中で、社会
福祉協議会の理事長について、報酬はないと聞いていたと申し上げましたが、定かではご
ざいませんでしたので調べていただきましたところ、報酬はございました。月額5万円と
いうことのようにございます。おわびして訂正をいたします。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 午前中の蛭子委員の質問に2件調べ物がありましたので、報告をさせていただきます。

まず初めに、障害者社会参加促進事業の中身ということでございますが、私も資料を確認せず申し上げましたので、改めて事業の中身を報告させていただきます。

まず4つの事業がございます。1つ目、淡路地区障害者スポーツ振興事業でございます。これは障がい者の体力増強でありますとか、交流、余暇に資する事業ということでございます。2つ目がコミュニケーション支援事業、これが手話通訳者でありますとか、要約筆記者を派遣する事業でございます。それから3つ目、手話奉仕員の養成研修事業、これは手話の入門課程または基礎課程における研修会の開催等でございます。それから4つ目になりますが、精神障害者ボランティア活動支援事業、これは在宅の精神障がい者を対象に習字教室でありますとか、社会生活の技能訓練等を行う事業でございます。

それから2つ目の件といたしまして、ウインズ・きららの利用料の件でございました。この利用料につきましては、福祉障害サービスを利用されている方々におきましては、やはり市民税の課税非課税によって負担金、いわゆる利用料というのが発生します。まずその本人さんと配偶者の所得によりまして、課税世帯でありますと上限9,300円、いわゆるサービスの利用負担金1割として9,300円を上限として利用料としていただくものでございますが、非課税世帯につきましては無料となっております。今現在、ウインズ・きららに通所されております方々につきましては、全て無料ということでございます。

それから負担金そのほかに個人負担といたしまして、食費が1回300円をいただいているということでございます。それから送迎、バスの送迎を利用されている方々につきましては、1回100円の往復2回の200円ということで、まずは1日通所されますと1人当たり500円というふうな個人負担が生じることになります。例えば1カ月丸々二十日通所されますと、負担金が1万円ということでございます。

先ほど申し上げました例えば平均でございませうけれども、6,500円の工賃ということですが、差し引いても3,500円というのが丸々負担というような形になってこようかと思えます。以上でございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今のきらら・ウインズの利用の関係ですけれども、この障害者自立支援ということで自立化を促進する、支援をするという考え方で今動いておるといふふうに思っておるわけですが、新しいこの障害者福祉事業計画だったのですかね、この関係でいくと自立支援ということでいろいろ事業をやるんだけれども、このせっきくのその施設を使

っての事業活動ということでパンやクッキー、いろいろ販売活動やりながらも、結局は収入というのは年金しかないというような格好になってくると。するとやはり自立支援といながらもなかなかこの自立を目指す事業というのは難しい課題であるというふうに思っておるわけですが、この障がい者の福祉を進めるという観点から見たときの計画との整合性といいますか、立ててる計画と実際にやられてること、その成果、かなり開きがあるように思うんですけども、どうお考えでしょうか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 平成27年度から平成29年度までの3年間の障害者福祉事業計画というものを今回策定をさせていただいた中で、やはり障がい者の自立に向けてサービスの充実化というところも明記はしてあるんですけども、なかなかその自立に至ってはやはり個々に必要度も、また求めるものも違いますので、なかなか自立化に向けてというところは困難かも知れませんが、地域の理解も得ながら、また行政並びに事業者との連携した支援事業も充実させていながら、何とか自立に向けての取り組みはさせていただけたらなとは思っております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 例えばこの食費や送迎バスの負担、これも支援の対象ということで、市独自の考え方も持って、少しでも支援していくということであれば、こういう負担の軽減をもっとしていくということもその手法の一つの中に入るのではないかとこのように思うんですけども、その点いかがでしょうか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 今、通所されている方につきましては、バスの送迎という形で通所をされている方、また遠くてもみずから自転車で通所されている方、さまざまな形があるわけなので、またその事業所のほうといろいろ会を持つたびに、そういう送迎については何らかのまた支援ができるのではないかとこのところを、また協議の一つにしていければと思っております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 国の制度も十分でない中で、自立支援をするという課題というのは非

常に大きな課題になってくると。なかなか理想は達成できないにしても、少しでも事業をして軽減をとる、少しでも自立化に向けての支援をするという方向で努力してほしいということを申し上げます。

もう一点。障がい者の社会参加促進事業の中で、コミュニケーション支援ということで手話、あるいは手話通訳者の派遣、あるいは手話通訳者の養成ということが出されました。代表質問、一般質問の中においても、この手話言語法ということで状況を問う質問もあったかと思えます。健康福祉部長からの答弁の中で、手話言語法についても実施に向け協議をしていきたいというようなお話もあったかに思うんですけども、その点確認をしたいんですが、いかがでしょうか。

○原口育大委員長 できるだけ予算から外れないような質問でお願いしたいと思います。
福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 手話言語法につきましては、先日も関係団体から要望があったところでございますが、まずは手話言語法に向けて、スタートとして何をやっていくべきかということもございますが、まず手話を広めていく、啓発並びに理解を求めするためにそういう研修をまずやっていくことも一つですし、関係者団体を含め、その手話言語法に当たっていろんな形の検討会ですね、関係者を集めてのそういう言語法をどういうふう
に条例化していくかということの検討もあわせての会も設置するところもあるのかな
というところで、今現在何も予算的には反映はできておりませんが、何らかの形で2
7年度内には少しそういう手話に関しての啓発に向けての取り組みが必要ではないかと思
っております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 というのも、この予算書をいろいろ多方面から見たときに、講演活動、
講師活動、学習会活動、いろいろあるんですけども、手話通訳者の派遣ということで項目
を起こしているものが1カ所だけありました。

これは、全般的に見ていろんな企画をする上で手話通訳者というのを市の中で必須的な
ものというような考え方でおられるのか、それとも、そういうのはあればいい程度というよ
うな考え方でおられるのか、その点ちょっと確認をしたいんですけども、いかがでしょうか。

いろいろ講演活動とかあるんですけど、例えば労働費、これは次の款になるのかな、い
ろいろ学習会とかの取り組みをされますよね。そういう中での手話通訳者の派遣というの
が見当たらないんですけども、そこら辺の考え方をちょっと、例えば福祉部でやるもの
については必ず手話通訳者をつけるというような考え方でおられるんでしょうか。いかがで

しょうか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 当然、福祉部で行う事業につきましては手話通訳者は必要であると思っております。

また、例えば4月、近々行われるであろう、だんじり祭りにおきましても、グラウンドの真ん中において手話通訳者は初回からしていただいております。

そういうことで、やはり、そういう理解ですね、地域の理解も含め、やはり開催者の理解も含めて、今後はそういう機会を設けて派遣に御協力をいただければと思います。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 あと、例えばケーブルテレビの関係なんかでもそういう問題もあるのかなと思うんですけど、それはまた特別会計のほうで確認をしていく、それぞれの事業費の中で確認もしていけばいいと思うんですけども、予算執行に当たってはそういう点を企画の段階で各部横断的に考えていただけたらというふうに思います。

この点については終わります。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 ちょっと教えてほしいんですが、99ページの繰出金、後期高齢者のいつもの給付費なんですけど、すごい金額なんですけど、この点についてちょっと説明をいただけますか。

○原口育大委員長 保険課長。

○保険課長（川本真須美） ここの繰出金は、一般会計から後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。

この内訳といたしましては療養給付費、後期高齢者の方が使った医療給付費の12分の1が市の負担となりますので、その分を繰り出しております。

それと、保険料の軽減に当たる分の基盤安定繰出金もでございます。

それと、広域連合の事務費の負担金及び南あわじ市の特別会計への事務費の繰出金でございます。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 私も数字に弱いんですけども、約8億5,000万円ですが、この金額は市の負担というのは、今、言いよったように12分の1なんですか、この金額の。

○原口育大委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 療養給付費繰出金6億5,812万1,000円と申しますのは、高齢者の方が使った医療費に対する保険給付費の12分の1でございます。

その次の、保険基盤安定繰出金は、県が4分の3、市が4分の1の繰り出しでございます。

そのほかの事務費については、市の繰り出しでございます。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 わかったような、わからんようなとこやけども、大体わかりましたんで、もう結構です。

○原口育大委員長 ほかにございせんか。
谷口委員。

○谷口博文委員 私も後学のため勉強させてもらうのやけど、蛭子委員の質問と関連して質問させてもらうねんけど、きららの場合は、利用者が送迎で100円、100円と食事300円で、20日通所したら1万円やけども、ここで作業することによって6,500円ぐらいの賃金をいただくような説明やと理解したんやけど、単純でわからんさかい勉強させてもらうねんけど、障害者福祉サービス事業ということで9億130万円で、障害者介護給付費6億9,400万円とかって、こんなんは障害者を持っておる人は何かで給付をいただいておるのけ。

この辺、ちょっと障害者福祉サービス事業、的の外れた質問してるかわからんのやけど、このいただいたやつ50ページのところに、障害者福祉サービス事業という中で9億百何十万円という事業費が、前年より4,000万円ぐらいふえたような予算しとんねんけど、実際の話、まあ言うたら1万円要って6,500円もらうさかい3,500円持ち出しやけど、障がい者持っとったら何かで障がい者の給付というのもらいよんのか、もらいよらんのか、ここらちょっと教えてよ。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 障がい者に対するサービスの利用料といいますか、給付なんですけど、先ほど申し上げましたように、サービスに対して1割負担というふうな負担金が発生します。その9割については給付費で、公費で賄っているというところでございます。ただいま申し上げました、きらら、ウィンズにつきます食費なんですけど、この300円というのは、食材費に相当する300円です。例えば人件費等に上乗せされる、そういう部分についてはもう既に公費で給付を行って賄っているところというところ、負担が300円におさまっているというような御理解をお願いします。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 要は、例えば私が障がい者1人持っておったとすると、何か、子供持っておったら児童手当が出る、給付してくれる。障がい者1人持っておったらそんなような給付みたいなやつはないんけ。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 障がい者に対しては重度であれば特別障害者手当、また、それ以外の方々についても手当はございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そやから、きららへ通うて3,500円親御さん負担しよるというような説明だったでしょう。子供さんが行とって、20日間通ったら500円の1万円で労働の対価が6,500円で、3,500円要るのやけん、例えば、私が重度の障がいの中学校の子を持とったら、その重度の子に対して何ぼ給付していただけるの。給付くれるの、給付はないの。

私もわからんさかい聞きよんのやで。そなん、ないんけ。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 障がい者の介護とか、障がい者に対する給付というのは、それとは別途ございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 別途やなく、月何ぼもらいよるとか、具体的な数字ちょっと出してよ。それだけ教えてもうたら納得するのよ。

そんで、3,500円親に言よんのやけど、1万円もらえるんやったら、1万円でつく引くで、それ聞きよんのやさかい、それだけ教えてよ。

わからんやさかい、聞きよんのや。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 谷口委員さんが言われておるのもようわかるんですが、程度とかそういうものによっていろいろ違いますので、例えば障がいの年金であっても、それが認められる人と認められない人があったりしますので、一概に障がい者の方が1人おられたら何ぼと言われてもぱっと答えられないというところもありますので、その辺については、また改めてわかりやすいような形で。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 要は、きらら、ウィンズに行って作業しよるのに3,500円親が負担しとるというのは、私は理不尽やなと思うんよ。

そこで、作業しとるのだ。仕事しとって6,500円しかもらえへんのに、あれしよったら、そこへ通わすことによって親御さんの負担が必要やいうたら、おかしな制度やなど単純にそう考えただけやで。

そこへ行きよる子は、子供1人に対して何ももらえよらへんいうことか。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 私もそう詳しいことはわかりませんが、きらら、ウィンズに行かれておる方についても、それは特定の方でございます。障がい者の方が全部対象になっているわけでもございません。したがって、そういう自己負担分も発生してくるということです。

市の政策としてどういうふうにやっていくかというのはまた別の話ですが、要は障がい者の方、例えば、そういう何でも自己負担が要らないというような話になれば、障がい者の方、何をやっても全部お金が要らないというようなことにできるかという、これはできないこともありますので、その辺も踏まえて今までそういうふうにしてやってきたとい

うようなことです。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 ちょっと保育料のことで確認をしたいと思います。

今まで保育料については、今回、0歳、1歳、2歳が対象になるわけですけれども、年少扶養控除というのが平成24年から実施されておりますけれども、これまで南あわじ市は年少扶養控除がされてるというところで保育料が決定されてきましたが、今回、年少扶養控除を外して保育料を決めるという市も出てきてるようですけど、南あわじ市はどういう対応をされるんでしょうか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 南あわじ市におきましても年少扶養控除は除くというふうなところで、市民税の算出をさせていただいております。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうすると、実質負担がふえてくるというふうなことになると思うんですけど。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 当然、控除額がなくなるということで、若干、計算上はふえるということになるかと思います。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それともう1点、同時入所の場合、以前も言いましたけれども、国などは3人目は無料ということになっておりましたが、南あわじ市はまだ徴収していたわけですけど、その点の改善はするというような話があったわけですけど、今回はどうなっているんでしょうか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 平成26年度までは第2子以降無料化によりまして同時入所という考え方ではなくて、第2子以降無料化の対象児童も含めた形での多子世帯というふうなことで保育料を算出しておりましたけれども、平成27年度からは新制度の開始もありますので、その多子世帯の関係の考え方を少し見直すことといたしました。

国におきましては、2人以上の子供さんが同時入所されている場合は第1子を全額、第2子が半額、第3子が無料といったような多子世帯の保育料の軽減という形で示されておりますので、当市もそのような形で保育料、3子、3歳以上は無料化となっておりますけれども、0歳、1歳、2歳につきましては、保育料が発生するというところで、それプラス、国の多子世帯の考え方を踏襲しまして、見直しという形で、平成27年度から実施をさせていただきたいと思っております。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今言われたように、同時入所の場合、3人目、0歳、1歳、2歳という可能性が高いと思いますが、その点については無料ということになりますけれども、今年少扶養控除を外すということになれば、実質保育料の値上げという方もあるということですので、せっかくいろいろ施策を充実させている中で、引き続き、年少扶養控除も含めた形の保育料にぜひしていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 含めると、若干保育料が下がるという部分もあろうかと思いますが、今現在では、除いたというところで算定予定でございます。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 同じ答弁になるので控えますが、ぜひ、3歳、4歳、5歳を無料にする。そしたら、小さい子は保育料がふえるというようなちょっと矛盾もあると思うので、ぜひ改善もしていただきたいというふうには思います。

以上です。

○原口育大委員長 ほかに。

熊田委員。

○熊田 司委員 94ページのところの、先ほど蛭子委員が言ってました外出支援サービスの部分についてお聞きしたいんですが、ここの94ページについては身体障害者の1級の方が対象という形になると思うんですが、一応、1級の該当者の方は何人いて、そのうち何人が利用されているのかわかりますでしょうか。

○原口育大委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 外出支援サービスの対象者につきましては46名でございます。それは、全ての対象要件を含めての形の46件ですが、実際、利用されてる件数ですが、対象者46名のうち、平成26年度で申し上げますと39名の方が利用されております。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 それと、この97ページの外出支援サービス事業委託料840万円もありますが、これは老人福祉費ですので、要介護4、5の方の対象かなと思うんですが、同じように、そこら辺わかります。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 外出支援の高齢者のほうの登録者数ですが、2月末現在で92名でございます。

それと、利用条件の階層区分ですが、A、一番低い層ですが59人。それからBランクということで18人。Cランクということで12人。あと、所得制限のない区分ですが、これは3人ということの内訳となっております。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 これの申請方法について少しお聞きしたいんですが、どういう、これはさっき言いましたように、高齢者の場合と障害者の場合とは申請方法が異なるんですか。全く同じ手続でできるんでしょうか。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 申請につきましては、様式は同じでございます。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしますと、その申請方法の手順についてお聞きしたいんですが、まず最初、希望したい人は申請用紙に記入するという形になるんですか。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 申請用紙につきましては、該当要件を記入する欄がございます。その欄の中に、いわゆる認定が何号であるとか、障害者の手帳のほうは1種何級であるとか、そういうような明記する場所がございますので、それに基づきまして申請書を書いて提出いただくというようなことでございます。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 これについては、今までも健康福祉のほうに行かなければならなかったんですが、それも分庁舎の窓口でそういう申請用紙は記入できてたんですか。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 基本は来ていただいているようでございますが、電話等で申し込みのあった分につきましては用紙をお送りさせていただいて、郵送で申請を受け付けることもしております。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 これから、前にも言いましたけど、市民交流センター等だったり、マイナンバー等の利用等を使えばそこら辺の申請様式を簡単にして市民交流センターのほうで発行できるとか、そういうような体制というのは組めないんですか。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 様式につきましては、置いていただくことによって、それは十分可能というふうに思います。

先ほど郵送だけと言いましたが、郵送だけではなく代理人の申請もございますので、そ

ういう部分は可能でございます。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 私が言いたいのは、市民交流センター等での申請並びに交付ができた
ら、そういう障害者手帳だったり、要介護4、5のそういう介護認定というのはわかって
るんで、氏名なり番号なりを教えていただけたら、その市民交流センターのほうへパソコ
ン等で用紙を送って、その場で受け取れると、そういったことはできないんでしょうかと
いうことなんです。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 今、課長が申しましたように、郵送でやりとりは可能
やということでございます。

市民交流センターでということになりますと、今、市民交流センターで取り扱える
のは、要はでき上がったものを受け取って、緊急のものは預かれないというようなこと
です。預かってある程度日数の余裕のあるようなものを、書類を届けるというような
ことに今は限定をさせていただいておりますので、今後、これから先になりますとどうい
うふうになっていくかはちょっとまだわかりませんが、今のところは市民交流センタ
ーでの取り扱いについてはそういうふうになっておりますので、できれば庁舎のほうまで
来られにくい方につきましては電話をさせていただいて、代理の方でも結構やと思います
けれども、電話をさせていただいて、郵送で書類をやりとりしていただければというふう
に思っております。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 今の補足なんですが、この件につきましては、先ほど申
し上げたA階層、B階層という所得要件がございますので、交流センターのほうで税情報
というのは確認できないものですから、そのあたりについてはちょっと厳しいというよ
うなことでございます。

○原口育大委員長 ほかに。
印部委員。

○印部久信委員 122ページの火葬場の件について聞きたいと思います。

ここにこういうような委託料が出てきておるということは、この間の本会議だったか何かで部長が答弁しておりましたが、おおむね用地の確保にめどがついて、いよいよこういう基本計画等の設計にかかったというふうに理解してよろしいんですか。

○原口育大委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） まず、このたびの委託業務は、市全体における基本計画が一つと、あと、それによりまして、まだ地元調整がついておりませんので、測量業務につきましては、その調整いかんで実施するというようなことをございます。

○原口育大委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ部長、十分御存じだと思うんですが、これ近々火葬場建設になっていくと思うんですが、現在、俗に言われておるのが、いわゆる多死社会に日本が入ってきておると言われておるんですね。多くの方が死ぬ、多死社会にあるというようなことであって、今、葬儀の傾向も、これが世相といえれば世相かもわかりませんが、通常の葬儀、告別式、あるいは家族葬、あるいは密葬、もっとひどいのは直葬といういろいろな方法があるようなんですね。

団塊の世代を迎えて、今後ますますこの多死社会の傾向が顕著になるということで、今、大都市において死亡されて、火葬に付するまで1週間も10日も待機をしなければならんというような状況も起こっているようです。

そこで、遺体を安置するのにこういう世相ですから、核家族で家に置いておくことができらるので、遺体を安置するためのホテルというようなものが建設されておるといようなことですね。

今現在、南あわじ市で亡くなられた方で、何日間か火葬に付すことができなくて待機しておるやいような今状況はありますか。

○原口育大委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（北口 力） 待機という話ですが、月別で、今年度入りまして集計しますと、9月、少ない時期で32件ございました。

待機につきましては、1日に7件処理したケースが5日間ありまして、待機というのは特に聞いておりません。

○原口育大委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓）　やはり、施設の休館日というのがございまして、その分についてお待ちしていただいた方はおりますけれども、通常の操業では待機というケースはございません。

○原口育大委員長　印部委員。

○印部久信委員　特にことし、私ども思うのに、人口に対して1.3%から1.4%か1.5%ぐらいかなというように私ども思っておるんですが、ことしの1月、何か非常に多かったというようなことを聞くわけですが、幾らぐらい亡くなりましたか、わかりますか。

○原口育大委員長　生活環境課長。

○生活環境課長（北口　力）　1月は86件でございます。

○原口育大委員長　印部委員。

○印部久信委員　そしたら、平成25年度はもう数字出ておると思うんですが、平成25年度でどれぐらい亡くなってますか。

○原口育大委員長　生活環境課長。

○生活環境課長（北口　力）　平成25年度は684名でございます。

○原口育大委員長　印部委員。

○印部久信委員　それで、部長、今、とにかく考えていかんといかんと思うんですが、やっぱり今後、この団塊の世代がいわゆる70歳超えてくるような時代になってきた場合、やっぱり建設するとき、なかなかこういう計算しにくいと思うんですが、マックスどれぐらいの方が亡くなっていくか。1日でどれぐらいの火葬ができるか、そのためには炉の数がどれぐらい要るかというようなことももう既に視野に入って計算されておると思うんですが、今、設計段階でどれぐらいのものが必要なかなというようなことを、今、もし考えておるようでしたら、一遍聞かせていただけますか。

○原口育大委員長　市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） 先ほど申しました基本計画というので、そこで設定していきたいと考えております。

ただ、死亡者数なんですけれども、一概には言えませんけれども、ここ20年ぐらいはそういう利用件数が増加するものと見込まれておりますけれども、そのために、火葬炉の数であったり施設の規模であったり、そういうのを決めていくのがこのたびの基本計画の委託料で計上してございます。

○原口育大委員長 印部委員。

○印部久信委員 先ほど言いましたように、今から多死社会、特に団塊の世代が70歳を超えてくることによりまして、今まで1.4%から1.5%の死亡率が1.7%、1.8%ぐらいに上がってくる可能性があるわけですね。

そこで、やっぱり今言いましたように、遺体の安置も待機が長くなりますと、家庭ではなかなか遺体安置というのが困難になる可能性もあるんで、そういうことも考えて、いろいろ研究しながらやっていただきたいと思います。

○原口育大委員長 ほかに。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 124ページの健康増進施設の改修工事費、この中身を説明いただけますか。

○原口育大委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 平成27年度につきましては、さんゆ〜館が浄化槽を今月末に広域下水道のほうへ接続します。

それで、その浄化槽を使って防火水槽兼場内散水施設設置という形で配水ポンプを設置します。それで植木とか水やりに使うということです。

それから、屋外バーディデッキ部分の修理、木の部分ですが腐食が激しいので、その部分を修繕いたします。

それから、さんゆ〜館ですが、浴室の漏水修理を予定しております。

それから、ゆ〜ふるにおきましては空調ですが、交流スペースの広い部分の空調の設備改修工事を予定しております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ゆーふる、さんゆ〜館それぞれ別工事になるんですけど、それぞれの工事費の予定額というのはあるんですか。

○原口育大委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 工事費につきましては、どちらも合わせてですが1,700万円。それと、施設の修繕で急な機械等の修繕ですが、400万円となっております。合計2,100万円でございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 このゆーふる、さんゆ〜館それぞれ健康増進ということで温泉を使っておると。それぞれの温泉については湯量は確保されてる、今後も心配はないというふうに理解してよろしいですか。

○原口育大委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） さんゆ〜館につきましては、第1泉源が社家のほうにございます。それについては十分な量がございます。それは、外湯のほうに使っております。

それから、さんゆ〜館の近所に第2泉源がございしますが、それが主浴槽のほうに使用しております。今のところ不足はしておりません。

また、ゆーふるにつきましては、潮崎温泉から搬入して使用しておりますので、今のところ不足はしておりません。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この健康増進施設以外にも、老人福祉施設等々で温泉を使っている施設はありますか。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 湯の川荘が温泉を使っております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 その泉量は大丈夫ですか、源泉。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 湯量につきましては、ちょっと確認できておりませんので、ずっと続くかというようなどころについては調べてみないとわからないというような状況でございます。

○原口育大委員長 蛭子委員、これ予算関係ありますか。

○蛭子智彦委員 安定していけるんならいいんですけど、仮に、もし今、わからないということだったでしょう。わからないということですよ。不足しとったら、ちょっと大変なことになるんで、わからないというのではちょっとぐあい悪いですよ、本当を言えばね。

そういう情報をキャッチしておいてもらわないといけないと思うんですけど。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 調査して、ずっと、そういう湯量なり地下水なりはかっておけばいいのだろうと思うんですが、これまでのことですが、湯量が不足したというような報告はございませんので、今の時点では大丈夫ということです。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これね、確か不足してきている、いろいろ制限をしてるというふうに承知しとるんです。

そのあたり、一回確認しておいてください。また、報告いただけますか。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 確認した上で報告させていただきたいと思います。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうした老人福祉施設で温泉を使って健康増進に役立てるということが課題としてあるということであれば、泉量が不足してくるのであれば対策も当然取っていかなあかん、調査もちゃんとやっていかなあかん。そういうことはしっかりつかんでおいていただかないと、予算を確保していかないと、いつ切れるかわからんような状態になっとったらいかんわけだね。

これは早くから言われてるように思うんですけどね。ちょっとつかみ方が弱いような、我々聞いておる情報とはちょっと違うのでね。そういうことをしっかりやっていただきたいということなんです。

終わります。

○原口育大委員長 ほかに。
吉田委員。

○吉田良子委員 93ページの福祉いきいき住宅補助金ですけれども、これも前年度に224万円が152万円と減額されております。この減額されている要因についてお伺いいたします。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 福祉いきいきにつきましては、予測ということで2件程度上げてたわけなんですけど、現時点で申請のほうは1件というようなことで、それと、いわゆる部位といいますか、玄関であったり、浴槽であったり、そういうところによって限度額がございますので、そういうところで必要額にというか、予算までに至らなかったというようなことでございます。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 これ、資料見ますと、所得制限というのもありますけれども、この所得制限というのはどの程度を目安にしてるんですか。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 市町村民税が均等割まででございます。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 均等割を払ってる方は対象にならないと。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 均等割のみですと対象になります。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それにしても、均等割だけですと対象も広いと思うんですけど、利用がこのように少ない要因というのはなぜなのでしょう。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） このいきいき住宅につきましては、介護保険等の重複で
するようになっております。

そういうことから、介護保険を優先して改修いたすものですから、介護保険のほうの住
宅のほうにウエートが行っているというふうなことでございます。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうすると、この相談員報酬費2万円というのがありますけれども、
そういう相談員の方は、要支援1だったら介護保険対応になりますから介護保険にしてく
ださいよとかいう、こういう指導を含めて2万円のお金を払っているということなんでは
しょうか。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 指導ということではございません。いわゆる、20万円
を超す部分につきまして、いきいき住宅の費用が発生するというようなことでございます。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 質問したのは、この相談員の役割についてであって、相談員が要支援

1 だったら、介護保険のほうのサービスが1割負担で受けられるということになりますよね、住宅改修で。

そういうところの指導も含めてするという役割をしてるんですか。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 相談員につきましては、建築士がかかっておりまして、そういう金額面の、どちらというような選択ではございませんで、その方の自立が最優先される内容の改修ということをもって相談を受けるというようなことでございます。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 私は、この相談員というのは、そういう建築士ということでなしに、高齢者や障がい者のお宅へ行って、こういう制度もありますよとか、いろいろ説明する役割を担ってるのかなということを思ってたんですけども、それではなくて、建築士さんということでもありますけれども、やはり、これ何か使い勝手が悪いのかな、この利用が少ないというのがちょっと気にかかるんですけども、その点、いかがでしょうか。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 使い勝手が悪いということではないというふうに思います。それは、いわゆる介護認定を受けますと、ケアマネジャーといたしまして、その方々がそういう住宅を改修することによって居宅で十分生活ができるというようなマネジメントをするということがございますので、周知の部分につきましては不足しているというふうなことではないというふうに思っております。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 119ページ、特定不妊治療費補助金400万円と、今年度400万円ついております。昨年度は、予算ベースは300万円だったんですけども、100万円ほど増額されてるということなんですが、その理由について説明いただけますか。

○原口育大委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 本年度におきましても、平成26年度ですが、370万円の予定でございまして、予算が300万円ですので、補正計上させていただいているところでございます。

したがいまして、平成27年度も若干ふえるだろうということで、400万円計上させてもらってます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 以前、聞いたときに年齢制限と回数制限というのがあったかに思うんですけども、その点はいかがですか。

○原口育大委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 年齢制限等ではありますが、県の補助金の上乗せという形で上限10万円で支給しております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 年齢制限はあるけれども、回数制限はないということですか。

○原口育大委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） あくまでも、県の補助金の上乗せということでしておりますので、県のほうで書類審査等をされて、それについて上乗せしてるということでございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 負担を少しでも軽減するという上乗せ部分をしてると、市は10万円の上乗せをしてるということですね。

不妊治療もいろんな技術があって、かなり高度な技術をもって高い治療に取り組むという方もおられるということもあると思うんですけども、1回当たりのかかる費用の上限額というのはあるんですか。

○原口育大委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 上限額といたしますか、保険適用外になりますので、自由診療の部分に入ってきます。

それで、採卵を伴う分につきましては、大体35万円前後要っているものと思われま

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 35万円の金額に対して、県の助成と市の助成合わせて、残りの自己負担額というのはどの程度になるんですか。

○原口育大委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 5万円から10万円程度個人負担が発生すると思われま

○原口育大委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

④款5．労働費（P.129～P.131）～款6．農林水産業費（P.131～P.152）～款7．商工費（P.152～P.159）

○原口育大委員長 質疑がないようですので、次に、款5、労働費、款6、農林水産業費、款7、商工費。ページは、129ページから159ページまでを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 135ページの食の拠点施設品質管理屋根設置工事費について、これはどういう工事をするんですか。

○原口育大委員長 食の拠点推進課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 出荷者、関係者のほうから御意見をいただきまして、雨よけ上屋を20メートルほど、5メートルでこしらえる予定でございます。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ちょっと場所的にわかりにくいんですけども。

○原口育大委員長 食の拠点推進課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） バックヤード裏側手の延長上になります。
以上です。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 食の拠点については、あわじ島まるごと株式会社と協定書は結ばれて
るのでしょうか。

○原口育大委員長 食の拠点推進課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 結んでおります。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 前の議会のときに、基本協定書（案）というのは私たちに示されてお
りますけれども、その中で、施設の維持管理等については500万円未満については指定
管理者、500万円以上は原則市が負担する。しかし、その負担区分は市と指定管理者が
協議するというふうになっておりますけれども、これは800万円の工事ですけれども、
これは会社とは協議されたのでしょうか。

○原口育大委員長 食の拠点推進課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 整備の補完事業としてさせていただく予定で
ございます。

協定書については、500万円以上で結ばさせていただいております。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ですから、500万円以上の施設の管理については原則市ですけど

も、関係者と協議するというふうになってるんですけども、協議をしたのかどうかということについて。

○原口育大委員長 食の拠点推進課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 補完事業の整備については協議をさせていただいております。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうすると、全額市の負担ということでしょうか。

○原口育大委員長 食の拠点推進課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） あくまでも、整備事業の補完としてさせていただく予定でございます。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それと、この予算書の135ページのコピー借上料とか、テレビ受信料、ケーブルテレビ使用料、通行並びに駐車場とかいうのは、昨年度予算でなかったように思うんですけども、これはどこで使われる分でしょうか。

○原口育大委員長 食の拠点推進課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 情報発信拠点施設が市の直営となりました。その維持管理費でございます。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 初め、淡路島観光協会へ指定管理するという話がありましたけれども、そこは協議が十分できなかったのでしょうか。

○原口育大委員長 食の拠点推進課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 協議は産業振興部のほうで行っていただいておりますが、1月22日の淡路島観光協会理事会にて入らないというような決定があったのでございます。

○原口育大委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 先ほど喜田課長言いましたように、淡路島観光協会の理事会に諮りました。その中で、観光協会としては、今、計画している洲本市でのアルファビアでの観光圏事業で、そこに位置づけするという事の計画がまだ残っておりますので、こちらのほうには入らないという結論になりました。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。
吉田委員。

○吉田良子委員 それに関連で、今度、新しく振興部長が行かれるようですけれども、この受けてくれなかったということから、職員体制というのはどういうふうになっていくんでしょうか。

○原口育大委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） まだ内示の状況ですけれども、一応、形としては情報発信基地に食を中心とした情報発信を島内外に発信していくということで、今、食の拠点推進課の2名と私。その隣接した場所に商工観光課の商工係と観光交流係の2係がありますけれども、この観光交流係の方々が4名、情報発信基地の中で事務を行うということでございます。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そのためのコピーとかテレビの受信料とか、そういうのが発生するというのでありますけれども、この商工観光課を二分する形になるわけですが、それと食の拠点の職員も行くということで、手厚いような形になるのかなというふうに思うんですけれども、これはずっと今後こういう形を貫いていくんでしょうか。

それとも、観光協会とさらに話を詰めていくということにしていくのか、そこら辺の点についてはどうなんでしょうか。

副市長、お願いします。

○原口育大委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 私どもも観光協会に期待をしておったんですけど、南あわじ市 たつての要請でございますので引き受けていただけるだろうと、地域の皆さん方は万全を 期して淡路島観光協会で提案をするというところまで言っていたとおったのにもかか わらずこういう結果になって、本当に私も残念なんです。

当面の間は、せっかくの施設でもございますし、やっぱり40万人以上の観光客が来て いるところですので、そこで情報発信をするというのも非常に効果のあるところござい ますから、今回のような形をとらせていただいております。

ただ、これも当面の間ということで、今後、腰を据えて、また観光協会ともよく話をし て対応していきたいと思っております。

○原口育大委員長 暫時休憩します。

再開は2時15分といたします。

（休憩 午後 2時05分）

（再開 午後 2時15分）

○原口育大委員長 再開します。

質疑ございませんか。

谷口委員。

○谷口博文委員 先ほどの吉田委員の関連で、食の拠点やけんど、観光協会が南あわじ 市のところへ来えへんという、この理由は何なんですか。

○原口育大委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 淡路島観光圏事業で洲本市のアルファビア、その中で新 しく観光案内所を設けるという計画が以前ありました。その計画はまだ実施されてないん ですけども、理事会の中でそういう計画があるので、その計画を見守りたいということで、 今回の観光協会全体の事務所の移転については理事会の中でそういうふうに、その計画を 見守りたいということで来ないという結論になりました。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 見守りたいというたって、淡路島全体の観光のPRして、南あわじ市がそれだけの観光協会に応分の負担もし、南あわじ市として一大的な事業をしておるときに、観光協会が南あわじ市の観光の発信基地に職員の1人も2人もよう置かんような、そんなような事業だったらどんな事業しとるのか、一回、全部観光協会のどういう事業メニューと、それと観光協会がどんな事業をしておるか、中身を十分我々に資料請求を私はいたしまして、それで、あんた方の熱意というか、交渉があかんさかいにこんなええかげんな観光協会に木で鼻こすったみたいなの、なめられたようなことで、のこのこと帰ってきて、今、南あわじ市、14日からあそこで南あわじ市の豊かな食材をどんどん発信して販売して行って南あわじ市PRしようというようなときに、このPRの一翼を担っておるのは観光協会でしょう。違うんですか。観光協会の主たる事業の目的といたら何なんですか、部長。

○原口育大委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 今、1人2人の人員の派遣じゃなしに、今、洲本のターミナルビルの中で事務所があるんですけども、その観光協会の機能を全部こちらに移転してくださいよと。で、洲本の案内所については案内人もいるんですけども、その事務所全体を移転ということで理事会のほうにかけてもらったんですけども、それについては、先ほどのそういう計画があるんでもう少し見守りたいという返事でした。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 あそこの2階のところに二、三十人おるところがそうだろう。この観光協会における場所というのは、今、どこですか。

○原口育大委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 今おるのは、洲本のバスの乗り場の中に事務所があります。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 要は、観光協会の仕事というのは、私はやっぱり観光振興というか、

淡路島へ来ていただく方々に対してさまざまな情報発信し、おもてなしの心やないけど、そういうことをしながらPRしていくことによって地域の活性化、それが主たる事業の目的やと思うとんよ。南あわじ市は、一番核になるような今回事業をして、そこへ情報発信基地ということでやっとなるときに、やはり、淡路島の観光協会もそれなりの協力というか、その辺が必要やと思うねん。こういう議員もおるということで、しっかりと、今言ったような形で相手方の今からの今後の1年間の事業計画、予算、そこらしっかりと一遍議会のほうへ提出してください。委員長、求めてください。

○原口育大委員長 お諮りします。

今、谷口委員から観光協会の何ですかね。総会資料。決算と今年度の事業計画でよろしいですか。

今の資料請求について伺います。

資料請求してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 では、請求いたしますので準備をお願いします。

産業振興部長。

○産業振興部長(興津良祐) 平成25年度の決算なり事業計画はできるんですけども、平成26年度分についてはまだ会計上終わっておりませんので、平成25年度ということをお願いします。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 それと、正式に断る理由書を、しっかりと南あわじ市がこんな事業しよるのに、ここへそういうことできらんという、その理由書の添付も求めます。

○原口育大委員長 ありますか。

産業振興部長。

○産業振興部長(興津良祐) あしたまでは、それはちょっと間に合わない。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 それはこれで一応終わっときますわ。

○原口育大委員長 ほかに。

長船委員。

○長船吉博委員 同じ観光で、154ページと155ページ、観光振興費の印刷製本費260万円と委託費の観光PR事業委託料200万円、これについて、まず説明からお願いします。

○原口育大委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） まず、印刷製本費のほうでございますが、これは今現在あります観光ガイドブック、これの刷新ということで、理由につきましては新庁舎の建設であったり、また食の拠点、それから若人の広場等、公共施設の整備が進んでおりまして、中身が充実してまいりました。そこら辺を盛り込んだガイドブックを作成するという経費でございます。

それと、もう1点の観光PR事業委託料でございますが、これは主に水仙郷の入り込みが減ったということから、冬の観光PRをするための事業で200万円つけてございます。

特に、昨年につきましては、淡路島地震によります風評被害等がありまして、さらにこの額よりも多い額でコマーシャル等のPRをしたわけでございますが、広く全般に観光PRをするというふうに解釈していただいて結構かと思えます。

○原口育大委員長 先ほどの資料請求について準備していただいていますか。

長船委員。

○長船吉博委員 この印刷製本ガイドブック、これは南あわじ市だけのガイドブックでしょうか。

○原口育大委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） ちょっと見本を持ってきておりますが、「南あわじいちばん体験」というA5版の32ページにわたるガイドブックでございます。

食であるとか、また観光資源、それから行事、それから体験等に幅広く紹介しておるガイドブックでございますが、この市内、南あわじ市だけのパンフレットというふうに解釈していただいて結構です。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 国も観光を事業から産業に変えると、観光産業という物すごく大きな部分で考えております。

それで、今、外国人観光客を幅広く取り入れようという国の施策でもありますんで、この南あわじ市のガイドブックの中に外国人に対しての外国語の案内はあるんでしょうか。

○原口育大委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） このたびのガイドブックの刷新につきましては、一部ではございますが、英語表記という形で紹介するような予定をしております。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 英語だけですか。中国語、韓国語、特に今、非常に多い中国語、中国人観光が多いんですけども、そういう部分はないんでしょうか。

○原口育大委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 平成27年度のガイドブックの刷新につきましては、現在、英語だけと考えておりますが、非常に外国人の方が南あわじ市のほうへ最近では多く来られるようになってきております。

当然、中国とか韓国とかのアジア圏の方も多いということで、今後はそういったパンフレットも必要ではないかというふうに考えておりますが、過去に、平成24年度であったかと思いますが、観光庁の訪日外国人旅行者の受け入れ環境整備事業というのがございまして、これは広域的に事業を行うということで、南あわじ市と鳴門市が受け入れの地方拠点というふうに観光庁から指定されました。

その事業を使いまして、観光パンフレットを作成したわけですが、そのときには英語、中国語、それから中国語の台湾編の部分、それと韓国語、ドイツ語といった5カ国の表示をしたガイドブックを発行した経緯がございます。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 それで、このガイドブックなんですけども、誰が企画してそういうも

のに仕上げていたんでしょうか。

○原口育大委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 今回、計画している分については、現在のガイドブックを更新するという内容でございますが、そのガイドブックの企画等につきましては、そういった検討委員会なんかを立ち上げて、その中でもんでいきたいというふうに考えております。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 これ、前々からよく言っておるんですけども、ガイドブックなんですよ。ガイドブックの中にも、やっぱり地域の特産品とか土産物品とかいろいろありますよね。

他の観光地へ行くと、そのガイドブックの後ろに買い物割引券とかいうものをつけて、お客さんサービスというか、そういうことをやっているところがあるんですよ。

ですから、そんなのも一つ企画するべきではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○原口育大委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） そういった割引のクーポンにつきましては、観光協会のほうでも「ぐるっと淡路」であるとか、また、県民局のほうもタイアップしてやっております「淡路島&徳島とくどく周遊ガイド」というのがございまして、その中にはクーポン等入れまして、観光施設で割引がいけるというようなこともやっております。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 そうなると、ガイドブックばかり持っていかんなんねんな。1冊、2冊、3冊ガイドブック持っていかんなんやん。

ガイドブック、この南あわじ市楽しむのやったら、この南あわじ市のガイドブック一つでええわけで、淡路全体行くんなら2冊、3冊持っていてもいいんだろうけども、それがすぐにさっと観光客の手に入るものかどうかという問題もあるじゃないですか。どうですか。

○原口育大委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 先ほど申しました「ぐるっと淡路」とか「淡路島&徳島とくどく周遊ガイド」とかにつきましては、主要な観光施設、案内所であったり、またサービスエリア、そういったところに、お客さんの目につくところに自由に取ってもらえるように現在、配備しております。

ちょっと見つけにくいというような場合もございますが、その辺はまた調査して、できるだけ大勢の方に行き渡るように持っていきたいというふうに思っています。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 もう、最後にします。

できる限り、やっぱり観光業者の方、また、土産物を販売してる方々といろんな協議をして、よりよいガイドブックにするべきだと僕ら思うんですよ。

古いやつやけども、僕が見てもいまいやなど。

特に、高知とかそういうところは僕は進んでるなという思いがするんですけども、そこから大いに今後、各方面と諮っていいものを仕上げていっていただきたいと要望して終わります。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 ちょっと3点ほどお聞きします。

1点目、154ページ、学生用共同住宅整備事業補助金2,500万円ですが、この補助金交付要項の概要についてお願いします。

○原口育大委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） この事業につきましては、吉備国際大学の開校によりまして、学生用のマンションを建築した場合に整備費の助成を行うというふうな事業でございまして、1戸当たり50万円という計算で50戸の計上を今回しております。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 平成26年度も2,500万円という、ほぼ消化される予定ですか。

○原口育大委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 平成26年度につきましては、現在、一棟で16戸建設
をしております。

ちなみに、平成25年度につきましては一棟15戸ということで建設をしていただい
ておりました。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 実は、このマンションの建築している自治会から自治会経費をお願い
したところ、協力できないというような話があるそうです。

そして、ほぼ近くに既にできているマンションがあるんですが、そこはずっと出して
いただいて協力していただいているんですが、今の話しているところはそういうあれはでき
ないということでトラブルっているそうですが、お聞きしてますか。

○原口育大委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） そのような話は聞いております。

ただ、市といたしましては、このマンションを建設していただいた場合に補助をする
というところをございまして、自治会に会費等を払うというところまでは縛りはかけてお
りません。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 これ、我々市民の税金でこういう振興策で1戸当たり50万円出して
おるんですけども、その住民から何でそんな協力できらんとここにこういう税金を出すんや
と、そういう話があるんですが。

この交付要項の中身を見ますと、10条にその他のことはまた規則とかそういうもので
決めるということになってるんですが、この要項以外で何か決められている、環境関係と
か、そういう周辺の住民とのトラブルなんかに対応する決め事を決められておりますか。

○原口育大委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） そのようなことは特に決めておりません。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 今一番必要なのはそれだと思うんですけど。そういう、何回も言いますが、我々の税金をそこで事業者に交付するんですから、そんなトラブルのあるような事業者に南あわじ市の税金を投入するのは問題があると思うんですけど、副市長、思いませんか。ちょっとお尋ねします。

○原口育大委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） この話は当初その会社も、ごみを自治会のほうのところでほらせていただければ自治会のほうに納めてもいいという話の中で自治会と話をしていたと聞いております。

それで、自治会のほうは、先ほど木場委員が言われましたように、隣接しているところもごみ出しなしで自治会に経費を払っているということで、それは、ごみ出しについてもマンションのほうでつくってくださいということで、そしたら、今、その会社のほうは自治会費はちょっと払えないがということでは聞いております。

なかなか行政が行って、トラブルはいろいろあるんですけど、自治会費を払えとまではちょっと言えないのかなと思っております。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 そやから、今言う、その他の項目でそういうことを細かく規定、言いにくかったら規定したらどないですか。今からでもできると思うんですけども。

○原口育大委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） この10条の告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるということがありますので、検討してみたいと思います。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 これも部長、できるだけ熱いうちに話を進めていかな、これなし崩し的に学生さんが住みだして、こういう状況が続くと話が先送りするほど難しいと思うんで、その辺を時期的なものを考えて、できるだけ早く行政指導で、金額は別にして、協力いただけるようなところで落とし所を考えて対応をお願いしたいと思います。どうですか。

○原口育大委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 定める事項は別に定めるわけなんですけど、今言う、自治会に納める経費をその業者に指導するということはなかなか難しいと思っております。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 何遍も言いますけど、そういうことを言わんと、地元自治会とそういうことで協議する場を持つとか何とかいうような項目でお願いしたいと思うんですけど、それやったら可能やと思いますけど。そのぐらいできるの違うの。

○原口育大委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 自治会との調整という面ではできるのかなと思っております。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 そしたら、できるということによろしいですね。

○原口育大委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 自治会と業者と会わすことはできますけども、ただ、お金を自治会に納めよという指導はできないと思っております。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 何遍も言うようやけど、そういう場を持つような要項の中で決めたらどうですかということと言われるわけです。別に何ぼ出してもらえとか、そういうこと言よんの違う。

○原口育大委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 別に地元の調整ということで、要項を定めることについ

てはちょっと検討していきたいと思っております。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 いやいや、検討と言わずに、もう既にそういうトラブルが起こったん
のやから、遡及適用でもしてやってもらいたいわけよ。もう既に起こったんやから。
これから起こるのやったら、そういう検討でええのやけど、既に起こったうわけやな。
それもつかんでおって、今のまま、そのまま放ってあると、放置されたら困るわけですわ。
どうですか。

○原口育大委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 先ほどと同じような答弁になりますけども、内部で検討
してみたいと思っております。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 何遍言うてもそれ以上の言葉が出てきえへんので、次、移ります。

146ページ、これも一般質問で部長にお聞きしたんですけども、林業費の中で鳥獣被
害の対策をいろいろ組んでいただいて対策を今、実施中なんですけども、昨年と比べて、
今、減っているところがあるんですけど、その辺について説明をお願いします。

○原口育大委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（宮崎須次） 今、平成25年度から平成24年度、平成23年度とあ
るわけなんですけども、平成26年度については有害と関係は実際の頭数は出ておるん
ですけども、有害の関係でしたら、鹿については平成25年度が368頭、平成26年度は
308頭ということで、60頭ほど減ってるということで、イノシシについては628頭
が平成25年度で、平成26年度については706頭とふえているような形になっており
ます。

平成24年度、平成23年度というような形はあるんですけども、一応、鹿についての
今の平成25年度、平成26年度については結構減ってるかなというところでございます。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 鹿については減っていると、イノシシについてはふえていると、そういうことでしょうか。

○原口育大委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（宮崎須次） 今のところ、有害についてはですけども、そういうことになります。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 そしたら、課長、市全体でふえているのか、それとも、市の中でかなり効果のあるところと依然としてふえているところと、そういうところをつかんでおりますか。

○原口育大委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（宮崎須次） その辺のところは、ちょっとつかんではないんですけども、全体的なところしか、こちらのほうでは把握しておりません。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 これも一般質問で部長にちょっとお聞きしたんですけども、役所のほうでつかんでないということなんで、これ、吉備大学のほうでは4年前よりイノシシについては西淡とか南淡方面でふえつつあると、三原方面では減っているというようなことなんですが、この辺については認識されておりますか。

○原口育大委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） イノシシの有害の関係なんですけども、平成25年度、平成26年度と目標頭数を450頭、また600頭置いてたんですけども、それでもなお追いつかんということで、平成27年度につきましては700頭を目標頭数として予算化をしております。

ふえてる箇所につきましては、委員おっしゃってますように、西淡の山、それと緑の山、そっちのほうにだんだんふえてきているというふう聞いております。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 それで、猟友会で班別でお願いしておるんですけども、そういうふえつつあるところについては、猟友会のほうと協議していただいて、今までどおりの対策でなく、そこにもう少し人員を配置してもらおうとか、そういう、何かふえないような対策を考えていただきたいんですけど、その辺についてはどうですか。

○原口育大委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（宮崎須次） 委員おっしゃるように、今、猟友会の方に駆除のほうをお願いしているわけなんですけども、行政といたしましても防護柵なり捕獲のおりとか貸し出しのほうしておりますし、農業共済のほうにおいても捕獲のおりの助成とかいうような形でやっております。

それで、猟友会の方もかなり高齢になってるということで、その辺のところはあるんですけども、新規に狩猟免許取得のほうに力を入れてるわけなんですけども、その辺で新規に狩猟免許を取っていただくということで、南あわじ市としてもそちらのほうに助成をしているというような形の中で動いております。

それと、これも一つ考えなければならないことなんですけども、集落全体挙げて取り組んでいただくということで、維持管理のほうもきちっとやっていただくというところも一つ考えております。

それというのは、野菜くずとか、残渣とかを放置するとかというようなことを考えるというのと、それと耕作放棄地などを少なくするというふうな形も必要かなというところで、集落の方もきちっと維持管理をしていただくということも大事なことは考えております。

以上です。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 今、猟友会の話も猟師さんのことも話があったんですが、いつとき200人ぐらいの人員やったものが、今、120人ぐらいに減っていると。それから、高齢化もしているということでお聞きしております。

その中で、やっぱりハッカーとか、少力でかなり殺傷能力のあるもので対応していただくというの必要なんですけども、やはり、聞くところによりますと、平成25年までのそういう手当といえますか、そういうことに戻していただいてやる気を起こしていただくというの必要ではないかと思っておりますけども、それについてはどうですか。

○原口育大委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（宮崎須次） 捕獲報酬のことだと思んですけども、その辺の件に関しましては、鳥獣の班長会というのがありますので、そちらのほうで検討し、協議をしていきたいと思っております。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 わかりました。それでは、それでお願います。

もう1点だけ、149ページの3点目だけちょっと。

この中で、19節の負担金補助及び交付金の中で、海底耕うんの50万円、昨年度あったのに、ことしはなくなっております。

ただ、施政方針演説の中では、改定耕うんにより肥沃な海の再生を目指すというようなこともうたわれておりますけど、海底事業はそのままどっか、この予算書の中で反映されておるのでしょうか。

○原口育大委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫） 今の、委員さんおっしゃられました丸山の海底耕うんの事業につきましては、時限付きの事業でございまして、平成26年度で終了というふうなことでございます。

かわりまして、平成27年度から、今度、海底環境を改善するというふうな事業で引き続きやるというふうなことで、浮遊ごみとか、あと海底の下に沈んでおるごみを桁をぐつと引っ張って掃海していくというふうな事業に変えております。

そうすることによって、海底耕うんと同じような効果が得られるであろうというふうなところでございます。

あと、湊の漁場でも、結局、三原川の河口域につきましてそういうふうな事業も今、実施中でございます。

以上でございます。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 今、説明あったんですけども、予算的にはどの分が該当になるんですか。

○原口育大委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫） 丸山漁場の環境保全事業補助金でございます。50万円がそれに当たります。

○原口育大委員長 ページ数。

○水産振興課長（榎本輝夫） 149ページの19節の負担金補助及び交付金の下から2行目の漁場環境保全事業補助金50万円でございます。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 わかりました。
終わります。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 先ほどの答弁の中で、鳥獣被害の問題についての対策について、放棄田を少なくする云々という話がありましたけども、この放棄田の対策についてちょっと質問させていただきたいと思います。

135ページから136ページにかけて放棄田対策の事業に関する補助金、3つの事業について予算措置されておるんですけど、この3つの事業の補助金に関して予算の組み方ですよね、ちょっとこれから教えていただきたい。

○原口育大委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（宮崎須次） 耕作放棄田保全事業補助金の20万円、これにつきましては、耕作放棄田で発生します病害虫の関係ですけども、その被害を抑制するということの農家に対しての補助金を市単独でしております。

それと、136ページの上から2つ目の耕作放棄地活用総合対策事業補助金ということで、耕作放棄地を再生するというので、果樹を植えて有効活用して取り組んでいただく方に支援を行うということで、これについては県2分の1、市2分の1ということで10万円ということで置いております。

それと、真ん中ぐらいに、上から七つ目になるんですけども、耕作放棄地再生促進事業補助金ということで100万円上げております。

これにつきましては、国の事業に関連して随伴するわけなんですけども、条件といたしまして農振地内の耕作放棄地であるとか、再生後5年以上耕作するという条件とかがありまして、そういうことの国の事業に随伴しているという形で100万円ということで計上しております。

以上です。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 私が聞いたかったのは、この3つの予算が、昨年比べて半分か、3つ目だったら500万円から100万円になっとなねんな、皆減っておる。2分の1から5分の1に減ってるということで、私の周辺の耕作放棄田の状況を見てたら、じわじわとふえておるような感じがするんやけども、予算見てたら明らかに減ってるから、好転をしてるのかなと一瞬私、思ったんですが、決して好転をしておるわけではないんですね。

○原口育大委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（宮崎須次） それは、後ろにいったるわけではないんですけども、実績に応じた形の中での取り組みということで上げておるんですけども、耕作放棄地も市内では減ってるということを感じております。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 今、宮崎課長から御答弁聞いてたら、何か植物を植えるとか、何かの対策の準備ができれば補助金上げますよと。できんかったら、補助メニューがわかっても、私の近所でおばあさんが一人で頑張って、70歳ぐらいで田んぼ一人で頑張ってる。多分、5年ぐらいしたらようつくらんようになるのかなというような農家の方がぼつぼついらっしゃる。

だから、5年先、10年先になる前に、私、思ってるのは、やっぱり今以上に放棄田はとめないかと。とめるためにはどうするかと。

私らど素人で考えても、今、そういう近い将来に、多分ようつくらんようになるだろうというような農民に対して、周りから何か組織的に、うち、つくってあげますよという強力な動きをつくっていく必要があると思うんですが、そういう組織的な、今、あるんですかね。

○原口育大委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 森上委員言うとおりに、今、耕作放棄地、農業委員会のほうで毎年調査に入っております。

この経緯見ますと、前も説明させてもうたように、手つければすぐ耕作できるAランクと、Aというんか緑と、それと、ちょっと手間かけらな、重機でも入れなあかんのかないうのは黄色、これが赤になれば本当に完全な再生不能と、3段階に分けて調査に入っております。

この経緯を見ますと、緑で南あわじ市に86.6、黄色で93.5あるんですけども、大体ふえてきて、平成25年度から平成26年度で少し下がっております。

一番肝心なのは、その耕作放棄地が、うちの事業で集落で不在者地主で耕作放棄地になっておるところ、これは他人に迷惑がかかるよって集落でやってほしいというような事業があります。それは1反当たり1万円、課長の言うたとおりで。

その整地した中に花を植えると、それは県の事業で花代をただで入れて再生すると。完全に5年間、この農地を守ってくださいよというような国の事業で、1反当たり5万円の支援があるんですけども、そうしながらでも、なかなか耕作してくれる人が少ないと。

これをどのようにしたらいいのかということになれば、今、農地・水ということで、南あわじ市で85集落が取り組んでいただいております。

この計画の中に耕作放棄地を解除するという基本項目がありますので、そこで農地・水の支援をいただいて耕作放棄地を集落全体で取り組んでいくと。

なおかつ、耕作放棄地を担い手の人たちに農地を集めて規模を拡大して農業を継続してほしいというのに、人・農地プランというのが今あります。人・農地プラン、悲しいかな、南あわじ市で今、10集落しか今できておりません。

これを、南あわじ市として力を入れていかねばならないという、制度がありますので、この間から転作の説明会、旧町単位で説明会しておるんですけども、それにアピールをしいっておるんですけども、行くところによれば、持っていくところは人・農地プラン、農地・水という制度がありますので、そこに力を入れていって、何とか耕作放棄地の解消並びに担い手農家の育成を進めていきたいなというふうに思っております。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 今、部長のほうから、かなり優等生的な御答弁いただいたんですけども、夢のある。

私の近所の、さっき申し上げた何人かの、我々よりも大分先輩の高齢者が頑張って先祖代々の土地を守って耕作してます。あの人たちの田んぼを放棄田に絶対したらいかんなど。私たち住民の一人で常々頑張りを見てて思うんですよ。

だから、今、いわゆるこういうメニューがある。要は、集落全体でバックアップしていくというような部長の御答弁でした。そのとおりと思いますよ。

それを何とかこの南あわじ市のすばらしい田んぼをこれ以上耕作放棄地がふえないように御努力を切にお願いしまして質問を終わります。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。
阿部委員。

○阿部計一委員 これは一般質問でもお尋ねをしましたが、利子補給についてお尋ねをいたします。

これ、利子補給を受ける場合は税の滞納があればアウトやということになっておるんですが、まず、その点お尋ねをいたします。

○原口育大委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 当然、税の滞納があれば受けられないというふうにしております。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 一般質問でもしつこく質問しましたけど、これもうほとんどが多くの南あわじ市の企業というのは零細企業、20人以下、10人以下という企業が多いわけですね。

その小さな零細企業が、これは滞納してるとこも恐らくあると思うんです。それが全てアウトであると。

ところが、そういう地場産業とか、そこらの団体の事業者については非常に収納率が悪い。これは、恐らくその中には滞納した業者がおると思うんですよ。

そこへ補助金を、地場産業ですから出すのは結構なんやけども、これは私随分矛盾していると思うんですよ。

わずかな滞納しとる、例えば資本金2,000万円まで、そのお金でその会社を回復させて再生しようとしているようなとこ、わずかな滞納でペケで、こういう団体の事業者で、これ100%、これは絶対ないと思うんですな。特に事業所、地場産業なんか見よったら。もう大方、固定資産だけでも7%から8%滞納率が一般の企業より悪いわけだな、全体的に。

そんな場合に、これ、そういう滞納してるからアウトやということで仕分けやりよるん

ですか。

○原口育大委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） これ、一般質問でもありました。

商工業利子補給については、滞納の調査をしております。また、淡路瓦屋根工事奨励金についても法人さんのほうに補助金は行きますので、滞納の有無を調査して交付をしているところでございます。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 これ部長、わし、何も瓦工業組合責めよんの違うねん。業界の固定資産税見てましたら、平成25年度の全体2万4,825件、それと瓦業界84件のパーセントを見ますと、平成25年度で568万3,000円の滞納があるわけや。

ということは、そういう団体の中にも滞納者はおられると。そこへ市はどんどん補助金を出してるんでしょ。

そして、個人的に困って、何とか助けてくれいとは、ちょっと滞納があるからペケやいうの、これはちょっと矛盾しとるの違うかということをやよんのですよ。

今後、こういうことに対してちょっと市の判断によって、その事業所が利子補給の対象になって再生する可能性もあると思うんやな。その辺、これ行政からしても、何か赤信号みんな渡れば怖くないというようなもので、団体やったら滞納があっても補助します。個人的なものはアウトやと。これはちょっと公平・公正、一般市民としたら余りにも非情なおきてやと。

この点について、これは部長の判断では、これはできへんと思うけども、これは何ぼ言っても一緒。

けど、これだけは、やっぱり何とか考えたらなんたら、そうでしょう。それは滞納の金額にもよりますけど、けど、やっぱり、そういう、それと案外、平成24年、平成25年なんか950万円置いとって、半分も使っていないような状況であって、平成26年度はかなり使うとるけど、市のPR不足というか、啓発活動も少なかったことがあるんですけども、やはり、そういう小さなところが滞納してるとこ、かなりあると思いますわ。

ということは、ほとんどアウトにしられとる、窓口で。その辺を、やっぱり考えてやっていただきたい。そんな、部長はじきもう退職されてしまうねんけど、この点について、これは副市長、こういう矛盾があんねんけど、一回、もうちょっと何とかやわらかな方法で、もうちょっと温情のある判定をしてもらうように考えていただけませんか。

○原口育大委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 非常に難しい問題かも知れませんが、一応、他市の状況なども一遍調べてみて、どういうふうな形をやっているのか、検討してみます。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 そんなんで、それはもうめちゃくちゃな滞納があつて、そんなんは対象にならんとするねんけども、ほんまわずかなことで補給を受けられへんという企業もかなりあると思うんで、その点、一つ副市長、よろしゅう、市長もおりませんけども、検討していただきたいと思います。

委員長、もう1点よろしいですか。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 それと、私も瓦には非常に厳しいこと言よんねんけど、技術協会の補助金は今回カットされたと、もう目的は達成されたんですか、瓦技術協会、薨なんか。115万円カットされてるな、今回。

○原口育大委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 薨技術協会のほうでは後継者育成事業ということで、今まで事業を実施していただいております。

今まで補助金という形で交付しておったわけですが、先般、監査のほうでもちょっと指摘されまして、この事業をそのまま補助金を出し続けるのはいかなものか検討せよということで、私どものほうでも検討しました。

薨技術協会は、自己資金を持たない団体であるので、そこへ瓦組合からも幾らかの助成をして、助成をしておる瓦組合である団体からももらうというのはどうですかということで、今回、ちょっと手法を変えてみました。

薨技術協会については、それでカットさせていただいております。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 わかりました。

それで、新規に地場産業等後継者育成事業補助金というものをつけたわけですか。

○原口育大委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） はい、先ほどの薨技術協会をカットした部分として瓦の後継者育成ということで、今回、地場産業等後継者育成事業補助金というふうに名前を変えまして計上させていただいております。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 これ、地場産業というのはそうめんもあるわけやな。そやから、これやったら、瓦工業に補助というふうに書いといたら要らんこと言わんでもええねんけども、これは、そういう技術協会を廃止したかわりに、これでフォローしたというふうに解釈してよろしいですか。

○原口育大委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） これは地場産業と広くうたっておりますので、瓦に特化したものではなくて、今、委員さんおっしゃったように、そうめん組合なんかでも組合のほうでこういう後継者育成事業をやりたいという場合はこれに適用するかと思います。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 小規模企業経営発達支援事業補助金、これも新規で100万円つけていますが、これはどういう事業ですか。

○原口育大委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） この事業につきましては、小規模企業振興基本法の制定によりまして、商工会のほうで小規模企業による事業計画を支援し、着実なフォローアップを行う伴走型の支援ということで今回新たに設けた事業でございます。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 わかりました。

この利子補給についても、商工会と手を組んでやっておられるわけですが、そういう利

用者が少ないということも、やはり、市の啓発というか、広報の、宣伝不足というようなこともあると思うんで、こういう補助金をつけた以上は、市としても、やはり多く市民に、企業に伝わるように、やはり利用してもらわなったらこれ何の意味もないんで、その点、お答えを願いたいと思います。

○原口育大委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 事業につきましては、広く周知していきたいというふう
に考えております。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 そういう啓発活動をして、ただ、この予算を置いても、ただ南あわじ
広報で何カ月かに1回では、それはそんなんは浸透していけへんで、そういう面でもう
ちょっと努力してほしいということをお願いしておるんやけど、いかがですか。

○原口育大委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） そのように努力させていただきたいと思います。

○原口育大委員長 質疑の途中ですが、暫時休憩します。
再開は3時25分とします。

（休憩 午後 3時15分）

（再開 午後 3時25分）

○原口育大委員長 再開します。

質疑ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 137ページの食肉センターの改修というのが出ておりますけれども、
この事業概要を少し説明いただけますか。

○原口育大委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） この間、議会のほうで規模改修5カ年計画ということで、財政のほうで基金を崩して、総額2億6,035万円で改修すると。

5年計画ということで、主な改修については空調とか、排水処理施設とか、屠畜場の設備の充実とか、高圧機器の整備とかということで主な内容はそうなんですけども、初年度にほとんど1億4,649万円かけて整備すると。あと、4年かけて最終年度は平成31年に整備をするというような大まかな計画でございます。

このような、大まかな計画で進めていきたいと思っております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今の説明の中で、冷蔵施設というんですか、冷蔵設備、これもかなり老朽化をしておって、かなり手を入れないとあかんと。

場所とか、枝肉の流れとか、ラインとかが、かなりちょっと今、問題があって、移動中に肉が壁にぶつかって傷めるとか、何か、そんなようなこともいろいろあって、レールやら冷蔵庫やらというのかなりお金入れないといけないんじゃないかという話も聞いておるんですけども、その点、いかがですか。

○原口育大委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） これを改修するについて、いろんな論議がございました。

今現在、御存じのように1棟、大体、労力が40頭処理できる労力があります、1日です。

年間フル活動すれば7,000頭する施設なんですけども、平成12年にできたんですけど、平成13年度に5,090頭処理しております。

だんだん飼育頭数も減ってきてまして、平成25年度現在で2,800頭と、ごっつい激減してると。今後も激減していくであろうということで、淡路広域事務組合が事務局しておるんですけど、3市が出資してる施設ですので、一番、いろんなその辺が論議がなってきたております。

平成25年度の経費で1億1,530万6,000円経費が要っておると。使用料収入が2,622万7,000円と、充足率が22.7%と。これからまだ頭数が減っていくと、負担も大きいんじゃないかと。効率よい施設にしてはしてはどうかというようないろんな論議がありました。

今、委員さん言われるように、枝肉の冷蔵庫にはA、B、C、3施設あって、トータルで72頭、枝肉が置けるということなんですけども、この施設が平成12年にできたんで

すけども、平成13年度にBSEの検査後、内臓を出荷できなくなって、内臓の出荷を検査してからでなかったら出荷できないというようなことも出てきました。

一番ここで効率よくて、なおかつ経費の安い、維持管理が安い方法ないんかということ
で相談した結果、A棟の枝肉冷蔵庫を24頭分保管できるんですけども、その一部を間仕
切りして、頭数がふえたときには対応できるような間仕切りの仕方をして、その分の枝肉
の保管場所を少なくすることによって冷凍機が1機減すことができるというようなことで、
コスト減を図ろうということで、今回、そういうような工夫をしながら取り組んでいこう
ということで、現場サイドも、先ほど言いましたようにA、B、Cで皆で72頭置けるん
ですけども、8頭分を枝切りしても対応ができるということで、少しでもコスト減になる
ような対策で今回取り組むということで進めさせていただきたいと思います。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 部屋の区切りを少し工夫をして効率性を高めると。冷凍、冷蔵施設を
縮小してコストをカットするというような説明だったかと思うんですけども、現状の冷
却施設、設備というのは更新をしなくても大丈夫なんですか。

○原口育大委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 今、機械がもう古くなってきておりますので、電気代も
高くなりますので、電気空調関係は全部整備し直すということで、でも、電気代はコスト
減になりますので、新しく整備することによって。

特に力を入れたいのが浄化槽、浄化槽も大分傷んできておりますので、その辺を重点的
に整備を進めていきたいなというふうに考えております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そしたら、空調というのは冷蔵施設を含めての空調ということですね。
私のほうからは、それで。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 この食の拠点の、ページ数136ページの食の拠点づくり推進事業補
助金、食の拠点活用推進補助金、このあたりについての、まず説明をお願いいたします。

○原口育大委員長 食の拠点推進課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 食の拠点づくり推進事業補助金50万円につきましては、事業の進捗の評価も含めまして、協議会に補助金を出して、今後も連携して一体的に行くというような補助金でございます。

それから、下の200万円、食の拠点活用推進事業補助金につきましては、県が新規に食の拠点ができることによって設けていただきました2分の1補助でPRイベント、消費拡大、その食の拠点の機能を発揮するための事業展開をしていってらうと。

それから、次の生産拡大支援事業補助金300万円、これも県が新規で2分の1ではございますが150万円の補助で、いわゆる新規作物ないしは品質向上への取り組み等についての補助金ということで上げていただきました。

以上です。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 いよいよ、あす、あさって、仮オープンというんか、そういうことで、実際に地域経済の活性化のために地元雇用というか、その辺、スタッフはそろうと思っとんねんけど、大体どの程度の地元雇用の確保ができて、従業員、大体何名程度でこの食の拠点の経営をされていく計画でしょうか。

○原口育大委員長 食の拠点推進課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 正職員、農協出向2人、正職直での雇用が1人の3人をベースにパートさん等が15人やったと思うんですが、ちょっと今、若干ふやしていくような傾向であります。

当初、18人から20人の中で始めて、このプレオープン、グランドオープンを見ながら、どこまでふやしていくかということで、まずは小さく始めるという形になっております。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 それでも、あす、あさってのことなんで、具体的なフードコートの入店の状況とか、それと、ほんまに心配するのは、商品の確保というか、そういう農産物、水産加工品の確保というのも本当に大丈夫なんですか。

○原口育大委員長 食の拠点推進課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） まず、フードコートにつきましては、酪農協さんがソフトクリーム、シュークリームを中心に出品されます。

それから、オリーブ協会、南あわじのオリーブ園という形で入るんですが、この3月末に一般社団法人淡路島オリーブ協会を立ち上げます。耕作放棄田にオリーブを植えて、将来、今、非常に人気がある分野ですので、アンテナショップにしていきたいと。

それから、新谷ビーフさんが牛丼、今回は牛丼はまだですけども、牛丼。それから、そうめん組合、どうしてもだめだということで、お願いしたところ、そうめんもそこで出すということになってきております。

それから、嶋本食品さんが、次にですけどもイノブタを中心に販売していくと。

それから、最後に海鮮がなかなか漁協さんも断られたわけなんですけれども、うずのくにさんが入りまして、アジとかタコとか海鮮のフライをまず始めていくと。その中で、売れ筋を見ながら拡大していくということでございます。

それから、商品の確保につきましては、生産者、出荷者が320名ほどおります。その中で、やはり3月、9月、10月はここの産地が非常に端境期になりますので、今、100名弱ぐらいの方が栽培日誌を出されていると思います。ですから、このオープン時、非常に苦しいところではあります、バックにJAグループ3つついておりますし、状況を見ながら仕入れ商品というもの、あるいは、農協間連携ということで、今、南さつまJAですけども、20日に協定書を交わして、こちらの品物を向こうで売ってもらい、向こうの品物をこちらで売るというような、全国展開をまず足場にしていけたらというようなことで、一、二年はやはり出荷者が成長するまで先輩諸氏のめっけもん広場やささいきて屋のように追いつくには五、六年はかかると思いますけども、じっくりと構えて栽培更新もしながらしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私が一番心配しておるのは、周辺の道路事情であったり、交通の混雑の状況やら、先般も八木の交差点周辺、かなり渋滞というか、そういうようなイベントか何かあったんか知らんねんけど、そういうような状況も聞くねんけど、このプレオープンからこの辺のここ、周辺の道路状況というか、道路の混雑状況等をしっかりと精査して、今後、進入道路であったり、その辺のことも将来的に計画していただきたいと思うんで、その辺の周辺の交通の状況というか、その辺もこの期間中に十分調査していただきたいと思うねんけど、その辺の調査というのは、市単独で通行調査であったり、あんな

んはできるのですか。

○原口育大委員長 食の拠点推進課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 通行調査とまでは行ってないんですけども、今現在、花みどりフェア開催にあわせて、商工観光課のほうで淡路全体の交通の対応というような形になっております。

南あわじ市はイングランドの丘周辺を中心にということで、今、特に連休、それから花みどりフェア後ですけども、9月にも5日間の連休がございます。それらについて、中山、それから、今、農協と協議している農協の横の酪農協跡、それから新庁舎の駐車場が土・日も開庁ですので使えるかどうかというような部分も含めて、図面も添えながら、花博の3カ月の予想について、1.2倍から1.8倍の場合はどうなるかということ商工観光課でもいろんな書類をつくっていただいて協議をしております。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 14日楽しみに、ほんまに、どういような品ぞろえなり、どういような状況かというのを私も楽しみにしとるので、当然、2階のレストラン部分もしっかりした、そういうふうな、ある程度、新聞でどンドン情報発信もしていただいとるさかい、楽しみにしとるんです。

頑張って、食の拠点推進に当たり、今後の意気込みだけ一言言うてください。

○原口育大委員長 食の拠点推進課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 意気込みは非常にあります。今からスタートということで、ちょっと長くなったらいかんので短くします。

やはり、今から目指すのは、つくることはすごくプロがいっぱいいるんですけども、売ることが下手くそというのが、ちょっと言葉は悪かったですけども、それを何とか、これを機会に、以前、長船委員さんからもいろんなICT使ったやつを一遍考えといういような御指摘もありました。そういうのも含めてどンドンPRして行って、所得の確保をして、何とか人口減少を食いとめたいと、仕事づくりにつなげていきたいというふうにしております。

以上です。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 この下にある6次産業化推進という、ひょうご6次産業化ネットワーク活動に3,100万ぐらい、今回新規でついとんねんけど、この辺は、ひょうご6次産業化に向けて食の拠点と何か関連したような事業で県から補助がついたんですか。この下に、ひょうご6次産業化ネットワーク活動というやつがついとんねんけど。

○原口育大委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（宮崎須次） これにつきましては、国のトンネル事業でございます。
これは、国から2分の1補助ということで、6次産業によるネットワークの連携ということで施設整備を支援するということで、事業主体が決まっておるんですけども、そちらのほうで主体を行い、国からの補助をもらうというような形になっております。
この内容につきましては、冷蔵施設なり、搾油機とかをつくるということになっております。
以上です。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これは国の全額補助か、違うんけ。

○原口育大委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（宮崎須次） この3,175万円につきましては、国が2分の1補助となっております。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 この6次産業の財源内訳を見ると、国庫支出金3,437万円で全額、そしたら、このやつは私の誤解ですか。
わかりました。

○原口育大委員長 印部委員。

○印部久信委員 同じく135ページの食の拠点について聞きたいと思うんですが、谷口委員が私の聞かんなんことを99%言ってくれたんですが、一つだけ残っておるのがあ

りましたので聞かせてもらいたいと思います。

135ページのシャトルバス運行負担金900万円とあるんですが、農業振興費でこのシャトルバス運行負担金900万円、どこへ行くんですか。

○原口育大委員長 食の拠点推進課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 食の拠点周辺、イングランド周辺の駐車場のパンクした場合のシャトルバス運行費になっております。

これにつきましては、食の拠点施設ができることによって駐車場が減りました。計画では、ほ場整備とあわせて正式に1ヘクタール程度の駐車場をつくる予定でございますが、やはり、非農用地設定等の部分がありますので、約3年間、非常に苦しいところではあります。駐車場を確保することができませんので、中山であったりピストン運動のシャトルバス中心に予算を上げさせていただきました。

○原口育大委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、課長、今現在、イングランドの丘を運営しておる場合に、1日5,000人か6,000人の入場者数をめどに、イングランドの丘がシャトルバスを出しておるとこのように聞いておるんですが、これ、食の拠点ができたときに、結局、イングランドの丘のお客さんが来ておるんか、食の拠点へ来ておるお客さんなのか、あるいは、行ったついでにどっちかに寄りよるんか、この辺、色分けできるはずがないですわね。

これは、普通に考えたら、イングランドの丘はイングランドの丘を運営しよるので、シャトルバスはイングランドの丘が費用を出してシャトルバスを運用しよるのでしょうか。市が出しとるんですか、これは、イングランドの丘の場合。

○原口育大委員長 食の拠点推進課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 従来はイングランドの丘が出しております。

○原口育大委員長 印部委員。

○印部久信委員 そうでしょう。ですから、今回の場合も、食の拠点がやった場合には、運営会社がイングランドの丘と協議しながら、そのシャトルバスをいつ、どういう時点で出すかを判断して、費用負担はどのようにするかというのは、その駐車場を共有しとると

ころが話し合いをして出すのが当たり前やと思うんです。

まず、その点についてどう思いますか。

○原口育大委員長 食の拠点推進課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 印部委員さんおっしゃるとおりでございます。今、協議をしております。割合は今、調整中ではありますが。

ただ、この900万円につきましては、本来、駐車場をきちっと整備した上で指定管理をするという前提でしております。

ほ場整備がございますので、地域から単独買収はやめてくださいと、あくまでも非農用地設定で集中して第2期工事、加工施設体験農園、研修農園もつくろうとしておりますが、それとあわせて一体的にお願いしますというほ場整備委員会からの要請もございましたので、今、仮説駐車場ということで、3年間の契約を取りながら、その間、市として本来あるべき駐車場がありませんので、補完をしていきたいというふうに考えております。

○原口育大委員長 印部委員。

○印部久信委員 ですから、私はあと数年間で駐車場とかもろもろの整備できると言いましたけど、これは何も市がシャトルバスをイングランドの丘と同じ市との協議になるわけやな、この予算書から見たら、900万円市が出すわけでしょう。ですから、イングランドの丘と市と協議してシャトルバスの費用を割り振りする話し合いせんなんということになる。

基本的には、さっき言ったように、運営会社とイングランドの丘、いわゆる農業公園が協議しながらやるのが当たり前。

ですから、私はこのお金の出方、900万円は運営会社に補助金として出す。補助金として出して、運営会社が運営費の中へ埋め込んでしめて、イングランドの丘と協議しながらシャトルバスの経費を負担割合を決めて出費していくという形を取るのが正しいと思うんですがね。

要るやつは皆出したらええねん、ここまで来てやるのやから必要なお金は出さんとしゃあない。しゃあないねんけれども、お金の出し方として、市から直でイングランドの丘と協議しながらシャトルバスの費用を分担するというのはおかしい。やっぱり、運営会社とイングランドの丘が協議して出すのが正しい。そのためにお金が必要ならば、市が運営会社に補助金を出したらええ。

結局、この137ページの、先ほど言いました200万円、300万円の補助金でも、県と市が随伴して出しとるわけ。これが運営会社に行くんか施設に行くんか知りませんけ

どね。

そうせんと、今後いろんな事業を行ってきた場合、民間会社と市とが出せというようなことになったらおかしい。やっぱり、その施設を使う民間会社なら民間会社が利用料を出すんが当たり前やと思う。どない思いますか。

○原口育大委員長 食の拠点推進課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 印部委員さん言われることはもっともかと思いますが、私どもは負担金として置かせていただいております。

これは、あくまでも、本来、市が既に整備しなければならないことがおくと。それに対して発生する経費について、全体的にイングランドの丘と会社と協議しながら幾ら要るのだと。

まだ、予測はできてませんが、今、全体では3,000万円弱要るのではないかというような試算をいただいております。この内容は精査中にはありますけれども、そのイングランドの丘とあわじ島まるごと会社との協議も今、継続してやっておるわけなんですけども、全体の中で3分の1程度にその予算上はなるわけなんですけども、負担金として上げさせていただきます。

○原口育大委員長 印部委員。

○印部久信委員 もうこれ以上言いませんけど、負担金として出すんなら、運営会社に運営負担金として出したらええねん。そのほうが正しいと思いますよ。いずれにしても、市から出るのは間違いないねんけどね。

こういう縦分けで出しとった場合、今後、違う事業でこういうケースが起こったときにおかしい関係になると、私は思います。

それも、課長がそういうことでやるいうのやから、何も構わんのやけれども、構わんのやけれども、やり方としたら運営会社に補助金、負担金、もし指定管理した場合、指定管理料として払って、そこからやるんが正しいと私は思います。別に反論の答弁、要らんねんけど。

そやから、もし、私の言うことが正しいと思うんなら、そういうふうにしていただいたらいいと思います。それでよろしい。

○原口育大委員長 ほかに。

長船委員。

○長船吉博委員 水産業振興費、浅海域増殖事業補助金100万円、これはどういう事業ですか。

○原口育大委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫） この事業につきましては、福良湾の多目的のメガフロートの周辺でございますけれども、あそこに投石事業をしておりましたけれども、福良漁協さんのほうから、これからはつくり、育てていく漁業に転換していきたいというふうな要望がございまして、そこへ、いわゆる稚魚、それから稚貝の放流をして、その魚営を復活させていくというふうな事業に転換していくというふうなところでございます。それについての補助でございます。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 これ、今、つくり育てる漁業というふうな目的でやっていくと言うんやけども、今年度初めての事業でしょう、その海域では。

○原口育大委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫） はい、平成27年度新規でございます。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 こういう事業は、1年、2年ではとても魚が育たないという事業だと僕は思っております。

ですから、せっかくやる限りには、最低でも10年、そのぐらいは目途としてやってほしいなと思うんですけども、いかがですか。

○原口育大委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫） 委員さんのおっしゃることはもっともでございます。今回の事業につきましては、3年間の継続事業として取り組んでおります。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 それで、するのはいいんですよ、するのは。しかし、効果、年々の効果。要は、海中で放流した、そこに魚が1年でどのぐらい育った、また、貝がどのぐらいついた、定着した。そこらの追跡調査、そこらも必要ではないかと思うんですけども、そこらは、この事業としてはやらないんですか。

○原口育大委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫） この事業について、それを特別やるというふうなことは予定しておりませんが、これでなしに、毎年、並型魚礁の事業を各漁協で取り組んでいただいておりますけれども、その附帯事業ということで、効果調査を年々実施しております。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 それはよしとして、これはもう大分前にも言ったんやけども、結構海の底を見れるカメラがようになって、ほんまに安いカメラで結構、海中カメラ出てきとんねん。だから、そんなんでも、僕の記憶であつたら10万円ほどの金額で買えると思うんやけども、そんなんで一つ、事業をやる限りには、やっぱりそういう効果が出ているのか、この海域で効果が出ているのかというのはやっぱり必要やと思うんです。そこら、再度、漁協と協議して検討してください。

もう1点、漁業で。去年つけてあつたひじきの養殖研究開発、これ、ことしないんやけども、これは研究開発は終了したの。ひじきの養殖は今後、定着してできるということで終わったんですか。

○原口育大委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫） この事業につきましては、おとし、南淡漁協さんが県の単費を使用して、とりあえず先行して事業に取り組んでいただいております。

平成26年度にそれを引き続き、いわゆる市単事業ということで取り組んでみてはどうかというふうなことで予算化させていただいておりますけれども、南淡漁協さんのほうがちょっとやり方に失敗してしまいまして、商品化まではいかんかったというふうな結果が出てしまいまして、どうしても今回はこらえてくれというふうなところがありまして、やむなく未実施というふうなことになってしまいまして、平成27年度につきましては手を挙げていただける漁協さんがなかったものですから、その部分は削除させていただきました。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 ちょうど、もうぼちぼちひじきを刈る季節なんですよ。残念ですよ。一つ、また今後もそういうのも考えてほしいなというふうに思っております。

最後にもう一つ、152ページ、離島漁業再生支援事業、この事業は沼島の漁業の再生支援だと思うんですけども、結構幅広い事業をやっておると思うんですけども、今までどいう事業を主としてやってきたのか、ちょっとお聞かせください。

○原口育大委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫） この事業につきましては、いわゆる離島の漁業を振興させるというふうな事業でございます、幅広い使い方がいろいろできております。

その中で主なものとしたしましては、いわゆる魚礁の設置、それから、先ほどもありましたけれども、海底耕耘事業、それから出荷用の生けすの設置、それから海岸清掃等々、幅広くいろいろ今まで事業を展開しております、この平成26年度の事業で、いわゆる食の拠点に出店する干物を加工する加工場を検討しております。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 今、その加工場、かなり、そこそこの規模の加工場をつくるんですか。

○原口育大委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫） 予算も限られておりますので、その限られた予算の中で設置するものでございますから、現在の計画では日量大体100枚ぐらいの一夜干しができるような加工場でございます。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 加工場とって、今から干物をするのは季節外れになってくるんやな。そやから乾燥機、乾燥場が必要になってくると思う、今から干物つくろうと思ったら。冬場だったら天日でそのまま乾燥できるんですけども、加工場にそういう乾燥場をつくるんですか。

○原口育大委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫） いわゆる、今現在設置しておる加工場が、その乾燥加工場でございます。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 ある程度安定した商品を生供給していかないかんわけですよ、食の拠点でも。

そやから、それなりに加工した分を冷凍保存して安定供給を図っていくということになれば、やはり、そういう冷蔵設備、そこらも必要になってくるんですけども、そこらいかがですか。

○原口育大委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫） それにつきましても、規模は小さいですけども、マイナス60度の急速冷凍機を3機、今、購入しております。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 でき得る限り安定供給を目指していただきたいなと思っております。

これは、私事ですけども、特に私はエソの干物が好きなんです。これ、ただみたいな魚なんですよ、本当に。それが塩かげんによって本当においしいですから、僕ら、知り合いに、淡路違うよその知り合いの方によくそれを上げるんです。頭ついてないから、エソの顔が見えん。やると、長船さん、あれおいしかったわ、あれ、また欲しいわって言われるんです。

ですから、そういう、こんな言葉悪いかもわからんけど、二束三文のやつに付加価値をつけて販売するというのが利益を上げるコツだと僕は思ってますので、また一つそんな人も努力してやってほしいなと思います。

終わっときます。

○原口育大委員長 印部委員。

○印部久信委員 141ページのは場整備について聞きます。

これは、補正のときに神田部長は、平成26年度のは場整備の事業費は、国の平成25

年度の補正の繰り越しでやっておるということだったんですね。

平成27年度についてはどうなるか定かでないというような類のことを言ったと思うんですが、この141ページの予算書を見ておりますと、我々はほ場整備というのは国50%、県26.5%か27%、残り市と受益者というふうに思っておるんですが、この財源内訳見たときに、この比率が全く違うんですが、まず、この財源内訳について説明いただけますか。

○原口育大委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（和田昌治） 委員おっしゃっておりますほ場整備の財源の話なんですけども、事業によりましては県営事業、また団体営の事業がございまして、その中で事業によっては県負担分、市負担分、地元負担分の割合が変わりますので、財源内訳が変わってきております。そういうことで、一律ではございませんので、こういう形になっております。

県営におきましては、負担分につきましては国50%、県費が27.5%、市負担10%、地元負担12.5%が現行の負担区分となっております。団体営につきましては、国50%、県13.5%、市負担24.0%、地元負担12.5%ということで、地元負担につきましては同%という形で市のほうは考えておりますけれども、県費の負担分が下がる団体営につきましては下がりますので、市の負担がふえております。

以上でございます。

○原口育大委員長 印部委員。

○印部久信委員 今の課長の説明は、それはそれでいいんですが、この予算書ぱっと見たときに、国県支出金が2,800万円、地方債1億5,000万円、一般財源1,500万円というようになっておるでしょう。

これは、今言ったことに当てはまっていますか。

○原口育大委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（和田昌治） 個々に積み上げますと当てはまります。

○原口育大委員長 印部委員。

○印部久信委員 それで部長、平成27年度のこの予算について事業を執行していく上

において非常に不安視しておりましたが、事業計画は大丈夫ですか。

○原口育大委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（和田昌治） 平成27年度につきましては1億円、こういう形で県に対して予算要望しております。

ただ、これは国の事業につきましては、国の予算につきましては予算確保がなされておりますけれども、事業によりまして補助金事業と交付金事業に分かれております。

交付金事業につきましては、なかなかつきにくいという現状がございまして、補助金事業につきましては、予算のつきようがよいということで、私ども、南あわじ市につきましては交付金事業が今までの経過の中で多いというのが現状でございます。

そういう中で、先日の部長からの答弁では、ちょっと不安視する部分があるということの回答をさせていただいておるかと思っております。

今後の方策としましては、補助金事業と交付金事業につきましては、補助金事業のほうはやや採択条件が厳しゅうございます。ですが、予算確保という観点、また、地方を活性化するというにつきますと、人・農地プランとか、集積率とかの要件が厳しくなるんですが、最終的にはその方が地元の活性化につながるかと思っております。

今後としましては、補助金化を目指して、事業化を目指して取り組んでいくほうがいいのかということ考えております。

○原口育大委員長 印部委員。

○印部久信委員 私は、財源内訳も大事やけど、今、とにかく我々が目につくのは、特に全部までわかりませんが、目につくのは神代の80町の構造改善事業、北阿万の、それも80町ぐらいの構造改善事業、現実に今、動いとんでしょう。

それが、途中、今やりかけてストップが起るようなことがあったら大変なことだと思うんです。とにかく、それを心配しとるわけですよ。

そのめどさえ立ってたら、そんでいいんであって、もし、うが悪いならうが悪いで、早めに財源措置をしておいてもらわんと農家も困るし、今後、ほ場整備する地域にとっても、やっぱり不安があると思うんで、そこらはしっかりやってほしいということです。

答弁、お願いします。

○原口育大委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（和田昌治） 今後の方策としましては、農業予算につきましては補正

予算等が出てくる時期がございます。

交付金事業についてはなかなかつきにくいという現状がございますが、補正予算の時期にうまく情報を捉えながら予算確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○原口育大委員長 ほかに。
 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 あちこち飛んで申しわけないんですが、153ページのゆとりっくの施設改修工事費750万円、これはろ過器の改修工事というふうに聞いておるんですが、この内容の説明いただけますか。

○原口育大委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） ゆとりっくの改修工事につきましては、ろ過器でございます。現在、温泉のほうのろ過器、それから水風呂のほうのろ過器、この2機が非常に調子が悪いということで、今回入れかえするというふうな工事でございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 このゆとりっく施設にろ過器は全部で何機あるんでしょうか。

○原口育大委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 温泉につきましては、2つの施設がございまして、確実に男子と女子が入れかわって利用しておるということでございますが、この2つの温浴施設に温泉、それから水風呂、それぞれ2機ずつございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 プールのほうはろ過器はないんですか。

○原口育大委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） プールのほうは、詳しく数まではちょっと聞いておりま

せんが、ろ過器もあるというふうに聞いております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これまでに、ろ過器の改修はやってるんですか。

○原口育大委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 開設からはやってないということで、先ほど申しましたように、もう一つの温浴施設、これについてもかなり老朽化しておりますので、近いうちには改修を行わなければならないというふうに考えております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この間、ゆとりっくが非常に、正月早々に何か排水ポンプが、ろ過器のポンプがとまって片肺飛行で休止するというようなことがあったんですね。

これまでも、年に何回かは配管工事で利用できませんというような案内がよく流れるんですよ。

このろ過器についても、あらかじめ悪いということがわかっておれば、先に手を打っておかないと、営業しておって、またしばらく休みますというようなことになると、このお風呂はどないなとんのかなということで、やっぱりお客さんに対しても安定感がないというか、いろいろ問題起こると思うんですね。

そういうことで、例えば、聞くところによりますと、旅行会社とタイアップをしておいたツアーが休館になったということで、そのお客さん逃がしたとか、これまでにあったようですね。ですから、風評的な問題に加えて、実質的な損失というのも出てくると思うんですね。

施設の修繕とか保守とかいうことには相当それは気を使ってると思うんですけども、営業を中止をして、たびたび施設の補修をするというのは非常にイメージ的にも悪い、営業的にもプラスには絶対ならないというように思うんですよ。

ですから、早め、早めの手だてを打っていくということが大事なんではないかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○原口育大委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） ゆとりっくの施設につきましては、指定管理料の中に幾

分かの修繕費というのを積んで渡しておりまして、緊急に故障したとか、そういうような場合は指定管理者のほうで対応していただいておりますが、大きな工事費のかかる改修につきましては年次計画を立てまして、順次、市のほうで行っていったる次第でございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 施設改修についての考え方というのはいろいろあるかと思うんですけども、緊急ということであっても、施設を休まんとあかんような修理というのは極力避けられないといけないと思うんですね。

一層、どこかで大きなリニューアルということも今後課題になってくるのではないかと思っておりますけども、その点、どのようにお考えですか。

○原口育大委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） この施設もかれこれ20年経過しようかと思えます。

それで、もともとここは地盤も悪いところございまして、再々漏水等もしておったと。その都度、緊急に工事しておったということで、根本的に漏水についても現在直っておりません。

ですから、リニューアルという形で全面的な改修が将来、必要ではないかというふうには思います。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ですから、営業努力もしておる中であって、旅行会社と組んだツアーというのも非常に大きかった収入源がなくなって、その分で経営的に厳しい面も生まれたと聞いてるんですよ。

そんな面、やはり、指定管理を受けてる団体、管理者法人の努力ということもあるんですけども、その努力では賄いきれない部分ということが、そういう施設の不備による営業へのマイナスということもあるとすれば、やっぱり、その点はしっかりと対応しておかないと、指定管理をすることによって需用費を市のほうでは削減できたというようなこともあったんですけども、実際に施設が老朽化してきて、受けた法人が厳しいことになるということになれば何しとるかわからんというようなことも、話ししたら本当にそのとおりでということもありましたので、かなり改修をするということになると費用もかかってきて大変だと思うんですけども、指定管理をしてる以上の責任というのか、市としての責任も

やっぱり一方ではあるのかなというふうに思いますので、その点はしっかりとした対応をやってほしいと。

将来的にということではなくて、もう既に事態は始まっているという認識を持っていただきたいと思うんですけどね。部長、いかがですかね。

○原口育大委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） ゆとりっく施設については平成7年の完成ということで、それで指定管理をしたときに、一部リニューアルをいたしました。それで指定管理をしておりますけども、先ほど課長も言いましたように、漏水箇所が埋設でわからない箇所もあります。

これについては、今、課長も言いましたように、年次計画に基づいてある程度修繕をやって、最終的にはやっぱりリニューアルも必要かなと思いますけども、今のところは年次計画で進んでいきたいなと思っております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 年次計画というのは、どんな年次計画があるんですか。

○原口育大委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 老朽化に伴いまして、壊れてるというんか、限界が来るといふところを調査していただいて順次やっていただいております。平成26年度につきましてはボイラーであるとか、それから空調設備等をしております。

今度、平成27年度ではろ過器の改修ということで、今後もそういった古い、悪いところについては調査をしていただくように、指定管理者にお願いしているところでございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 対症療法でいくと営業にも支障が出てくると、実際に、営業実績なんか見ておると、やはり休むことによってマイナス面がきつと出てくると思うんですけど。

そういうものも経営に厳しく影響を与えてるといふふうに思うんですけど、ゆとりっくのほうの経営も努力してると思うんですけども、順調にはなかなかいってないようにも聞いてるんですけども。

ですから、それは、先ほども繰り返し言うんだけど、指定管理を受けてる企業が努力をしておっても、それを上回るだけのマイナス要因があったら、努力しておることが実らないということをおもうんですよね。

それと、今、配管工事について、埋設箇所を調査するというようなこともあったわけですが、配管がされたと思わしき図面と実際の配管の位置とが違ってたりしてるというふうに、責任者はかわってるんですけど、前の責任者の方はそんなこと言ってましたよね。そういうことがあったんですか。

○原口育大委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） ゆとりっくの図面につきましては、竣工図面がないというところで、地下の配管については建屋の下に埋まっておるところで、漏水しておるかわからないというような状況が事実ございました。

今までの改修につきましては、露出配管という形で対応しているところでございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だから、いろいろマイナス要因が多過ぎるんですよ。

漏水をしてみると、それは電気料金であったり、あるいはガス料金にもはね返りますよね。それから、聞くところによると、この温泉だったって、なかなか今、厳しくなってきたと。貴重な温泉が地下に流れ出していってるということでしょう、漏水するという事は、いろんな意味でこれ損失があるんですよ。

しかも、いざ直そうとしたら、どこで漏水してるかわからない。どこに配管が通ってるかわからないというような、そんなていたらくな中であって、ゆとりっくというのが本当に安定してやっていけるというふうに僕は思えないんですよ。年次計画の考え方も変えないといけないん違いますか。

もう一度、この計画そのものを根本から洗い直していかないと、行く行くは受ける法人がなくなっていく心配もしますよね。

実際に今、運営してる方たちに対しての負担感というのも非常に強くなってるんじゃないんですか。その点、どのようにお考えですか。

○原口育大委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 当然、市の建物でございまして、市が民間等に指定管理するときは、経営がすぐにでも行える状態で渡すのが当然であるというふうには考えて

見直しをやってもらって、早急に瑕疵をなくすということで努力していただきたいと思うんですけども、いかがですか。

○原口育大委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 当然、今、ゆとりっくについては配管が地中の中に入っているということで、この年次計画については、また、どのように行っていくのか、再度検討してみたいと思います。

○原口育大委員長 ほかに。
木場委員。

○木場 徹委員 157ページ、観光費ですけども、鳴門岬周遊運行補助金70万円について説明をお願いします。

○原口育大委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 鳴門岬周遊運行補助でございますが、これにつきましては、公共交通機関を利用して来られた観光客の方が、観光施設及び宿泊施設等に移動するための交通手段がなく、やむなくタクシーを利用するといったような費用も問題があります。

特に、福良のなないろ館前までバスで来られた方が、休暇村及びロイヤルホテル、道の駅うずしお、そういった方面には公共交通機関がないということで、その周遊ルートを委託して運行していただいている分の補助ということでございます。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 これは観光客のためですか、一般の、例えば市民とか、福良のなないろ館前から刈藻とか、伊毘とか、そういう方は利用できないんですか。

○原口育大委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 目的は観光客ということでございますが、観光客だけでなく、このシャトルバスルート上の地域住民の方にも自由に利用していただけるということで、現実に地域の方も使っているというのが事実でございます。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 総額どのぐらいの経費が要って、70万円の補助になっておるんですか。

○原口育大委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 事業費で平成27年度の予算要望来ておりますが、78万8,000円ということで、それに対する自己資金が71万2,000円、市の補助金が70万円ということでございます。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 実は、このバスを利用したいということで伊毘とか刈藻の人が運行しているところにかけてお願いしておったんですが、なかなか現実的には無理だなということで、今とまっておるんですけど、その辺は、市のほうから何かバックアップをしてくれるようなことはできないんですか。

○原口育大委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） その話は私どものほうでは伺っていないんですけども、この運行につきましては、大鳴門橋シャトルバス運行委員会というものがございまして、今現在8名の方がその委員として加入していただいております。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 要望して終わっておきます。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。
谷口委員。

○谷口博文委員 資料のことでちょっとお尋ねするねんけど、結局、南あわじ地区の会費というのは3市の中で一番多いと、市が一番、皆、1,250万円と100万円とで1,350万円ということで、支出の項で見えたら、南あわじ市、案内所の管理というや

つが岩屋とか洲本の案内の管理者に対して、今度、一番南あわじ市の案内所の管理費というやつが少ないように思われるねんけど、この辺は、なぜ会員の地区の協会費の支出が南あわじ市が460万円で一番多くて、淡路市200万円、洲本市360万円か。それで3市の負担は一緒。負担が一番多くて、管理の運営経費が南あわじ市が一番少ないというようなことは、これはなぜですか。

南あわじ市は観光施設が一番多いさかい会費が一番多いんでしょう。にもかかわらず、南あわじ市の案内所の管理経費は少うて、なおかつ食の拠点のところへ人員のスタッフとか、そういうのを配置してくれらんと、こんなんでも今までずっと来とんのですか、協会の運営。

この理解、間違うとる、僕。

○原口育大委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） この会費収入については、南あわじ市の会員さん、結構あります。

それで、この会費の事業について2分の1相当分が地区会の事業ということになっております。

また、市の補助金については一律ですけども、先ほど谷口委員さんおっしゃる管理事務所の運営経費が全然違うという御質問だと思います。

ただ、ほかにも、この補助金等収入の中で緊急雇用の委託料ということで、洲本市、淡路市については人員派遣をしております、その分の人件費については洲本市さん、淡路市さんは負担をしてるのが現実でございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ようわかったんか、わからんのか、わからんねんけど、とにかく南あわじ市は、私はほんまにちょっとこの観光協会に対しては、もっと意見を言うべきやと思うんです。

一度、観光協会と所管課、観光いうたら所管、我々違うんか。

要らんこと言わんと、これで終わります。

○原口育大委員長 ほかにありませんか。
熊田委員。

○熊田 司委員 153ページの売り出そう！南あわじ物産販売促進業務委託料150

万円、これはどこへ委託料を払ってるんですか。

○原口育大委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） この委託につきましては、南あわじ市特産物販路拡大物産店協議会という会がございまして、この会のほうへ支払いしております。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしますと、その協会は年に何回、こういった活動されてるんですか。

○原口育大委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 平成25年度の事業報告から見ますと、まず、西宮市との交流がございまして、4月と10月に「南あわじ&西宮とれとれ市」、また、秋には「西宮酒ぐらルネサンス」というところへ出店、また特産物の販売等に行っております。

それから、大阪とのつながりということで、大阪ミナミ活性化事業「ふるさと市場」ということで、大阪難波カーニバルホールのほうで同じく物産店と販売を行っております。

また、ほかにもインターネット販売への基盤づくりであるとか、それから瓦の販路拡大事業ということで、瓦組合とともに平成25年度は朝来市、また豊岡市のほうへPRに行っておるというのが事業でございます。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 南あわじ物産の中身はどういった物産があるんですか。

○原口育大委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） まず、農産物、野菜、それから生産物、水産の加工品であるとか、魚、また、そうめん、それから瓦のPRというふうなところでございます。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしますと、144ページでも農林水産業の関係になると思うんで

すが、地域物産物PRイベント補助金とかいうの310万円とあるんですが、これとはまた違う形で出してるということになるんですか。

そうしますと、先ほど言いました144ページの地域特産物PRイベント補助金というのは、これはまたどこへ出してる補助金になるんでしょうか。

○原口育大委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） この144ページの地域特産物PRイベント補助金というのにつきましては、ファームパーク、イングランドの丘のほうで行っておる特産物のPRということでございます。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 この平成27年度については地方創生という形でいろんなメニューがあると思うんですが、こういう販売促進のメニューについては、もっといろんなメニューがあるように思うんですが、そういうメニューはないんですか。

○原口育大委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 今まではこういった都会のほうで南あわじ市のファンをふやそうということで特産物等PRしてきました。

関西圏では、今までは大阪、西宮で行っていましたが、平成27年度は首都圏、東京のほうへも販路を開拓していこうというふうな計画をしております。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 歳出の目的別の全体像を見ますと、今回、平成26年度より予算が減ってるというのが、総務費と、議会費もそうなんですが、議会費、総務費、労働費と、あと商工費と、公債費と書いてあるのはまた別と考えますと、そういうことから言いますと、商工費が減ってるというのがどうももう少し予算を組んで、もっと地域の産業の活性化なり、また販促等に力を入れるべきではなかったのかなと思います。全体的にこういう金額が減った理由というのはどういう理由なんですか。

○原口育大委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 工事のほうで、いろいろな改修工事等行っておりますけれども、大きなところでは、平成26年度は大鳴門橋記念館の人形座跡地の改修に約4,000万円ほど要りました。その分が減になっているのも一つの例かと思えます。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしますと、こういう商工振興費の中の販促関係の予算については減ってはないと、全体的に逆にふえていると考えてよろしいんですか。

○原口育大委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 経常的なものにつきましては、例年並みの額を置いてございます。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 前年並みでええのかどうかという問題もあると思うんですが、確か、いろんなメニューが今回、平成27年度の予算であったように思うんです。

ただ、経済産業省になってくると、市なんか通さんと企業のほうへ直接流れる分があって、これだけの金額しかないのかなと思ったりするんですが、その辺はどうですか。

○原口育大委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） これにつきましては、熊田委員さんの一般質問の中でいろいろと国の施策、国が募集提案して独自にする中で、商工会なり、また、さまざまな事業が単独で、うちの予算に載らない事業がかなりあると思えます。

うちの分についてはこういう予算になってますけども、そういうやつは、また一般質問にもありましたように、情報提供なりして進んでいきたいと思っております。

○原口育大委員長 ほかに。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 155ページのふれあい公園の維持管理委託料、936万円予算計上されておるんですが、平成26年度ではこの部分が1,135万円ということで、200万円ほどの減額になっておるようですが、新年度の予算計上した中身、その詳細と、これ

が減っておる理由等について説明いただけますか。

○原口育大委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） ふれあい公園の維持管理業務につきましては、年間通じてシルバー人材センターのほうへ管理委託を管理しておるわけですが、一般清掃、また植栽管理ということで、内容につきましてはふれあい公園、じゃぶじゃぶ池、第2グラウンドの管理、それから駐車場2カ所、トイレ、進入道路等の日々の軽微な清掃及び植栽管理ということで、内容につきましては変わっておりません。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それと、この200万円を減額した理由は何なんですか。

○原口育大委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 減額の理由ということよりも、1年間の作業の実績を積み上げて、その中から算出した数字がことしの予算ということになっております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 第2グラウンドというのは、どんなグラウンドなんですか。

○原口育大委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） ふれあい公園の一番奥のほうの芝生のグラウンドでございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 芝生ですけど、芝生生えてますか。芝生がちゃんと生えそろうてますか。

○原口育大委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 第2グラウンドの芝生でございますが、芝生の水やりであるとか、それから刈り取り、それもシルバーのほうで行ってもらっておりますが、何分、あそこにつきましては、地形といいますか、地質がちょっと悪いということで、なかなか芝がなじまないというのが現状でございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 あれは確か、t o t oの補助をもらって、少年サッカー場をつくると。きれいな芝生が生えてたようには記憶しておるんです。

すぐに芝生が枯れてしまって、その当時はあの管理はサンライズでやっておったのかな。その管理が非常に不十分であって、シルバーに頼んだと。シルバーに頼んでも芝生の養生というのは、シルバーの方々よりもやはり専門の業者が行ったり、あるいは土壌改良などをしないと、なかなか難しいのではないかとこのふうに見ておるんですね。

t o t oの補助金をもらってやったということですが、今度、教育のほうでもサッカー場の調査費がついておるんですけど、こういういろんな補助をもらうんですけども、サッカーであればサッカー協会であったりt o t oであったり、いろんな助成をしてくれる団体が結構あるんですけども、こうしたものを放置しておく、今後、難しい問題が起こってくるんじゃないかなという印象を持っておるんですけども。

この面でもちょっと計画を持ってやるべきではないのかなと、復旧をしないと、目的がやっぱり達成されてないと非常に悪いんじゃないかなというふうに思っておるんですが。その点、いかがですか。

○原口育大委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 今のように、一度傷んでしまいますとなかなか復旧は難しいというふうに考えてはおります。

シルバーさんに委託はしておりますが、シルバーさんでは手に負えない部分が多々あるかと思っておりますので、今後は芝生のもう一度植えかえといいますか、根本的な改修を行わないと元のようになかなか戻らないというふうに考えます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 せっかく子供たちのために、あるいは老人会からの要望も受けてつくったものが十分に活用されないで傷んでしまっていくということは大変なことだろうと思うんですね。

結局、つくっただけではなくて、それを運用したり維持管理をするというコストもしっかり考えながらこれはやっぱりやっていくべきだろうというふうに思ってるわけです。

そうした予算も、やはり早くやっついていかないと問題が残るといふふうに思いますので、早急な改修なり補修なり、事業費を置かないと、かなり大きな金額置かないと復旧にはいかないと思います。頑張っって予算取ってもらふように、補正予算でも結構ですので、今回、この予算には出てこないですけど、早急な改修のための計画案を市長に対して出していただきたいというふうに思います。

終わるときです。

もう1点。

156ページ、南あわじ温泉郷連絡協議会補助金ということになってます。この温泉郷連絡協議会の活動目的は何なんでしょうか。

○原口育大委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 南あわじ市には温泉の泉源が六つございまして、この六つの温泉の知名度も非常に低いということで、PRであるとか、また適切な管理、それから、保健衛生対策としてレジオネラ菌の検査等を行っております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 六つの温泉源があるということですが、それぞれの温泉は十分なお湯を出していただけてるんですか。

○原口育大委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 先ほどもさんゆ〜館並びにゆ〜ふる等のときにも御質問がございましたが、六つというのは、サンライズ温泉、うずしお温泉、三原温泉、南淡温泉、筒井温泉、潮崎温泉というふうにあるわけですが、それぞれ所有者、また管理も異なっております。

私のほうで把握しておるところでは、うずしお温泉にちょっと聞いたわけですが、温泉の量が幾分減少しておるといふふうなことでございます。まだまだ大丈夫ということですが、減ってきておるのは事実であるといふふう聞いております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 まだまだ大丈夫ということなんですけども、かなり取水を制限してるというふうに聞いておるんですね。

これを活用しているうずしお温泉に関してなんですが、うずしお温泉を活用している施設がなかなか苦勞しておるというふうに聞いておるんですよ。苦勞しておるという中身はちょっとここでは言いませんけど、放っておくといろいろ問題も起こるのかなということを思っておるんですね。

そういう温泉を通じて観光事業を広げていこうと、また、うずしお温泉については、観光だけではなくて、先ほどの健康増進、湯の川荘、老人福祉の関係でもこれを活用しておるということで、観光だけではなくて、そういう高齢者の方も含めて健康増進に福祉事業としてもやっておるということであれば、かなり重要な温泉だろうと思うんですけども、その湯が減ってきてるということであれば、これについてももしっかり対応を今後していく必要があるんじゃないかと考えてるんですけど、今回の予算の中ではそういう部分が見えてこないんですけど、どのようにお考えですか。

○原口育大委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） このうずしお温泉につきましては、平成12年に約1,000メートル掘りまして、そのときは毎分90リットルの湯が沸いて出たわけなんですけども、まだ原因については滑落等が考えられるということで、毎分35リットルに減ってるということで、平成16年にその施設をうずしお温泉組合が管理するほうが、この温泉のわいて出る量が減ったわけなんですけれども、それを大事に取り扱って長くうずしお温泉をしていきたいということで、うずしお温泉組合で取り組んでいるということをお聞きしております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、うずしお温泉組合のほうでしっかりと対策を考えていかないと、市としてはどうということはないということですか。

○原口育大委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） うずしお温泉組合では、先ほど大事にするということで、毎日、温泉の1,000メートルの深さ掘ってるんですけども、その水位が今、243メートルですか、そういうふうな、水位も毎日上がった中で、使用量も計測をしておるところで、その温泉を今、大事に扱っているところでございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 少し調べたデータによりますと、この水位については地上から、地上からの話で2012年には234メートルであったと。ところが、今は地上から252メートルまで18メートルほど低下しておるというデータをいただいておりますね。これ、何メートル余裕あるんですか、あと。

○原口育大委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 先ほども言いましたように、私もデータを持っておるんですけども、2015年2月、先ほど253.8メートルということで井戸の推移をしてということで、約20メートルほど、今、委員さん言われたように水位は下がっているということは聞いております。ただ、余裕がどれだけあるというまではまだ聞いておりません。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これはうずしお温泉組合の課題でもあるということですので、そこでの議論なり、方針なりを踏まえないと、市としては勝手なこともできませんので、それはここでとめておきます。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

⑤款8. 土木費（P. 160～P. 172）～款9. 消防費（P. 172～P. 178）

○原口育大委員長 質疑がないようですので、次に、款8、土木費、款9、消防費、ページは160ページから178ページまでを議題といたします。これより質疑を行います。質疑ございませんか。谷口委員。

○谷口博文委員 簡単なことだけお尋ねします。

165ページの志知排水機場機器更新工事費1,230万円について、この機器というのは排水ポンプの機器の交換なんですか。

○原口育大委員長 管理課長。

○管理課長（原口久司） この志知排水機場機器更新工事費でございますが、市の関係の排水機場が、もうこの志知に限りましたら、昭和59年ということで30年ほど経過しております。

そういうことで、市の方針として、古い排水機場の関係を順次整備というか、更新したいという考えで平成27年度予算を置いております。

この工事の内容ですけれども、ポンプでなしに制御盤というか、電気関係の工事が主なものとなっております。

以上です。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 要は、ポンプ自身のタービンというか、ああいうやつは、どない言うたらええの、さわらんと、制御盤の更新ということで。

今、もう制御盤悪うて、あそこの志知排水機場のポンプあんまり回ってなかったんかなと思ったりもするねんけど、その辺は、今の現状でもそういうふうには使用は可能やけど、制御盤の更新ということですか。

○原口育大委員長 管理課長。

○管理課長（原口久司） ポンプについては修繕きくんですけれども、電気関係の制御盤についてはもう古くて修繕がきかないということで、全体的に更新するということでございます。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。
吉田委員。

○吉田良子委員 169ページの公園遊具維持工事費470万円というのが上がってるんですけれども、これはどこの公園の整備なんでしょうか。

○原口育大委員長 管理課長。

○管理課長（原口久司） この工事費については、旧三原にあるセンターパークの木の遊具がちょっと経過年数忘れましたが大分、一度も恐らく塗りかえというか、防腐剤とか、そういうのをしてないので、より長く遊具をもたせるために、このたび塗装というか、防腐剤をして塗装ということで工事費で上げております。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 センターパークの今ある遊具を長寿命化するというような話だったかと思うんですけども、やりかえということは考えられなかったんですか。

○原口育大委員長 管理課長。

○管理課長（原口久司） あのセンターパークについては、当時、予算も大分大きな金額で工事されていると思います。

今度、今のままの遊具というか、木のああいう形になれば新しくできないんじゃないかなということで、長く使うということで修繕というふうな格好で考えております。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 結構、この遊具というのは小学生以上でないとなかなか使いにくいものなんですけども、見てみますと、小さい、保育所へ行ってる子供たちも行ったりしてるんですけども、そういう低年齢使用の遊具の新設というのは考えられないんでしょうか。

○原口育大委員長 管理課長。

○管理課長（原口久司） 今、考えてないんですけども、たまに見回りをしてますと、親子で小さな子供も滑り台等で遊んでいる状況を見かけます。

現状では新しく遊具ということは考えてはおりません。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 課長もちょっと認識してるようなので、ぜひ新規で滑り台とか、そういうのもぜひ考えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○原口育大委員長 管理課長。

○管理課長（原口久司） 今、設置しております滑り台、大変上まで上がると、小さい子供は1人では危険な遊具だという感じはしております。

ただ、途中から、今言いましたように、保護者の方が乗せて滑り台滑らすとか、砂場もありますので砂場で遊ぶとかいうふうなことも見かけております。

今後、利用状況なり要望なり聞きながら、そこらの点は考えていきたいと思っております。

○原口育大委員長 ほかに。
谷口委員。

○谷口博文委員 消防のことでちょっと、175ページの消防施設費の中の備品購入費1,550万円と、それと次のページの防災資機材備品購入費510万円について、どういう資機材の整備に当たられるんですか。

○原口育大委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） 1,550万円につきましては消防積載車等の購入費で、これにつきましては神代の小型動力ポンプ、それから幡多の。申しわけありません。

○原口育大委員長 調べている間に、木場委員。

○木場 徹委員 169ページ、13節、委託料の中で、花木管理委託料361万2,000円、この中には桜ヶ丘のイブキのかわりに桜をとというような話があったんですが、この中に入ってるんですか。

○原口育大委員長 管理課長。

○管理課長（原口久司） この花木管理委託料については、このたびオープンします若人の広場の公園の管理の委託で置かせてもらっています。

以上です。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 したら、桜ヶ丘の関係のイブキの剪定とか桜の木の剪定とかはどこに予算措置されてますか。

公園の管理になったと聞いておるんですけども。

○原口育大委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 桜ヶ丘公園、いわゆる慈母観音像のところでございますが、そこにつきましては墓地ということで、従来は生活環境課のほうで管理していただいておりましたが、その後、あそこも非常に景観のいいところでもありますし、従来から桜が植わっておったというふうなところで、協議しまして、今回、公園というふうな地目を変更させていただきました。

それで、商工観光課のほうで、あの周辺環境整備ということで、樹木の伐採ということで、今年度、予算化はしてなかったんですが、残予算の中で展望台のところの樹木を伐採しております。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 今、聞いたのは、植樹とか計画はないんですか。

それと、進入路の関係、県道からの、以前から言うところの進入路、市道を廃止して今度、あと土地の所有者と交渉しますとだけ返答があって、それから以降ないんですけども、どういふ状況になっておりますか。

○原口育大委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 土地の所有につきましては、塩屋土地というところが持っておるわけでございますが、一度、そちらのほうへ尋ねまして、今回の樹木の伐採については、していただけないかと、今までは三洋グループさんのほうでやっていただいていたんですが、長いこと放ったらかしになっておると。

それで、していただけないかというところから話を持っていきましたが、もう向こうのほうではそれはできないと、市のほうで何とか考えてほしいということで、では、市のほうで検討して刈らせていただけてよろしいかというところから始まりまして、今回伐採になったわけでございます。

それと、あと、木場委員のおっしゃる植樹計画等につきましては、現在のところ、まだ予算化はしておりませんが、周辺の調査をし、また、土地所有者ともこれから協議を重ねて検討していきたいというふうな考えております。

○原口育大委員長 進入道路のほうは。
管理課長。

○管理課長（原口久司） 道路管理、市道の管理ではないんですけども、進入路については、以前、市道に認定した経緯がございます。

ただ、今、以前、塩屋土地がいろいろ分筆なり測量したときに、その話の中で、地元を含めて市道廃止ということがあった経緯は聞いております。

以上です。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 それは以前に一般質問で聞いたことなんよ。

それで、あと、そのときに相手方と進入路並びに駐車場について協議しますということで終わっとったんよ。その後、どないなったんですかと聞いてるんです。

○原口育大委員長 管理課長。

○管理課長（原口久司） 私のほう管理の関係で、以前、木場委員さんからそういう問い合わせがあったので、塩屋土地のほうと何回か連絡をして話をさせていただきました。

ただ、そのときは、以前のように市道ではないんですけども、管理用道路というか、進入については特に今までどおり使ってくださいということのお話でした。

それで、地元があそこの桜ヶ丘公園に入るのに、もし進入路を塞がれたらという心配があったと聞いてましたので、もし、地元が心配であれば塩屋土地さんのほうに一度行かせてもらって、それはお話、協議させてもらおうということで終わっております。

○原口育大委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 今、木場委員さんのおっしゃるのは一般質問の中で、イブキの手入れとか、進入道路の関係で検討するということで、イブキについては、先ほど課長が答弁したように、今回、残予算の中で行うと。

道路については、また今後、塩屋土地の協議がまだあるということなので、塩屋土地、土地の所有者にもお断りしないといけませんので、そこら辺はまた検討させていただきたいと思います。

○原口育大委員長 よろしいですか、木場委員。

○木場 徹委員 終わります。

○原口育大委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） 申しわけありませんでした。

それでは、備品の購入のほう1,550万円の部分につきまして御説明させていただきます。小型動力ポンプが5台、軽の積載車が1台、普通の積載車が1台で1,550万円になります。

続きまして、510万円の部分につきまして、これにつきましては避難所用の仮設ルームと防災畳セット、それから災害対策用の浄水器の購入で5,100万円の計上をさせていただきますいております。

以上でございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 避難所用のやつはどこに、今言った備品を保管させるんですか。

○原口育大委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） これにつきましては、各避難所もあるんですが、今のところ、どこということではなしに、とりあえず緑の防災センターのほうで一時して、それから配布のほうを決めるように、今はしております。

以上です。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 福良小学校の、あそこにでも置くんかいなと思ったら、緑の防災の、あの県のどこへ置くの。緑の、倭文支所の2階へ上げるのか、県のサンライズに上げるのか、福良の指揮所というんか、どこへ置くの。

○原口育大委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） 最終的には各避難所のほうへ配布するんですが、今現状、ま

だそこまで配布場所を決めてないので、今のところは緑の防災センター、倭文支所のほうの3階のほうを考えております。

○原口育大委員長 登里委員。

○登里伸一委員 175ページに防災会議委員というのがあります。この防災会議には女性は全部で何人とかというので、女性がどれぐらい入ってるか知りたいんですけども。

○原口育大委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） 防災会議委員には2名の方に入っていていただいております。

○原口育大委員長 登里委員。

○登里伸一委員 全体は何名ですか。

○原口育大委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） 全部で33名の委員の中で2名の女性の方に入っています。

以上です。

○原口育大委員長 登里委員。

○登里伸一委員 そこで、やはり避難した場合とかいろんなときは、どうしても女性の力が要りますので、その意見が非常に大事だなと思いますので、できるだけ女性をたくさん加えるように、今後の検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 168ページ、公園費というのは、これは若人の広場公園のことですね。

この臨時職員というのは、何人置くわけですか。

○原口育大委員長 管理課長。

○管理課長（原口久司） 若人の広場では、開園日は年間通じて365日開園を予定しています。

そういう中で、常時1名の管理人は事務所というか、管理にいけるということで、人数としては2名分の賃金でございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この募集は、公募によるものになってるのでしょうか。

○原口育大委員長 管理課長。

○管理課長（原口久司） 公募ではございません。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 公募にするべきではないのかなというふうに思っておるんですけども、シルバーでやるんですか。

○原口育大委員長 管理課長。

○管理課長（原口久司） シルバーではございません。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 公募なりシルバーなり、どう言うんですか、割と安定した雇用ということになっていきますよね。

採用を、そしたらどのようにして採用を決めていくんですか。

○原口育大委員長 管理課長。

○管理課長（原口久司） 若人の広場、都市公園として開園するんですけども、もう一面、恒久平和というか、戦没学徒を追悼した施設、それから、それらを含めた学習の場等

も考えております。

そういう中で、語り部じゃないんですが、そういう知識のある方というか、そういうことで考えております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そういうことのできる人という募集したらいいんじゃないんですか、公募したら。

どうなんかな。

そしたら、考え方ですけども、そういう職員、臨時職員であっても、広くやっぱり人材を求めるといふ姿勢が必要でないかということをお願いだけなんです。どうですか。

○原口育大委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（岩倉正典） 確かに委員のおっしゃることも私も思っております。

ただ、委員もよくわかっておると思うんですけども、本施設、もともと戦没学徒の追悼施設であったということを、このたび事業を行うに当たって市の都市公園の一つとして設置して、今、都市整備部のほうで管理するという流れになってございます。

ただ、この公園、単なる公園ではなく、今後、いろんな使用用途に発展する公園でありますし、もともとのこの公園自体のできてきた経緯等々を訪れる方々に説明していくことによつて、また、この公園が単なる公園でなしに南あわじ市の観光施設の一つとして利用ができる動きがある期待を持っておる施設でございます。

そういったことでございますので、今回の臨時職員2名につきましては、そこらの経緯等々を十分踏まえた職員OBの方々に今、お願いをしておるのが現実でございます。

本来、委員のおっしゃるとおり、全て公募でできる部分もあろうかと思ひます。ただ、そういったいろんな経緯、いきさつ、現状等を勘案した中で、急遽このような格好で運営を行っていくということに決定をいたしておりますので、御理解願ひたいと思ひます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いろいろ周りからの声も聞こえてくるんですけども、学芸員とか何か資格を持っておるといふことであればそれで結構です。それであれば結構です。どなたがなるか、またあそこに行つてお話聞きたいと思ひます。

終わります。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 私も、うわさなんですけど、そういうところへ行きたいなという市民の方も相当おられるわけやな。うわさでは、元部長で、一回天下って、それでまたここへ行くといううわさがあるんですが、岩倉部長、その人なんですけど、本人がそない言よるって私、聞いたんです。

阿万の人やって聞いとるんやけど、間違うとるけ。間違うとったら謝ります。管理者、阿万の人になるんですか。

○原口育大委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（岩倉正典） 確かに阿万の人でございます。

ただ、管理者というわけでなしに、先ほどうちの課長のほうから申しあげましたように、施設のほうをお世話いただく臨時職員という立場の中での採用でございますので、施設長とか管理者的な分でも私ども考えておるわけではございません。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 委員長、私、そんなんでは言よらへんのや。それは執行部でいろいろな絡みで旧町時代からそんなことは常時行われてきとるんです。

ただ、やはり、そういうことは水面下で、我々にわからんように、市民もやっぱり納得のいくよう、例えば募集する格好するとか、いろいろあると思うんやな。

そうでないと、このままではちょっと、ほんまに今度のことはひどいと思う。これはひどい、これはほんまに、ちょっと国に見られるようなことやりよんのか知らんけど、わしはちょっとひどいなと思うわ。

もうちょっと合法的に、そんな、本人が漏らしとるような、こんな。ほんまに。こんなんな、市民はほんまに納得せえへんで。

無報酬ですか、部長。ボランティアでやってくれるの、違うでしょう。

退職金もうて、一旦天下って、それでまたそこへ行って、こんなん、まだまだそんなこと多数決で議決されるんかしらんけど、ちょっとほんまにひどい。これはほんまに市民感情で、あとの2人もどんな人雇われとるのか知らんけど、やっぱり、そういうものは募集して、一旦、まないたの上に乗せて、それは選ぶんは執行部が選ぶんやから、そういうふうにしたら何じゃ問題はないだろう。

縁故かかるととか、市長と気安いととか、副市長と気安いとかって言われんで済むわけやな。今回のこと言よらへんで。

だけど、やっぱり、そんなことが我々に聞こえてくるということは、市民がそういうことを阿計さん、あんまりひどいん違いますかということを言われた。もうちょっと水面下でばれんようにやらなんだら。

ほんま、一般常識で、答弁、もうどないもできへんだけど、私はそない思います。これは私のごだやと思って聞いといてもらったら。

市民はそんなふうと言よると。

○原口育大委員長 暫時休憩します。

再開は5時40分とします。

(休憩 午後 5時30分)

(再開 午後 5時40分)

○原口育大委員長 再開します。

ちょっとお諮りいたします。

本日の審議ですが、かなり時間が押しておりますので、教育費についてはあすに回して、それまでの審議としたいと思うんですけれども、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 では、これより質疑を再開します。

質疑ございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 163ページの道路新設改良費でお伺いいたします。

これまでも一般質問等で話が出ております、この庁舎の前の道路を国道に接続するという話がありましたけれども、この平成27年度予算の中にそれは組み入れられてるのかどうかお伺いいたします。

○原口育大委員長 建設課長。

○建設課長(赤松啓二) おっしゃるとおり、予算措置はしてたんですけども、道路の用地の地権者との交渉が難航しておりまして、本年度の工事はできないということがございます。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今言う、本年度というのは平成27年度ということを指すんですか。

○原口育大委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 申しわけございません。平成27年度、工事をする予定でございます。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 平成27年度に工事着工、その開始予定時期はいつを見込んでるんですか。

○原口育大委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） こちらの予定としましては、新年度、平成27年度7月、8月ぐらいに用地交渉締結をして、秋から工事を始めたいというのが建設課のほうとしては、そういう予定で今、計画しております。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 秋から工事して、完成はいつでしょうか。

○原口育大委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 延長的には120メートルほどですので、平成27年度末で完了できると考えておりますけれども、今、御存じのように国道28号線の工事をやっていただいております。

この工事が平成28年度完了の予定でございますので、その辺との調整がありますので、場合によっては少し延びるかもわかりません。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それと、ここはそういうふうに道路が改良されたら、安全対策ということで信号設置ということも考えられると思うんですけど、そこら辺の国道との話し合いというのはどうなってるんでしょうか。

○原口育大委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） これについては、当然、公安委員会とも事前協議はしてあるんですけども、円行寺の現在の信号との距離が近過ぎますので、今の段階では信号の予定はありません。

右折だまりを設置するという事で対応しております。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、ここから入っていく道路と国道では右折だまりをつかって車を誘導するという事で、信号設置は難しいということなんですね。

○原口育大委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 現在のところ、協議の中ではそういうことになっております。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今、円行寺橋の改良が平成28年度ということで、そこら辺の整合性もあると思うんですけども、やはり、よくこの道路改修のことを聞かれるので、できるだけ早く完成をお願いしたいと思います。

終わります。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 赤松課長に確認させていただきます。

私、これもうわさなんですけども、この用地買収について、非常に厳しい状況やって聞いてんのやけども、それは大丈夫ですか。

○原口育大委員長 管理課長。

○管理課長（原口久司） 用地については、道路用地としては、道路用地に提供するというに反対ではないということでございます。

ただ、相続というか、そこらの中でちょっと時間がかかるということで、聞いておる中では、道路に用地を提供するというに反対ということではないと理解しております。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 私も知っとるんやな。

それで、何か市のほうはそんでいけるみたいに楽観しとるようなけども、かなり厳しいん違うかと私は思うねん。それで、課長が先ほどできるようなことを言ったんで、もし、できなったら、これはまたうそついたみたいになってくるよって、ほんまに厳しい状況やと私は思うねんけど、大丈夫ですか。

○原口育大委員長 管理課長。

○管理課長（原口久司） そこらは、市としては用地単価等も提案しておりますし、市役所からの国道についてのある幹線道路ということも相手は御理解していただいております。

ですから、市の交渉については随時お願いという形で足を運ぶということで考えております。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 最後。

これは必要不可欠な道路なんで、思い切った行動をとってほしい。そうしたら解決すると、私はそない思います。

終わります。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。

登里委員。

○登里伸一委員 市営住宅のことでお聞きします。

湊の西の、これは非常に年数も古いと思うんですけども、あの辺の計画は持っておるんでしょうか。

○原口育大委員長 管理課長。

○管理課長（原口久司） 御存じのように、福良住宅を住宅マスタープランによって建設して今年度から、平成26年度から広田のほうで集約ということで、古い老朽化した住宅を一つにまとめてというか、そういう事業でございますが、その広田地区の住宅が終わりましたら、次、西淡三原で20戸、あと賀集南淡で20戸というふうな住宅マスタープランによる計画を持っております。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 それでは、質疑がないようですので、この款につきましては質疑を終了いたします。

お諮りします。

本日の審査はこれまでとし、次の審査はあす3月13日、午前10時より開催することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 異議なしと認めます。

よって、本日の審査はこれで終了いたします。

長時間お疲れさまでした。

（閉会 午後 5時48分）

予 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

日 時 平成27年 3月13日
午前10時00分 開会
午後 4時08分 閉会
場 所 南あわじ市議会議場

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（16名）

委 員 長	原 口 育 大
副 委 員 長	柏 木 剛
委 員	阿 部 計 一
委 員	熊 田 司
委 員	長 船 吉 博
委 員	木 場 徹
委 員	蛭 子 智 彦
委 員	吉 田 良 子
委 員	小 島 一
委 員	森 上 祐 治
委 員	北 村 利 夫
委 員	印 部 久 信
委 員	川 上 命
委 員	登 里 伸 一
委 員	中 村 三 千 雄
委 員	谷 口 博 文
議 長	廣 内 孝 次

欠席委員（1名）

委 員	砂 田 杲 洋
-----	---------

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	小 坂 利 夫
課 長	垣 光 弘

書	記	船	本	有	美
書	記	齊	藤	浩	平

説明のために出席した者の職氏名

副市長	川野四朗
副市長	矢谷浩平
教育長	岡田昌史
市長公室長	土井本環
市長公室付部長(総合調整・新庁舎建設担当)兼新庁舎建設推進事務局長	橋本浩嗣
総務部長兼選挙管理委員会書記長	細川貴弘
財務部長	神代充広
市民生活部長	高木勝啓
健康福祉部長	馬部総一郎
産業振興部長兼鳴門の渦潮世界遺産登録推進室長	興津良祐
農業振興部長兼食の拠点事業推進室長	神田拓治
都市整備部長	岩倉正典
下水道部長	原口幸夫
教育部長	太田孝次
総務部次長兼総務課長	佃信夫
農業振興部次長	森本秀利
教育委員会次長兼教育総務課長	藤岡崇文
会計管理者兼会計課長	堤省司
市長公室課長(大学応援プログラム推進担当)	北川真由美
総務部防災課長	藤本和宏
総務部情報課長	土肥一二
三原総合窓口センター所長(地域防災・振興担当)	柏木浩一
南淡総合窓口センター所長(地域防災・振興担当)	松本典浩
財務部財政課長	和田幸三
財務部管財課長	富永文博
市民生活部市民課長	塔下佳里
市民生活部税務課長兼収税課長	山崎稔弘

市民生活部生活環境課長 兼衛生センター所長	北	口	力
健康福祉部福祉課長 兼 少 子 対 策 課 長	田	村	愛 子
健康福祉部長寿福祉課長	大	谷	武 司
健康福祉部保険課長	川	本	眞 須 美
健康福祉部健康課長	小	西	正 文
産業振興部商工観光課長 (マーケティング戦略室長) 兼 企 業 誘 致 課 長	阿	部	員 久
産業振興部水産振興課長	榎	本	輝 夫
農業振興部農林振興課長 兼 農 業 共 済 課 長	宮	崎	須 次
農業振興部農地整備課長 兼 地 籍 調 査 課 長	和	田	昌 治
都市整備部建設課長	赤	松	啓 二
下水道部企業経営課長兼下水道課長	村	本	透
教育委員会学校教育課長 (学校教育指導主事)	廣	地	由 幸
教育委員会人権教育課長 兼生涯学習文化振興課長	福	原	敬 二
兼 玉 青 館 館 長 監査委員・固定資産評価 審査委員会事務局長	片	山	雅 弘
農業委員会事務局長	小	谷	雅 信
埋蔵文化財調査事務所長	山	見	嘉 啓

II. 会議に付した事件

付託案件（一般会計）

1. 議案第80号 平成27年度南あわじ市一般会計予算

〔歳出の部〕

- ⑥款10. 教育費 (P. 178～P. 218) …………… 3 4 5
- ⑦款11. 災害復旧費 (P. 218～P. 219) ～款12. 公債費 (P. 219) ～款13. 諸支出金 (P. 220～P. 221) ～款14. 予備費 (P. 221) ～給与費明細書 (P. 222～P. 229) ～債務負担行為に関する調書 (P. 230～P. 235) ～地方債に関する調書 (P. 236) …………… 3 9 1

付託案件（特別会計）

- 1. 議案第81号 平成27年度南あわじ市国民健康保険特別会計予算…………… 3 9 9
- 2. 議案第82号 平成27年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計予算…………… 4 0 3
- 3. 議案第83号 平成27年度南あわじ市介護保険特別会計予算…………… 4 0 5
- 4. 議案第84号 平成27年度南あわじ市訪問看護事業特別会計予算…………… 4 1 5
- 5. 議案第85号 平成27年度南あわじ市土地開発事業特別会計予算…………… 4 2 6
- 6. 議案第86号 平成27年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計予算… 4 1 6
- 7. 議案第87号 平成27年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計予算…………… 4 1 7
- 8. 議案第88号 平成27年度南あわじ市下水道事業会計予算…………… 4 3 4
- 9. 議案第89号 平成27年度南あわじ市農業共済事業会計予算…………… 4 4 0
- 10. 議案第90号 平成27年度南あわじ市国民宿舎事業会計予算…………… 4 2 9
- 11. 議案第91号 平成27年度南あわじ市広田財産区管理会特別会計予算…………… 4 4 4
- 12. 議案第92号 平成27年度南あわじ市福良財産区管理会特別会計予算…………… 4 4 5
- 13. 議案第93号 平成27年度南あわじ市北阿万財産区管理会特別会計予算…………… 4 4 6
- 14. 議案第94号 平成27年度南あわじ市沼島財産区管理会特別会計予算…………… 4 4 6

III. 会議録

予算審査特別委員会

平成27年 3月13日(金)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 4時08分)

○原口育大委員長 おはようございます。

ただいまから予算審査特別委員会を開催いたします。

なお、本日、教育部の川上課長につきましては、友好市町の大野市への出張のため、また、食の拠点と若人の広場担当課長につきましては、あすの式典準備のため欠席したいとの申し出があります。それぞれ許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

⑥款10. 教育費 (P. 178～P. 218)

○原口育大委員長 それでは、これより審査を行います。

款10、教育費、178ページから218ページまでを議題といたします。

質疑ありませんか。

阿部委員。

○阿部計一委員 これ、ページ数は関係ないんですが、保育園無料化というようなことで、私立の保育園が南あわじ市に一つあると。そういうことで、今回、市長のクリーンヒットと申しますか、少子化対策に対する大きな政策転換があったわけでありまして。そういう中で、その私立幼稚園が非常に厳しい状況になってると。

そこで、私、所管なんですけど、あえて幹部職員も皆さん出席していますし、旧南淡町時代とのいきさつについて、一度お話をさせていただいて、そして、再度、検討していただきたいと思っております。

さゆり幼稚園につきましては、昭和63年に、徳島の業者です。当時は南淡町が中学校が統合したのが58年、中学生、当時約900人ぐらいたったのが、今、この前も卒業式に行きましたけど、400人、半分になってますし、小学校はちょうど当時は400人ぐらいたったと思います。それと、保育園については、もう阿万でも入れない、北阿万もアウトという時代があったわけなんです。そういうことで、たしか、福良には私立か市立か知りませんが、キリスト幼稚園というようなのがありましたけども、ちょうどその当時に、潮美台開発等もあって、子供も大勢生まれるような状況でありました。

そういうときに、市が誘致したんではありません、町が誘致したんではないんですが、そういう話があって、江本町長だったと思います。教育長が元坂川町長であったような気

がいたします。当時、私はちょうど文教委員長であったということで、その開園式も出席をさせていただきました。そのようなことで、そういうしがらみの中で、そういう幼児教育の町の教育の一端を担ってきた一つの幼稚園なんですね。それが今回、3歳以上無料化というような形になって、非常に厳しい状況に置かれているということなんです。

それで、やはりそういう厳しい時代に、これはまあ一つの企業といえれば企業なんです、そういう行政に協力してきたと。そういうことを考えますと、今回、こういう急に、いいことなんですけども、大きな政策転換があったということは、これはそのまま、私は1万1,300円ですか、そういう方法で、結局はさゆり幼稚園の場合は9,700円の自己負担というようなことは、私はちょっと酷ではないかというようなことで、そういう事情も配慮していただいて、何とかいい方法を検討してもらえないかと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○原口育大委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 今、お話を聞きました。内容等は、そうした非常に子供さんが多い時代に幼稚園を受け入れる、子供たちを受け入れる態勢が十二分にできてなかったと、そんな中で、さゆり幼稚園が開設をして、子供たちのために受け入れをしたというような状況というふうな感じをしました。

内容等、聞きましたけれども、やはり我々としては、十二分に協議をしてきました。そして、さゆり幼稚園の方とも2回お会いをいたしました。そうした中で、十二分に検討を重ねてきたわけなんです、やはり、基本は市の条例、規則に沿った形で無料化をやっていくというのが基本だということを相手側手にも説明もいたしました。

そうした関係で、1万1,300円ということで話をさせていただきました。これは、1万1,300円については、この前の説明でも回答させていただいたわけなんです、従来、2子以降の免除という、補助金を出すということの継続をしてやっていくということで、1万1,300円ということで、第1子についてもそれを踏襲しますよというようなことを言わせていただきました。

それと、やはり私立の幼稚園については、やはりその特異性というか、小さいときから教育に力を入れていくとか、スポーツに力を入れていくとか、そうした私学のよいところがあるかと思えます。そうしたことで人を集める、子供たちに通っていただくというようなことが方針でないかなというふうに思います。

基本方針というか、市として、教育部として、考え方としては、今まで言ってきたとおりです。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員　　いや、それでね、私が今、説明したような、仮にもそういう旧南淡町の教育行政に、私も文教委員長としてそういう携わった中で、いきさつも今、説明しました。そういうことを、中田市長もそういう事情も全部知ってるんですか。知った上でこの判断をされたんですか。基本方針ですいうて、今言うたこと、中田市長に、これは連絡しようがないわな、きょう、私、初めて言うてんですから。

そういう事情があって、合併したとはいえ、これはやはり、旧町のしがらみというのは継続していくもので、これは当たり前やと思う。そういう、本当に阿万の子供が、北阿万も入れへん、福良の幼稚園へ行く、そういう厳しい状況の中で、それが今、部長がおっしゃった、幼稚園はまた教育目的が違ふと。それは、私は柳幼稚園は、それは一緒にすべき、それは関係ないと思う。あそこは洲本市に籍を置いて、そういうまた授業料も違ふやろうしね。それは違ふと思うけど、もともと南あわじ市に籍を置いて、南淡町の潮美台に籍を置いて、協力をしてきた施設なんですよ。

私が言いよるのは、こういう事情はよく、ほんで、7人ですよ、今いるの。ほんで、新聞発表では、もう1,100人ぐらい全部3歳児は無料やというような発表をされましたし、当然、無料というような感覚でとっとっらしいんですけどね。その点について、今言うたこと、何ですか、市長にも説明も何もせんと、基本方針で行くんですか。

○原口育大委員長　　教育部長。

○教育部長（太田孝次）　　この件に関しましては、市長とも十二分に協議をして、こちらのほうも説明もし、そうした方針で行くということで了解を得て、そういったことになっております。

○原口育大委員長　　阿部委員。

○阿部計一委員　　これ、私、でたらめで言うとなのと違ふねん。自分も文教委員長でそのときの教育行政に携わっとんねん。開園式も行って、ほんまにそういう旧町の、それは教育目的は違ふいうたけど、それは違ふところはあると思いますけども、やはり保育所としてもそうでしょう。北村委員も言われてましたけども、保育園に行こうと思っても、例えば専業主婦の場合は入れなんだんで、その当時、絶対入れなんだんですよ。そういうこともあって、そういう徳島からの私立の幼稚園が来ていただいて、それは町としたら、随分とそういう幼児の教育に助かっているわけなんですよ。

そういうことも話を十分していただいて、昔のいきさつも、そういう話を聞いて、それは切り捨てるんやったら切り捨てるで、執行部の方針やから、我々はどうか言うたところ

ろで太刀打ちできへんと思うねけども。私は、でもちょっと、もうちょっと温情のあるやり方があると思うんですけども。これは教育長、一回、答弁してくださいよ。

○原口育大委員長 教育長。

○教育長（岡田昌史） この件について、先ほど部長からも答弁いたしました。26年度までというのは、委員も御承知のように、第2子、第3子の方については無料というのをやってきました。その時点でも、基本的には差額分については保護者の負担であったわけです。

今回、第1子にも拡充したということで、さゆり幼稚園さんの場合は、基本的には第2子、第3子の方々の部分が第1子に拡充になったというのが今の現状です。委員おっしゃってます昭和63年当時の旧南淡町時代のいわゆる保育に欠ける子でなくて、いわゆる保護者がおる家庭なんかは、保育所に入ることができなかったと。その当時、そういう幼稚園を設置していただいたことによって、子供たちがそこで幼児教育を受けれたと。長年、地域の中で貢献してきたと、このあたりについて何とかというお話なんですけども、今の時点でこの部分を、いわゆる1万1,300円の部分を議論するというのは、非常に今、難しいかなと思ってます。

先般も、うちのほうでさゆり幼稚園の関係者の方と何回か協議をしたそうです。まず、結果とすれば、一応の理解も得られたみたいな話を聞いたんですけども、今後、この27年度については、やっぱり今の基本路線というのは、市としては一部補助みたいな形で行かざるを得んのかなと。

さゆり幼稚園さんの方にも、いわゆる保育料の取り扱いといいますか、定額というところをまた一度検討いただくことも一つの手法でないかなという思いもしています。定額になりますと、やっぱりどうしても私立の場合は、2万数千円ぐらいの金額になってきます。当然、経営する上で最低限の数字かなと思いますし、そのあたりをいわゆる所得割的な取り組みがなされれば、もう少しまた市としても対応ができるんかなと、こんな思いでございます。ですから、今後、そういう方向でまたさゆり幼稚園さんとお話しする機会を持って、その辺について理解が得られればなど、こんな思いでございます。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 いや、今、教育長のお話ですと、何か向こう側も納得したというようなお話がちょっと出たんですけど、納得されたんですか。

○原口育大委員長 教育長。

○教育長（岡田昌史） 納得というよりも、市の説明で理解もいただいたという話を私自身は聞いたところでございます。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 私は、誤解あったらいかんで、さゆり幼稚園とは何の関係もございません。ただ、自分がそういう役職であって、そういう事情も知ってますから、こういうことを言ってるんです。それで、同じ子供が、南あわじ市の子供であって、保護者もそうであって、そういう旧町に貢献しているということで、こういうことを言ってるんであってね。やっぱりこれ、市長、おいでになっとったら。私言いよること、今、教育長に即決でどうこう、それは今、今回、教育行政も法律が変わって、首長もそれなりのやはりそういう大きな問題については教育長とお話をできる立場にあると私は思うんですよね。

ですから、やっぱり今私が言ったような話を、市長もそれは知らんと思いますよ。川野副市長おりますけど、当時は川野副市長、教育行政に携わってなかったと思うんですけれども、事情は知ってるのか知らんのか、私はわかりませんが、私は文教畑に12年おりました、当時そういう責任者であったということで、事情はようわかってますから、旧町では随分そういう面では助けられたと。ですから、こういうことを言ってるんですよ。

それで、こういうことを教育長、一回、市長にもこういう発言もあったということをお話して、私、今ここでどうこうしてくれとか、そんなことを言っておると違うんで、もう、基本方針はこうやからこうやというんであれば、それはそれで行ったらよろしいけれども、そういう話もせんと、そのまま突っ走るんですか。

○原口育大委員長 教育長。

○教育長（岡田昌史） 先ほどの答弁の中で、このままでずっとという思いではありません。さゆり幼稚園さんとも協議する中で、できるだけその方向で進めるような取り組みができないか、その辺については当然、先ほども教育委員会制度が改正されて、おっしゃってますように、当然、市長と十分協議をして、さゆり幼稚園さんの思いというのは重々わかっておりますので、その辺については今後協議して取り組んでいきたいと、このように思います。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 私はこれ、柳幼稚園も一緒に言いよんのと違いますからね。柳幼稚園

は洲本市に籍を置いて、これはまあ、1ランク上の幼稚園やと私は思うてますわ。それは対象外だと私は思っています。

ただ、旧町、市に籍を置いた子供でそういう事情があったから、やはり知らない方もおられるんで、そういうことを一回、今、教育長、一回市長ともそういうお話はしていただくということを言われたんですか。そういうことで、結果どないなるかわかりませんが、今も子供7人ですわね。そんなんで、そういうことが一方的に行くと経営上も厳しくなると、これは当然、そないなってくると思うんで、ひとつよろしく御配慮をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○原口育大委員長 ほかに。
 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今の関連になるんですが、条例上、応益の場合は無料化できないというような説明をされておったように思うんですね。応益分についてはね。条例上できないというのはどういうことなんでしょうか。もう一度説明いただけますか。条例規則上、応益の場合はできないという答弁、説明だったですよ。

○原口育大委員長 教育委員会次長。

○教育委員会次長（藤岡崇文） 応益の場合は無料化できないという答弁をしたのであれば、若干、誤解があるかもわかりませんが、今現在で言わせてもらいますと、幼稚園の場合、保育料といいますか、授業料が6,000円と午後の特別保育が5,300円、この部分については2子以降無料と、これが応益負担です。ただ、12月の議会でもお話をさせてもらったとおり、この4月から新しく子ども・子育て支援新制度が始まります。

それで、当初、幼稚園と保育所であれば、今のまま応益負担のままで行くことも可能なんですけども、公立の幼稚園の場合、1号認定、2号認定、3号認定、そういう制度がスタートするわけなんですけども、それとあわせまして、南あわじ市の場合は、私立の保育所が認定こども園でスタートするというようなことがございましたので、1号認定の世界で同じ市の中で違う応益負担と応能負担に分かれるというようなことがあってはならないということで、12月の議会では条例改正をさせてもらって、公立の幼稚園でありながら1号認定の部分については、認定こども園の1号認定と同じような制度でスタートさせることが市民の負担の公平性につながるということで、条例改正をさせていただきました。

それで、今回のお話は、私学の幼稚園の授業料といいますか、保育料につきましては、私学が独自に決めて運営しているものでございますので、その部分の応益の負担を全て無

料にするのは難しいという、公立と私学の差を市の公費で全部補うのは、全部補って無料にするのはおかしいという説明ではなかったかと思います。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、考え方の問題であるというふうにとらえられるんですけども、どうでしょうか。

○原口育大委員長 教育委員会次長。

○教育委員会次長（藤岡崇文） 応益負担というのは、幼稚園、幼児教育の場合は、これ、文科省の管轄ですけども、幼稚園の幼児教育の部分、午前中のおおむね4時間の部分なんですけども、これは多分、全国的にそうやと思うんですけども、応益負担という形になってます。これは保育所と大きく違う部分やと認識しております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ページ194に、補助金ということで、私立幼稚園保育料等減免支援補助金93万円というのがございますね。これはこれとして、今の考え方で行くと、私学の幼稚園に対して応益分を支出するのはおかしいと、公益性がないというような印象を受けたわけですけども。

○原口育大委員長 教育委員会次長。

○教育委員会次長（藤岡崇文） いえ、そういうことを説明させてもらったわけじゃないんですけども、この今の予算書に上がってます93万3,000円、これにつきましては、これは11月の時点での予算要求のときの数字で、若干、現在の無料の関係と整合性がとれてない部分もあるんですが、これは従来の子以降の無料に対する私学の応益負担の額と公立の幼稚園の応益負担の額がございまして、それで、公立の幼稚園の利用者負担額の全額の分と同じ分を私学の補助金として、第2子以降の無料分として、補助金でもって助成させてもらってる分がございまして。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ですから、考え方の問題であって、私学であったとしても、今でも私

立高等学校に対してでも公的な支援があると。たとえそれが私学であったとしても、その子育ての支援ということで、それぞれの目的を持って通っている子供たち、あるいはその保護者に対する支援をするということが、今度の保育料、3歳～5歳児からの全額無料化ということとも矛盾しない話だと思うんですね。

ですから、そこはやはり考え方の問題であって、その支給すべき条例、要綱が整っていないのであれば、条例、要綱、規則を整えて支給することは当然可能であるというふうに理解するわけなんです。それはもう単費で、市単でやるわけですから、やれるんじゃないんですか。

○原口育大委員長 教育委員会次長。

○教育委員会次長（藤岡崇文） おっしゃることは非常によくわかるんですけども、当然、私立の幼稚園につきましては、私学助成とか国・県の補助金で、私学の設置につきましては、県が管轄としております。市は、ほとんどといってもいいほどかかわっていないわけなんです。それで、公立の幼稚園のことは、よく御存じやと思うんですけども、公費を投入することによって、私学と比較して低い利用者負担額で通っていただく。

それで、南あわじ市には島内3市と比べましても、エリアは限られてますけども、私立の幼稚園と公立の幼稚園がございまして、公立の幼稚園のほうが多いというような現状がございまして。それで、その私学に行くのか公立に行くのかというのは、当然、保護者の選択肢によるというふうに認識しております。

それで、私学に行っておられる保護者の利用者負担額を公立に通っておられる利用者負担額と全く同じ公平性をもって助成することで、利用者負担額は私学に通う方の選択肢で上乗せの分という言い方はおかしいんですけど、市の利用者負担額の補助を超える分については調整して、2子以降の場合でも通っていただいているというところは、それは私学の幼稚園のよさではないのかなというふうに思ってます。これは、昔から、今も昔も多分そうやと思うんで、それは私学の努力の部分かなということで、それに魅力を感じて行っておられる保護者の方がおられると。

それはその部分で、そこまで市のほうで、県とか国とか、またお考えが、助成制度があるのであれば、それを活用しながら埋め合わせはできると思うんですけども、そこへ市がまた公費を上乗せするということになる、公立の幼稚園に通っておられる保護者の方との公平性がいかなものかという部分も若干出てくるのかなというふうに考えて、今回もそうですけど、2子以降のときと同じような補助制度の拡充ということでさせてもらっているところがございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、私学は選択であって、高くても保護者は選択をして行っておるという考え方に立っておるということですね。先ほどの阿部委員の質問はそうじゃないと。これまで、選択の余地がなくて行っておったと。その考え方、歴史のとらえ方の違いが現在の格差というか、分けて、私学の幼稚園関係だけは無料化できてないということになっておると思うんです。歴史のとらえ方が執行部と議員の中の考えとずれがあると、そういうことですので、これは考え方次第で、とらえ方次第で修正は可能であるというふうに、そういう説明を聞きまして、そういう印象を持ちましたので、参考にさせていただきます。

終わっておきます。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 わしも終わってんけど、今、次長の話の中で、選択と言いますが、保護者の選択でも、保育所は受けてないんですよ。それで、わざわざその当時、潮美台の幼稚園に行き、福良の幼稚園に行きよったんですよ。そんなことが、時代があったんですよ。もうそれから27年たってるんですよ。それは、そのときの少子化いうたら、今は少子化いうけど、そのときはまだまだ小学生、さっき言いよったように400人からおって、これは阿万の保育所に入れへん、入れても結局、そういう専業主婦とかそんなのがあって入れへん。選択の自由なんかないんですよ。そうでしょう。

ですから、おまんら勝手に選んで行ったんやないかと、そんな理屈はないと思います。そういう時代があったから、そういうさゆり幼稚園も、そういう市の旧町の教育の行政に協力してきたんやと。そやから、そういうことも加味した中で、温情な判断をしたってくれへんかということをおは言いよんねん。

そやから、そんな木でこすったみたいに、選択性があってこないしとんのやって、そんなことは、選択性がなくて、みんな福良まで行とった時代があったんですよ。そんなのわかってないでしょう。中田市長もそんなのわかってないと思うんですよ。現場に私はおったんやから、27年前に。そういうことを、教育長はこれから考慮してどうこう言いよるけど、それは次長か課長かわからんけど、そんな、そういう選択性いうたって、こっちはほんま、頭にくるわな。選択できなんだんやから。できへんよって、幼稚園行き、福良まで行きよったんや。何を言うねん。

○原口育大委員長 教育委員会次長。

○教育委員会次長（藤岡崇文） 申しわけございません。先ほどの阿部委員の質問に対

しての答弁は、教育長のほうからさせてもらったとおりでございます。先ほど、阿部委員のほうから、十分説明いただいた、当時の南淡町の事情は重々に、さゆり幼稚園の関係者の方からも聞かせていただきましたので、それは十分確認しておるところでございます。

ただ、私が申し上げましたのは、今、南あわじ市においては、公立の幼稚園が存在するのも事実でございますので、それとの比較ということで、ちょっと言葉が間違った使い方をして申しわけなかったかもわかりませんが、そういう部分で説明させてもらったところでございますので、御容赦願いたいと思います。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。
北村委員。

○北村利夫委員 関連で。第2子以降無料化になった、そのときのやつを今も、第1子から無料になるやつも踏襲するんやという話でしたけども、ただ、この第2子無料のときもその幼稚園のほうの保護者にとっては、不満はあったんです。それは聞いてませんか。

○原口育大委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 第2子以降の無料化に始まったときの、さゆり幼稚園に通っている人たちの保護者の皆さん方の声というものは、直接聞いたことはございません。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 そして今回、1子から無料やということで、これは、さゆり幼稚園だけじゃなしに、南あわじ市のいわゆる家庭、お子さんのある家庭は、ああ、これで大分助かるわというのが第一印象やったと思うんです。そして、他市からも、南あわじ市へ行ったらええなど、1子から無料やなという形やったんです。そこで、ほんとわずかなんですけども、いわゆるその目からこぼれる人がいてるということについては、南あわじ市のいわゆる親御さんたちは、多分、みじんも思っただけなように思うんですが、その落胆というのは非常に大きいんですけども、どのように感じておられますか。

○原口育大委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 保育料の無料化、先ほど蛭子委員さんのほうから、少し話はずれるかもわかりませんが、高校の授業料の無料化と、義務教育化ということで、無料化になってきております。そんな中で、私立の高校とかそういったところについては、全額

無料というようなことではございません。やはり、ある程度、公立の高校に合わせた形の無料化というような形でやっております。そうしたことを考えますと、私立の保育料の無料化についても、そうした方向に行かざるを得ないのではないかなというふうな感じを持っております。

しかしながら、一方で、今までの経緯とか、そうしたことを話を聞いておりますと、そうした、誰も受け入れ先がなかった、そういった時代に受け入れをしてくれたというようなことを先ほど聞きました。そうしたことも十二分に配慮もする必要があるかと思うんですが、現時点では、先ほど来、教育長のほうからも報告をさせていただいたとおり、やはり、今後、さゆり幼稚園のほうと相談をさせていただきますが、やはり何らかの、応能割に変更するとか、認定こども園にやっていくとか、そうしたことを相談もさせていただいて、今回の27年度につきましては、市長とも相談をしていく必要があるかと思うんですが、今まで言うてきたとおりのことでございます。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 今まで聞いたことあるんやけどね。認定こども園にするんやって今から言うたって、これ、設備、やっぱり幾らか直さなあきませんよね。すぐ間に合いませんよね。そして、あと、いわゆる応能、応益なんですけども、ただ、今回、南あわじ市の打ち出したのが、所得制限なしなんですよね。所得制限あるんやったら、ある程度しょうがないかなというところがあるんです。定額制のところにとっては。これ、上限がなくなったということは、その部分がもう天井外れたということで、逆に言うたら、市としたら、支援しやすくなったんと違うんですか、私学に対しても。どのように思われますか。

○原口育大委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 所得制限がなくなって無料化というようなことを聞かれているんだと思うんですが、南あわじ市の幼稚園の保育料を算定するに当たって、保護者の皆さん方の市町村民税の所得割に応じて算定をしております。それを今回、無料化になったわけなんですけど、その応能割でやっていくというようなことで進めていたと。そして一方で、先ほど来、説明させていただきましたが、応益割、私立の幼稚園は応益割、一定額を徴収するというので、今回、補助額はその1段階から5段階までの南あわじ市の規則にのっとって、一番多い3段階の1万1,300円、これを補助をしていくということで、従来から1万1,300円で、たまたまというたら語弊がありますが、同じ金額になったわけなんですけど、第3段階の金額を補助していくということで考えております。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 それは結局、答弁になってへんやん。いわゆる所得制限がなくなっ
てんから、第1段階、第5段階と、意味ないんと違いますの、これ。

○原口育大委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） そのことについては、先ほど来言ってますとおり、私学と公
立の幼稚園の違いというか。

（発言する者あり）

○原口育大委員長 静粛に願います。
教育部長。

○教育部長（太田孝次） 私立と公立の幼稚園の違い、2万6,000円だったですか、
その金額と1万1,300円、その差額はあるわけなんです、そうしたことを全て同じ
ように補助すると、幾ら所得制限とかそうした無料化の中で撤廃されても、基準にのっ
ってやっていくというのが本来の形でないかなというふうに思います。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 撤廃されたら、その基準というのはなくなるんと違うの。

○原口育大委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 所得制限は、無料化ということでやっていくわけなんです、
基準はやはり、市としての基準にのっってやっていくというのが方針でないかなとい
うふうに思っております。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 これ、何度聞いてもわけわからへんのやけども。ただ、先ほど、いわ
ゆる認定こども園の話もちらっと出たんやけども、条例改正してできるようにしたとい
う形だったんですけども、ただ、あれ、幼保のいいところをとるとのことやから、いわゆ

る教育もするわけですね、認定こども園で。そやから、この幼稚園も教育という形なんで、親にしたらどっちに通わせても一緒なんです、どっちかといえば。ちゃんと見てくれるし。

そして、また放課後に見てくれる可能性もあるんやけども、ただ、この幼稚園の場合やったら4時ぐらいまでしか見てもらわれないということなんで、そこらから行けば、ある程度まだ応益の部分、サービスの部分については差が出ると思うんです。そやけども、授業料、いわゆる園児の負担、親の負担については、南あわじ市の市民であれば公平に受けられるように、このたび無料化したんやから、それを無料にするのが本来の姿じゃないかというふうに思ってます。これ、最後にしときますんで。

○原口育大委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 先ほど、教育長のほうから言われましたとおり、形としては、27年度については非常に難しいというふうに思いますが、市長とも相談をしていきたいと、そのように思っております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 もう一度確認なんですけども、結局、選択の余地がなくて私立幼稚園に通わせたという歴史的経過をどうとらえるかということと言いたかったんです。だから、例えば私学でも助成をしているやないかと、しかし、私学の場合、それも公立高校に行かなくなった中で行ってるけれども、しかし、南あわじ市の場合は、保育園が足りないということで行っていったと。私学の場合は、授業料の金額に応じて助成をして、国からの助成、私学助成というのもありながら、その整えということでやっておるんですけども、それとは、それはその選択の政策的選択でしょう。

私が言ってるのは、南あわじ市での政策的選択を言っておるんですね。私学の助成を言っとるんじゃないんですよ。南あわじ市の国による私学の助成とか県による私学の助成とか言っとるんじゃないくて、この実際に住んでいる、南あわじ市の中に住んでいる人たちに対して、南あわじ市はどういうことをしようとしているのか。歴史を踏まえてやってるのかやっていないのかということを知りたいわけなんです。そのところ、取り違えをしちゃったら困ると思うんですよ。

実際に7人というような数字が出てましたけれども、この基準というの、これは市が交付基準を決められるんであって、自分が決められるんでしょう。国が決めてきたものに応じてやってるんじゃないくて、そういう私立の保育園、幼稚園に通っている子供たちに対して、どういうふうになれば公平にできるかという基準を整えるのが、公平性を確保する

というのが市の仕事でしょう。自分でやろうと思ったらできるはずなんですよ。誰から言われてするものじゃない。市民や議会から言われてつくるものでしょう。

だから、自分たちに選択の余地があるわけですよ。主導権があるんですよ、南あわじ市に。それをやらないということだから問題と言っておるんでね。何か国の基準があるからそれに縛られてやっていますということじゃないと思うんです。私立の幼稚園であっても、そういう公平性を確保するために、金額的にはわずかなものなんだから、予備費も5,000万円もあるんだから、やろうと思ったらできるんじゃないですかということをお繰り返しておるだけなんですよね。そのとらえ方がちょっと違うんじゃないんですか、教育長。基準というのは自分たちでつくれるはずなんですよ。

○原口育大委員長 教育長。

○教育長（岡田昌史） ずっと先ほどから御意見いただきましたことを踏まえて、協議をしていきたいと、このように思います。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。
北村委員。

○北村利夫委員 196ページ、淡路人形座運営補助金、これについて。

○原口育大委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 今年度も2,000万円を計上させていただいております。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 2,000万円というのはわかっとなねん。これ、昨年度一般質問させていただいたんですけども、そのときに、このいわゆる淡路人形の運営に対して、資金不足が生じてきているということで、何らかの支援策を考えないかんとというような答弁があったわけなんですけど、それについてはどのようにお考えですか。

○原口育大委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 担当部局としましては、一般答弁のときにも多

分お答えさせていただいたと思うんですけども、文化庁並びに県の補助金の事業なりを活用し、できるだけ便利に使えるような情報を人形座のほうに提供しながら支援をしていきたいというふうに考えております。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いわゆる、それでこの人形座の運営がスムーズに行くというふうに思っておられますか。

○原口育大委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 大変厳しい状況だというふうに思っております。ただ、人形座のほうも、今、経営者会議を立ち上げ、増益に向かって、外部有識者も出ていただきまして、いろんなことに取り組んでいこう、今、そういう協議を始めているところでございます。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 12月の質問の中で、教育部長のほうは、ここ2年については、今、1,500万ほどの金額がどうしても足りないというような話だったんですが、それを補うめどはついたんですか。

○原口育大委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） めどというのはなかなか難しいと思うんですけども、今年度は文化庁の事業も多くありましたので、そういう部分で財源としては何とか行けるだろうと。ただ、これから先については、やはり厳しいのは間違いございません。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 そのときに、市長は、今の状況ではなかなか難しいということで、行政として何らかの形で早急に支援策を考えてみたいと言われたんですが、いわゆる行政として、どういう支援策を考えたんですか。先ほどの他力本願の支援策なんですか。

○原口育大委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 人形座の運営状況については、非常に厳しい状況でございます。そうした中で、支援策というか、そのことについては、今、ふるさと納税、そうしたことを皆さん方の寄附をいただいて、それをある意味、資金としてやっていくというようなことも考えておるところはおります。十二分に関係課と協議をしていかなければいけないという面もあるんですが、そうしたことも一つの案であるというふうに思っております。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 ふるさと、恐らくそういうことやと思うんやけども、それについてはもともと人形を応援しますよというて寄附されてる方、このやつは、もともと行くやつですよね。ただ、普通一般に、いわゆるふるさと応援やというて来たやつの中からも何ぼか行くというふうに考えておられるんですか。

○原口育大委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） ふるさと納税の中で選択をしていただいて、その後継者とか淡路人形に対する後継者の育成とか、そうした面の記入されている方について、やはりそうした淡路人形座のほうへ、ある意味、資金として持っていかなければいけないんじゃないかなというような感じは持っております。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いやいや、そないして来たやつについては、もともとが人形座に行くお金ですよ。市のお金を、いわゆる今、市で助成している分で十分でないという認識を持ってわけやから、ほんで、今のままではやっていけない状況にあるというふうに市長も答弁されてるんですよ。そやから、行政としてどういうことができるのか、ほんで、ある程度早急に考えないと、これ、次の段階に行くのは大変やと思うんです。

後継者育成にしたって、自分たちの生活が大変なときに、なかなか人まで手が回らないと思うんですよ。そやから、あの人らの処遇の改善も急務やろうと思うし。そやから、行政としてやっぱり目に見えた形で何らかの支援策は必要じゃないんですか。

○原口育大委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 人形座の運営、後継者の育成とか、そうした非常に大きな問

題も実際に出てきているのは確かなことですので、そうしたことを含めて、資金的な面、そうしたことに支援を考えていくということは、十二分に承知をしておるところでございます。今後、関係各課と十二分に協議した上で、早急な対応をしていきたいと、そのように思います。

○原口育大委員長 審議の途中ですが、暫時休憩します。
再開は、11時5分とします。

(休憩 午前10時54分)

(再開 午前11時05分)

○原口育大委員長 再開します。
質疑ございませんか。
長船委員。

○長船吉博委員 関連で、人形座なんですけども、今、折り込み等々入れて、いろいろな対策、集客の対策をしております。そこで、今、入場者数状況はどういうふうになっているか、ちょっとお聞きします。

○原口育大委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） これは、1月末でございますが、大体5万2,000人ございます。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 当初、10万人というような予想があったんですけども、またそこで8万人というふうになってきたんで、8万人でも経営状況が苦しい状況であるというようなことも聞いておるんですけども、この5万2,000でも、この中でツーリスト等が入ってる客がおりますよね、これ、ツーリスト、多分、ツーリストであればたかかると思うんですよね、通常の入場料ではなく、ある程度、ダンピングをした中で入場していると思うんですけども、そこら、どういう状況でしょうか。

○原口育大委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 私たちにわかる範囲では、団体割引で動いているというふうに思います。ただ、ツーリストにはその分の応分の何%かのツーリストのほうに上乘せをしてお支払いしているというふうに思っております。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 5万2,000人、よく本当に努力してると僕は思ってます。土曜日、日曜日なんか、結構、団体で入っております。そんな中で、今、人形座の職員の処遇の話がありましたけども、給与も下げて、そして題目もいろいろ変えて、努力はしてる、本当に努力してるのは見えるんです。

そんな中で、この非常に厳しい、本当に厳しいですよ、これ、経営。年間で1,500万ぐらいの赤字やいうのやったら、これは会社だったら10年持ちませんよね。ですから、北村委員も言うておりましたけども、よっぽど大きな改革していかな、これ、経営状況、倒産というような、破産というようなことも起こり得る可能性が十二分にあるんです。

ですから、やっぱりそこら、早急に何らかの対策を練っていかないかんのではないかなと。せっかくお金をかけていい人形会館をつくっておるんですから、やはりそこら、今後の、これ、市長がおったら一番ええんやけどな。これは副市長では、ちょっと、私ら心もとない答弁やと思うんですけども。本当にこれ、副市長、本当に厳しい状況は重々わかっておられると思うんですけども、市としてはどういうお考えでしょうか。

○原口育大委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗） 皆さん方からもそういうふうに、いつもいつも、厳しいということと言われるわけなんですけど、人形座のほうも、人形協会も、これではいけないということで、今、経営委員会等を立ち上げて、どのようにすればいいのかということをやっておるようでございます。先ほど、長船委員さんもおっしゃっておられたように、頑張っておるということ、まだ見えてくるとするならば、その努力は我々としては多としてあげなければならぬのではないかなと。

そういう点では、まだまだ自力で何とかやりたいという意欲を持って皆さん方が取り組んでおられるわけですので、我々にどうせい、ああせいということもあるでしょうが、我々が皆で人形協会、人形座をもっともっと応援してあげて、お客さんを一人でも二人でも連れて、そこに行っていただくとか、そういう細かい話からでも応援をしてあげなければいけないのではないかなと。最終的には、それは市としても考えなければいけないことがあるかもわかりませんが、まだまだ自力的な努力、それから周囲の方々の応援、そうい

うものもやっぱり必要ではないかなと。

人形協会の方々も、ふるさと応援寄附金を利用して、何とか経常的な支援ができるように、できないかということで、努力もしていただいておりますから、それを今のところは見守っていきたいと思っております。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 これ、経営協議という、人と人とで話をし合って、本当にこれ、お客が来るようであれば簡単な話なんですね。これ、5万2,000といった中で、上にあるときだったら4万、約1万人ぐらい余計入っておるわけです。これは一つの努力の成果やと僕は受けとめております。まだ、これでもあと3万人ぐらい足らんわけです。なかなかこの3万人、年間に来てもらおうというふうなことをするには、なかなか困難な至難のわざではないかなという思いがしております。

そこで、本当にこの地域の伝統芸能を継承していくという中において、やっぱりこの市のある程度の補助というのが必要ではないかなと思うんです。その中で、経営努力をしていっていただくというのがやっぱり最善ではないかなと。僕はやっぱり、一番大事なのもっと営業力やと思うんです。ですから今、営業してる方、専門の方はおりますけども、やはりもう少し営業の方、宣伝する方、また、いろんな行政も含めた中で営業していく部分もあると思うんです。ですからそこら、より少しでも経営状態をようするには、この補助した中での対策というのが僕は必要ではないかと思っております。

もうこれ以上、人形座の職員の方の処遇を厳しい状況にするというのも、これは酷なことでございますので、そこら本当に、今後、行政として、やっぱりもう一度、いま一度、考えてほしいなど。市長おれへんで、また市長に今度、言います。

終わっておきます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 212ページのサッカー場のことについてお尋ねをすんねけど、今後の計画と事業規模について、どういうお考えをお持ちなのかお尋ねをいたします。

○原口育大委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 以前から議会等でも答弁をさせていただいておりますが、当初、サッカー協会のほうから要望が出ましたのは、辰美中学校の跡地利用の中でサッカー場を早期に建設ということでございました。

その後、その要望書が出た後、ちょっとおくれたわけなんですけども、今年度、サッカー場の建設に向けての協議、それから、スポーツ審議員さんのほうに御意見を頂戴しながら、早期でやるのであれば、辰美も当然、視野に入れるべきだと。ただ、アクセス道路、それから駐車場等々の問題もあり、今年度につきましては、そういう部分で、ほかに適当な場所がないだろうか。

当然、サッカー場一面を、公式的なサッカー場、要するにグラウンドをつくるだけでも1ヘクタール、それから駐車場、それからサブグラウンド、附帯施設等を考えますと、やっぱり2ヘクタールか3ヘクタールぐらいは要るだろうというように考えております。そういう適当な場所がどこかにないだろうか。

当然、一番問題になります交通アクセス、例えば、今の辰美の跡地であれば、湊、津井方面から行った場合は、あと二、三百メートルなんですけども、大変細くて、住民の方に迷惑をかけるということもありますので、そういう部分を全部加味しながら、今後、最適な場所を探っていくということで、今回、調査費を起こさせていただきました。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私は、市になって10年やけど、市になることによって、市民としては大きな期待があるわけよね。今まで、旧町単位で温浴施設、ぱぱっと小さな規模のやつをやりよると。ほんで、これが市になったら、総合的にやっていただけると。

私は悲願というか、このサッカー場の建設というやつに対して、総合的な陸上の競技場であつたりとか、大きなやつをやってもらわなんたら。ほんな、事業規模で、ただ単にサッカー協会の要望だけで小さな中学校の跡地に1億、2億かけてやるんだつたら、そんなんだつたらやめとけど、私はそう思うんですわ。

できたら、大規模というか、それなりの規模の施設を、それもできるだけ速やかに、合併特例債の使える期間に、できたら市長の在任期間中にぐらい、もう2年ぐらいでやっていただきたいというような思いがあんねけど、その辺の計画というか、そういう計画をしていただきたいんですわね。

要は、そういう、このたびの予算にも出とるように、19億もかけて市民の安全のためにすんねけど、市民のやっぱり社会体育というか、そういう総合スポーツセンター的なものをやるべきやと、私はそういうふうに思うんですけど、いかがですか。

○原口育大委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 当然、そういう御意見も拝聴したいと思います。ただ、先ほど言いましたように、適当なやはり場所、土地がどうしても確保しなければな

らないということですので、もしそういうどこかにこういう一筆でないんですけども、簡単に適当な場所があればお教えいただき、そういうところも候補に入れて考えていきたいというように思います。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 候補に入れてやっていただいて、市長もそれなりの前向きな答弁もいただいとるし、副市長、ちょっとほんまに、事業規模で大体10億ぐらいの金を投入していただきたいと思うねけど、どうですか。

○原口育大委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗） とりあえずは用地を探しませんか。そういうことをして、どれだけのものができるのか。洲本にはアスパというところもありますし、淡路市には津名のグラウンドもあります。南あわじ市だけが、今のところないわけですので、今後、そういうものを探して、他市に負けないようなことをやりたいと、私は思います。

○原口育大委員長 ほかに。
木場委員。

○木場 徹委員 190ページ、14節の使用料の中で、このたび施設使用料及び入場料で31万8,000円上がってるんですが、この説明をお願いします。

○原口育大委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） そこにあります施設の使用料及び入場料につきましては、これは初任者研修における吉備国際大学等の施設、それから、初任者教員たちが研修を受けるための料金をここに上げております。

以上でございます。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 西淡中学校の生徒の関係は、これじゃないんですか。プールへの送迎とか、入場、使用料とか。

○原口育大委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 西淡中のプール関係のものもそこに含まれております。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 それのちょっと中身、どんな、何に何ぼかかっとなるか教えてください。
何回か。

○原口育大委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） バスの借り上げ料、それからゆとりっくの使用料、全2
回分ということでございます。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 2回ということで、2日ということでよろしいですか。2日で3学年
ということで計上しておるとのことですね。

○原口育大委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） そのとおりでございます。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 それで、以前も聞いたことがあるんですが、授業で校外に出かけてい
くということで、その時間的なロスといたしますか、そういうことはどんなふうを考えて
おりますか。

○原口育大委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） やはり、たとえ西淡中学校からプールまでの区間であっ
たとしても、自転車での移動とか、そういうことよりは借り上げのバスを利用して、安全
を確保するということが必要であると思っております。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 いや、安全もそうやけど、要は、ほかの授業に対する1日の間でどんな影響が出てますか。

○原口育大委員長 時間的な。
学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） プールについては、今年度、水泳の授業を行いましたけれども、特に各教科の先生方の御協力を得た中で、まとめて1時間、2時間で3時間目、4時間目等の2時間単位の授業時間をとっていただいた中での授業実施を行ったということで、バスでの移動についての時間も、また、プールの更衣の時間、そういったところも全て含めて、特に問題はなかったということで聞いております。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 ということは、この西淡中学については、唯一プールのないところで、私もプールの新設で何か調査費とか設計費とかつくんかと思ったけど、どこを見渡してもないようで、このままずっと、唯一プールのない学校で、今後も今のところやっていくというようなことで理解してよろしいですか。

○原口育大委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 現在のところ、そのように考えております。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 ということは、今後、各小学校、中学校でプールのあるところで修理とか、そういう老朽化についても、そういう考えでこういう施設に送迎してするということですか。

○原口育大委員長 教育委員会次長。

○教育委員会次長（藤岡崇文） 委員の質問のあったとおり、現在もプールの改修等につきましても、老朽等によりまして、継続して各小中学校、計画的に改修をしておるわけ

ですけれども、内容によっては、改築をやらなければならないプールもあるんですけれども、大規模な改修でもって長寿命化を図っているというのが現状でありまして、新しくプールを新設するという考え方については、今現在、市のほうではございません。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 いや、要は、西淡町の中学校は、もうプールなしで辛抱して、こういうことでほかの学校はプールで校内でやっているという、そういうことについて、全く支障もなく、やる気もないということでええんですか。これはもう、教育長に聞きますよ。

○原口育大委員長 教育長。

○教育長（岡田昌史） この中学校のプールについてなんですけれども、学校内で当然、プール授業をやるのに、敷地内にあれば問題はないのはよくわかっております。これらについては、教育委員会の中でも、今後のプールのあり方というところが本当に議論の対象になっております。年間の利用状況等も見えていくと、常に学校にプールが必要かなという考えもあります。この辺については、学校現場ともっと協議する必要があるのかなと思っております。

特に、西淡中学校については、従来からずっとなかったわけで、この辺について、当時、もう古い話になるんですけれども、学校現場ではなかなか賛同が得られなかったので、プールの設置というのには至っておりませんでした。ですから、言われております授業の支障のない取り組みというのが、やっぱり最低限は必要であると、去年の初めでしたか、御指摘をいただきました。今のところ、ゆとりつくを活用することが一つの選択であるというようなことでやっております。

今後、小学校では当然、プールは必要かなという思いはあります。中学校になったときに、今、水泳部というのも実はもう広田中学校だけになっております。ですから、そのあたりも当然、考えていく必要があるのかなと思いますけれども、最終の決定までは至っておりませんが、改めて学校現場と協議する中で、新しく設置するということにはなかなか至らないかなという思いがあるんですけれども、学校現場と必要性なり十分協議して考えていきたいと思っております。

○原口育大委員長 木場委員。

○木場 徹委員 要は、今、水泳部の話が出たんですけれども、これからだんだんと少子化になると、それで、団体スポーツがだんだんとしにくく、クラブ活動がしにくくなって

卓球も男女、サッカー、ミニバスも男女ということで、これ、もう中学並みのそういう社会体育の部活があるわけなんですよ。人数にしたらすごい人数やと思うんです。

その中で、島外派遣が42万1,000円ついてますよね。それと、育成会補助60万というのはついてますけども、この中学生と小学生の、中学校は島外、県大会、小学校は近畿大会以上という、そういう規約になっとるんですけども、この小学生と中学生と、これだけ差がある、同じ子供、特に市長は、南あわじ市の子供は宝物やという、施政方針の中でもうたっておるんで、この違いについて説明してほしいと思います。

○原口育大委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） この選手の派遣補助事業につきまして、今、残っておりますのは、近畿大会以上が対象というふうになっております。スポーツをするのは、子供は全て同じだというふうな認識のもと、平成16年、合併当時に、そのときは、その小学生の県大会等の補助金もございました。財政の見直しの中で、事業の見直しをしていこうという中で、その部分についてなくなってきたということでございます。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 いや、それはちょっと課長、聞きよることとピントが合っていないと思うよな。ほんで、この前の一般質問でも教育長からある程度前向きな御答弁もいただいとんのけども、私が今お聞きしたのは、同じ学生であって、義務教育の学生であって、これは極端、私は、ひがんでとったら、先生が教えとるからこんだけの予算がついて、社会体育のボランティアでやってるほうは先生がついてないからこんだけの差をつけておるんですか。私、そない思うんですけどね。

○原口育大委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 中学生のほうの派遣につきましては、課外授業ということで、クラブ活動という形で、多分、やっていると思います。当然、委員おっしゃるように、少年スポーツについては社会体育ということでの区分でやっていただいているというふうに認識をしております。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 いや、今、課長言われたように、体育の授業ですか、部活は体育の授

業ですか。

○原口育大委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） いえ、体育の授業と言わずに、部活のということでございます。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 部活というのは、これは教育の一環で、文部科学省も今回のスポーツの改正で50年ぶりにスポーツ基本法ができて、そういう部活に力を入れてやれと、これは兵庫県でも「スポーツ立県ひょうご」ということをうたい文句に、小山さんという方が推進委員の会長として、全面的に取り組んで、推進委員も兵庫県で1,400人ですか、全国で5万3,000人、それだけの推進委員を入れて、スポーツに力を入れているわけよな。ほいで、同じような立場の中で、教育の一環、教育課程でないということで、結局は熱心な先生はやってくれるけども、それ、熱心でない人がやらんでも、別に構わんわけなんよの、これ、そんなふうにも取れるわけや。そんなことから考えたら、いうたら、先生方もボランティアでやりよる、社会人もやりよると。

だから、小学生がこれ、25年度決算で見たら、約290万の島外派遣費に使うとんねんな。今回も340万、350ほどの予算を置いてやってる中で、何や、小学生のほうは42万1,000円で、これ、余りにも差があると思う。はっきり言うて、教育の一環であるといいながら、この前も言うたけど、南中なんか、部活なんかめちゃくちゃですよ。何もやってませんよ、はっきり言うて。それで、こんだけの補助金つけて、どない思うとんのですか。

○原口育大委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 小学校のほうの補助金につきましては、小学校の兵庫県のリレーカーニバル等に参加する補助金を出しております。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 そやから、リレーカーニバルは先生もかんでやってるから行ってやっとなので。そやから、先生がやっとなるからこんだけの予算をつけて。社会人がやってる、一緒でしょう、子供の教育のために一生懸命やってくれて。野球でいうたら、少年野球は

中学校の二軍みたいなもので、そこで育てて中学校へ行く、今の南中なんか、もうほとんど中学校の野球部はないのと一緒にすわね。そんなところにこんな予算を何ぼもつけて、私が聞きよるのは、どない違うのかということをお願いねん。そやから、先生がやりよるからつけるんか、社会人やよってつけへんのかと、そんなふうになれへんけ。

○原口育大委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） そこらの島外派遣等の補助金につきましては、学校教育の教育課程に位置づけられた部分であるかなというふうに考えております。中学校における部活動も教育に関する部分でありますし、小学校もその教育課程の中で取り組んでいるものというふうに判断しております。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 いや、小学校、これ、学校で習うようなことを団体スポーツで随分習ってますよ。社会教育として、学校では習えんようなことを随分、子供の教育されてますよ。ほんで、聞きよるのは、何で小学生がこんだけの人数があるのに。課長と話しとって、これ、全然話にならん。

○原口育大委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 社会体育で行われている少年野球、少女バレーボールクラブ、ミニバスケットボールクラブ、少年サッカー等、そのほかにも剣道、柔道、テニス等々、小学生がいろんなスポーツ団体で学んでいることは当然でありますけれども、その学校教育としての立場としての島外派遣事業と、その社会体育の補助とはまた別物であるというふうに考えていただけたらというふうに思います。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 課長、それはもうやりとりやっても切りがないけど。ほな、別物やいって、これはみんな子供のために、市長が子供は宝やと言いよるのやから、その子供が、皆、社会人の人は無報酬で一生懸命やってくれて、それで中学校へ送り出して行きよるのやからな。

そやからこれ、教育長にはある程度答弁もろうてんねんけど、きょうは、私が言いよるのは、中学生並みの、そんな島外派遣の予算をいただきたいやいうことは言いよれへん

ねん。近畿大会、近畿やこと、この小学校単位のスポーツ大会で、近畿やいうことは夢に近いです。ほとんどこれは、県へ行くだけでも。ほんで、県へ行く数いうたって、知れとんねん、小学校で。ですから、中学生の場合は、野球に例えたら1人5,000円でベンチ入り15名7万5,000円というような、旧南淡町ではそういう補助体制であって、今はわかりませんが、バス代とかいろいろな補助があったんです。

ほいで、どうですか、県大会に行く場合はバス代の半分ぐらい、今、この前も県大会行ってきたら、大体9万円要ります、日帰りで9万円。これ、全部保護者負担をしてやっとなるんですけどね。その半分ぐらいを何とか、全体ですよ、野球だけの話と違いますよ。今言う、少年少女スポーツのことについて、そのぐらいの補助を考えていただけませんか。課長、答弁できるか。

○原口育大委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） とりあえず、させていただきたいと思います。出す、出さんは別にして。

今までの経緯なんですけども、平成17年のとき、要するに小学生の島外派遣の当時ですけども、予算120万に對しまして、946万円ほど支出しております。平成18年には71万という島外派遣をしております。その後、実は小学生が島外派遣をするときに、いろんな団体の島外派遣があったように聞いております。この選手の派遣の中に、きっちりとうたってるんですけども、例えば、上位団体、県の教育団体が主催する県の軟式野球連盟が主催する、そういう部分に限定をしながら、今後は考えていかなければならないだろうと。

要するに、県大会と名前を打ついろんな大会があると思うんですね。いわゆる民間団体がやる場合。そういうものを含めて拋出してたような雰囲気がございますので、その部分でなしに、今あります、私のところにあります南あわじ選手派遣補助金の要綱で行きますと、そういう上部団体が主催する事業というふうな位置づけをきっちり、軟式野球連盟のほうの主催であるとかそういう部分を精査しながら、県大会がどれだけ、どの大会、どういう種目にあるのか私どもも把握しておりませんので、その辺をきっちり把握した上で、予算化できるところは予算化を考えていきたいというふうに思っております。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 いやいや、今、課長が答弁されたとおりで、私が言いよるのは、協会主催で予選を勝ち抜いて、いろいろなスポーツ、そして、協会のそういうきっちりとした連盟のそういう審査の、いうたら許可というか、県大会へ行くこういう予選を通過しまし

たよという連盟の会長の、そういう大会に限りの話をしとるんですよ。そんな、親善で神戸に行くとか、そんなんは当然、対象になりませんよ。言いよるのは、正式にきっちりとした証明をいただいた大会については、県大会以上に対象にしていだけませんかということ言うとるんですよ。いかがですか。

○原口育大委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 一般質問のときにでも、教育長のほうから答弁がありましたとおり、そういう部分を精査しながら考えていきたいというふうに思っております。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 最後に。しつこいようだけど、私、野球がなかったら、今の私はないと思うとるぐらい、野球に没頭してきた人間なんですよ。ほんで、野球だけでないんですけども、そういうことで、今、ちょっと前向きに課長も答弁いただいたんで、教育長にも前にそれなりの答弁いただいとんをやけども、そういうきっちりとした県大会へ行く分については、もちろん、そういう証明書もちゃんと市のほうへ提出してやるというようなことで、親善とかその辺の何で行くとか、そんなんは当然、対象になれへんのは当たり前であってね。そういうことで、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

終わります。

○原口育大委員長 印部委員。

○印部久信委員 196ページの地域女性団体活動補助金について聞きたいと思ひます。これ、皆さん方も御承知かと思ひんですが、先般、神戸新聞でも掲載されましたが、賀集の婦人会の解散総会の模様が新聞に出てたと思ひんですが、60年間の活動に幕を閉じたということなんですね。

委員会でもちょっとこのことについて触れたんですが、これ、市として、今、地域で女性部をつくってやっていこうということなんですが、これ、今まで婦人会等がありましたら、市内の各種の審議会とか委員会とか、そういうところに婦人会の方々の代表が行って委員になったりして、意見を言ってもらう機会があったんですが、これがもうなくなってきた場合、女性が社会において発言する機会が極めて少なくなってきていくんでないかと思ひますね。

今、市がやっておることは、ちょっとこの女性の社会進出を促していかんといかんとい

う状況の中に逆行しとるように思うんですが、現在、大体、各地域の自治会もいろいろ出そろってきたと思うんですが、この各自治会で女性部というのはきちっとつくられて、どのような活動をしていくかというようなことが、大体、先が見えてきてますか。

○原口育大委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 先般、自治会の理事会がありました。そのときに、前の委員会でも印部委員のほうから指摘がありましたので、そのときに、るる説明をさせていただきました。

まず、現在考えております地域女性団体活動補助金につきましては、南あわじ市内の単位自治会並びに地区の連合自治会で、地域の女性の参画を促すための学習活動について、まず、そういう自治会に対して補助を出していこうと。もしくは、地域で女性団体、要するに今までの婦人会という名前で残している地域もございますし、新しく女性の団体、女性を代表につけていろんな活動をしていこう、自主的にやっていただこうというそれぞれの団体があると思うんです。そういう部分について、とりあえず女性が社会参画できるような形をとっていきたい。それに対して、助成していきたいということで御説明をさせていただきました。

既にできている地域もございますし、まだまだこれから取り組んでいかなければならない、前の委員からのほうの質問にもありましたとおり、団体をこしらえていくと、なかなか今、できにくいという部分もございますので、自治会の説明のときには、とりあえず女性のこれから地域づくり協議会とか、地域について考える上では、必ず女性の意見も取り入れていかなければならないということが出てきますので、そういう中で、地域の代表を自治会の中にこしらえていただいて、協議をいただくと。

なお、市のほうのただいま私のほうが社会教育関係の各種団体というか、各種委員さんに、今までは婦人会の推薦が必要とかいう形になっただけなんですけども、女性の代表という形で継続してお願いをしていく、今後、私どもとしましては、そういう女性の意見を聞く場合は、そういう団体の方からピックアップして、任意でお願いをしていくのがいいのかなというふうに考えております。

○原口育大委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、課長が言われたように、やっぱり今度、女性部ができた場合、できるだけ市とかこういう関連の審議会とか委員会にできるだけ出てきてもらうように、やっぱり市当局からも働きかけてもらわんといかんと思うんですね。もうこれは新聞等でもやってますが、国は、事業体においても管理職を20%、30%登用せえというぐらい、

国も女性の社会進出を後押ししとるんです。そやから、今の婦人会をなくしてこういうことをやるということは、一見、逆行したようにもなんねやから、決してそうではないということをやっぱりしっかりやってほしいと思うんです。

これ、今、この南あわじ市の前における管理職の皆さん方見てましても、一時、もっと女性の管理職がおったように思うんです。今見たら、もう3人か4人ぐらいでしょう。それで、市自身も、やっぱり今の国の方針の女性の管理職を登用していき、女性をどんどん社会進出していかにといかにということから比べたら、見たら、市自身も女性の管理職が減ったら減ったままみたいな感じに受けるように思うんですね。

これ、副市長、市は当時、一時、女性の管理職、結構登用しておったように思うんですが、このごろちょっと減ったままのように思うんですが、やっぱりこれ、女性の社会進出とかもろもろ考えて、人は育てていかにと思うんですね。副市長、どういう考えを持てますか。

○原口育大委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗） 印部委員と同じ考え方です。我々も、半分ぐらいは女性の管理職でいいんじゃないかなと思ってるんです。ただ、今、南あわじ市では管理職登用試験とこのをやっておるわけですし、その登用試験に応募していただかないと、課長にはなれない、今、仕組みになってます。これを男女で区別をするのかどうかというのは、なかなか、待望組からして、レベルをどういうふうなものにしていくかというのは、非常に難しい面もございます。

ただ、我々としてもそういうふうにやりたいんで、今後、女性の職員の皆さん方には、どんどんと課長試験に挑戦をしていただくという、こちらのほうからの指導をせないかなということを考えております。

○原口育大委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、副市長、女性の方が課長試験に応募してくれらんといいましたけど、応募してくれる人が少ないといいましたけど、それは何でかということを考えらんといかん。やっぱり、応募しやすいような雰囲気をつくらんといかんと思う。そうでないと誰も応募せん。やっぱり、応募して管理職になって働いてやろうというような職場づくりをしてもらわないかと思うんですね。

そういうことで、そんなこと言い合ひする必要はないので、私の意見は意見として、副市長も半分ぐらいまでおってもろうたほうがええというような希望を持っておるんなら、そういうようにやってもらいたいと思います。

特に課長、女性部のことは、特にほんまにお願いしますよ。ほんで、できるだけ、そういう地域の役員さんに出てきた人には、いろんなどころへ出ていけるような機会を積極的につくっていただきたいと思います。

終わっておきます。

○原口育大委員長 ほかにありますか。
熊田委員。

○熊田 司委員 178ページのいじめ問題対応委員会委員の、こういう予算についてお聞きしたいんですが、今回、川崎市のほうで、学校内ではなくて、校外におけるいじめというのか暴力というていいのかわかりませんが、こういう問題が起きてきました。こういうことに関しまして、市のほうはこれからどういった取り組みをしていくつもりなのかをお聞きしたいと思います。

○原口育大委員長 教育長。

○教育長（岡田昌史） 今回の川崎市の事件というのは、どうも不登校になって2カ月余りぐらい経過しとったんですか、こんなことです。ですから当然、今、学校においても学校に出席できない子供たちについては、基本的には担任の先生が家庭訪問したり、子供とのやりとりを、面談をして、いわゆる登校への働きかけであるとか、そういうことをやっています。

ですから、川崎市の事件というのは、余りにも悲惨な事件かなと思いますし、やっぱり学校現場においても、そういう子供たちがおれば、やっぱり保護者と常に連絡をとった中で、子供のいわゆる行動をしっかり認識する必要があるのかなと、このように思っています。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 特に、今回の場合でしたら、学校ではなくて生活の部分で、まして、夜中の呼び出しみたいなこともありますので、そういったことを考えてみると、やっぱり警察との対応とかも必要になってくる部分もあるんじゃないかなと思う部分がたくさんあるんですが、こういった警察等との取り組みについて、どのようにお考えですか。

○原口育大委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 本日、担当課長の川上が休んでおりますので、青少年の問題について、報告させていただきます。

次年度、この神戸等、青少年のかかわる事件等が多くなっております。そういう中で、青少年の補導委員がいらっしゃるわけなんですけども、現在、53名の方に委嘱をお願いしています。そういう方にやはり多く、皆さんのところに目につくようなところに出ているので、今まで以上に啓発活動、また、補導活動をしていただくというふうに考えております。この補導委員会とは、当然、防犯協会等とも連絡を密にしながら進めていくということになっております。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そういう事件が起きてから、いろいろとあと、反省をすれば、こういった点があるのではないかと出てくるんですけども、やっぱり不登校になったときに、どれだけ学校側がその子供にかかわれるかということが非常に大事になってくるのではないかなと思うんですが、やっぱり学校のほう、現場を預かっている先生方も人数に制限がありますが、そういった不登校対応については、かなりのそういう配慮をされているのでしょうか。

○原口育大委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 各学校、不登校、特に長期欠席、そういった児童生徒にかかわっては、生活指導、生徒指導の先生並びに担任の先生だけでなく、組織的に対応ができるように、それぞれの学校で委員会を持って対応できるような組織づくりはきちっとできております。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 今回でもよく言われるのは、もう一步踏み込めればという問題がよくありますよね。ですから、そこを学校側がしっかりと、もう一步踏み込んで子供たちのためにという、そういう姿勢を貫いていただければ、そういう体制をこれからもつくっていただきたいし、先ほど、いじめ問題対応委員会なんかでも、そういうことについて幅広く協議等していただきたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

○原口育大委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸）　　まず、いじめ問題の対策連絡協議会をしっかりと開催いたします。年3回、これは各機関の代表の方々に集まっていただいて、各機関もそれぞれ責任を持っていじめ問題に取り組むと、それを連携を図っていくというのが、私たち教育委員会、自治体の役割でありますので、そういった中で、川崎市の大きなこの今回の事件、それから学校においても、1日の欠席の理由がわからないまま、そのままにしている、授業があるから放課後に連絡をとるといようなことが、そういうことは今、現場でもありません。欠席が、学校に来ていないことがわかれば、担任がすぐ連絡をとる、担任が連絡をとれなければ教頭に必ず、まだこの生徒が連絡とれていないということを伝えて、まずそういうふうに、児童生徒の確認をさせていただいてます。

そういったことも踏まえながら、まずはいじめ問題対策連絡協議会において、さまざまな防止対策、未然防止を協議していくという体制をつくっていきたいと思っております。

○原口育大委員長　　審査の途中ですが、昼食のため暫時休憩いたします。
再開は、午後1時とします。

（休憩　午後　0時00分）

（再開　午後　1時00分）

○原口育大委員長　　再開します。
質疑ございませんか。
吉田委員。

○吉田良子委員　　教育振興費、180ページです。非常勤職員の報酬ということで、不登校児生徒適応教室指導員というのが1,100万円余り予算化されておりますが、昨年の予算では1,300万円ほどの予算でありました。この減額の要因について伺います。

○原口育大委員長　　学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸）　　適応教室につきましては、平成27年度から指導員体制を6名という形にいたしました。7名から6名ということにしましたので、その減額でございます。

○原口育大委員長　　吉田委員。

○吉田良子委員 そうすると、配置というのはどういうふうになるのでしょうか。

○原口育大委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 緑教室、三原教室、南淡教室、西淡教室に1名ずつ配置して、退職校長の指導員を2教室に1あるということで、緑・三原教室で3名体制で指導を行うと、西淡・南淡、この2教室を3名体制で指導を行うという形でスタートさせる予定でございます。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それとあわせて、今現在、旧町庁舎で利用しているところについては、庁舎が閉鎖されるということで、場所の確保の問題がありますけれども、その点についてどういう計画なのかお答えいただきたいと思います。

○原口育大委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 現在のところ、庁舎等が使える範囲内、使える範囲内というのは、半年間程度は使えると聞いていますので、南淡教室、あるいは三原教室、緑教室についても、その期間までは使わせていただいて、三原教室につきましては、新しい教育委員会ができるこの中央庁舎のほうで、一つは適応教室、三原教室が行われる場所を確保しております。あと、南淡教室、緑教室については、候補地を考えて対応するようにしております。西淡教室については、現在の場所を引き続き行っていく予定でございます。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 緑については、以前、学童保育をしていた場所にと話がありましたけれども、それは、相手方との協議はどうなってるのでしょうか。

○原口育大委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 緑教室につきましては、学童保育をやっていた場所ということで、その場所は緑老人福祉センターということで、南あわじ市の長寿福祉課が管轄している場所でありまして、そことの協議の上、貸していただけるような予定にはなって

おります。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、南淡教室はどうなんでしょうか。

○原口育大委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 南淡教室につきましては、候補地を幾つか選考しておりますけれども、現在のところ、今度、市民交流センターになります福良の市民交流センターの2階の部分、あるいは中央図書館の2階の部分等、候補地が幾つか挙がっておりますけれども、それらで協議をこれからしていくということでございます。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 まだ少し時間があるようですので、何とか早く行き場所を確保していただきたいということと、先ほど、先生のOBということで配置がされるわけですが、1人減るというところで、距離感もありますし、そこら辺は不安材料はないんでしょうか。

○原口育大委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 不安材料がないように取り組んでいきたいと思っておりますし、適応教室の連絡会というものを定期的にかけております。これらは、指導員が集まりまして、意見交換、意見交流をし、課題を共有できるようにしております。それには私も参加して、その課題を共有するようにしております。それ以外にも、退職校長の指導員さん、それから、教育委員会には学校教育指導員というのを2名配置しております。

また、人権教育課のほうに人権教育指導員という方もいらっしゃいまして、そういう指導員の方々が集まる指導員連絡会というものも定期的にかけておりまして、適応教室の情報を共有化しております。よって、学校教育指導員の皆さんについても適応教室に適宜、必要に応じて様子を見にいただいたり、対応していただくような体制づくりはしております。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 先日も中学校の卒業式がありましたけれども、ここで適応教室に通っている子供たちも卒業するというので、先生に聞きますと、次のステップへ踏み出したというようないい話も伺いました。それだけに、この適応教室の役割というのは、大変大事なものだというふうに思っておりますので、せっかくこれまで教室で先生のOBがされてたのを縮小するというのはいかがなものかと思いますが、再考はできないのでしょうか。

○原口育大委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 学校教育指導員も、教育委員会の配置、2名しておりますので、そういった指導員の連絡会を定期的に持って、この適応教室、いわゆる不登校の課題についてはさまざまな部分での教育相談体制がとれるように、仕組みづくり、体制づくりをしておりますので、この体制で行きたいというふうに思っております。

○原口育大委員長 ほかに質疑ございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今の関連なんですけど、現場での対応をおろそかにして、連絡員をふやすというのはどういうことですか。現場における人間を減らして、連絡員や指導員ということで、現場から人を外して、人権に置いておるからいいとかいう話ではないと思うんですけどね。

○原口育大委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 現場で適応教室の指導員は、2教室に3名体制というのはそのとおりでございます。指導員連絡会というのは、その指導員の方々がそれぞれの情報共有をする場であるということで、適応教室で何か交流事業がある、そういったときに指導員の方、学校教育指導員の皆さんにも適応教室の指導をしていただくという、助っ人体制をつくっているということでございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 指導員の方に聞きますと、やはり1人での対応というのは不安があると。常にやっぱりOBの先生でも結構ですから、複数がいて、専門的な教師がおって、いろいろ相談し、話をしながら対応をしていかないと、1人になると不安であるという声も聞いてますよ。

西淡と南淡で1人ずつ、交代であっち行きこっち行きする、そういう体制というのは、今求められている不登校児童に対するケアであったりとか、メンタルケアであったりとかということで行くと、体制を弱めることになってますよ、事実上。いろんな事件もこのごろ多くて、その責任論の追及はあったとしても、責任を追及するよりも、現場の体制を厚くすることのほうが大事なんじゃないですか。

○原口育大委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 適応教室の連絡会において、さまざまな課題について話し合ってます。要するに、今、蛭子委員がおっしゃるように、指導員の皆さんが1人で不安だというふうな話もそこで出し合いながら、それであればどうあればいいのかということも含めて検討しておりますので、その体制づくりをしっかりとつくって、適応教室を進めていきたいと思っております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 事実上、教員を減らすということですね。これは、教員を減らすということ以外にないですよ。むしろ、三原と緑でも1人ずつ置いてほしいというような声があったのに、逆行してるじゃないですか。どんな相談をしてるんですか。事実上減らすということの理解を取りつける相談じゃ、ぐあい悪いですよ。まず厚みをつくって、しっかりとしないと。

今でも、いい話もあったということですけども、別室の卒業式というのものもあるようですね、学校によっては。そういう実態があるのに、体制を薄くするということは、これはちょっと認められない話ですね。成果を上げてこそ、成果が上がってこそ、減らしたらいいと思いますよ。いろんな課題をいっぱい抱えとるのに、人を減らすというのはおかしいと思います。教育長、いかがですか。

○原口育大委員長 教育長。

○教育長（岡田昌史） 適応教室、確かにいい結果が出ておるという話も聞きました。それはそれで、本人の意欲も高まっていったことで、学校に復帰ができたりということは本当に、目的が達成できておるのかなと思います。

今回のケースについてなんですけども、昨年度と比較して、私が確認しておる段階では、対象の児童生徒がかなり減少すると、こういうようなことも聞いております。今の体制、今、2教室3人対応で行こうと、新年度は。その内容を十分見ながら、今おっしゃってま

すように、内容がどうしてもこれでは対応ができないというようなことになれば、何らかの対応を考えていきたいと思いたすけども、現時点ではこの体制でとりあえずはスタートしていきたくと、このように思っています。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしますと、対象人数とカウントされているのは何人になってるんですか、新年度では。

○原口育大委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 3年生が卒業しますので、現在であれば、1、2年生でいうと9名になります。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今のは中学生ですね。小学生はないんですか。

○原口育大委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 今、小学生で適応教室に通っているのは1名です。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 教育長のお話もありましたので、推移を見守るということで、そういう準備もあるというふうに理解をしておきますので、こうした問題というのはデリケートなこともありますし、きのうまで来れた人が、また突然来れなくなるということも大いにあるということもありますから、現場でのそこの体制を求めておきます。
終わります。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。
吉田委員。

○吉田良子委員 お聞きしたいんですけども、182ページの教育振興費の関係で、小中学校就学援助費と、その下にある小学校特別支援教育就学奨励金、予算的には就学援

助費は余り変わらないんですけれども、下の小学校の特別支援教育というのが予算がふえておりますけれども、この性格の違いと、なぜふえたのかについてお伺いいたします。

○原口育大委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 特別支援学級に入級する児童生徒に対する費用でございます。これが若干、来年度、特別支援学級に入級する児童生徒がふえてきているということでございます。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 この特別支援学校へ、今、南あわじ市で通っている生徒というのは何人いるのでしょうか。

○原口育大委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 特別支援学校ですか、県立の特別支援学校に南あわじ市から通っている児童生徒ということですか。ちょっと今、その数については把握できておりません。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 また後でも数字をお願いしたいのと、小中学校の就学援助費というのは、予算的にはほとんど変わってないんですけれども、人数的には昨年と比べてどうなんでしょうか。

○原口育大委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 若干ですが、ふえてきている状況でございます。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうすると、小中学校で全生徒に対する割合というのはわかるでしょうか。その就学援助費を受けている生徒の割合。

○原口育大委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 数字的に出せるのは、平成24年度であれば13.4%、平成25年度であれば12.9%、平成26年は平成25年に比べてちょっとふえておりますので、その12.9%からいうと、13%を超えるんではないかというふうに思っております。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 全国的に今、子供の貧困というのが大きな課題になっています。南あわじ市は、全国平均から言えば少し少ないのかなというふうに思うんですけども、今回、明石市などではそういう就学援助を受けている子供たちに対してどういうふうな支援をしていくかということで、高校生に対して、大学進学を希望する生徒に対して、奨学金制度を新たに創設するというようなことが行われていくようでありますけれども、南あわじ市として、こういうふうに13%を超える就学援助を受けなければならない子供たちがいる中で、これまでも議会で何度となくこの奨学金制度を取り上げてきましたけれども、こういうふうに人数がふえてくる中では、やはり考えていく必要があるんじゃないでしょうか。

○原口育大委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） まず、南あわじ市では、御存じのように、大学進学に当たっては、学び資金利子補給制度を行っております。その対応で、多くの市民の皆さんも応募していただきまして、年々、増加の傾向にあるということでございます。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 その利子補給があるという話でしたけれども、前の議会の太田部長の答弁では、淡路市、洲本市はそれに超える制度があるということの話がありましたけれども、淡路市、洲本市と比べて、南あわじ市の状況はどうなんでしょうか。

○原口育大委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 学び資金の利子補給は、大学であれば4年間でございますので、4年間で行きますと、洲本市や淡路市さんが一定、5万円なら5万円を支給する

のという金額からすれば、南あわじ市の利子補給を4年間受けた金額のほうが大きく上回りますので、南あわじ市としては、この学び資金利子補給制度が浸透するよう、努力していきたいと思っています。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、利子補給制度を今後、継続していくということで、奨学金制度の創設というのは考えられないのでしょうか。

○原口育大委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 今現在のところは、学び資金の利子補給制度の、今回、もうちょっと少し規則を変えまして、5年間通う高等専門学校、高校3年間が終わって、次、同級生たちは皆、大学や短大へ進学する年になって、5年間で、そのときに利子補給を同じようにもらえないんだらうかと、そういうふうな要望もありまして、今回は、そういう高等専門学校に通う生徒についても対象にするということと同時に、今、専修学校等に通う生徒さんたちが多いので、それらも対象の範囲を広げて取り組んでいるというところでございます。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 利子補給制度というのも、それはそれで、今の話では一定の成果があるというのは十分わかるんですけども、ただ、こういうふうに今、厳しい経済状況の中で、給付型の、やはり奨学金制度を創設するということにも、ぜひ子育て支援の一環であると私は思っておりますので、そこら辺、ぜひ考えていただきたいんですけども、どうでしょうか。子育て支援という立場からお願いしたいと思うんですけども。

○原口育大委員長 これは、答弁はどちらになりますか。
川野副市長。

○副市長（川野四朗） これから、子育て支援を積極的に実施しようということで、子育て支援課というのもつくっておりますので、そういうところでも検討していきます。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 202ページの図書購入費1,500万ついてます。これは、それぞれの図書館ということで配分されておられると思うんですが、どのような比率で、図書館、図書室の配分ですかね、どのような比率で配分されているんでしょうか。

○原口育大委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） ちょっと資料を探します。少々お待ちください。
申しわけございません。25年度の購入実績になります。1,500万に対しまして、南淡図書館、購入が4,798冊で、606万4,055円でございます。大体、割り当てとしましては630万を見越してます。三原図書館です。三原図書館3,701冊、購入金額が553万911円、こちらは割り当てが510万でしたが、550の支出をしております。それから、緑図書室です。1,458冊、222万3,000円、こちらのほう、240万の予算の配分です。西淡図書室、850冊、118万2,000円。こちらのほうは120万の購入費のそれぞれの割り当てをさせていただいております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 聞くところによりますと、西淡だけではないかと思うんですけれども、購入をしても、特に西淡なんかはスペースが狭いので、配架スペースがないということで、購入をしても置く場所がなくて、廃棄処分をやってるというようなことが結構聞かれるんですね。新しい本を購入していただくということは、本当にありがたいことですから、しかし、古い中にもよいものがあるということで、この廃棄処分の基準というのはどうなってるんでしょうか。

○原口育大委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 当然、傷んできた本が中心になるかと思えます。
また、先ほどお話がありました特に西淡の場合は、毎年800冊ぐらゐの本、これは月刊誌とかそういうのも入ってますので、全てが本棚に並ぶような本ではないんですけども、やはり書架が全体的に小さい、狭い。そういう部分もありますので、どうしても余り出ない本、そういう部分については後ろのほうに保管して、後ほど処分していくというのがあります。

私どもの考えとしましては、やはり図書というのは生き物であって、毎年、その人気、それから、何年かのブーム等ございます。それに合わせた購入をしておりますので、何年

か前には人気があったけどもこのごろ出ない本というものについては、やはり後ろのほうに、バックハードに入って、それから廃棄処分となっていくのはやむを得んのかなというふうに思っております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 図書というのは、図書館の機能としては、資料として残していくというような、あるいは文化的なものはできるだけ残すという考え方というのが、図書室や図書館の考え方の中にはないんですか。

○原口育大委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 当然、図書ですので、資料、そういう意味については後世に残していく、そういう部分になります。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 すると、今は借りられないからといって簡単に捨てられるものじゃないと、そこに価値を見出していくということが一つあると思うんですけども、配架スペースがないからということで廃棄するというのは、ちょっとやっぱり考え方としてはおかしいんでないかと。特に、図書そのものが少ない、すると、余計また人が来ることが少ない、だんだんと借りる冊数が減っていく、これもスパイラル、悪循環ということにもなるかと思うんですね。

ですから、今必要なのは、今後、図書スペースを拡大するということが必要になってくるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○原口育大委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） まず、図書館と図書室と違うと思うんですけども、図書室の場合は、やはりそこにいる職員、公民館長なり、それから利用する方々のニーズに合った、かたい本ばかりじゃなしに、実用書であったり子供向けの本であったり、そういうのをどんどん購入して、他の図書室、図書館と差別化をして、利用促進を図っていく、これはもう当然のことというふうに御理解をいただきたいと思います。

それから、やはり図書室については、大きいことにこしたところがないので、改修は必要であれば適時していく、ただ、現在のところ、西淡につきましては跡地利用、それ

から、今の庁舎等の絡みもありますので、現在のままの形で行きたいというように思っています。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いろいろ西淡は置き去りにされているということはよく言われるわけですが、こうした面でも非常に差がついてくると。子供向けの図書も結構あるようですが、いつの間にかなくなってるということがありますね。いつの間にかなくなってるということは、結局、廃棄するんですけども、廃棄されていると思うんですが、いつどんな理由で廃棄されたかということが残ってなかったですね。この間、ちょっと関心のある本を見にいったときに、いつどんな理由で廃棄されたかということの記録がなかったんですよ。

やっぱり、そういうことはなかなかあってはいけないことだと思うんですけども、やはり、なくすというよりは資料として保存しておく、そこに、西淡にスペースがないのであれば中央図書館なりに確保していく、こうした文化的なものというのは、将来、やっぱり役に立つことが多い。そういうものを残していくことが、先ほどの子育てじゃないですけども、市民の財産を守っていく、次の時代に継承していくということともあわせて、よく考えていただきたい。場所がないから捨てていくというような、買ってももう場所がないから、場所を確保するために捨てていくというようなことになってはいけないと思うんですよ。

それにはやっぱり、スペースの確保ということを、この庁舎、分庁舎廃止、市民交流センター発足、それぞれの公民館の活用法も変わってくる、そういう中であっても、そういうことを大事にするかどうか、その価値観が問われているというふうに思います。もう少し考え方を変えていただきたいと思うんですけども。跡地利用も含めて、あるいは、今後は中央公民館で公民館運営審議会というのが発足するそうですから、そこでしっかりと議論していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○原口育大委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） ただいまお話がありましたとおり、蛭子委員の探していた本がなくなったというのは、図書の担当のほうから聞き及んでおります。ただ、その本につきましては、60巻ほどあった大きな特殊な本だと思うんですけども、やっぱり場所、本を購入していく上で、やはりどうしても並べる場所が要ということと、それから、余り利用がなかったという部分だと思います。

ただ、それは歴史的に価値がある、それが、本がもう、例えば世の中からなくなってい

くようであれば、私ども当然、残していくべきだというふうに思っております。現在も刊行されている部分の本というふうな認識のもと、図書の担当のほうは、先ほども言いましたように、場所をとりあえず確保していく、新しい本、今のニーズのある本を置いていきたいということで処分したというふうに聞いております。

それから、今後のことなんですけども、私ども、西淡を別に後回しににとるわけじゃないんですけども、当然、図書は広げていく考えではおりますので、そのつもりで、いつになるか、ちょっとこれはなかなか難しいところがございますので、できるだけ図書コーナーを広げて、多くの方が近くで本が見れるような環境づくりはしていきたい、そのように思っております。

○原口育大委員長 ほかにありませんか。
 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは、奨学金の関係で、教育の中で行くと、ちょっとないかな。後にします。基金の関係でします。

○原口育大委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

⑦款 1 1. 災害復旧費 (P. 2 1 8～P. 2 1 9) ～款 1 2. 公債費 (P. 2 1 9) ～款 1 3. 雑支出金 (P. 2 2 0～P. 2 2 1) ～款 1 4. 予備費 (P. 2 2 1) ～給与費明細書 (P. 2 2 2～P. 2 2 9) ～債務負担行為に関する調書 (P. 2 3 0～P. 2 3 5) ～地方債に関する調書 (P. 2 3 6)

○原口育大委員長 質疑がないようですので、次に、款 1 1、災害復旧費から地方債に関する調書、2 1 8 ページから 2 3 6 ページまでを議題といたします。

 これより質疑を行います。

 質疑ございませんか。

 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 2 2 0 ページの滝川文化振興基金費として 2 2 5 万 3, 0 0 0 円ということで、これは奨学金として貸与されていたものの新年度の返還額というふうに理解するわけですが、それでよろしいですか。

○原口育大委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） そのとおりでございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは、あと、貸与額の残りは幾らになってますか。滞納も含めて。

○原口育大委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 返還の残額でございますが、715万80円です。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この715万の返還終了はいつですか。

○原口育大委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 最終返還は平成37年度末となっております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 715万残額があって、1年で225万ということになりますと、後3年ぐらいで終わるのかなと思いましたが、平成37年ということで、後10年ということですけども、この今年度の225万が入っての基金残高は幾らになりますか。

○原口育大委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 平成27年度の基金残高が8,699万8,000円でございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ざっと1億円ほどあったものを、平成26年度で玉青館の空調設備を改修するために1,900万取り崩したということがあったんですが、それは間違いない

ですね。

○原口育大委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） はい。間違ございません。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 滝川文化振興基金については、これを管理する滝川文化振興基金の管理のための委員会があったかに思うんですけども、今後のその取り崩しということについてはどのように考えておられますか。

○原口育大委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 滝川奨学スポーツ文化振興基金ということで、西淡町時代から置かれている基金でございますが、平成16年の運営委員会で、新しい市になるに向かって、どのように使い道を決めていくかということで、一つは、奨学資金については、範囲が広がるので、それを廃止し、最終的には、美術館固有の運営経費、例えば特別展の事業費、それから施設の大規模な改修・修繕等に使っていくというふうに決まっております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうすると、1,900万という支出があって8,600万、これが合計、貸与額全額返ってきたとして9,300万ほどになるんですけども、これを使い切っていくということですか。残さないと。

○原口育大委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 先ほど言いましたとおり、市民の方に文化振興のために使っていくということになると思います。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だから、使い切るということですね。

○原口育大委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） まだ使い道は全部決まっておられませんけども、先ほど言いましたとおり、そういう時期があれば使うことになるかと思います。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 先ほどの奨学金として使うことは、範囲が広くて無理だというようなお話だったわけですが、これを一つの原資にして、奨学金の基金を新たにつくるということは、理論的には可能ですね。考え次第だと思うんですが、いかがですか。

○原口育大委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 先ほど言いましたとおり、平成16年、この基金を創設しました滝川先生も御出席のもと、使い方については確認をさせていただいております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だから、今の説明によると、有効な活用があれば、ただ単に消費するだけでなく、基金としても使える余地は、その運営委員会の決議の中にも入っているということを確認したいんですが、それはしてはいけないということになってるんですか。もう一度読んでいただけますか。

○原口育大委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 「現在、貸付を実施している奨学生の貸付を継続し」、これは、新規の奨学資金には貸し付けしないというふうに決まっております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今言っておるのは違うんです。これも原資の一つとして、奨学金の基金をつくることはできるでしょうということを言っておるんです。これだけでやったらどうですかということを言っているのではないんですよ。いろんな有効活用という道が書か

れてるんであれば、これも一つの原因として、奨学金の基金をファンドとしてつくるということは可能ではないんですかということをおっしゃるんです。

○原口育大委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） いろいろとは書いておりません。例えば、特別展事業や施設の大規模な修繕等として執行されるというふうになっております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、施設の修理以外には使ってはいけないということですか、施設の修理や運営以外には使ってはいけないという、玉青館の運営経費以外に使ってはいけないということになっておるんですか。

○原口育大委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） そのとおりでございます。

○原口育大委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

次に、一般会計全般について、総括的な質疑はございませんか。

中村委員。

○中村三千雄委員 予算にもかかわることでございますけれども、3日間の予算審議を聞いておりますと、この予算は皆さん方が予算を作成したわけでございます。10月から始まって、各課のそれぞれの行事について上げてきたわけでございますけれども、説明を聞いておりますと、やはり何度となくこの予算についてはヒアリングもし、そして、部長、それから市長査定をしてこのような冊子になったわけでございますけれども、自分の部署のこのみの予算を十分やってきた中において、説明において、どうしても勘違いというか、質問に対して的確な答えがないような気もいたします。

私は、代表質問の中で、冒頭、合併してから10年の経過の中で、市民の資質とともに、職員の資質なり研修の効果があつて、どのようにそれがあらわれてきたか、これ、なかなか

か効果としては難しいことではございますけれども、結果として、皆さん方の答弁なり、そのような市政に取り組む姿勢が3日間の審議を通じて、職員それぞれ頑張っておるとおもうんですけども、差があると感じました。

そこで、やはり予算の職員の研修とか、いろいろやっておりますけれども、実際、ここで総務課長、あなたが総務課長として、この質疑を聞いた中で、職員が自己責任として自分の職場を十分、職場なり事業を十分踏まえた中で取り組んでおるといふ姿勢を、あなたは感じておりますか、感じておりませんか。

○原口育大委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 感じております。皆、責任を持ってやっていることと信じております。

○原口育大委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 いよいよ4月6日から新庁舎に移るわけでございます。やはり、職員というのは公僕精神でなければいけないし、予算の規模が大きいとか小さいでなしに、少しの経費で最大限の市民サービスなり効果を上げていくということも考えていかなければいけないし、予算を執行したら、ただいいということではなしに、その効果の追跡なり、その効果をやはり十分市民が、やはりよくやっておるなというような結果を出さなければいけないと思います。

そこで、私は何を言いたいかといいますと、さらにこれを機会に、やっぱり職員が本当に10年たった今、一つになるんだという機運とともに、最大限、市民の奉仕者であるという気持ちをやっぱり持たせていくために、どのような方向の職員教育なり資質の向上のため、自己責任を上げるために、どのようにしていったらいいという考えがございましたら、御答弁をお願い申し上げたいと思います。

○原口育大委員長 これは、誰に聞きましょうか。

○中村三千雄委員 やはり、最高であれば市長ですけども、特に職員と市長の間でいろいろ指導しておる副市長だと思いますので、改めて副市長、この機会に職員に対する資質の向上なり、自己責任なり、市民に対しての奉仕者だというその気持ちをどのように指導していきたいかということをお聞かせ願いたいと思います。

○原口育大委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗） 職員はそれなりに勉強もし、よくやっていただいております。鬼の副市長と言われるぐらいやっておりますが、なお一層、先ほど来お話のありましたように、新庁舎に入れていただくわけですので、よくなったのは新庁舎だけやと言われぬように、中に入っている職員も一層磨きがかかってきたと言われるように、私も含めて職員一同、これからも研修にも励み、また、住民サービスを糧として十分にその職責を果たしていくようにしていただきたいし、私もそういう点で職員の指導にも徹底していきたいというふうに考えておりますので、どうかよろしくお願いをしたいと思います。

○原口育大委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 それで、特にお願い申し上げたいのは、やはり、一同に新庁舎に入るといことは、まず第一に、市民が来ての職員の第一印象がやはり全てだと思いますので、私はここで、たびたび今でもいろいろ議員から職員の態度なり挨拶なりが全くできていない人もおるといようなことも指摘もあったかと思っております。過去に何回か、委員会等の中でもあったと思っておりますけれども、まず第一に、挨拶の徹底をぜひお願い申し上げたい。

何といたしても、我々会派で、いろいろ会派の方が、それぞれの先進地なり、事例を視察に行きますと、我々、市役所に入ったときの第一印象は、まず第一に、職員の服装なり、態度なりを感じるわけですので。そこによって、この市はやはりきちりしたことをやっておるなという、それは、第一印象、挨拶でございますので、これ、今、幹部職員でございますけれども、全職員に、まず第一に挨拶を、一番初めに挨拶を徹底するんだということ、ぜひ心がけて指導していただきたいと思うんですけども、そのほどをどう感じますか。どうしたいと思えますか、それを徹底するためには。

○原口育大委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗） やっぱり挨拶から始まるのは、もうこれは至極当然の話でございます。もう一度、この新庁舎開庁に向けて、職員にはそれを徹底することは申し伝えたいと思っております。

○原口育大委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 ただいま、副市長のほうから、再度徹底するというようなことでご

ございますので、市民が常に職員を、職場だけでなしに、日常の行動においても見られておるといふことで、その気持ちを持って、南あわじ市の市政発展のために、ひとつ、気を引き締めてというより、改めて、4月6日から職務についていただきますよう、希望いたします。

終わります。

○原口育大委員長 ほかに総括的質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 質疑がないようですので、総括質疑を終了します。
委員間討議を行います。何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 意見がありませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 異議がありませんので、採決を行います。
議案第80号、平成27年度南あわじ市一般会計予算について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○原口育大委員長 挙手多数であります。
よって、議案第80号は原案のとおり可決すべきものと決しました。
暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1時50分)

(再開 午後 2時00分)

付託案件 (特別会計)

1. 議案第81号 平成27年度南あわじ市国民健康保険特別会計予算

○原口育大委員長 再開します。

次に、特別会計の審査に移ります。

まず、議案第81号、平成27年度南あわじ市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 ページ12ページの共同事業交付金についてお伺いいたします。その中の2番の保険財政共同安定化事業交付金というのがありますけれども、去年の当初予算に比べて大幅にふえております。この事業の目的と、なぜこのように大幅にふえたのかについてお伺いいたします。

○原口育大委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 保険財政共同安定化事業の目的といたしましては、県内市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るために、県内の市町村から拠出金を出し合いました、それを財源といたしまして、交付金を交付する再保険事業となっております。

この保険財政共同安定化事業が26年度までは1件30万円以上のレセプトの8万円以上の部分に対して対象となっておりますが、平成27年度からは、1円以上全ての医療費に対してこの事業が開始されることになりましたので、10億程度ふえております。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 これは、加入者そのものの影響というのは、どういうことになるんでしょうか。

○原口育大委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 予算といたしましては、拠出金と交付金を同額と見込んでおりますので、直接な影響は、現在のところわからないのですが、これまでも拠出金、交付金を同額で予算を見込んでおりましたので、直接的な影響があるかないかは、今のところ

ろ未確定でございます。

○原口育大委員長 ほかにありませんか。
 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 保険給付費ということで、17ページですか、療養諸費、保険給付です。これについては、それぞれの医療費の動向ということに影響されるというふうに思うんですが、医療費の動向はどのように見ておられますか。

○原口育大委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 南あわじ市におきましては、平成25年度に、対前年度比6.7%と大きく伸びたわけでございます。その流れを受けまして、平成27年度の8月ぐらいまでは、1人当たり6.58%と伸びていたわけでございますが、現在、だんだんと前年対比が下がってまいりまして、3月から12月分診療までで合計いたしますと、1人当たりで約4%ぐらいの伸びとなっております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この医療費の伸びが保険税に与える影響というのはどのように見ておられますか。

○原口育大委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 保険税を計算する際に、医療費に対する国・県で県の補助金でありますとか、その他いろんな交付金を計算してまいります。その差額が税に求めるわけでございますので、医療費がふえるということは、計算上の税額はふえていくということでございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 25年度については、決算としては一定の剰余金があったと、ありましたね。26年度はどうなっていくかということもあるんですけども、見通しというのがありますか。見込み。

○原口育大委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 1 2 月補正の段階では、医療費の伸びに収入が追いつかないということで、1 億円の基金の取り崩しを計上させていただきました。その後、医療費といたしましては、まだ2 月分の医療費が確定していないこと、それと、国の調整交付金の額がまだ不確定なこと、療養給付費負担金の確定ができていないことから、まだ正確な数字ではございませんが、1 億円を取り崩し、全額を取り崩しをしなくてもよい程度まで差し引きができていますかと思えます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしますと、今の医療費のみで行くと、新年度の本算定の時点での国保税の引き上げというか、これは回避できる見通しもあると。医療費が伸びたとしても、そういう基金の取り崩しによって、保険税の引き上げということは回避できる見込みがあると考えていいですか。

○原口育大委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 保険税の料率につきましては、これは国保運営協議会に諮るべきものでございますので、今、確定なことは申し上げられませんが、これまでも南あわじ市の国保税が県下でも高い水準であるということから、据え置きを前提として考えていくということを申し上げてまいりましたので、いろんな方策を持ちまして、その引き上げもせず、据え置きをするという方向で進んでいくのかなとは思っております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 一步踏み込んで、これを引き下げをしていくという上での本予算での算定といいますか、一般会計からの見通しということでいえば、現状ではないので、本来であれば引き下げを求めたいということですので、本算定の時点では上げないというよりは下げるということで、努力を求めたいということ、終わっておきます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ちょっとほんま、基本的なことやけど、この2 ページの国民健康保険税、1 7 億 9, 0 0 0 何がしと、先ほど吉田委員がおっしゃった質問で、この共同事

業交付金というやつが10億ぐらいふえたということの話なんやけど。

要是したら、国保に共同事業交付金で10億ふえたというような説明をされたと思うのやけど、国保の加入者というのは、これ、市内でこの17億何ぼというのは、何人が国保の加入者なんですか。この17億9,540万5,000円というようなことやけど、国保の加入者といったら、大体何名ぐらいでこの国保を負担されとるんですか。

○原口育大委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 予算の段階では、一般被保険者が1万4,930人、退職被保険者が710名の合計1万5,640人で計算しております。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ほんで、課長、ほんま単純な質問なんやけど、このたび、今、吉田委員が何や、共同事業交付金というやつで、これ、歳入の一番下に18億3,650万2,000円やいうやつで10億ふえたような説明がされたと思うのやけど、ということは、我々が国保の掛金というのは、この10億円足してくれとるさかい、下がるのけ。下がれへんの。

○原口育大委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 10億円の交付金がふえますが、抛出額も10億円ふえますので、その部分では差し引きゼロでございます。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。
委員間討議に移りますが、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 ありませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 異議がありませんので、採決を行います。

議案第81号、平成27年度南あわじ市国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○原口育大委員長 挙手多数であります。

よって、議案第81号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

2. 議案第82号 平成27年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計予算

○原口育大委員長 次に、議案第82号、平成27年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 この予算に反映してるかどうかということもあるんですけども、今、後期高齢者の方々の中で、軽減制度というのがあると思うんですけども、その施行時期というのはいつになっているのでしょうか。

○原口育大委員長 保険課長。

○保険課長(川本眞須美) 申しわけありません。その委員おっしゃっている軽減制度というのは、どのような制度のことでしょうか。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 夫婦で加入している場合がありますよね。国保から後期高齢者に移るときに、軽減制度というのが実施されてると思うんですけども。

○原口育大委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 申しわけありません。ちょっとその件については理解ができていないのですが、国保の世帯の方が後期高齢者に移られて、その残った国保世帯の方に軽減がかかるという意味ではないでしょうか。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうではないです。多分、まだ国のほうでも法律改正等々があるかと思うんで、予算には特別反映してないと思うんですけれども、後期高齢者の保険料が引き上げられるというようなことの報道があるので、ちょっと伺ったのですけれども、今、後期高齢者の方々の南あわじ市の医療費動向というのはどうなってるのでしょうか。

○原口育大委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 保険給付費の部分ではっきり確定しておりますのが平成25年度まででございますが、平成25年度で、保険給付費で87万7,404円となっております。この方々のことしの3月から12月までの医療費の動向を見ておりますと、南あわじ市の方で1人当たり6%ほど伸びております。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 南あわじ市で6%伸びてるということでもありますけれども、県下平均というのはわかるんですか。

○原口育大委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 申しわけありません。ただいま、その資料は持ち合わせておりません。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 国保も将来的には広域化という話も今出てますけれども、広域化になれば、なかなか市の裁量で助成するとかいろんな施策ができなくなってくるわけで、南あわじ市でそういうふうに6%伸びがストレートに保険料に反映するというような仕組みにはなっていないように思うので、やはり県の状況も踏まえて、やはり医療費の動向で保険料

が決まるような仕組みづくりに変えていってほしいなという思いもあるんですけど、その点いかがでしょうか。

○原口育大委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 後期高齢者医療の場合は、現在の保険料は26年度、27年度、2カ年同一となっております。また、新たに28年、29年と保険料率が決定していくわけですが、これまでと違いまして、県の基金であるとか高齢者の保険料の負担割合も大分変わってくるかと思いますが、ただ、これからの動向につきましては、ちょっと現在のところ、わからないというところがございます。

○原口育大委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。
委員間討議に移りますが、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 ありませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 異議がありませんので、採決を行います。
議案第82号、平成27年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

○原口育大委員長 挙手多数であります。
よって、議案第82号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

3. 議案第83号 平成27年度南あわじ市介護保険特別会計予算

○原口育大委員長 次に、議案第83号、平成27年度南あわじ市介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 介護保険ということで、これも介護給付費ということを少しお伺いしたいんですけども、制度が変わって負担金もふえてくるということであるんですが、この保険給付費、69から70ページにかけて出ておりますけれども、トータルで306万円ほどの増というふうになっておりますが、高齢化率等々から見たときに、こうしたサービスの給付の伸びというのは、ちょっと低いようにも見受けるんですが、その点、どのようにお考えでしょうか。69から70のところですけども。全般的に、どういうふうに見ておられますか。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 給付の伸びということなんですが、国の試算のほうで行きますと、1.4%程度の伸びを見込んだ背景がございます。いわゆるこの改定に基づきまして、給付の改定が2.27%減というようなことに推移しておりまして、その部分を今回の老人福祉計画及び介護保険計画の中で十分検討いたしまして、出した金額がこのような金額になっております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 考え方としては、保険料率などの変更によってマイナス査定であると。しかし、人口、高齢化率の伸びによって、その分が相殺をされて、若干伸びるという考え方ですか。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） そのとおりでございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 あと、この介護保険の場合、利用者の負担というのは施設によって考えられているということになると思うんですけども、例えば、今回計画をされております地域密着型の施設に入所した場合、1人当たりの負担額というのはどのように考えておられますか。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 1人当たりの基準ということなんですが。

はい、所得といいますか、その入所基準額ということなんですが、ユニットの個室ということになると思うんですが、その場合は、居住費で1,970円、それから、食費ということで、これは所得によって1段階では300円、2段階では390円、3段階では650円というようなことが自己負担でできてきます。それと、いわゆるあと基準額といいますか、委員おっしゃった施設に応じた額が足し込まれた額が1人の負担ということになります。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっと計算してみますと、大体、1人平均的に見て10万程度ぐらいはかかるのかなと、いろいろな利用料、滞在費というのか、ホテルコストという部分です。そういうのを見ていくと、平均的に見ると、1人当たり10万程度かかるような計算をよく聞くんですけども、どうですか。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 以前ちょっと、ざっとであれなんですが、計算したときには13万少々であったのかなというふうに思います。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ただ、低所得者の場合の軽減措置というのがあって、例えば、国民年金で6万円程度の方であれば、どうなるのでしょうか。負担額がかなりあるということを理解しておるんですけどもね。この保険料の減免と同時に、そうした利用料についての軽減策というのがこれから少し求められてくるのではないかというふうに考えておるわけですが、その点いかがでしょうか。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 軽減ということが図られる方と、今回、改正によって、8月からですが、公平化ということで負担がふえる部分もございます。ただ、その低所得者の方のさらなるということについては、ちょっと資料のほうに読み取れる部分がありませんので、このところについては、施設の法人の法人減免というのを利用しながら、その減免の範囲内でやっていただくしかないのではというふうに思っております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 詳しい資料がそちらにはちょっとないというようなことですので、一度調べていただいたらと思うんですけども。非常に負担感が、ユニット型、地域密着型の施設ができたとしても、個室の場合、非常に値が高いとか、いろいろ課題があって、特にユニット型の施設の負担額が大きいというふうに聞いておりますので、今回、29床、58床できる部分はユニット型がメインになっておるようですので、入れる方が限られてくるのかなと、順番が回ってきても辞退するというようなことにもなりかねないのかなというようにちょっと心配をしたりするんですけどもね。そういったことがないように考えていただきたいということを申し上げておきます。

終わっておきます。

○原口育大委員長 ほかに。

谷口委員。

○谷口博文委員 この68ページの介護認定審査会費というやつで、4,100万ほどのやつの中で、その上のほうの介護認定審査会委員780万と訪問調査員賃金1,132万5,000円、これ大体、これは人数というか、これはどういう。認定審査委員というたら、どういう方々なんですか。それと、訪問調査員というのはどういう方々なのかちょっと教えてください。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） まず、審査委員会のほうにつきましては、専門的な知識を持つ方ということで、施設の関係者である、また、医者である、それから、ケアプランの作成者というような介護支援員であるというような方々が50人でもって会をつくっていただいております。それで、その方々に対する費用の報酬でございます。

あと、調査員につきましては、これは、その介護支援員であったり介護福祉士、また、社会福祉士が訪問させていただいて調査する専門的な知識を身につけた者、ただいま4名で行っております。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 要は、この介護審査委員のこの780万円というのは、50名がそういう報酬をいただいております。ほんで、訪問調査のほうは4名で、訪問して、そういうふうなそれぞれのドクターであるとか社会福祉士、この4人が行って、そういうふうな認定をされるという、そんなら、大体、年間にこういう介護の認定調査というのは、大体、件数として市内でどれぐらいあるんですか。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 25年の決算からでございますが、2,549件の認定審査会というようなことをしております。それと、あと、認定調査につきましては、応分の件数の調査をさせていただいているということでございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 それじゃ簡単に聞くねんけど、この2,549名というのは市内の人でそうだけど、要支援1や2や、要介護1、2、3、4、5か、その辺、介護、もともと新規に介護認定を受ける人と、等級というんか、1から2とかしてくれとかいうようなやつも含めて、この2,549名が25年度にそういうふうな審査をしたと、そういうことですか。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） そのとおりでございます。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。
吉田委員。

○吉田良子委員 76ページの、これは初めて出てきてると思うんですけども、委託料で、高齢者虐待対応専門職チーム派遣業務委託料、これは新年度予算で初めて対応され

るというふうに思うんですけれども、これはどこに委託するのでしょうか。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） どこに派遣ということで、委託ということで。これにつきましては、兵庫県の社会福祉士連絡会というのがございまして、そちらのほうに委託をいたしまして、難しいケースについて御指導というか、御助言をいただくというようなこととでございます。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それは、施設でも、新聞報道では高齢者の虐待があるというようなこともありますし、家族の介護の中でそういう話も伺いますけれども、具体的にそういう施設に入っていく、家庭に入っていくというようなことになるのでしょうか。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） この予算の計上の部分につきましては、これはあくまで現場で対応する職員のほうの指導に当たるということで、この方々が現場に入って対応するということではございません。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 その職員の指導というのは、どういう職員を指しているんですか。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 職員というのは、地域包括支援センターの職員であるとか、あと、法人関係の在宅支援センターの職員であるとか、そういう方々の助言というようなことに当たるということとでございます。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、施設でどういうふうな状態かとか、そういうふうなチェックというのは、今はどこでされてるのでしょうか。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） このチェックにつきましては、それぞれの施設に指導監査に介護保険係のほうが出向いて、チェックをしております。それと、何か事故等、そういう課題がございましたら、それはそれで、それぞれの施設から随時報告をいただくというようなシステムになっております。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。
吉田委員。

○吉田良子委員 なければ、もう1点だけよろしいでしょうか。70ページに施設介護給付費というのが大幅に削減されておりますけれども、これは前に部長が言われてた、療養型の分が減ったというふうになってるのでしょうか。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 今の施設も当然、原因の一つでございます。あと、政府のほうの報道にもございますとおり、施設について、8%程度の減額とか、そういうところもございまして、そういうところから減額の見積もりということで計上したものでございます。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 前に部長が八木病院で20床、療養型病床群が減ることでのことと、介護報酬の引き下げがここに反映しているということでありましたけれども、以前の一般質問なりで、介護1から2でも、緊急性のある方が30人いるというような話でありましたけれども、こういうふうに施設が減れば、ますます入れる状況も厳しくなるし、介護保険の策定委員会の中でも、そういう人たちの受け皿で、高齢者支援ハウスはちょっと少し性格が違うんですけれども、そういう拡充をとというような声があったんですけども、その辺の対応が急がれると思うんですけど、どうなんでしょうか。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 今、委員おっしゃるとおり、いろいろ課題を抱えている

ということでございます。ただ、このたび地域密着型の小型特養というのが整備される、それからまた、洲本のほうについても予定されております。それから、当市にあっても、福祉の里ということで計画を進めておるということで、解消に努めてまいりたいというようなことでございます。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今言われた洲本の話は、前の県立淡路病院の跡地が90床ということで、南あわじが30床というような話もありますけれども、その開設時期というのは、この第6期の事業計画の中に含まれているのでしょうか。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） この6期の最終年度に含んでおります。

○原口育大委員長 ほかにありませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 77ページの食の自立支援ですけれども、これは部長も答弁の中で、この1年間をかけて代替的な施設がないかということを検討していきたいというような話があったわけですが、それは、そういうことでよろしいですか。社協との議論をするということですよ。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 食の自立の継続ということを社会福祉協議会と協議をして、今、進めていくということでございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 何か、場合によっては配食の弁当を契約をして、弁当も自分たちでつくるのではなくて、弁当業者なりと契約をして、それを配ればいいのかというような話も出たというように聞いておるんですけども、そんなことはないですよ。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 今の協議の内容につきましては、他市が参考ですが、他市については、弁当の調理については、特別養護老人ホームのほうでこしらえて、あと、配達のみ、社会福祉協議会で請け負っているというようなことを確認しておりますので、そのあたりの部分を南あわじ市の社協ともお話しいたしました。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 弁当業者、いろいろありますよね、食品会社があるんですけども、そういうものをただ配るんやったら、弁当屋さんになってしまうというようなことにもなりかねないので、やはり、南あわじ市の場合、いずみ会などの活動も活発ですし、これまでの調理、そういう食の事業に携わってきた方々も、経験者も多いということもありますので、やはり、社会福祉協議会の中でそういう配食のものをつくって配るという、このスタイルだけはやっぱり厳守というか、死守してほしいという思いがあるわけですが、その点いかがですか。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 社会福祉協議会に委託をしております配食サービス、いろいろな話の中で、そういった手段もあると、方法もあるということで、他市の例を出して話を申し上げました。一応は、社会福祉協議会との話の中で、従前どおりのやり方で27年度については実施をしていただくということで、話はできております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 27年度は実施するんだけど、28年度以降も継続するために場所を確保すると、この1年間、何か今の現状で行けるというような話だったかと思うんですけども、27年度はね。今後、もしそれが、いろいろな協議をしていく中で、今、保健センターですか、ここでやっておるものが使えなくなるか、使えるかどうかということがわからないという話であったんだけど、やっぱり自分たちでつくって自分たちで配るというスタイルは守れるように協議を進めてほしいということなんですけれども。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） それがいい形だろうとは思いますが、必ずそういうふ

うになるかどうかというのは、ここでお約束はちょっとできないというのが現状でございます。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。
 登里委員。

○登里伸一委員 教えていただきたいんですが、74ページの地域支援事業の介護予防のほうで、負担金補助のところ、ミニデイサービス事業とあります。これはどんなことをなさってるんでしょうか。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） このミニデイサービス事業につきましては、南あわじ市で旧町単位で生活圏域ということを決めております。その生活圏域に1カ所ずつ、虚弱高齢者に集まっていただいて、介護予防を実施するものでございます。

○原口育大委員長 登里委員。

○登里伸一委員 新しい事業ですか。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） いえ、継続してきております。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 ないようですので、質疑を終結します。
 これより委員間討議を行います、御意見ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 ありませんので、討議を終結します。
 これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 ありませんので、採決を行います。

議案第83号、平成27年度南あわじ市介護保険特別会計予算について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○原口育大委員長 挙手多数であります。

よって、議案第83号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

4. 議案第84号 平成27年度南あわじ市訪問看護事業特別会計予算

○原口育大委員長 次に、議案第84号、平成27年度南あわじ市訪問看護事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

委員間討議も御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 ありませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 異議がありませんので、採決を行います。

議案第84号、平成27年度南あわじ市訪問看護事業特別会計予算について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○原口育大委員長 挙手多数であります。

よって、議案第84号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

6. 議案第86号 平成27年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計予算

○原口育大委員長 次に、議案第86号、平成27年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

委員間討議を行います。御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 ありませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 異議がありませんので、採決を行います。

議案第86号、平成27年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計予算について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○原口育大委員長 挙手多数であります。

よって議案第86号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

説明員入れかえのため、暫時休憩いたします。

再開は午後2時50分とします。

(休憩 午後 2時40分)

(再開 午後 2時50分)

7. 議案第87号 平成27年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計予算

○原口育大委員長 再開します。

議案第87号、平成27年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 手話言語法ということがございましたんですけれども、例えば、この委託なり役務費なりで、番組を制作する段について、手話通訳というようなことがちょっと見受けられないんですが、そういう聴覚障害者の方への手話通訳、あるいはその画面での手話通訳者を映すというか、そういうようなことを議論をされたことはございますか。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長(土肥一二) その部分については、議論はしたこともございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 手話通訳は現在、置いてないように思うんですが、その理由は何なんでしょうか。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長(土肥一二) 手話通訳のほうについては、今のところ、人権フェスティバルとか、あと、市民まつりなどのイベントのときに通訳していただいている部分について、ケーブルのほうでは放送しております。ただ、そういうふうな予算的には、措置をしてございません。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 福祉のほうでも、手話言語法というのか、こういうものを制定して
こうと、条例化していこうという方向性もありますので、聴覚障害者のための便宜を図る
というか、同様にケーブルの放送が、字幕放送するのか、そういう形であるのか、何らか
の対応が必要ではないのかなというふうに思っただけですけども、いかがでしょうか。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） できるだけ今後、そういうふうな字幕放送をしていきたいと
思います。また、こういう手話の通訳の部分については、スポット的に今後検討してい
きたいとは思っております。

○原口育大委員長 ほかに。
谷口委員。

○谷口博文委員 簡単なことをまた聞かせてもらうのやけど、この149ページの使
用料の前年に比べてまた168万6,000円減額されとんねけど、その辺の理由は何
ですか。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） 済みません、もう一度お願いします。

○谷口博文委員 149ページの使用料で、前年に比べて168万6,000円減額に
なるとんねけど、この理由よ。加入者が減ったということやと思うけど。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） 加入者の減によるようなもので、転出したり、それから転居
したり、あと、その家にもうケーブルが要らなくなったというようなことでございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 先般、防災無線のときに話を聞いてんけど、あれが1万5,000
世帯と2万1,000世帯だったですかね。ということは、南あわじ市に今、2万1,000

0世帯があって、1万5,000世帯が今の現状ではケーブルに加入しとると。そういう理解でよろしいんですか。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） 住民基本台帳上は、世帯数が1万9,000、それから、ケーブルの加入者については、この2月末で1万6,583件です。1万5,000というのは、告知端末を配布しているところでございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これ、課長、今、1万6,583が加入していただいとるのやけど、これ、私もこのケーブルに関してあれしとんねけど、年々、やはりケーブルの加入者というのが減少傾向になってつとるような、私はそういう理解をしとんねけど、その辺の理由は、番組のおもしろみがないとか、やっぱり見て、市民が関心の持てるような放送内容が少ないとか、それと、先般も、ライブで放送できるようなそういう機器を購入し、ケーブル全体の事業でも86億も、90億近いぐらいの投資をしとんねけど、その辺実際、生中継できるような機器も購入されたんやけど、その辺実際、25年度でそういう生中継というか、それは何回ぐらい放送していただけましたか。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） 26年度でいいますと、福良湾の海上花火大会、それから、慶野松原の花火大会、そして、3月1日には新庁舎の竣工式、それから、加古川の河川敷で行われました郡市区対抗駅伝と、それから、この3月15日には若人の広場の式典がございます。そのときにも生放送を実施していきたいと思っております。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 この生放送、5回ほど実施しとんねけど、せっかくのそういう機器購入しとんのやさかい、もうちょっと有効活用していただくような手法というか、そこらをしっかりとやっていただきたいという思いがあるのと、それと、先般も言うたように、番組の更新ですわね。やはり洲本のテレビジョンみたいに、やはり毎日の更新をしていただいて、身近なそういうふうな市民が関心の持てるような番組制作をすることによって、やはりケーブルテレビの加入者がふえる方向で努力していただきたいという思いがあるん

ですけど、そのあたり、今後の更新計画について、再度、どのようにお考えかお尋ねをいたします。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） 番組更新については、今のところ週2回の更新ではございませんけれども、27年度には月曜日から金曜日の部分について、週5日更新ということで、平日のときには毎日更新と、土日の部分については、その平日部分で放送した部分を放送するというような計画を持っております。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 よくできました。あとは、今言う、市で生放送というか、そういうやつをしっかりと。それと、先般も私も西淡中学校の卒業式に行っと思ってんけど、あのあたりというのは、市内中学校で6校が卒業式されと思うんよね。あの辺、そりゃ、年を変えて、今回の例えば中学校の卒業式に対して、何校にケーブルテレビが取材に行かれておられますか。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） 2校でございます。西淡と、それから三原中学校のほうでございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 その2校の理由はなぜですか。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） 中学校の卒業式に関しましては、6校あるということで、2校ずつ毎年回っていったような状態でございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ほんで、約2時間ぐらいの卒業式やけど、初めから終いまで撮ったり

せんと、まあ、やり方はあると思うのやけんど、6校をそういう班編成して、6校を回っていただいて、市内の中学校の卒業式の風景というのは、そういうやつをせなんだら、例えば、西淡中学校を今から長編番組とかいうて2時間ぐらいの番組をしようと思うのやけんど、あれを、西淡中学校に行っていない人が見て、楽しいと思いますか。

ということは、市内6校あれば6校同時に、その辺は、人的というかマンパワーが足らんからできらんですか。資機材が足らんから、カメラ、あれ、西淡中学に3台来とったように思うのやけんど。それ、3台来とるということは、1台ずつしたら、6校ぐらいだったら行けるのではないんですか。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） 撮影の部分については、やっぱり1カメであれば、なかなか逃がしたいような映像が映ったときに逃げ切れないというところがございまして、やはり2カメ以上の部分で撮影しておるものでございまして。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そやから、2カメでも構わんよ。ほんなら、6校行けれへんのけ。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） 今のところ、人的に少し無理があるのかなというふうに思います。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 今、加入世帯1万6,583、これで視聴率、そういうふうなんは出るの。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） 視聴率は出ません。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 残念やな。しかし、やっぱりどの番組が好評やとか、そういう部分において把握していかな、今後の番組形成、なかなか成り立っていけへんのかなと思うんよな。特にこの150ページの有料広告放送料、これ10万円。これ大体、何社、有料放送しておるんでしょうか、広告。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） 27年度、10万円の計上ではございますけれども、27年度予算を立てるときには、10万円程度のそのとき、CMの部分の収入がございましたので、実績ということで10万円計上しておりますけれども、今年度については、それ以降3件の今、CM、車屋さんと、あと会計事務所が2件ということで、今年度は6件分の今のところCMを流したと、今も3件流れております。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 やっぱりこれ結構、広告、今後取っていかな、これだけ経営が今度、どんどん加入者が減ってきてよるし、広告取るにはやっぱりそれだけの視聴率があらな、広告も出すほうも出せへんのでやな、やっぱりそこら、ちょっと視聴率みたいなもの、非常に大事なのかなと。やっぱり、見てもらわな、これ、ケーブルテレビ、成り立っていけへんのもよってやな。ええものを、やっぱりライブなりでもどんどんふやして行って、工夫して、そんな中で、また広告も取って行って。

特に、こんな、何やけども、葬儀屋さんなんか、結構、出してくれる業種じゃないかなと僕ら、思うんやけどな。そこら、営業もするべきでないかなと思うんやけど、どうですか。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） 今後、そしたら、そういうふうな営業活動もやっていきたいなと思います。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 本当に、市民が楽しめるようなやつをつくっていかないかんので、そういう視聴率の効果を上げるようなものもいっぱいつくって行ってほしいです。お願いしときます。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。
阿部委員。

○阿部計一委員 ケーブルテレビ、やはり、番組の興味の持つようなビッグなそういう番組をやらないかんと思うんで、これは一つの提案ですけども、4月の6、7、8と、御承知のように女子プロ野球の兵庫ディオオーネが淡路市に本拠地を置いて、洲本市民球場で6、7、8と公式戦が3連戦始まります。そういうようなビッグイベントを、例えば実況放送するとかいうようなことも、やっぱりケーブルテレビのそういう名を知らしめるというか、そういうことも大事でないかと思うんですが。

突然、こんな話をして、なかなか難しいとは思いますが、恐らく、洲本のほうのテレビは入ってくるんじゃないかと思うんですけども。そういう、何か思い切ったことをやっぱり、番組を入れていくということも大事でないかなと思いますけども、その点、どうですか。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） 今後も、そういうふうな部分で撮影できれば、また許可が得られれば、また実施していきたいなと思います。

○原口育大委員長 ほかに。
吉田委員。

○吉田良子委員 これもちょっと確認なんですけれども、153ページ、委託料、データ放送システム導入業務委託料800万、これは新年度予算で初めて出てきているというふうに思います。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） そのとおりでございます。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今、NHKなり民放なりで、データ放送というのは、ボタンを押せばいろんな情報が入ってくるわけですけども、これは道路情報、天気情報、いろんな情報

がNHKと民放と若干違うんですけれども、これはどこに委託するのでしょうか。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） 委託先については、まだこの4月に入ってから、このデータ放送のシステム導入ということで、プロポーザルをしていくような形を思っております。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうすると、そのNHKですと、常にデータ放送を見れるわけですが、今、ケーブルテレビで放送している時間帯は、必ずこのデータ放送は見れるというような仕組みになるのでしょうか。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） データ放送については、こちらの部分のデータですので、見たいときに見れるような形でございます。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうすると、いつでも見れるということで、そしたら、どういう情報を流すかというところまで考えられてるのでしょうか。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） 現在のところ、気象情報、それから、お悔やみ情報、それから、市役所のホームページと連携した部分、それから、コミュニティバスの時刻表、それから、野菜市況を含む農地の情報、それから、ケーブルテレビのコミュニティチャンネルの番組表の表示などを思っております。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうすると、市独自でそういう情報を提供するという事ならば、今、野菜情報なんかも時間帯ですと流してますよね。それもまた別枠で流して、データ放送でも流すというようなことになるのでしょうか。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） その部分については、農協さんのほうと協議をしていかなん部分でありますので、その辺は協議して決めていきたいと思っております。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 データ放送が始まれば、瞬時にいろんな情報が入ってくるので、市独自でそういうのを踏み切るといのはよかったなというふうに思っています。
終わります。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 ありませんので、質疑を終結します。
委員間討議はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 ありませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 異議がありませんので、採決を行います。
議案第87号、平成27年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計予算について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

○原口育大委員長 挙手多数であります。
よって、議案第87号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

5. 議案第85号 平成27年度南あわじ市土地開発事業特別会計予算

○原口育大委員長 次に、議案第85号、平成27年度南あわじ市土地開発事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 この予算の124ページで、不動産売却収入というのが上げられています。見込みがあつての計上だと思いますが、どういう産業というか、どういう職種というのが、売り払いでできる相手先がどういう業種なのか、お伺いしたいと思います。

○原口育大委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（阿部員久） 先ほどの御質問でございますが、これは、土地が売れたらということで、今現在、企業団地には2区画、残がございます。そのうちの1区画が売れたという場合で計上させてもらってますが、特に具体的にどこと交渉してどこが買う予定、そういうところまでは現在、行っておりません。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 希望的観測の中で予算計上したというようなことでしょうか。

○原口育大委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（阿部員久） できるだけ売れるように努力したいということで、そういう希望も入っております。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 これまでも議会で、各議員から、企業誘致課の話もありましたけれども、なかなか課としては、新庁舎の体制になってもないようなことになってるのでしょうか。このてこ入れというのはどういうふうに関後されていくのでしょうか、副市長。

○原口育大委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗） 今度は、4月1日からはふるさと創生課で企業誘致係を置くということにいたしております。これは、前の委員会でも言いましたが、やはり重要でもございますので、我々のできるだけ近くに置いて、叱咤激励もし、我々もトップセールスをやるという意気込みでそこに持ってきたわけでございます。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ふるさと創生課というのは、職員何人体制で。

○原口育大委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗） トータル9名のようにございます。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 その中で、この企業誘致係というのは何人の方が配属されるんでしょうか。

○原口育大委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗） 専属は2人、課長が1人、私も市長も入れますと、六、七人だということでございます。

○原口育大委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 これが希望的観測の予算計上でなしに、実質的なものにぜひしていただきたいというふうに思います。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 単純なことをお聞きするんですが、今、大きな金額になるとローンというのがあるわけですが、これ、企業誘致課ではローンやいうのではないと思うんですが、これは全て一括現金支払いということですか。

○原口育大委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） これについては、分割での予算計上でございます。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 いやいや、今までもそれぞれ誘致とかいろいろで、土地を売却した中で、その支払いについて、大きい金額になるとローンというようなことも他地区ではあるわけですが、うちの場合はどうですかという、今までその支払い方法はどうかということ聞きよんねん。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 1年前に企業誘致をしておりましたので、お答えさせていただきます。要綱の中で、3回分割払いというのもございます。過去にも分割払いを行っていただいた業者もございます。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 ということは、こげつきやいうことは全然なかったと、そういう支払いで不納になったやいうことはありませんでしたか。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） ございませんでした。全額、支払っていただいております。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 ありませんので、質疑を終結します。
委員間討議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 ありませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 異議がございませんので、採決を行います。
議案第85号、平成27年度南あわじ市土地開発事業特別会計予算について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○原口育大委員長 挙手多数であります。
よって、議案第85号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

10. 議案第90号 平成27年度南あわじ市国民宿舎事業会計予算

○原口育大委員長 次に、議案第90号、平成27年度南あわじ市国民宿舎事業会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この収入、支出を見たときに、収支の計画で出ておりますが、赤字計上になっとるんですね。293ページですか。見込みとしても、平成26年度は赤字で、27年度が黒字か。どのような点で、収支についてはどのように計画を立ててますか。

○原口育大委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 27年度予算については、25年度の実績をもとに、26年度の推移を見て予算計上しております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 収支はどうなりますか。

○原口育大委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 27年度につきましては、289ページの貸借対照表で計上をしております。それで、これについては、赤字計上にはなっておりません。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 26年度の収支が赤字になっておるわけですが、どの点での改善を考えておられるのでしょうか。

○原口育大委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） この国民宿舎については、ここ5年間赤字ということで、内容につきましては、どうしても減価償却費が、主にその部分が赤字計上になってきております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、売り上げで収支を改善していくということになるかと思うんですけれども、やはり今年度の花博とかの期待値が入っているというふうに思うわけですが、その点はどのような計画を持っておるのでしょうか。

○原口育大委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） やはり、この花みどりフェアの誘客、これは見込んでおります。ただし、個人的な消費する金額については、最近、国民宿舎のほうの利用については減ってきておるといのが現実でございまして、この花みどりフェアをきっかけに、誘客を図っていきたいと思っております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それで、一つの提案なんですけども、松の植樹なんかを、これ、1月から3月の限定なんですけども、そういうメニューもこしらえて、自分が植えた松が育っていく様子をリピーターとして確保するというような、こんな営業もあるように思うんで

すけどね。いろいろ工夫があると思うんですけども、そういった点、また支配人ともよく相談をして、検討していただければというふうに思うんですが。

○原口育大委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 検討していきたいと思っております。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。
谷口委員。

○谷口博文委員 この陸の港の収益と陸の港の管理費についてお尋ねすんねけど、これはもう一応、かがみであって、本音は、駐車場は非常に混雑というかしとるような状況下にあるというて、車をとめにいっても、車をとめるスペースがないというような意見があんねけど。今後、何かその辺の改善的な計画は考えておられますか。陸の港はここで聞いたらあかんのけ。

（発言する者あり）

○谷口博文委員 一般会計か。もう済んだんか。いやいや、陸の港の管理をしよるさかいの。そういう、そんなら駐車場、混雑して、困ったという声はないんか。ここに陸の港の管理費というやつがあんでよ、これ、277ページ。賃金持って、警備保障も入れてしとる段階で、利用者の声から、そういう声は聞いてないんかというこれ、やつやけど、済んだも何も関係あるかいな。そういう声は聞いとるか聞いとれへんかというだけの話をしとんのよ。

○原口育大委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） この陸の港については、乗車券の販売場の管理については国民宿舎のほうでやっておりますけども、外の駐車場の管理まではちょっと宿舎のほうではやっておりません。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 違うよ、そやさかい、あそこの乗車券の管理しよるのはわかっとなのやけん、その辺から、利用者から、駐車場がなかったというような声は、そこで乗車券

を売りよる人に、不満というやつを言うとははずですわ。そういう声は、あなた方のお耳に届いてないんですかと。届いてないの。

○原口育大委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） そういう話は、私のほうには届いておりません。

○原口育大委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 陸の港の駐車場については、市長公室が管轄しております。それで、委員おっしゃるように、ちょっと駐車場がやっぱり狭いという声をお聞きしておりました。それで、少し花壇のところで支障のないところを、花壇を潰しまして、白線を引けるところは引きまして、駐車台数をできるだけ置けるようにしたような経緯もございます。

それから、バスに乗るためではなくて、そこに私用で駐車している車も多いようでございますので、その辺の管理のほうも強化しておるような状況です。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 陸の港はこれでやめるけれど、今後、次に松原荘よ。あの周辺、やっぱり宿泊施設として、やっぱりうずしお温泉を使っておるような中で、しっかりとした露天風呂もあれしていただいとんのやけど、かなり老朽化というか、やっぱりそういう観光客というのは、南あわじ市に対しては、入浴施設、温浴施設に対して利用者の非常に期待が大きいわけですから。

そこで、再三にわたって要望しとんねけど、お風呂の改修等々を今後計画していただいて、利用者が本当に快適に美味しい食事をいただいて、温泉につかっていただいて、くつろいでいただいて、来ていただくような、そういうふうなお風呂の施設の充実強化をしていただきたいという要望も、私も南あわじ市の西淡地区の多くの市民からそういう要望を聞いとるわけですが。

それはどういうことかというたら、市内の温浴施設が定休日がありますわね。そういうときに、できたら地元のところで、そういうふうな同等の施設、お風呂のうずしお温泉の源泉を使ったような湯につかりたいという、本当に年配者、今まで地元にご貢献した方々から、多くの要望を私は聞くわけですが、その辺、松原荘、お風呂のもうちょっとええお風呂にしていきたいという多くの市民の声があんねけど、その辺いかがですか。

○原口育大委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 要望は十分聞いておりますので、中身については精査したいと思っております。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私、次に誰が支配人に行くか知らんけど、その人にはしっかりして、そういう市民の声を聞いていただいて、やはり地元の公共の宿としての役割を担うような快適な施設にしていきたいと、それだけ切にお願いいたします。
終わります。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
委員間討議を行いたいと思いますが、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 ありませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 異議がありませんので、採決を行います。
議案第90号、平成27年度南あわじ市国民宿舎事業会計予算について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

○原口育大委員長 挙手多数であります。
よって、議案第90号は原案のとおり可決すべきものと決しました。
説明員入れかえのため、暫時休憩いたします。

再開は午後 3 時 3 5 分とします。

(休憩 午後 3 時 2 6 分)

(再開 午後 3 時 3 5 分)

8. 議案第 8 8 号 平成 2 7 年度南あわじ市下水道事業会計予算

○原口育大委員長 再開します。

次に、議案第 8 8 号、平成 2 7 年度南あわじ市下水道事業会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

北村委員。

○北村利夫委員 1 6 3 ページ、処理件数なんですけども、前年度と比べて、何件ぐらいふえてるんですか。

○原口育大委員長 企業経営課長。

○企業経営課長 (村本 透) 下水道部、村本でございます。3 3 5 件でございます。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 それは、主に公共とコミプラということだと思っておりますが、農集、漁集については、使用料も減ってきてます。この要因は何ですか。

○原口育大委員長 企業経営課長。

○企業経営課長 (村本 透) 委員お見込みのとおり、人口減少と節水型の機器の普及ということでございます。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 これ、4 事業全部に言えることなんですけども、当初予算を編成するとき

に、いわゆる他会計補助を当てにした予算編成、こういう事業というのはどのように考えておられますか。

○原口育大委員長 企業経営課長。

○企業経営課長（村本 透） 公営企業のほうによりますと、やはり独立採算というのが基本でございます。しかしながら、南あわじ市の下水道、効率的な下水道ということではないということと、下水道の、やはり資本投資が物すごく大きいということから、どうしても一般会計に頼らざるを得ないのかなということでございます。

ただ、私どもといたしましても、目標を掲げまして、使用料収入によりまして、営業費用的なもの、維持管理等を賄うということを第一目標といたしまして、年々、経営努力をいたしまして、何とか一般会計の繰り入れ分につきましては、今、18億余りこの予算でも見ておりますが、それを徐々に減していきたいとは思っております。

以上です。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いや、減していきたいというたって、使用料というのは年間幾らなんですか、これ、全体で。そして、返済する、いわゆる企業債の返済の利息分にも届かないぐらいの金額なんで、減していくというのにも、他会計を当てにした減債になっていくのかなというふうに思いますし、この事業計画そのものを最初から、もう赤字経営をわかっとなって、これ、始まった事業なんですか。

○原口育大委員長 下水道部長。

○下水道部長（原口幸夫） 下水道部の原口でございます。よろしく願いいたします。

これは、やはり最初の発足当時で何百億という中でやっております。ただ、その使用料で賄うには、先ほど課長も言いましたように、なかなかその、今で言えば3億ほどの使用料だけで賄っております。

だから、今、北村委員さんおっしゃったように、最初からできないのかという中じゃなくて、やはり国の施策の中、県等との中で始まった事業でございますので、やはり処理場という施設をつくるには、やはり何百億のお金が必要となってきた結果として、今の現在に至っているような状態となっております。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員　　もちろん、当初、そういうメニューがあって、その事業にいわゆる採択するかせえへんかというのは、いわゆる市で、当時は町なんですけど、決めた事業ですよ。これから、こういうメニューをやりますよ、やりますか、どないですか、もちろん、兵庫県のほうでも99%ですか、そういう作戦等があったわけなんですけど、それでも、それに、その事業をするかせえへんかという選択権はなかったんですか。

○原口育大委員長　　企業経営課長。

○企業経営課長（村本 透）　　当然、その当時もそういう選択肢もございました。私もその当時、構想的なものからかかわったことがございますが、ある一つの兵庫県内でも、当時、青垣町につきましては、全て町内合併浄化槽で賄うというような計画を採択いたしました。今現状といたしまして、その合併浄化槽の設置状況につきましても、その計画の約9割は達成されているということでございました。

しかしながら、私ども南あわじ市、旧三原郡内4町におきましては、集合処理を選んだわけでございますが、それにつきましては、将来の維持管理コストとか、将来、合併浄化槽につきましては、更新時等におきまして、やはり次の更新に充てます財源等の補助がございません。

そしてまた、個人的な使用料、維持管理に係る費用につきましても、今現状、南あわじ市におきましても、1立米当たり百五十数円の使用料単価として徴収させていただいておりますが、合併浄化槽につきましては、法定点検等がございますので、年間5万円、おおよそ5万円弱はかかってくるのかなということでございます。そうした場合、住民の負担といたしまして、その当時算出した結果から、集合処理を採択したというような経過でございました。

○原口育大委員長　　北村委員。

○北村利夫委員　　住民負担、今、話が出たんですが、今、住民負担というたって、今払ってるのと、いわゆる他会計、これも住民負担ですよ。違いますか。これについては大方18億ぐらい、先ほど言われたように出てるんです。これも住民負担ですよ。もちろん、真水についてはその半額ぐらいかと思えますけどね。

そやから、これいつも最後になって、一緒の話になるんやけども、余り言いよったら、水道料金値上げせえという話になってくるんで、これは、そこらでやめとかないかんとは思ってるんやけども、これ、少々値上げしたって、もう焼け石に水なんですよね。違いますか。

○原口育大委員長 企業経営課長。

○企業経営課長（村本 透） 委員御指摘のとおり、少々の値上げでは、今のところ追いつかないというのが現実でございます。ちなみに、今の補助金、一般会計からの補助金を全てなくすということになりますと、今、使用料の金額的に、1立米、27年度予算では160円そこそこのものが、やはり、一般会計からの補助金全てゼロということになりますと、900円余りまで持っていかなければならないというような試算も行いました。しかし、それにつきましては、到底かなうようなことでございませぬので、鋭意、努力していくというぐらいしか言えませぬ。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 私の試算でも、やっぱり五、六倍にはせないかと、現状よりね。ということなんで、これで終わっておきます。

○原口育大委員長 ほかにございませぬか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今回の関連になってくるんですが、処理区域が計画どおりにあると、そのとおりにやっていかないといけないけれども、見直しをして、処理区域の変更をする中で、投資額を抑えていくと、市としてもね。それは、逆に言えば、合併浄化槽を入れる方の負担がふえるということにもなるんですけれども。そうした処理区域の変更ということについては、考える余地はあるというふうに思うんですけども、その点いかがですか。

○原口育大委員長 企業経営課長。

○企業経営課長（村本 透） 当然、今現在、昨年度より処理区の見直し等を行いました。先般も自治会等への報告も行いました。その中で、統廃合も含め、認可区域の見直し等を行うということも報告させていただいております。今現に、作業の途中でございませぬ。また、工事途中におきまして、やはり詳細な設計、地元へ入って地盤の高さ等、水路等の高さを当たっていく中で、どうしてもこの家については、その家を1軒をとるために、物すごく本管のほうを深く据えなければならないという場合につきましては、個別的な対応といたしまして、各その家の方と十分協議させていただいて、合併浄化槽へと変更もさせていただいております。またそこらの点についても、精算等も行っておるのが現状でございませぬ。

ざいます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 あと、今、処理場としては松帆・湊の処理区域が、これから工事がしないといけないと。これが一応、一定の管路整備が終わった時点で、投資をするわけですから、その分で会計からの他会計の補助金、今、18億というようなことになっておるんですけども、松帆・湊の処理区域が一定の完了を迎えたときの会計からの繰入金というようなことの試算というのはできてますか。

○原口育大委員長 企業経営課長。

○企業経営課長（村本 透） 一応、中期経営計画等で、そういう試算も行っております。そのときの一般会計の繰入金のピークといたしましては、今現状、平成38年が今、中期経営計画ではピークとなりまして、21億8,000万円程度が必要になるかどうかということで試算しております。

以上です。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これはもう、私の地区のことを聞くのやけんど、私らの地区は、下水がまだ、いまだに管路整備されてないんですわね。ほんで、だから、不動産業者が来ても売れない。下水が完備されてないさかいいうて、そういう宅地の売買すらでけらんような状況に置かれとんの。私は、同じ南あわじ市民として、非常に不公平感を感じとるわけですわな。

片や、もう10年も前から下水が完備されとる、片や、今から10年後にされる、こんな状況、いかなもんかなと私は思うとんのやけんど。例えば、私の地区内の管路整備はいつしていただけるんですか。

○原口育大委員長 企業経営課長。

○企業経営課長（村本 透） まことに言いがたいんですが、松帆西路地区につきましては、平成37年度を目標といたしております。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員　　ほんま、37年いうたら、私もがっかりすんねけど。ほんまに、この下水というのは、今、それは私は、採算が合わんか知らんけど、やっぱり生活環境というか、そこらやってもらわなんだら。ほんなん、宅地で買いに来たとき、この辺、下水でけとんのけと聞かれるねん。でけとれへんだら、合併浄化槽せな、ほんなら下水はいつ来んのでとか、そんなこと言うて、やはり不動産の売買が遅延していつて、我々、下水の管路整備されてないエリアというたら、ほんまにひどい状況やで。そうでしょう。

新たにしたところ、下水管路整備でけとったら、これ、宅地建ったって、水道から下水から来るところだったら、ポンとすぐに土地の売買でもできるけど、うちら37年で、そんなふざけた話、私はないと思うねけど。これはもう行政の選択でそういう計画やさかい、私はもうこれ以上言わんけど、早いこと、下水のことは私もようわからんねけど、やっぱり地域の生活環境というか、やっぱり水質とかさまざまな面で、私は必要やと思うんで、頑張っ努力してやってください。

○原口育大委員長　　ほかに。
川上委員。

○川上 命委員　　直接予算には関係はないんですけど、この配管の耐震というのはどういことになっとるか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○原口育大委員長　　企業経営課長。

○企業経営課長（村本 透）　　南あわじ市の下水道の歴史的に言いますと、管路整備の大まかなものにつきましては、阪神大震災以降の管路がもう99%なっておりますので、耐震レベル的には、阪神規模には耐えられるような管路となっていることです。

○原口育大委員長　　川上委員。

○川上 命委員　　ということは、伊加利は、谷口委員は機嫌悪いだらうけれど、早かったですわね。そういった中で、もう既に今、そういった耐震関係そのものがでけとるのかでけとれへんか。やっぱり、南あわじ市第1号やさかいの。

○原口育大委員長　　企業経営課長。

○企業経営課長（村本 透）　　南あわじ市での管路につきましては、全て耐震管といい

ますか、塩ビ管でありますが、耐震機能を有する管となっております。全て伸縮性を持たせたゴム輪受け口的なもので伸縮を持っているということで、また、阪神大震災以降ですので、大丈夫でございます。

○原口育大委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
委員間討議、御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 ありませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 異議がありませんので、採決を行います。
議案第88号、平成27年度南あわじ市下水道事業会計予算について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○原口育大委員長 挙手多数であります。
よって、議案第88号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

9. 議案第89号 平成27年度南あわじ市農業共済事業会計予算

○原口育大委員長 続いて、議案第89号、平成27年度南あわじ市農業共済事業会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 先日の質問のときに、農作物の被害状況で、鳥獣害が一番多いんでないかというような質問をしたときに、風水害が多いというようなお話があったわけなんですけど、実際はどうなんでしょうか。

○原口育大委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） 風水害のことにしましては、26年度については、23戸になっております。それで、鳥獣害にしましては、79戸ということになっております。それと、風水害、鳥獣害以外に病虫害があるわけなんですけども、それが28戸ということになっております。

以上です。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 被害金額ですね、支払共済金の金額はどのようになっていますか。パーセンテージで言っていただけますか。総額とパーセンテージ。

○原口育大委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） 風水害にしましては、69万9,824円でございます。病虫害にしましては、148万1,069円、鳥獣害にしましては、344万3,157円。

それと、風水害にしましての先ほどの金額に対しましてのパーセンテージは16.2%、病虫害にしましては22.1%、鳥獣害にしましては61.7%となっております。

以上です。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 やはり鳥獣害被害が多いということなんですけども、地域によっても差があるというふうに聞いておるわけですが、三原地区などはいろいろ対策が進んでおって、減っておるというふうに、この間も猟友会の方もおっしゃってましたし、課題としては、やはり西淡や南淡での被害が多いと。ここの対策をどうしていくかということが課題であるというふうに思っておるわけですが、どういうふうにお考えですか。

○原口育大委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） この間の議会の一般質問のときに、有害班が立ち会いに来ておられまして、議会が終わったあと、大きなおしかりを受けました。その内容というのは、有害期間のシカの日当と頭数当たりの報償、これについて、おしかりを受けたんですけれども。

 地区によって、イノシシのよくとれるところと、シカのよくとれるところは、地区によってばらばらなんです。今回来られた方は、イノシシは頭数がほとんどとれてないんですけれども、シカについては、御存じのように、有害班、5班ありますけども、一番シカはよくとっておられるんです。でも、出ている日数に比べて、とれる頭数が少ないと。その地区については、日当をふやしてほしいという要望があるんですね、当然。出役してもなかなかとれないから、日当をふやしてくれと。1頭当たりの単価は少なくとも構わんと。行ってよくとれるところは、1頭とったら頭数をふやしてくれという地区もあるんです。地区皆、ばらばらなんですけども、班長会も開いて、この辺は調整もしております。

 南あわじ市全体を見てみますと、3年間を見ますと、イノシシについてなんですけれども、やっぱり緑班はイノシシが多く出ております。24年に149頭とっておったんですが、26年224頭。ということは、これだけ被害が大きいよって、イノシシがよくとれておると、緑班は。西淡班もイノシシ、相当ふえてきている状況です。24年に98頭とれておったんですが、26年に287頭、すごくとっております。逆に、三原班は、24年に61頭が26年に46頭、イノシシがなかなか捕獲の実績が上がってきとるということで、頭数が減ってきておるといような状況です。南淡班が、24年に94頭とれておったんですが、143頭、南淡班もよく被害が大きいので、イノシシの頭数がふえてきております。灘班が24年5頭ですけれども、26年が6頭と、均等かなと。

 特に、シカなんかにつきましては、緑班、これは減っております。24年67頭が26年には47頭、当然、西淡班は、シカはゼロです。三原班はさっき言いましたように、24年に118頭、26年に108頭、一番よくシカをとっていただいております。南淡班が、これが24年に145頭とっておったんですけど、26年になりますと91頭ということで、南淡班の区域については、シカがちょっと減ってきておるんかなと。かわりに、イノシシがふえてきておるといことです。灘班が、24年に97頭が26年に62頭と、シカも少し減ってきておると。

 今、共済のほうで、被害を受けておるベスト5の地区を少し報告させていただきます。ナンバー1が、伊加利の湯の川、ナンバー2が福良の向谷、ナンバー3が湊の湊口、ナンバー4が阿万の吹上、ナンバー5が賀集の牛内というような状況です。この地区を見ますと、主にイノシシの被害なんですけども、各地区に広がってきておるといのが実感できるんかなというふうに思います。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 成果の上がっているところもあるということで、三原なんかはイノシシもシカも減っておる、それから、柵なんかも結構やっておるということで、努力をしている結果ということになるろうかと思うんですけども。それぞれの地域で、こうした被害地域は高齢化も進み、対策もなかなか地域共同はとりにくいというようなことも聞いておりますので、これは農業振興の課題ということで、またよい対策方法をよく詰めて考えていただければというふうに思います。

終わっておきます。

○原口育大委員長 ほかに質疑ございませんか。

川上委員。

○川上 命委員 イノシシの被害のことで聞きたいんですけど、田畑のところは全部補助金くれて、地元も金網をしてんけど、家と家との間、補助金ないわな。そういったことで、非常に距離数が長かった場合には、かなりの負担をせなならんということで、ちょっと困るとるというんですけど。イノシシそのものは、もう集中的に、今度はその間に来るわけやな。もう、金網したすき間というのは、家と家との、住宅の間とか、倉庫の間とか、公共の建物の間とか、集中的に。そんなところは補助金の、金網の補助金はおりないんですか。

○原口育大委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） これ、農業共済課なので、農業共済課では、捕獲のおりの助成は1件当たり10万円以内でしているんですけども、そういう柵の助成といいますか、そういう形は農林振興課のほうでは、柵のほうの助成をやっているんですけども、共済のほうではやってないということになります。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

委員間討議を行いたいと思いますが、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 ありませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 異議がありませんので、採決を行います。
議案第 89 号、平成 27 年度南あわじ市農業共済事業会計予算について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○原口育大委員長 挙手多数であります。
よって議案第 89 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

1 1. 議案第 91 号 平成 27 年度南あわじ市広田財産区管理会特別会計予算

○原口育大委員長 次に、議案第 91 号、平成 27 年度南あわじ市広田財産区管理会特別会計予算についてを議題とします。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。
委員間討議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 ありませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 異議がありませんので、採決を行います。

議案第91号、平成27年度南あわじ市広田財産区管理会特別会計予算について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○原口育大委員長 挙手多数であります。

よって、議案第91号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

12. 議案第92号 平成27年度南あわじ市福良財産区管理会特別会計予算

○原口育大委員長 次に、議案第92号、平成27年度南あわじ市福良財産区管理会特別会計予算についてを議題とします。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 質疑がありませんので、質疑を終結します。

委員間討議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 ありませんので、討議を終結します。

採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 異議がありませんので、採決を行います。

議案第92号、平成27年度南あわじ市福良財産区管理会特別会計予算について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○原口育大委員長 挙手多数であります。

よって、議案第92号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

13. 議案第93号 平成27年度南あわじ市北阿万財産区管理会特別会計予算

○原口育大委員長 次に、議案第93号、平成27年度南あわじ市北阿万財産区管理会特別会計予算についてを議題とします。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 質疑がありませんので、質疑を終結します。
委員間討議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 ありませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 ありませんので、採決を行います。
議案第93号、平成27年度南あわじ市北阿万財産区管理会特別会計予算について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○原口育大委員長 挙手多数であります。
よって、議案第93号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

14. 議案第94号 平成27年度南あわじ市沼島財産区管理会特別会計予算

○原口育大委員長 次に、議案第94号、平成27年度南あわじ市沼島財産区管理会特別会計予算についてを議題とします。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 質疑がありませんので、質疑を終結します。
委員間討議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 ありませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 異議がありませんので、採決を行います。
議案第94号、平成27年度南あわじ市沼島財産区管理会特別会計予算について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○原口育大委員長 挙手多数であります。
よって、議案第94号は原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上で、第61回定例会において当予算審査特別委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。
お諮りいたします。3月20日の本会議における委員会審査報告について、どのように取り計らったらよろしいでしょうか。

(「委員長、副委員長一任」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 それでは、委員長、副委員長に一任とさせていただきます。
委員会審査報告につきましては、本特別委員会は議長を除く全議員により設置しておりますので、質疑と答弁についての報告とせず、委員会審議において出された主な意見等について、取りまとめて報告を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 これをもちまして、予算審査特別委員会を閉会いたしたいと思いま

す。

最後になりましたが、4日間、慎重審議、大変ありがとうございました。一部、迷走した質疑応答もあったように感じましたが、質問、要望の趣旨を十分御理解いただき、事業に反映されることを期待して、閉会といたします。

お疲れさまでした。

(閉会 午後 4時08分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成27年 3月13日

南あわじ市議会予算審査特別委員会

委員長 原 口 育 大